

厚生労働行政推進調査事業費補助金

厚生労働科学特別研究事業

無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究

研究代表者 横田 睦

令和6年度総括研究報告書

## 1. 研究の目的

近年、少子化・核家族化の進行や家意識の希薄化等に伴い、死亡者の縁故者がいない墳墓（以下「無縁墳墓」という。）の増加とそれによる様々な問題が指摘されている。すなわち、管理をする者のいない無縁墳墓の増加は、墓地の荒廃や不法投棄を招くなど、不十分な管理による様々な支障を生じさせる懸念があるのである。

これまで、無縁墳墓の実態については、必ずしも十分に把握されてこなかったものであるが、先般、総務省行政評価局が、公営墓地における無縁墳墓等の発生状況や、その解消のための課題等の把握を目的として、1,231市町村に対する書面調査や88の市町村を対象とする実地調査を実施し、令和5年9月には、当該調査の結果が、「墓地行政に関する調査－公営墓地における無縁墳墓を中心として－結果報告書」（以下「総務省報告書」という。）として公表された。総務省報告書においては、無縁墳墓等が発生している公営墓地の割合は既に58.2%にも及んでいるとされている。

この点、一旦無縁墳墓等が発生した場合、それが自然解消することは考え難く、無縁墳墓等の増加によって、その解消が一層困難となるおそれがあり、その発生を抑止していくことが重要であることも総務省報告書が指摘するところであるが、これに不可欠な縁故者に関する情報を把握できている割合については、総務省の実地調査の対象となった88自治体の80.7%が「20%未満」ととどまるなど、対策が進んでいるとは言い難い。

また、無縁墳墓等の改葬手続については、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第3条に規定があるものの、総務省報告書によれば、実際に着手に至った市町村は6.1%にとどまっており、一旦発生した無縁墳墓等の解消についても必ずしも進んではいない。

本研究は、総務省の調査では対象とされていなかった民営墓地も対象とするとともに、総務

省報告書により浮き彫りにされた課題等を踏まえた調査を行うことで、公営・民営を問わない墓地行政全体の課題としての無縁墳墓等について、更なる実態把握を行うとともに、縁故者情報の事前把握に関する事例の収集、無縁改葬に当たっての縁故者搜索の範囲・手法や無縁改葬後の墓石の取扱いに関する事例・裁判例の収集をした上で、無縁墳墓等の発生抑制及び解消のそれぞれの観点から、自治体における取組の促進に資する事例や考え方等を整理するとともに、その対応策を取りまとめることを目的とする。

## 2. 研究者

研究代表者	公益社団法人 全日本墓園協会_専務理事・主管研究員	横田 睦
研究分担者	弁護士法人 早稲田大学リーガルクリニック_名誉教授・弁護士 虎の門法律事務所_弁護士・法律事務所パートナー 公益財団法人 東京都公園協会_霊園課 課長 公益財団法人エターナリカ (旧：墓園普及会)_理事・事務局長	浦川 道太郎 小松 初男 國分 亮子 山口 貴正

## 3. 研究計画・方法

1 本研究では、多様な観点から検討を加え、適切な成果が得られるよう、墓地埋葬制度に関する法律や実務に精通した専門家である研究代表者のほか、民法等に関する法制度・判例研究・実務の専門家2名、公営・民営各々の墓地経営に携わっている実務家1名ずつを加えた計4名の研究分担者をメンバーとする研究会を研究開始時に発足させ、検討を進める。

2 本研究では、上記研究会の下で、以下のとおり公営墓地・民営墓地のそれぞれについて実態調査を実施した上で、事例や考え方等の整理、対応案の検討を行う。

### (1) 公営墓地に対するアンケート調査

全国の市区町村を対象に、総務省報告書で指摘された課題等への公営墓地における対応（縁故者情報の事前把握や無縁改葬後の墓石の保管・処分）の実態や考え方、無縁墳墓の発生抑制及び解消の観点からの今後の方策の検討状況等について、書面によるアンケートを実施する。

### (2) 民営墓地に対するアンケート調査

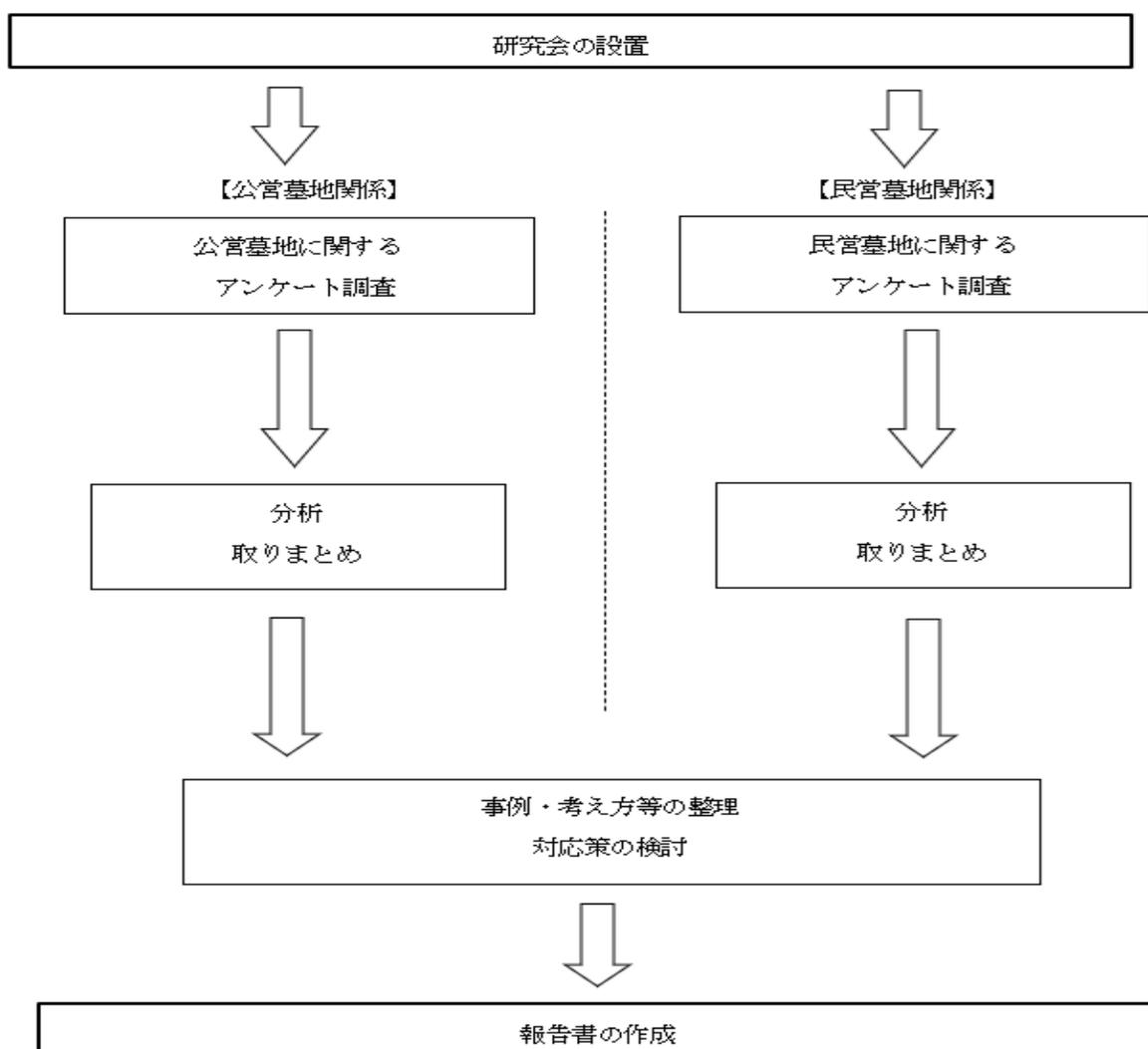
総務省報告書に係る調査は公営墓地のみを対象とするものであったが、無縁墳墓等の問題は民営墓地にも共通する課題であるのみならず、使用者の在籍調査に当たって公用請求ができないという公営墓地には無い制約や、使用者不在の場合に使用許可を取り消すということも可能であったりする公営墓地とは異なり、不在である使用者を相手に契約解除をするといっ

た困難さがあるなど、むしろ公営墓地よりも複雑な課題を抱えているとも言える。地方公共団体以外の主体が経営する墓地は約84万か所と、墓地全体の96.6%を占める。本研究では、平成9年時に調査の対象とされた実績のある1ha以上の大規模墓地を調査対象とし、その上で、総務省報告書で指摘された問題等への対応の実態やその考え方、総務省報告書を踏まえた今後の方策の検討状況等について、書面によるアンケートを実施する。

### (3) 事例・考え方等の整理及び対応策の検討

(1)及び(2)の調査の結果のほか、無縁墳墓等の改葬に関する先行研究である令和5年度厚生労働科学特別研究事業(遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究)の研究成果も活用し、同研究において整理した無縁改葬の手続等に関する取扱い、留意すべき私法上の規定や内容等も踏まえ、公営墓地・民営墓地における無縁墳墓等の発生抑制及び解消に資する事例や考え方等を整理するとともに、地方公共団体における取組の指針となる対応策を取りまとめ、地方公共団体への周知を図る。

#### [ 研究計画・方法の概念図 (フロー) ]



#### 4. 期待される効果 - 研究成果

総務省報告書によると、同省の調査においては、縁故者に関する情報の事前把握について他市町村の状況を情報提供してほしいとする市町村が見られたほか、無縁墳墓等を改葬した後に残る墓石の保管や処分についての判断基準を示してほしい旨の要望も寄せられていたところである。

無縁墳墓等の発生抑制及び解消のそれぞれの観点から、自治体における取組の促進に資する事例や考え方等を整理するとともに、その対応策を取りまとめることを目的とする本研究は、これらの声に応えるものである。これは、公営墓地の経営主体であるとともに、民営墓地の経営を指導する立場にもある地方自治体に示すことによって、無縁墳墓等の問題の解決に向けた公営墓地・民営墓地における各種の取組みの隘路を解消し、その円滑な実施に資することが期待できる。

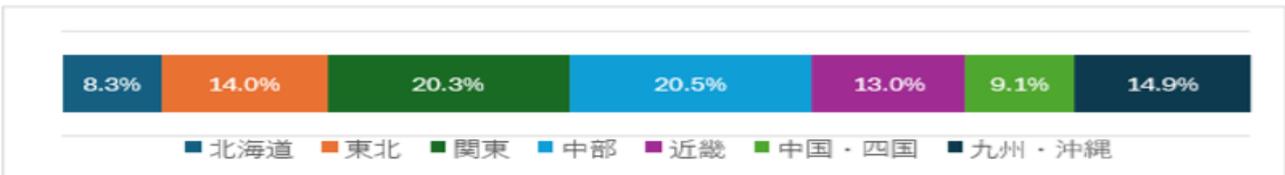
## 1. 本研究の背景状況等-2024年人口問題研究所推計に拠る墓地の将来像

我が国においては、平成23年8月30日 号外法律第105号〔地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律24条による改正〕によって、墓地などめぐる地域的差異を配慮した地方公共団体への分権化が行われている。

従って、本報告書では、「2. 公営墓地に対するアンケート調査」「3. 民営墓地に対するアンケート調査」の分析には、全国の地方公共団体、大規模民営墓地を対象に行っている。集計にあたっては、地域別の差異についても行っている。但し、都道府県別では細分化され過ぎってしまうため、地方、地域別に捉えることとした。具体的には以下の通り。

「■公営■無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」(アンケート調査結果「誤差」等)

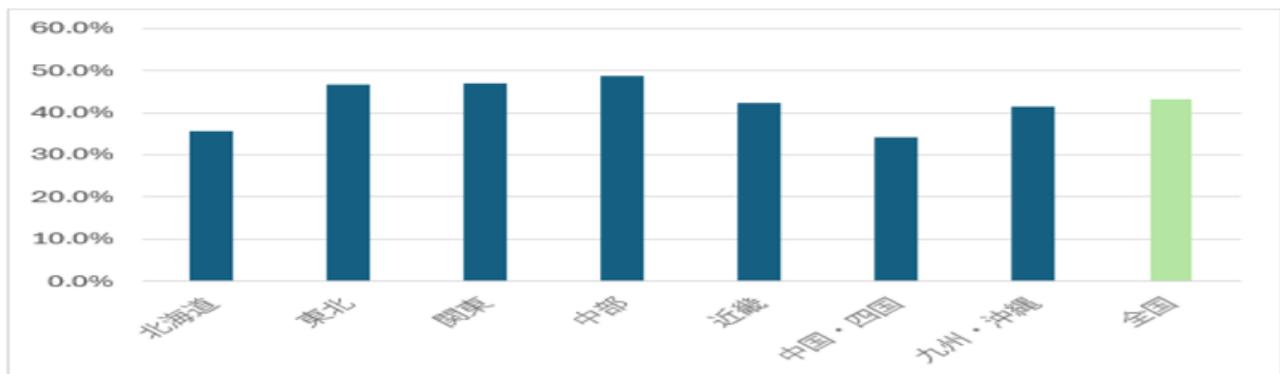
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回答数	64	108	157	158	100	70	115	772
地域別構成比	8.3%	14.0%	20.3%	20.5%	13.0%	9.1%	14.9%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
発送数	180	231	335	324	237	204	277	1788
地域別構成比	10.1%	12.9%	18.7%	18.1%	13.3%	11.4%	15.5%	100.0%



各地域の回収率	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
	35.6%	46.8%	46.9%	48.8%	42.2%	34.3%	41.5%	43.2%



「■民営■無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」(アンケート調査結果「誤差」等)

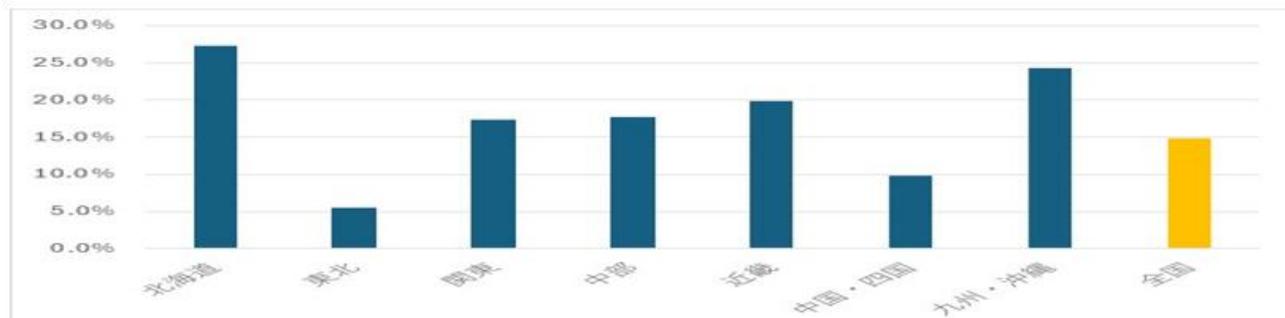
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回答数	6	11	29	14	22	5	16	103
地域別構成比	5.8%	10.7%	28.2%	13.6%	21.4%	4.9%	15.5%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
発送数	22	199	167	79	111	51	66	695
地域別構成比	3.2%	28.6%	24.0%	11.4%	16.0%	7.3%	9.5%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回収率	27.3%	5.5%	17.4%	17.7%	19.8%	9.8%	24.2%	14.8%



現在における無縁改葬手続きは平成8(1996)年6月3日に総務庁行政監査局長から厚生省生活衛生局長あてに「無縁墳墓の改葬に係る公告手続きの見直し(あっせん)」が示されたことに伴い、平成11(1999)年3月29日厚生省令第29号に「墓地、埋葬に関する法律施行規則」における「第1 改葬手続きの見直し(第2条及び第3条関係)」のうちの「2 無縁墳墓の改葬手続きの見直し」にて、いわゆる無縁改葬公告の掲載が「新聞(全国紙)」から「官報」に切り替えられ、改正されることとなった。

無縁改葬も、この改正に伴い、衛生行政報告例に反映されることとなった。当該改正が施行されたのは平成11年10月1日からであり、以後の無縁改葬数の推移をまとめると、以下の通りである(出典:厚生労働省 衛生行政報告例)。

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
2,096	7,517	2,584	3,625	2,718	3,309	3,414	3,651

なお、この表は公営・民営霊園を合わせた数である。この「無縁改葬数」の将来推計を行うアプローチの方策はない。

そこで、これに代わるもの、あるいは、補助線として、令和6(2024)年11月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した都道府県別の世帯数、世帯員数、人口数、死亡率などを基礎数値として、**都道府県別の必要墳墓(等)数の推計を行った。**

ただし、ここでの「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状の把握と課題解決のための調査研究」においては、前述した通り、「北海道」「東北」「関東」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州・沖縄」の7つの地方、地区に分けている。

従って、**都道府県別の必要墳墓(等)数の推計結果について、それら7つの地方、地区にまとめ直したものを示すこととした。**

なお、ここでの必要墳墓(等)数の推計に用いた推計方法については、以下の通り。

#### 推計方法 ①

$$\begin{aligned} \text{将来必要数 (A)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{墓地需要率} \times \text{定住志向率} \\ \text{将来必要数 (B)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{傍系世帯率} \times \text{定住志向率} \\ \text{墓地需要数} &= \{ \text{将来必要数 (A)} + \text{将来必要数 (B)} \} \div 2 \end{aligned}$$

#### 推計方法 ②

$$\begin{aligned} \text{将来必要数 (A)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{墓地需要率} \times \text{定住志向率} \\ \text{将来必要数 (B)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{傍系世帯率} \times \text{定住志向率} \\ \text{墓地需要数} &= \{ \text{将来必要数 (A)} + \text{将来必要数 (B)} \} \div 2 \end{aligned}$$

「推計方法 ①」「推計方法 ②」の結果を比較、値の小さな方が採用される。

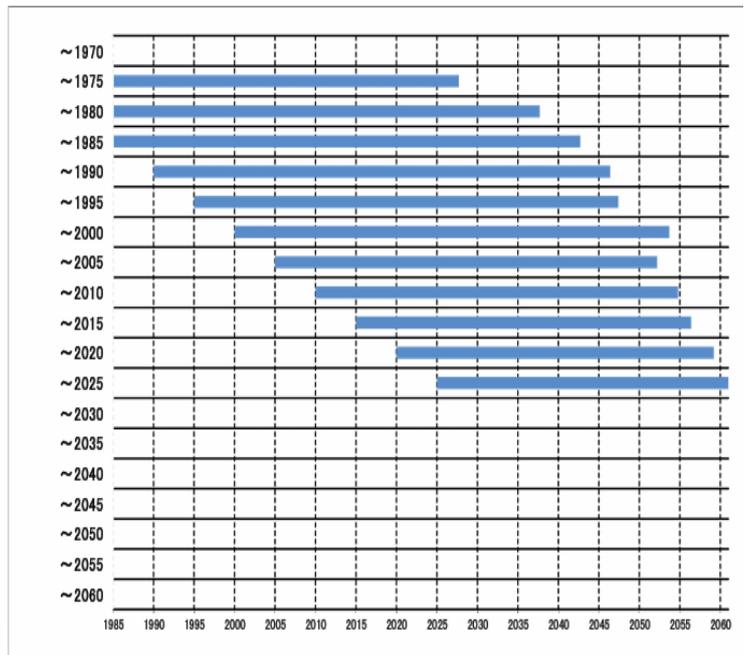
なお、推計方法の墓地需要率、定住志向率は多くの場合、アンケートなどで設定するが、過去の実績値をマトリックス図(マトリックス表)で表すと以下の通り。



「北海道」[推計方法 ①]

北海道地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	1,359,000		3.62	0.0062	44.6	0
1975	1,561,000	202,000	3.27	0.0058	52.7	3,833
1980	1,824,000	263,000	2.99	0.0058	57.7	4,558
1985	1,915,000	91,000	2.89	0.0060	57.7	1,577
1990	2,015,000	100,000	2.73	0.0065	56.4	1,773
1995	2,043,000	28,000	2.65	0.0072	52.4	534
2000	2,278,000	235,000	2.42	0.0077	53.7	4,376
2005	2,369,000	91,000	2.38	0.0089	47.2	1,928
2010	2,418,000	49,000	2.21	0.0101	44.8	1,094
2015	2,438,000	20,000	2.14	0.0113	41.4	483
2020	2,469,000	31,000	2.04	0.0125	39.2	791
2025	2,470,000	1,000	1.94	0.0142	36.3	28
2030	2,435,000	-35,000	1.88	0.0154	34.5	-1,014
2035	2,364,000	-71,000	1.83	0.0164	33.3	-2,132
2040	2,264,000	-100,000	1.81	0.0173	31.9	-3,135
2045	2,140,000	-124,000	1.79	0.0179	31.2	-3,974
2050	2,015,000	-125,000	1.78	0.0180	31.2	-4,006
2055	1,897,000	-118,000	1.77	0.0186	30.4	-3,882
2060	1,786,000	-111,000	1.76	0.0196	29.0	-3,828



北海道における年間必要墳墓数の推移

- (1) 2000～2005年の間の年間時必要墳墓数  
16,651 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376)
- (2) 2005年～2010年の間の年間必要墳墓数  
18,579 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376+1928)
- (3) 2010～2015年の間の年間必要墳墓数  
19,673 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376+1928+1094)
- (4) 2015～2020年の間の年間必要墳墓数  
20,156 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376+1928+1094+483)
- (5) 2020～2025年の間の年間必要墳墓数  
20,947 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376+1928+1094+483+791)
- (6) 2025～2030年の間の年間必要墳墓数  
20,975 墳墓 (= 3833+4558+1577+1773+534+4376+1928+1094+483+791+28)
- (7) 2030～2035年の間の年間必要墳墓数  
17,142 墳墓 (= 4558+1577+1773+534+4376+1928+1094+483+791+28)
- (8) 2035～2040年の間の年間必要墳墓数  
17,142 墳墓 (= 4558+1577+1773+534+4376+1928+1094+483+791+28)
- (9) 2040～2045年の間の年間必要墳墓数  
12,584 墳墓 (= 1577+1773+534+4376+1928+1094+483+791+28)
- (10) 2045～2050の間の年間必要墳墓数  
11,007 墳墓 (= 1773+534+4376+1928+1094+483+791+28)
- (11) 2050～2055の間の年間必要墳墓数  
8,700 墳墓 (= 4376+1928+1094+483+791+28)
- (12) 2055～2060の間の年間必要墳墓数  
1,302 墳墓 (= 483+791+28)
- (13) 2060年の必要墳墓数  
28 墳墓

「北海道」[推計方法 ②]

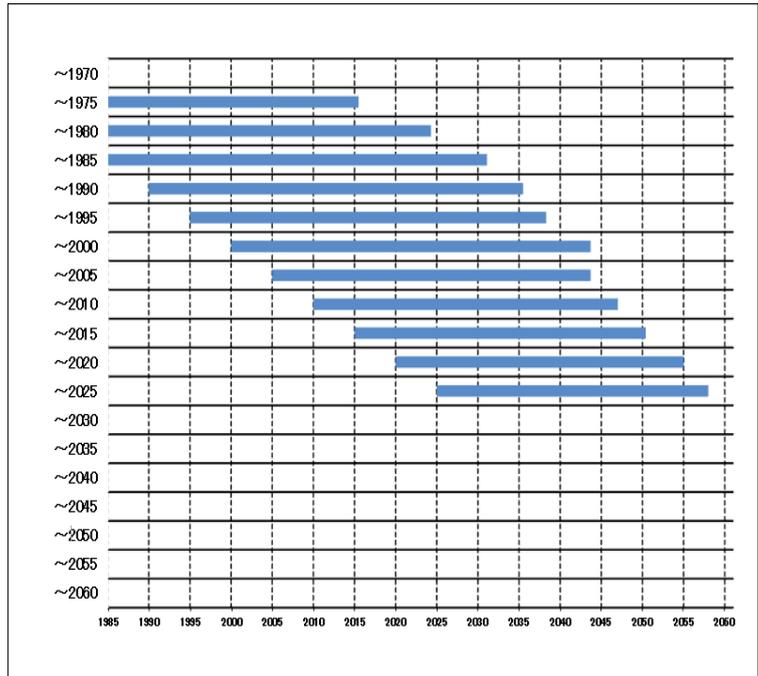
北海道 必要墳墓数（推計）結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯 率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方 式)	墳墓 需要数 (森岡方 式)
1995～2000	5,692,000	0.0072	40,982	0.75	0.40	12,295	0.30	9,221	10,758	12,275
2000～2005	5,683,000	0.0077	43,407	0.75	0.40	13,022	0.30	9,767	11,395	16,651
2005～2010	5,628,000	0.0089	50,089	0.75	0.40	15,027	0.30	11,270	13,149	18,579
2010～2015	5,506,000	0.0101	55,404	0.75	0.40	16,621	0.30	12,466	14,544	19,673
2015～2020	5,382,000	0.0113	60,667	0.75	0.30	13,650	0.20	9,100	11,375	20,156
2020～2025	5,224,614	0.0125	65,308	0.75	0.30	14,694	0.20	9,796	12,245	20,947
2025～2030	5,007,066	0.0142	71,100	0.75	0.30	15,998	0.20	10,665	13,332	20,975
2030～2035	4,791,556	0.0154	73,790	0.75	0.30	16,603	0.20	11,068	13,836	17,142
2035～2040	4,562,362	0.0164	74,823	0.75	0.25	14,029	0.15	8,418	11,224	17,142
2040～2045	4,319,217	0.0173	74,722	0.75	0.25	14,010	0.15	8,406	11,208	12,584
2045～2050	4,067,642	0.0179	72,811	0.75	0.25	13,652	0.15	8,191	10,922	11,007
2050～2055	3,820,016	0.0180	68,760	0.75	0.25	12,893	0.15	7,736	10,315	8,700
2055～2060	3,587,000	0.0186	66,718	0.75	0.25	12,510	0.15	7,506	10,008	1,302
2060年	3,368,000	0.0196	66,013	0.75	0.25	12,377	0.15	7,426	9,902	28

# 「東北地方」[推計方法 ①]

## 東北地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	3,460,000		4.13	0.0071	34.1	0
1975	3,895,000	435,000	3.76	0.0066	40.5	10,741
1980	4,459,000	564,000	3.48	0.0065	44.3	12,731
1985	4,662,000	203,000	3.39	0.0064	46.1	4,403
1990	4,889,000	227,000	3.23	0.0068	45.5	4,989
1995	5,066,000	177,000	3.06	0.0075	43.3	4,088
2000	5,539,000	473,000	2.85	0.0080	43.7	10,824
2005	5,699,000	160,000	2.80	0.0093	38.7	4,134
2010	5,808,000	109,000	2.60	0.0104	37.0	2,946
2015	5,888,000	80,000	2.51	0.0112	35.4	2,260
2020	5,972,000	84,000	2.33	0.0123	35.0	2,400
2025	6,024,000	52,000	2.17	0.0140	33.0	1,576
2030	5,961,000	-63,000	2.07	0.0152	31.8	-1,981
2035	5,785,000	-176,000	2.00	0.0162	30.8	-5,714
2040	5,528,000	-257,000	1.97	0.0171	29.7	-8,653
2045	5,215,000	-313,000	1.95	0.0177	29.1	-10,756
2050	4,886,000	-329,000	1.92	0.0178	29.3	-11,229
2055	4,578,000	-308,000	1.90	0.0183	28.7	-10,732
2060	4,290,000	-288,000	1.88	0.0193	27.5	-10,473



### 東北地方における年間必要墳墓数の推移

#### (1) 2000～2005年の間の年間時必要墳墓数

47,776 墳墓 (= 10741 + 12731 + 4403 + 4989 + 4088 + 10824)

#### (2) 2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

51,910 墳墓 (= 10741 + 12731 + 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134)

#### (3) 2010～2015年の間の年間必要墳墓数

54,856 墳墓 (= 10741 + 12731 + 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946)

#### (4) 2015～2020年の間の年間必要墳墓数

57,116 墳墓 (= 10741 + 12731 + 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946 + 2260)

#### (5) 2020～2025年の間の年間必要墳墓数

48,775 墳墓 (= 12731 + 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946 + 2260 + 2400)

#### (6) 2025～2030年の間の年間必要墳墓数

37,620 墳墓 (= 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946 + 2260 + 2400 + 1576)

#### (7) 2030～2035年の間の年間必要墳墓数

37,620 墳墓 (= 4403 + 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946 + 2260 + 2400 + 1576)

#### (8) 2035～2040年の間の年間必要墳墓数

33,217 墳墓 (= 4989 + 4088 + 10824 + 4134 + 2946 + 2260 + 2400 + 1576)

#### (9) 2040～2045年の間の年間必要墳墓数

24,140 墳墓 (= 10824 + 4134 + 2946 + 2260 + 2400 + 1576)

#### (10) 2045～2050の間の年間必要墳墓数

9,182 墳墓 (= 2946 + 2260 + 2400 + 1576)

#### (11) 2050～2055の間の年間必要墳墓数

6,236 墳墓 (= 2260 + 2400 + 1576)

#### (12) 2055～2060の間の年間必要墳墓数

1,576 墳墓

#### (13) 2060年の必要墳墓数

0 墳墓

「東北地方」[推計方法 ②]

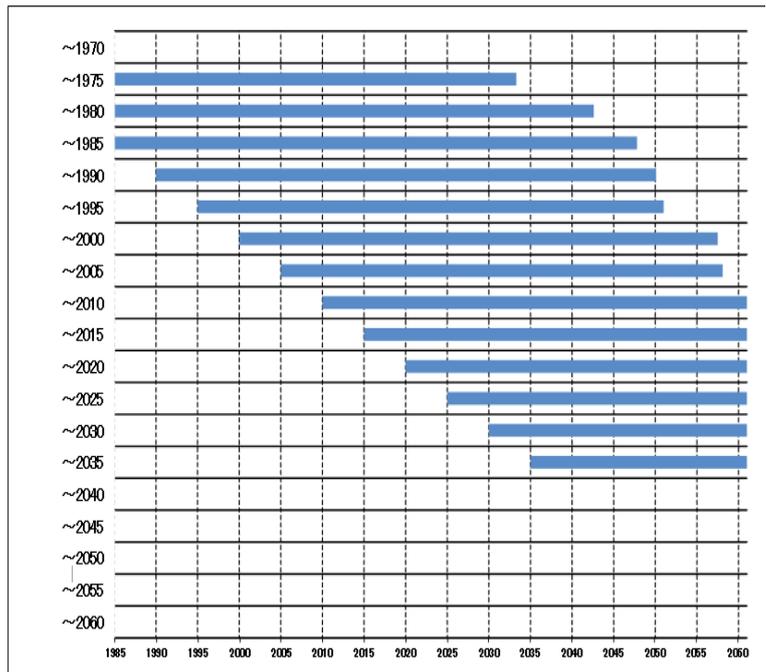
東北地方必要墳墓数(推計)結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方式)	墳墓 需要数 (森岡方式)
1995～2000	15,528,000	0.0075	117,125	0.75	0.40	35,138	0.30	26,353	30,746	
2000～2005	15,500,000	0.0080	124,443	0.75	0.40	37,333	0.30	28,000	32,667	47,776
2005～2010	15,263,000	0.0093	141,183	0.75	0.40	42,355	0.30	31,766	37,061	51,910
2010～2015	14,841,000	0.0104	154,240	0.75	0.40	46,272	0.30	34,704	40,488	54,856
2015～2020	14,365,000	0.0112	161,196	0.75	0.30	36,269	0.20	24,179	30,224	57,116
2020～2025	13,835,809	0.0123	169,785	0.75	0.30	38,202	0.20	25,468	31,835	48,775
2025～2030	13,165,823	0.0140	183,757	0.75	0.30	41,345	0.20	27,564	34,455	37,620
2030～2035	12,510,833	0.0152	189,897	0.75	0.30	42,727	0.20	28,484	35,606	37,620
2035～2040	11,834,235	0.0162	191,630	0.75	0.25	35,931	0.15	21,558	28,745	33,217
2040～2045	11,134,558	0.0171	190,242	0.75	0.25	35,670	0.15	21,402	28,536	24,140
2045～2050	10,417,908	0.0177	183,876	0.75	0.25	34,477	0.15	20,686	27,582	9,182
2050～2055	9,705,841	0.0178	172,279	0.75	0.25	32,302	0.15	19,381	25,842	6,236
2055～2060	9,045,000	0.0183	165,653	0.75	0.25	31,060	0.15	18,636	24,848	1,576
2060年	8,431,000	0.0193	162,959	0.75	0.25	30,555	0.15	18,333	24,444	0

## 「関東地方」[推計方法 ①]

### 関東地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	7,945,000		3.57	0.0058	48.7	0
1975	9,581,000	1,636,000	3.25	0.0053	58.3	28,062
1980	11,211,000	1,630,000	3.00	0.0053	62.6	26,038
1985	12,113,000	902,000	2.93	0.0054	62.8	14,363
1990	13,338,000	1,225,000	2.78	0.0060	60.1	20,383
1995	14,606,000	1,268,000	2.66	0.0067	56.0	22,643
2000	15,664,000	1,058,000	2.47	0.0071	57.5	18,400
2005	16,690,000	1,026,000	2.42	0.0078	53.1	19,322
2010	18,147,000	1,457,000	2.25	0.0085	52.6	27,700
2015	18,885,000	738,000	2.18	0.0090	50.8	14,528
2020	20,133,000	1,248,000	2.08	0.0098	49.1	25,418
2025	20,986,000	853,000	1.99	0.0111	45.3	18,830
2030	21,429,000	443,000	1.93	0.0121	42.9	10,326
2035	21,578,000	149,000	1.90	0.0129	41.0	3,634
2040	21,486,000	-92,000	1.87	0.0135	39.4	-2,335
2045	21,209,000	-277,000	1.86	0.0140	38.5	-7,195
2050	20,858,000	-351,000	1.85	0.0141	38.3	-9,164
2055	20,515,000	-343,000	1.85	0.0145	37.3	-9,196
2060	20,179,000	-336,000	1.84	0.0153	35.5	-9,465



### 関東地方における年間必要墳墓数の推移

#### (1)2000～2005年の間の年間必要墳墓数

129,889 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400)

#### (2)2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

149,211 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400+19322)

#### (3)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

176,911 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700)

#### (4)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

191,439 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528)

#### (5)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

216,857 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418)

#### (6)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

235,687 墳墓(=28062+26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418+18830)

#### (7)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

221,585 墳墓(=26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (8)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

221,585 墳墓(=26038+14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (9)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

195,547 墳墓(=14363+20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (10)2045～2050の間の年間必要墳墓数

181,184 墳墓(=20383+22643+18400+19322+27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (11)2050～2055の間の年間必要墳墓数

138,158 墳墓(=18400+19322+27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (12)2055～2060の間の年間必要墳墓数

100,436 墳墓(=27700+14528+25418+18830+10326+3634)

#### (13)2060年の必要墳墓数

100,436 墳墓(=27700+14528+25418+18830+10326+3634)

「関東地方」[推計方法 ②]

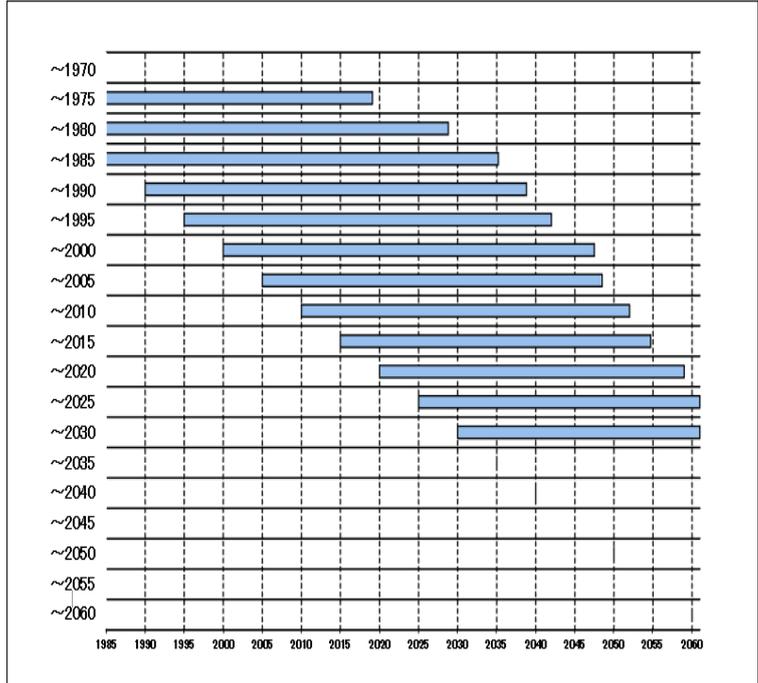
関東地方 必要墳墓数(推計) 結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方 式)	墳墓 需要数 (森岡方 式)
1995～2000	39,521,000	0.0067	265,638	0.75	0.40	79,691	0.30	59,768	69,730	
2000～2005	40,434,000	0.0071	285,060	0.75	0.40	85,518	0.30	64,138	74,828	129,889
2005～2010	41,495,000	0.0078	323,365	0.75	0.40	97,009	0.30	72,757	84,883	149,211
2010～2015	42,604,000	0.0085	360,612	0.75	0.40	108,184	0.30	81,138	94,661	176,911
2015～2020	42,995,000	0.0090	388,798	0.75	0.30	87,479	0.20	58,320	72,900	191,439
2020～2025	43,653,441	0.0098	427,492	0.75	0.30	96,186	0.20	64,124	80,155	216,857
2025～2030	43,501,854	0.0111	483,492	0.75	0.30	108,786	0.20	72,524	90,655	235,687
2030～2035	43,177,883	0.0121	521,836	0.75	0.30	117,413	0.20	78,275	97,844	246,013
2035～2040	42,710,834	0.0129	549,444	0.75	0.25	103,021	0.15	61,812	82,417	221,585
2040～2045	42,089,583	0.0135	570,013	0.75	0.25	106,877	0.15	64,126	85,502	221,585
2045～2050	41,340,040	0.0140	577,875	0.75	0.25	108,352	0.15	65,011	86,682	195,547
2050～2055	40,515,621	0.0141	570,402	0.75	0.25	106,950	0.15	64,170	85,560	181,184
2055～2060	39,716,000	0.0145	576,449	0.75	0.25	108,084	0.15	64,851	86,468	138,158
2060年	38,939,000	0.0153	595,489	0.75	0.25	111,654	0.15	66,992	89,323	100,436

「中部地方」[推計方法 ①]

中部地方 必要墳墓数 (推計) ・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	4,377,000		3.89	0.0067	38.6	0
1975	4,984,000	607,000	3.68	0.0062	44.1	13,764
1980	5,670,000	686,000	3.42	0.0060	48.8	14,057
1985	5,976,000	306,000	3.35	0.0060	50.2	6,096
1990	6,403,000	427,000	3.19	0.0064	48.8	8,750
1995	6,915,000	512,000	3.00	0.0071	47.0	10,894
2000	7,357,000	442,000	2.85	0.0074	47.5	9,305
2005	7,752,000	395,000	2.77	0.0083	43.5	9,080
2010	8,117,000	365,000	2.59	0.0092	42.0	8,690
2015	8,341,000	224,000	2.52	0.0100	39.7	5,642
2020	8,687,000	346,000	2.36	0.0109	39.0	8,872
2025	8,966,000	279,000	2.21	0.0123	36.6	7,623
2030	9,046,000	80,000	2.12	0.0134	35.1	2,279
2035	8,953,000	-93,000	2.07	0.0143	33.8	-2,751
2040	8,732,000	-221,000	2.04	0.0151	32.5	-6,800
2045	8,440,000	-292,000	2.01	0.0156	31.9	-9,154
2050	8,125,000	-315,000	2.00	0.0157	31.9	-9,875
2055	7,825,000	-300,000	1.99	0.0161	31.2	-9,615
2060	7,538,000	-287,000	1.98	0.0170	29.7	-9,663



中部地方における年間必要墳墓数の推移

(1)2000～2005年の間の年間時必要墳墓数

62,866 墳墓(=13764+14057+6096+8750+10894+9305)

(2)2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

71,946 墳墓(=13764+14057+6096+8750+10894+9305+9080)

(3)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

80,636 墳墓(=13764+14057+6096+8750+10894+9305+9080+8690)

(4)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

86,278 墳墓(=13764+14057+6096+8750+10894+9305+9080+8690+5642)

(5)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

81,386 墳墓(=14057+6096+8750+10894+9305+9080+8690+5642+8872)

(6)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

89,009 墳墓(=14057+6096+8750+10894+9305+9080+8690+5642+8872+7623)

(7)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

77,231 墳墓(=6096+8750+10894+9305+9080+8690+5642+8872+7623+2279)

(8)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

77,231 墳墓(=6096+8750+10894+9305+9080+8690+5642+8872+7623+2279)

(9)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

62,385 墳墓(=10894+9305+9080+8690+5642+8872+7623+2279)

(10)2045～2050の間の年間必要墳墓数

51,491 墳墓(=9305+9080+8690+5642+8872+7623+2279)

(11)2050～2055の間の年間必要墳墓数

33,106 墳墓(=8690+5642+8872+7623+2279)

(12)2055～2060の間の年間必要墳墓数

18,774 墳墓(=8872+7623+2279)

(13)2060年の必要墳墓数

9,902 墳墓(=7623+2279)

「中部地方」[推計方法 ②]

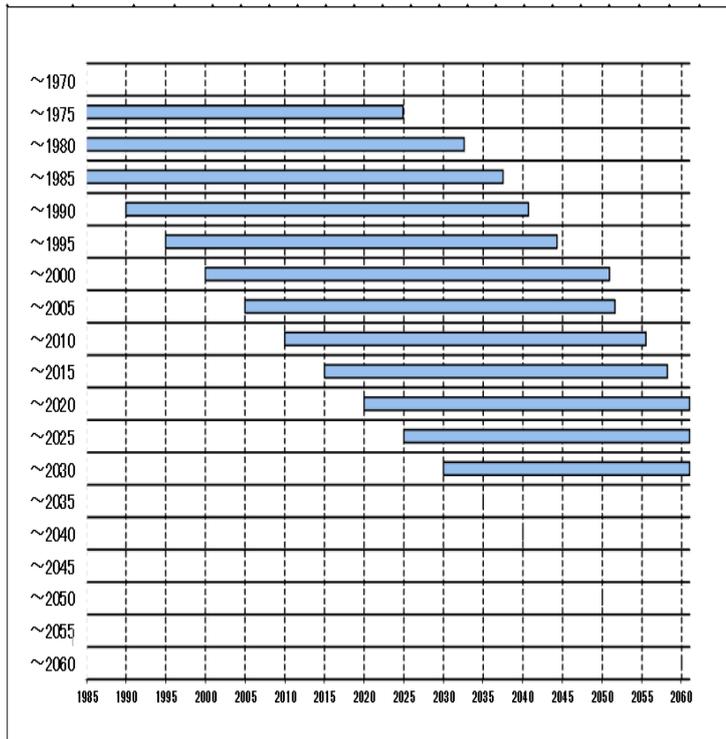
中部地方 必要墳墓数(推計)結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方 式)	墳墓 需要数 (森岡方式)
1995~2000	21,400,000	0.0071	151,583	0.75	0.40	45,475	0.30	34,106	39,791	
2000~2005	21,628,000	0.0074	159,687	0.75	0.40	47,906	0.30	35,930	41,918	62,866
2005~2010	21,774,000	0.0083	180,603	0.75	0.40	54,181	0.30	40,636	47,409	71,946
2010~2015	21,715,000	0.0092	199,899	0.75	0.40	59,970	0.30	44,977	52,474	80,636
2015~2020	21,460,000	0.0100	214,838	0.75	0.30	48,339	0.20	32,226	40,283	86,278
2020~2025	21,147,819	0.0109	229,806	0.75	0.30	51,706	0.20	34,471	43,089	81,386
2025~2030	20,516,270	0.0123	252,920	0.75	0.30	56,907	0.20	37,938	47,423	89,009
2030~2035	19,875,663	0.0134	266,776	0.75	0.30	60,025	0.20	40,016	50,021	77,231
2035~2040	19,188,561	0.0143	274,610	0.75	0.25	51,489	0.15	30,894	41,192	77,231
2040~2045	18,456,679	0.0151	278,696	0.75	0.25	52,255	0.15	31,353	41,804	62,385
2045~2050	17,695,166	0.0156	275,553	0.75	0.25	51,666	0.15	31,000	41,333	51,491
2050~2055	16,923,490	0.0157	265,229	0.75	0.25	49,730	0.15	29,838	39,784	33,106
2055~2060	16,190,000	0.0161	261,379	0.75	0.25	49,008	0.15	29,405	39,207	18,774
2060年	15,492,000	0.0170	263,880	0.75	0.25	49,478	0.15	29,687	39,583	9,902

「近畿地方」[推計方法 ①]

近畿地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	5,034,000		3.56	0.0064	43.9	0
1975	5,827,000	793,000	3.38	0.0059	49.9	15,892
1980	6,597,000	770,000	3.18	0.0060	52.6	14,639
1985	6,935,000	338,000	3.11	0.0061	52.5	6,438
1990	7,360,000	425,000	2.97	0.0066	50.7	8,383
1995	7,813,000	453,000	2.82	0.0072	49.3	9,189
2000	8,446,000	633,000	2.64	0.0075	50.9	12,436
2005	8,819,000	373,000	2.57	0.0084	46.6	8,004
2010	9,332,000	513,000	2.39	0.0092	45.5	11,275
2015	9,557,000	225,000	2.31	0.0100	43.2	5,208
2020	9,964,000	407,000	2.18	0.0110	41.7	9,760
2025	10,198,000	234,000	2.08	0.0124	38.7	6,047
2030	10,216,000	18,000	2.00	0.0136	36.8	489
2035	10,053,000	-163,000	1.96	0.0145	35.3	-4,618
2040	9,768,000	-285,000	1.93	0.0153	33.8	-8,432
2045	9,410,000	-358,000	1.92	0.0158	33.0	-10,848
2050	9,041,000	-369,000	1.90	0.0159	33.1	-11,148
2055	8,687,000	-354,000	1.88	0.0164	32.5	-10,892
2060	8,347,000	-340,000	1.86	0.0173	31.1	-10,932



近畿地方における年間必要墳墓数の推移

(1)2000～2005年の間の年間時必要墳墓数

66,977 墳墓(=15892+14639+6438+8383+9189+12436)

(2)2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

74,981 墳墓(=15892+14639+6438+8383+9189+12436+8004)

(3)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

86,256 墳墓(=15892+14639+6438+8383+9189+12436+8004+11275)

(4)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

91,464 墳墓(=15892+14639+6438+8383+9189+12436+8004+11275+5208)

(5)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

101,224 墳墓(=15892+14639+6438+8383+9189+12436+8004+11275+5208+9760)

(6)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

91,379 墳墓(=14639+6438+8383+9189+12436+8004+11275+5208+9760+6047)

(7)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

91,868 墳墓(=14639+6438+8383+9189+12436+8004+11275+5208+9760+6047+489)

(8)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

77,229 墳墓(=6438+8383+9189+12436+8004+11275+5208+9760+6047+489)

(9)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

70,791 墳墓(=8383+9189+12436+8004+11275+5208+9760+6047+489)

(10)2045～2050の間の年間必要墳墓数

53,219 墳墓(=12436+8004+11275+5208+9760+6047+489)

(11)2050～2055の間の年間必要墳墓数

53,219 墳墓(=12436+8004+11275+5208+9760+6047+489)

(12)2055～2060の間の年間必要墳墓数

32,779 墳墓(=11275+5208+9760+6047+489)

(13)2060年の必要墳墓数

16,296 墳墓(=9760+6047+489)

「近畿地方」[推計方法 ②]

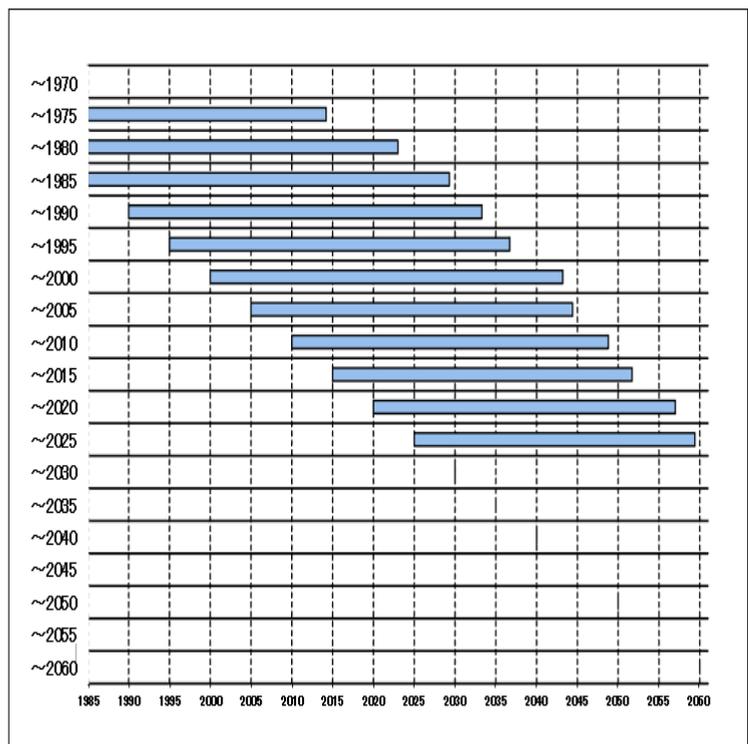
近畿地方 必要墳墓数(推計)結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方式)	墳墓 需要数 (森岡方式)
1995～2000	22,468,000	0.0072	161,449	0.75	0.40	48,435	0.30	36,326	42,381	
2000～2005	22,713,000	0.0075	169,212	0.75	0.40	50,764	0.30	38,073	44,419	66,977
2005～2010	22,760,000	0.0084	190,046	0.75	0.40	57,014	0.30	42,760	49,887	74,981
2010～2015	22,758,000	0.0092	209,861	0.75	0.40	62,958	0.30	47,219	55,089	86,256
2015～2020	22,541,000	0.0100	226,376	0.75	0.30	50,935	0.20	33,956	42,446	91,464
2020～2025	22,311,695	0.0110	244,951	0.75	0.30	55,114	0.20	36,743	45,929	101,224
2025～2030	21,753,809	0.0124	270,524	0.75	0.30	60,868	0.20	40,579	50,724	91,379
2030～2035	21,083,397	0.0136	285,680	0.75	0.30	64,278	0.20	42,852	53,565	91,868
2035～2040	20,334,912	0.0145	294,130	0.75	0.25	55,149	0.15	33,090	44,120	77,229
2040～2045	19,525,068	0.0153	298,315	0.75	0.25	55,934	0.15	33,560	44,747	70,791
2045～2050	18,687,633	0.0158	294,864	0.75	0.25	55,287	0.15	33,172	44,230	53,219
2050～2055	17,848,710	0.0159	283,412	0.75	0.25	53,140	0.15	31,884	42,512	53,219
2055～2060	17,050,000	0.0164	279,255	0.75	0.25	52,360	0.15	31,416	41,888	32,779
2060年	16,288,000	0.0173	281,666	0.75	0.25	52,812	0.15	31,687	42,250	16,296

「中国・四国地方」[推計方法 ①]

中国・四国地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	2,911,000		3.56	0.0083	33.9	0
1975	3,241,000	330,000	3.37	0.0076	39.2	8,418
1980	3,599,000	358,000	3.17	0.0073	43.0	8,326
1985	3,812,000	213,000	3.10	0.0073	44.3	4,808
1990	3,910,000	98,000	2.96	0.0078	43.3	2,263
1995	4,058,000	148,000	2.82	0.0085	41.7	3,549
2000	4,361,000	303,000	2.64	0.0088	43.2	7,014
2005	4,490,000	129,000	2.60	0.0098	39.4	3,274
2010	4,607,000	117,000	2.42	0.0107	38.8	3,015
2015	4,669,000	62,000	2.35	0.0116	36.7	1,689
2020	4,752,000	83,000	2.23	0.0121	37.0	2,243
2025	4,792,000	40,000	2.11	0.0138	34.4	1,163
2030	4,755,000	-37,000	2.03	0.0150	32.8	-1,128
2035	4,642,000	-113,000	1.98	0.0160	31.6	-3,576
2040	4,465,000	-177,000	1.96	0.0168	30.4	-5,822
2045	4,257,000	-208,000	1.94	0.0174	29.6	-7,027
2050	4,048,000	-209,000	1.93	0.0175	29.6	-7,061
2055	3,851,000	-197,000	1.92	0.0180	28.9	-6,817
2060	3,665,000	-186,000	1.91	0.0190	27.6	-6,739



中国・四国地方における年間必要墳墓数の推移

(1)2000～2005年の間の年間時必要墳墓数

34,378 墳墓(=8418+8326+4808+2263+3549+7014)

(2)2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

37,652 墳墓(=8418+8326+4808+2263+3549+7014+3274)

(3)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

40,667 墳墓(=8418+8326+4808+2263+3549+7014+3274+3015)

(4)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

33,938 墳墓(=8326+4808+2263+3549+7014+3274+3015+1689)

(5)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

36,181 墳墓(=8326+4808+2263+3549+7014+3274+3015+1689+2243)

(6)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

29,018 墳墓(=4808+2263+3549+7014+3274+3015+1689+2243+1163)

(7)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

24,210 墳墓(=2263+3549+7014+3274+3015+1689+2243+1163)

(8)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

21,947 墳墓(=3549+7014+3274+3015+1689+2243+1163)

(9)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

18,398 墳墓(=7014+3274+3015+1689+2243+1163)

(10)2045～2050年の間の年間必要墳墓数

8,110 墳墓(=3015+1689+2243+1163)

(11)2050～2055年の間の年間必要墳墓数

5,095 墳墓(=1689+2243+1163)

(12)2055～2060年の間の年間必要墳墓数

3,406 墳墓(=2243+1163)

(13)2060年の必要墳墓数

0 墳墓(=0)

「中国・四国地方」[推計方法 ②]

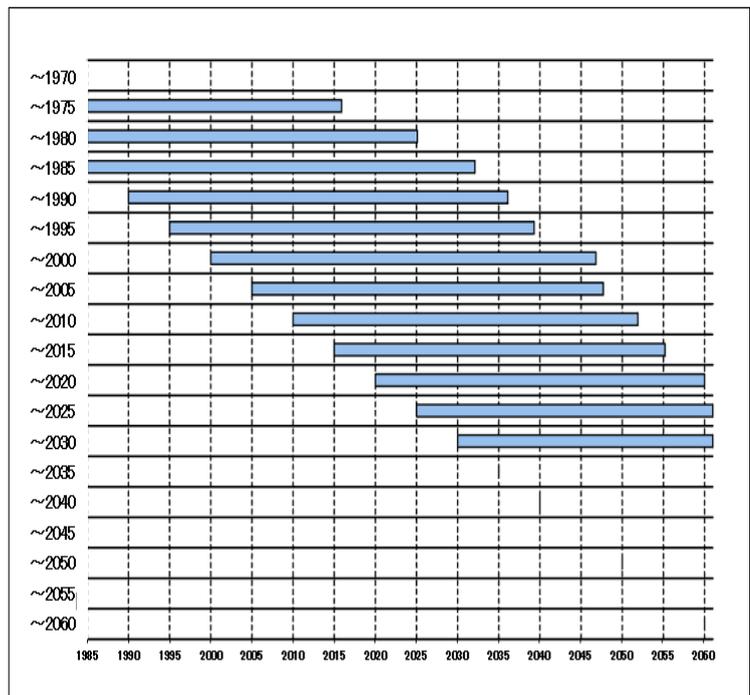
中国・四国地方 必要墳墓数(推計)結果

年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方式)	墳墓 需要数 (森岡方式)
1995～2000	11,958,000	0.0085	101,709	0.75	0.40	30,513	0.30	22,885	26,699	
2000～2005	11,887,000	0.0088	104,341	0.75	0.40	31,302	0.30	23,477	27,390	34,378
2005～2010	11,762,000	0.0098	114,876	0.75	0.40	34,463	0.30	25,847	30,155	37,652
2010～2015	11,539,000	0.0107	123,019	0.75	0.40	36,906	0.30	27,679	32,293	40,667
2015～2020	11,283,000	0.0116	130,883	0.75	0.30	29,449	0.20	19,632	24,541	33,938
2020～2025	10,950,897	0.0121	132,688	0.75	0.30	29,855	0.20	19,903	24,879	36,181
2025～2030	10,475,513	0.0138	144,213	0.75	0.30	32,448	0.20	21,632	27,040	29,018
2030～2035	10,030,110	0.0150	150,173	0.75	0.30	33,789	0.20	22,526	28,158	24,210
2035～2040	9,573,674	0.0160	152,806	0.75	0.25	28,651	0.15	17,191	22,921	21,947
2040～2045	9,103,700	0.0168	153,246	0.75	0.25	28,734	0.15	17,240	22,987	18,398
2045～2050	8,629,924	0.0174	150,017	0.75	0.25	28,128	0.15	16,877	22,503	8,110
2050～2055	8,169,095	0.0175	142,823	0.75	0.25	26,779	0.15	16,068	21,424	5,095
2055～2060	7,734,000	0.0180	139,470	0.75	0.25	26,151	0.15	15,690	20,921	3,406
2060年	7,323,000	0.0190	139,259	0.75	0.25	26,111	0.15	15,667	20,889	0

「九州・沖縄地方」[推計方法 ①]

九州・沖縄地方 必要墳墓数(推計)・森岡方式

年代	世帯数	増加世帯数	世帯員数	死亡率	需要発現期間	単年度あたりの需要数
1970	3,372,000		3.75	0.0076	35.2	0
1975	3,743,000	371,000	3.48	0.0070	40.9	9,071
1980	4,290,000	547,000	3.21	0.0069	45.1	12,129
1985	4,544,000	254,000	3.12	0.0068	47.1	5,393
1990	4,771,000	227,000	2.96	0.0073	46.1	4,924
1995	4,955,000	184,000	2.84	0.0080	44.3	4,153
2000	5,416,000	461,000	2.65	0.0081	46.8	9,850
2005	5,611,000	195,000	2.61	0.0090	42.7	4,567
2010	5,829,000	218,000	2.42	0.0099	41.9	5,203
2015	5,986,000	157,000	2.34	0.0106	40.2	3,905
2020	6,198,000	212,000	2.21	0.0113	40.0	5,300
2025	6,306,000	108,000	2.10	0.0129	37.0	2,919
2030	6,321,000	15,000	2.03	0.0139	35.3	425
2035	6,249,000	-72,000	1.98	0.0148	34.0	-2,118
2040	6,100,000	-149,000	1.95	0.0157	32.7	-4,557
2045	5,885,000	-215,000	1.94	0.0162	31.9	-6,740
2050	5,649,000	-236,000	1.93	0.0163	31.7	-7,445
2055	5,423,000	-226,000	1.93	0.0168	30.8	-7,338
2060	5,207,000	-216,000	1.93	0.0178	29.1	-7,423



九州・沖縄における年間必要墳墓数の推移

(1)2000～2005年の間の年間時必要墳墓数

45,520 墳墓(=9071+12129+5393+4924+4153+9850))

(2)2005年～2010年の間の年間必要墳墓数

50,087 墳墓(=9071+12129+5393+4924+4153+9850+4567)

(3)2010～2015年の間の年間必要墳墓数

55,290 墳墓(=9071+12129+5393+4924+4153+9850+4567+5203)

(4)2015～2020年の間の年間必要墳墓数

59,195 墳墓(=9071+12129+5393+4924+4153+9850+4567+5203+3905)

(5)2020～2025年の間の年間必要墳墓数

55,424 墳墓(=12129+5393+4924+4153+9850+4567+5203+3905+5300)

(6)2025～2030年の間の年間必要墳墓数

58,343 墳墓(=12129+5393+4924+4153+9850+4567+5203+3905+5300+2919)

(7)2030～2035年の間の年間必要墳墓数

46,639 墳墓(=5393+4924+4153+9850+4567+5203+3905+5300+2919+425)

(8)2035～2040年の間の年間必要墳墓数

41,246 墳墓(=4924+4153+9850+4567+5203+3905+5300+2919+425)

(9)2040～2045年の間の年間必要墳墓数

32,169 墳墓(=9850+4567+5203+3905+5300+2919+425)

(10)2045～2050の間の年間必要墳墓数

32,169 墳墓(=9850+4567+5203+3905+5300+2919+425)

(11)2050～2055の間の年間必要墳墓数

17,752 墳墓(=5203+3905+5300+2919+425)

(12)2055～2060の間の年間必要墳墓数

12,549 墳墓(=3905+5300+2919+425)

(13)2060年の必要墳墓数

3,344 墳墓(=2919+425)

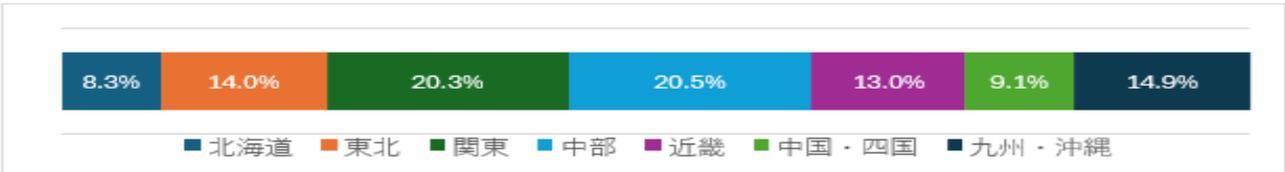
「九州・沖縄地方」[推計方法 ②]

九州・沖縄地方 必要墳墓数(推計) 結果

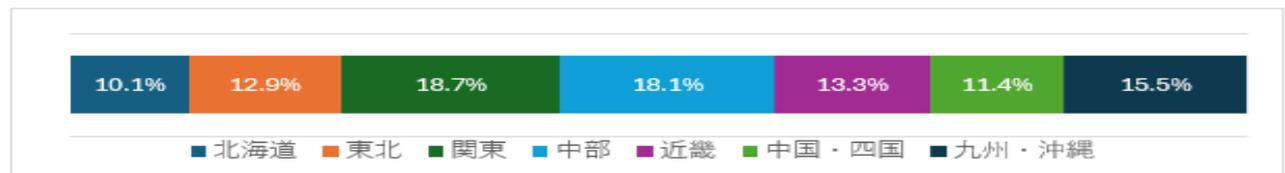
年代	人口数	死亡率	死亡者数	定着 係数	傍系 世帯率	傍系 世帯数	取得 希望 世帯率	取得希望 世帯数	墳墓需要数 (大阪府方式)	墳墓 需要数 (森岡方式)
1995～2000	14,696,000	0.0080	116,833	0.75	0.40	35,050	0.30	26,287	30,669	
2000～2005	14,764,000	0.0081	119,219	0.75	0.40	35,766	0.30	26,824	31,295	45,520
2005～2010	14,715,000	0.0090	132,159	0.75	0.40	39,648	0.30	29,736	34,692	50,087
2010～2015	14,597,000	0.0099	143,872	0.75	0.40	43,162	0.30	32,371	37,767	55,290
2015～2020	14,450,000	0.0106	153,622	0.75	0.30	34,565	0.20	23,043	28,804	59,195
2020～2025	14,246,438	0.0113	161,341	0.75	0.30	36,302	0.20	24,201	30,252	55,424
2025～2030	13,849,181	0.0129	177,962	0.75	0.30	40,041	0.20	26,694	33,368	58,343
2030～2035	13,437,897	0.0139	187,375	0.75	0.30	42,159	0.20	28,106	35,133	46,639
2035～2040	12,996,684	0.0148	192,838	0.75	0.25	36,157	0.15	21,694	28,926	41,246
2040～2045	12,527,816	0.0157	196,452	0.75	0.25	36,835	0.15	22,101	29,468	32,169
2045～2050	12,030,668	0.0162	195,047	0.75	0.25	36,571	0.15	21,943	29,257	32,169
2050～2055	11,523,629	0.0163	187,979	0.75	0.25	35,246	0.15	21,148	28,197	17,752
2055～2060	11,040,000	0.0168	185,955	0.75	0.25	34,867	0.15	20,920	27,894	12,549
2060年	10,580,000	0.0178	188,258	0.75	0.25	35,298	0.15	21,179	28,239	3,344

■公営墓地に対するアンケート調査■[無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状と課題の調査研究]

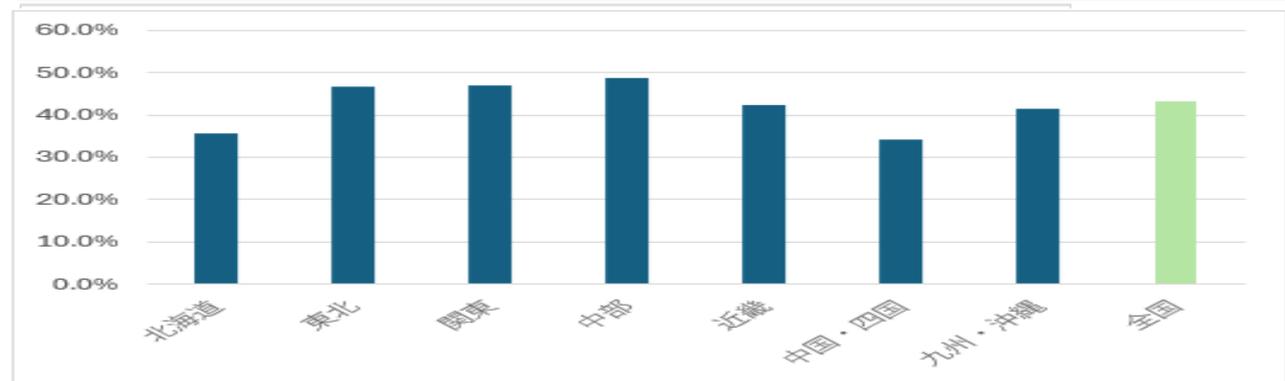
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回答数	64	108	157	158	100	70	115	772
地域別構成比	8.3%	14.0%	20.3%	20.5%	13.0%	9.1%	14.9%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
発送数	180	231	335	324	237	204	277	1788
地域別構成比	10.1%	12.9%	18.7%	18.1%	13.3%	11.4%	15.5%	100.0%



各地域の回収率	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
	35.6%	46.8%	46.9%	48.8%	42.2%	34.3%	41.5%	43.2%



【適用条件】

早見表の適用条件は、 $(N-n)/(N-1) \geq 1$  N:母集団 n:標本

サンプル数と回答比率と誤差の早見表

サンプル数	回答比率				
	10%または90%	20%または80%	30%または70%	40%または60%	50%
10,000	± 0.6%	± 0.8%	± 0.9%	± 1.0%	± 1.0%
5,000	± 0.9%	± 1.1%	± 1.3%	± 1.4%	± 1.4%
1,000	± 1.9%	± 2.5%	± 2.9%	± 3.1%	± 3.2%
500	± 2.7%	± 3.6%	± 4.1%	± 4.4%	± 4.5%
100	± 6.0%	± 8.0%	± 9.2%	± 9.8%	± 10.0%

出典:IMPRESS「リサーチ/データのリテラシー入門」<http://web-tan.forum.impressrd.jp/e/2008/05/16/3080>

上記の表に倣えば、N : 1788.n : 772。

$$(N-n)/(N-1) = (1788-772)/(1788-1) = 1016/1787 = 0.56$$

±3%程度となる。

以上のことから、誤差を考慮しても、「東北」「関東」「中部」からの各地方は回答率が高く、「北海道」「中国・四国」地方のから各地方の回答率が低い。以下、こうした傾向を踏まえる必要がある。

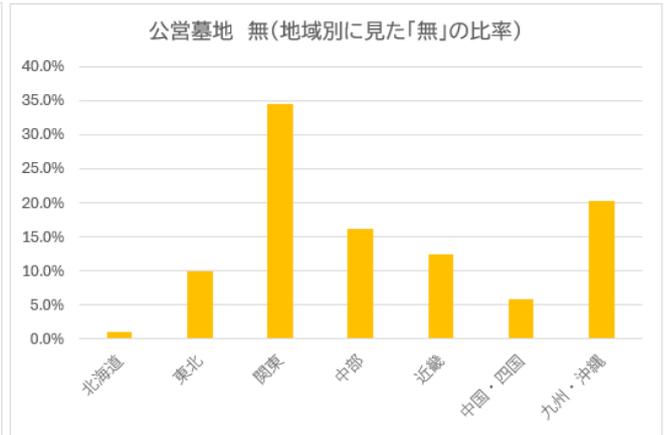
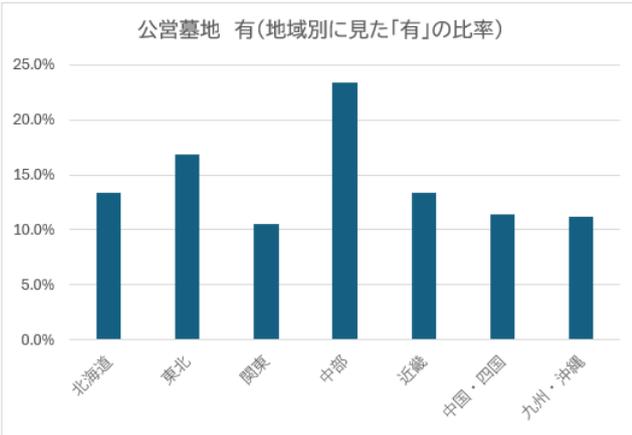
ちなみに、公営墓地にかかわる調査については、今回とほぼ同じ研究代表者、研究分担者にて、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26-健危-一般-009)における、[ 第3章 「我が国における公営墓地実態調査」 ]及び[ 第6章 「(主に公営墓地における)無縁改葬の現状」 ]において、まとめているので、併せて参考としていただきたい。



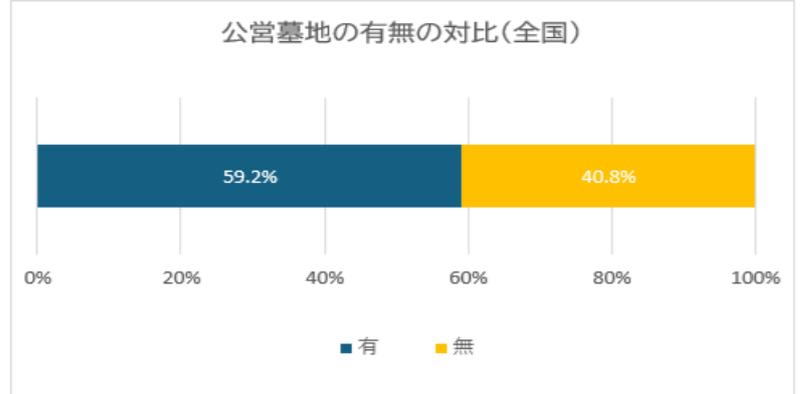
[2] -① 公営墓地・霊園の有無

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
有	61	77	48	107	61	52	51	457
無	3	31	109	51	39	18	64	315
合計	64	108	157	158	100	70	115	772

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
有 (の地域別構成比)	13.3%	16.8%	10.5%	23.4%	13.3%	11.4%	11.2%	100.0%
無 (の地域別構成比)	1.0%	9.8%	34.6%	16.2%	12.4%	5.7%	20.3%	100.0%
合計 (の地域別構成比)	8.3%	14.0%	20.3%	20.5%	13.0%	9.1%	14.9%	100.0%



	全国	全国
有	457	59.2%
無	315	40.8%
合計	772	100.0%



ここでは、公営墓地の有無を尋ねた。「有」とした回答は 59.2%、「無」という回答は 40.8%であった。以降の設問については、特に断らない限り、公営墓地を「無」とした回答も調査対象に含めている。その理由は、たとえ公営墓地を有していない地方公共団体でも、民営墓地等からの無縁改葬に関わる行政手続きにかかわることが考えられるためである。

ここで尋ねている「公営墓地」とは、地方公共団体が管理・運営している場合を考えている。

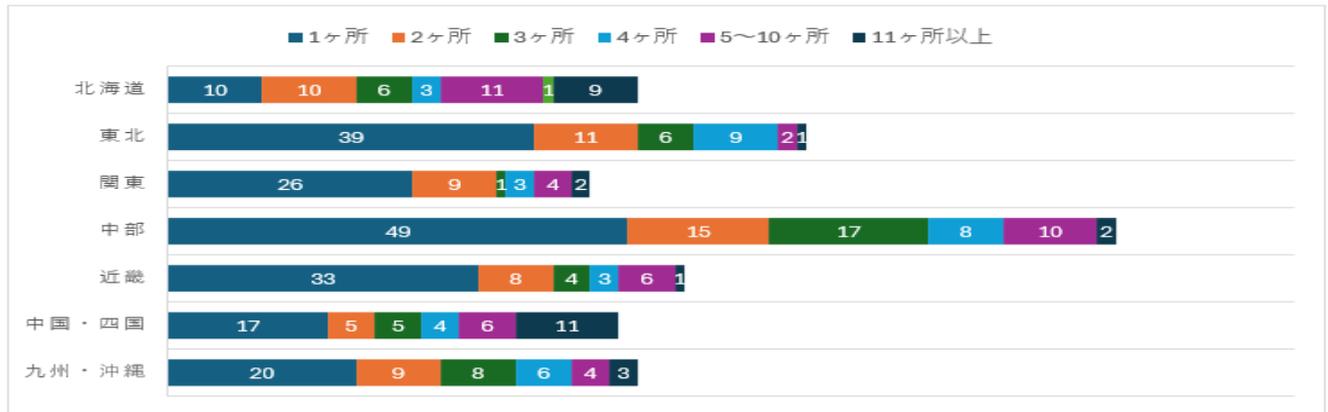
「公営(立)墓地」とされる「墓地」の中には、土地の名義のみが地方公共団体であり、そこに建立されている墳墓、墓所区画は、もっぱら墓地使用者のみで管理・運用されおり、土地所有者たる地方公共団体は基本的に管理・運用に関与していない「公営(立)墓地」もある。それらは、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている。そうした「公営墓地」については別途調査対象としており、

本調査では以下の【 [2]-③ いわゆる「財産区墓地」-各地域別にみた箇所数 】にて、まとめている。

[2]-② 公営墓地・霊園の有無(特に〔有〕と回答した場合)

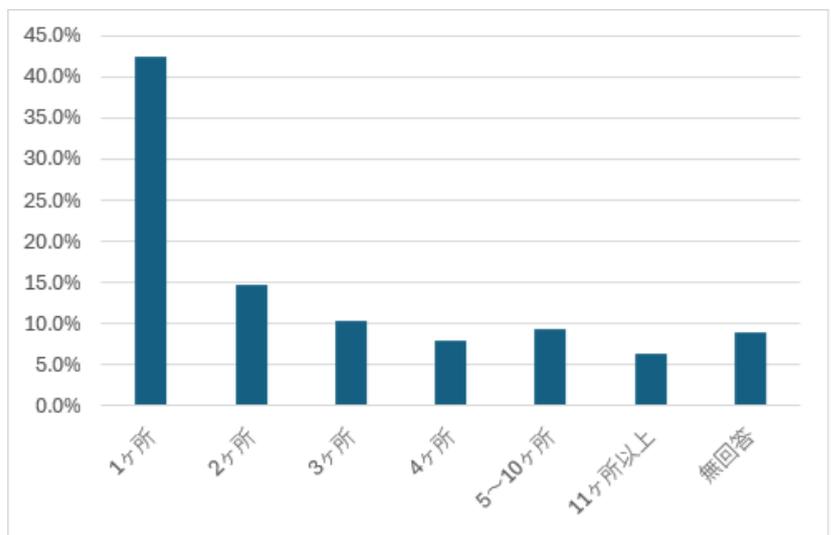
公営墓地－各地域別にみた箇所数

公営墓地	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
1ヶ所	10	39	26	49	33	17	20	194
2ヶ所	10	11	9	15	8	5	9	67
3ヶ所	6	6	1	17	4	5	8	47
4ヶ所	3	9	3	8	3	4	6	36
5～10ヶ所	11	2	4	10	6	6	4	43
11ヶ所以上	9	1	2	2	1	11	3	29
無回答	12	9	3	6	6	4	1	41
合計	61	77	48	107	61	52	51	457



公営墓地－各地域別にみた箇所数

公営墓地	全国	(対全国) /457
1ヶ所	194	42.5%
2ヶ所	67	14.7%
3ヶ所	47	10.3%
4ヶ所	36	7.9%
5～10ヶ所	43	9.4%
11ヶ所以上	29	6.3%
無回答	41	9.0%
合計	457	100.0%



前掲設問「[2] -① 公営墓地・霊園の有無」では、「有」とした回答は 59.2%、「無」という回答は 40.8%であった。この設問では、「有」と回答をした 457 団体に、公営墓地数を尋ねている。

「5～10 箇所」「11 箇所以上」という回答は、前掲の「財産区墓地」「引継ぎ墓地」と、地方公共団体が管理する「公営墓地」と混同した回答であろう(ちなみに、地方公共団体が管理する「公営墓地」というと、たとえば、東京都の都立霊園で 8 箇所というものが、最多数である)。

「無回答」というのは、ここで尋ねている「公営墓地」、「財産区墓地」、「引継ぎ墓地」との違いについて、回答者が峻別しかねた結果であろう。そのため、この設問に限っては、457－41＝416 箇所

が有意回答であると見立てることが可能であり、その 416 箇所のうち、72(43+29)箇所は「財産区墓地」「引継ぎ墓地」と公営墓地を混同してしまった回答であることが推定される。

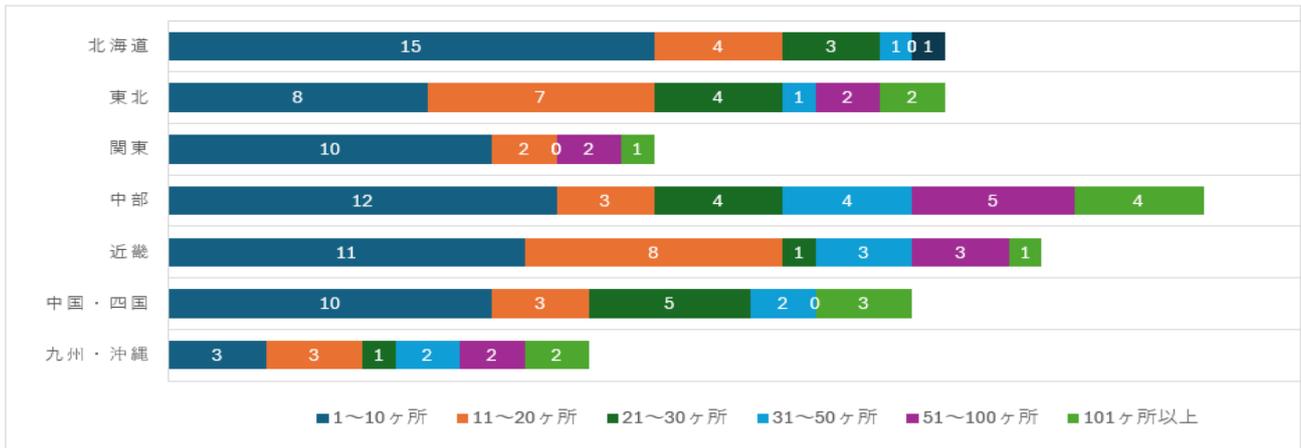
「1 箇所」という回答から「4 箇所」の回答まで、総計で 344 箇所。つまりは、「有」とした回答 457 箇所のうち、真正の「公営墓地」を保有している地方公共団体は 75.3%ということになるであろうとも言い得る。ただ、これは「公営墓地」を有する地方公共団体「数」である。

「公営墓地」の数に置き換えるなら、194 箇所、134(67×2)箇所、141(47×3)箇所、144(4×36)箇所の累計、613箇所となる。これは回答率43.2%から導き出された「公営墓地」の箇所数であるから、全数は、1,419 箇所(こうした「公営墓地」を有する地方公共団体「数」は、1,058 箇所(1,788×59.2%))ではないか、と推計される。

なお、衛生行政報告例(令和 5 年度)における「地方公共団体」の「墓地数」は 29,870 箇所であるとされている(「墓地」を有する「地方公共団体」数については明らかではない)。

[2]—③ いわゆる「財産区墓地」—各地域別にみた箇所数

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
1～10ヶ所	15	8	10	12	11	10	3	69
11～20ヶ所	4	7	2	3	8	3	3	30
21～30ヶ所	3	4	0	4	1	5	1	18
31～50ヶ所	1	1	0	4	3	2	2	13
51～100ヶ所	0	2	2	5	3	0	2	14
101ヶ所以上	0	2	1	4	1	3	2	13
合計	23	24	15	32	27	23	13	157



「公営(立)墓地」とされる「墓地」の中には、土地の所有名義のみが地方公共団体であり、そこに建立されている墳墓、墓所区画は、もっぱら墓地使用者のみで管理・運用されており、地方公共団体は基本的に管理・運用に関与していない「公営(立)墓地」もある。それらは、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている。そうした「公営墓地」を尋ねたものが本設問である。全国を

回答(カ所)	仮定	回答数	墓地数	最小仮定墓地数	中間仮定墓地数	最大仮定墓地数
1～10	1	69	69	69	345	690
	5	69	345			
	10	69	690			
11～20	11	30	330	330	450	600
	15	30	450			
	20	30	600			
21～30	21	18	378	378	450	540
	25	18	450			
	30	18	540			
31～50	31	13	403	403	520	650
	40	13	520			
	50	13	650			
51～100	51	14	714	714	1050	1400
	75	14	1050			
	100	14	1400			
101～	101	13	1313			
				1894	2815	3880
実数換算				4384	6516	8981
				最小仮定墓地数	中間仮定墓地数	最大仮定墓地数

ベースにすると、「1～10箇所」という回答は69団体、「11～20箇所」という回答では30団体、

「21～30 箇所」は18 団体、「31～50 箇所」は13 団体、「51～100 箇所箇所」は14 団体、「101 箇所以上」は13 団体であった。

前掲[2]－②「公営墓地・霊園の有無(特に〔有〕と回答した場合)」では、「公営墓地」の数に置き換えるなら、全数は1,419 箇所(こうした「公営墓地」を有する地方公共団体「数」は、1,058 箇所(1,788×59.2%))ではないか、と推計されると述べた。

なお、衛生行政報告例(令和5 年度)における「地方公共団体」の「墓地数」は29,870 箇所であるとされている(「墓地」を有する「地方公共団体」数については明らかではない。)

すると、29,870 箇所から1,419 箇所を差し引いた28,451 箇所がいわゆる「財産区墓地」、「引継ぎ墓地」などと呼称されている「公営墓地」になると推測される。

数字を合わせるなら、「101 箇所以上」と回答した13 団体。これは本調査が43.2%の回収に対する回答なのであるから、これを実数に換算すると30 団体(13÷0.432)となる。

28,451 箇所から「1～100 箇所」の「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている「公営墓地」の総計数は8,981 箇所であるから、差し引き、19,470 箇所。

この19,470 箇所は、前述30 団体に対する値であるのだから、1 団体あたりに置き換えると、平均649 箇所「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称される「公営墓地」を有していることになると推測される。

[3]－① 公営墓地の使用規則の有無について：全体(複数回答可)

複数回答

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国		全国	(対全国) / 457
規則あり	60	71	43	100	57	49	46	426	1. 条例	406	88.8%
規則なし	0	4	3	4	3	2	5	21	2. 規則	343	75.1%
無回答	1	2	2	3	1	1	0	10	3. 要綱	22	4.8%
合計	61	77	48	107	61	52	51	457	4. その他	11	2.4%

公営墓地の使用規則の有無について何らかの「規則」があると回答したのは、426 団体、93.2% であり、ないと回答したのは 21 団体、4.6%に留まった。

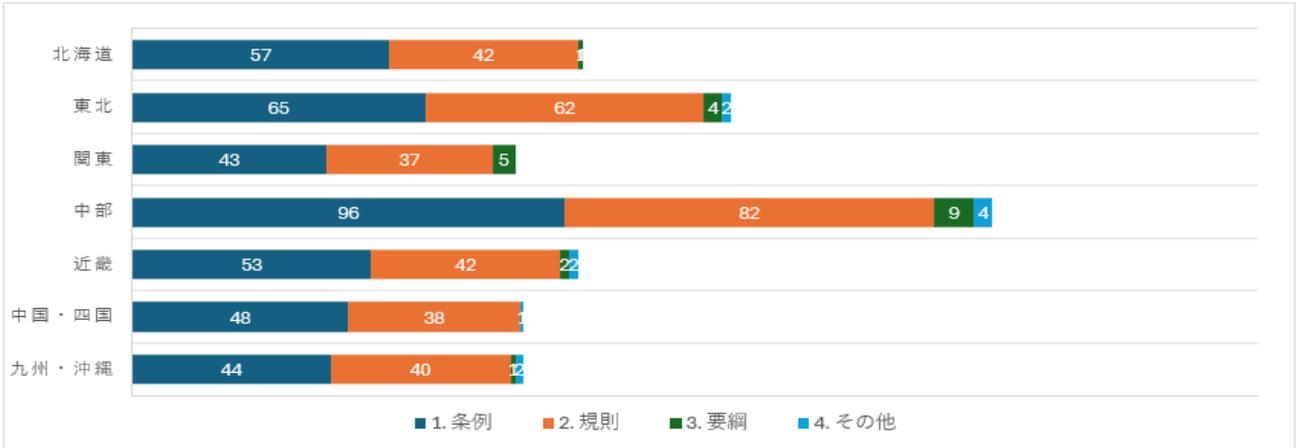
また、何らかの「規則」がある、という 426 団体のうち、その「規則」が具体的にどのような形かという、「条例」が 88.8%、「規則」が 75.1%であり、「要綱」は 4.8%に留まった(複数回答あり)。

なお、この公営墓地の使用規則については、今回とほぼ同じ研究代表者、研究分担者にて、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26－健危－一般－009)における、「第4章 「我が国における公営墓地使用条例・規則について(整理・分析)」]において、まとめているので、併せて参考としていただきたい。



[3]-② 公営墓地の使用規則の有無について：「有」場合(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
1. 条例	57	65	43	96	53	48	44	406
2. 規則	42	62	37	82	42	38	40	343
3. 要綱	1	4	5	9	2	0	1	22
4. その他	0	2	0	4	2	1	2	11



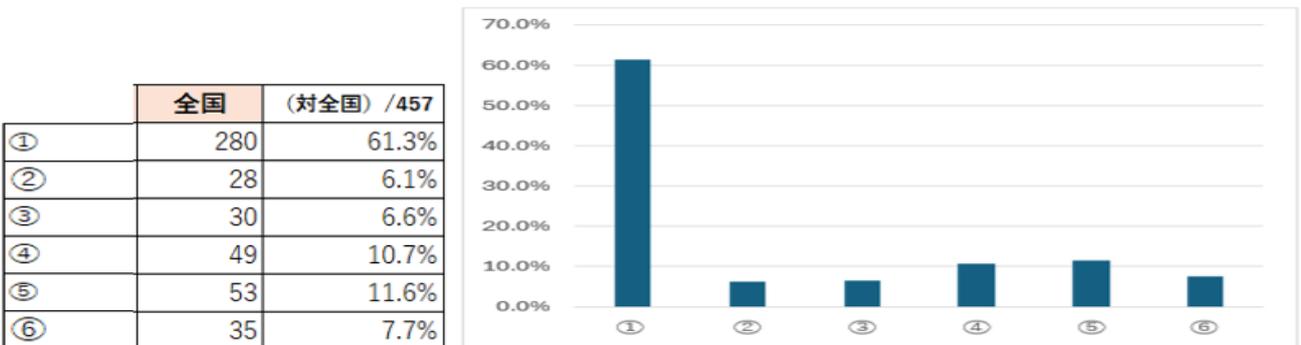
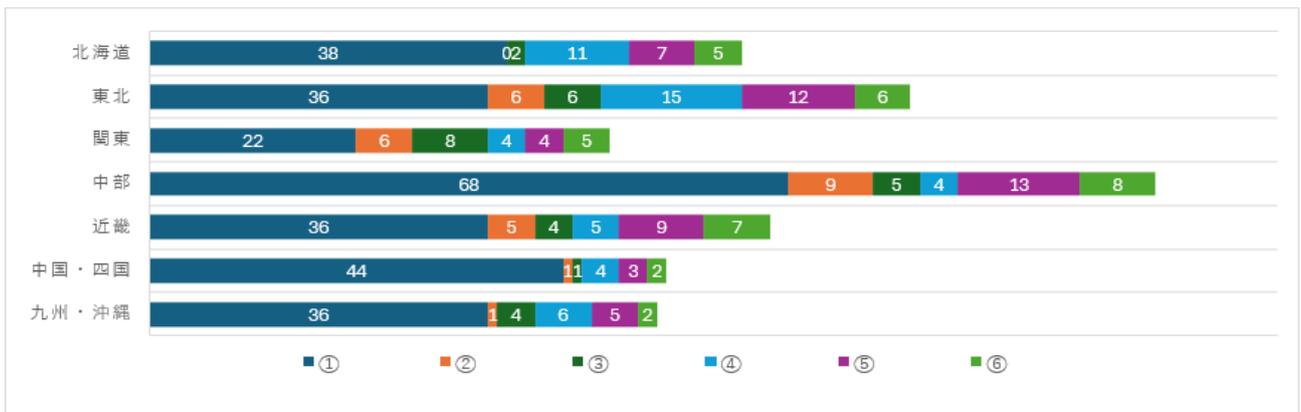
この設問は、公営墓地が「有」と回答をした457団体のうちで、さらに、公営墓地の使用規則が「有」と回答した426団体における複数回答である(複数回答なので、回答は重複する。選択肢の「1」から「4」までの総和とはならない)。

### [3-1] 管理状況(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① いわゆる直営(現地管理事務所はない)
- ② 現地管理事務所を設置(市職員が対応)
- ③ 現地管理事務所を設置(指定管理者が対応)
- ④ 指定管理者以外の事業者に委託
- ⑤ 墓地組合などの自治組織(による管理)
- ⑥ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	38	36	22	68	36	44	36	280
②	0	6	6	9	5	1	1	28
③	2	6	8	5	4	1	4	30
④	11	15	4	4	5	4	6	49
⑤	7	12	4	13	9	3	5	53
⑥	5	6	5	8	7	2	2	35



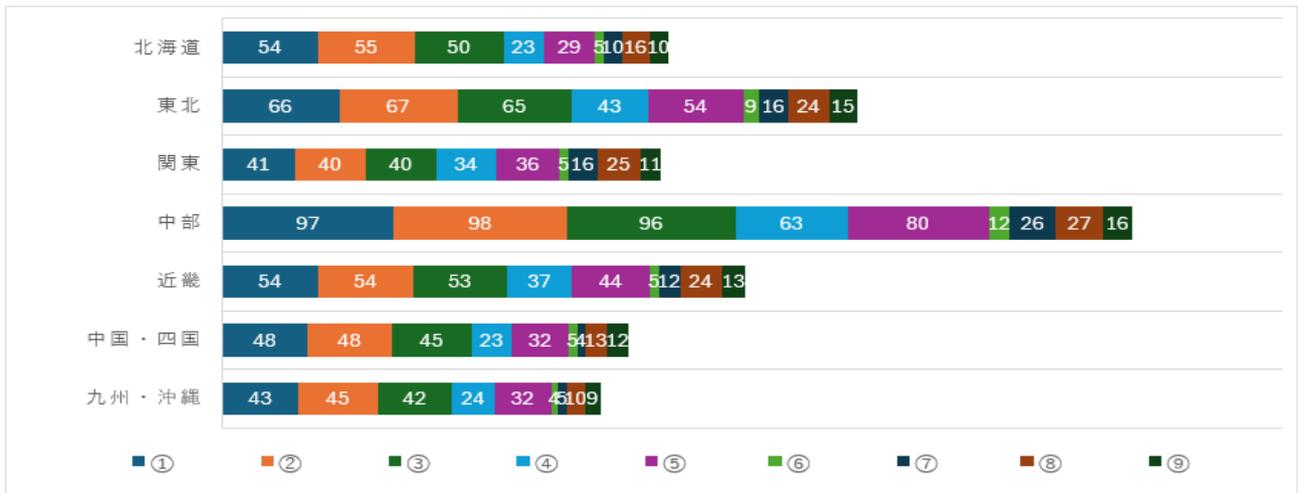
複数回答ではあるものの、「① いわゆる直営(現地管理事務所はない)」というのは、280件(団体)。これは公営墓地が「有」と回答した457件(団体)のうちの 61.3%と半数を超える。または、現地に管理事務所を設置し、これを地方公共団体職員が対応している事例(②)は 28 件(団体)。これに先の①と合わせると、地方公共団体職員が対応している事例は 67.4%と、ほぼ 7 割となり、指定管理者など、外部に管理を委託している事例(③から⑤までの合計)は 28.9%。ほぼ 3 割となる。回答件数(団体)について、「② 現地管理事務所を設置(市職員が対応)」「③ 現地管理事務所を置(指定管理者が対応)」「④ 指定管理者以外の事業者に委託」「⑤ 墓地組合などの自治組織(による管理)」などの回答(団体)数は、それぞれ 28 件(団体)、30 件(団体)、49 件(団体)、53 件(団体)である。

[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)

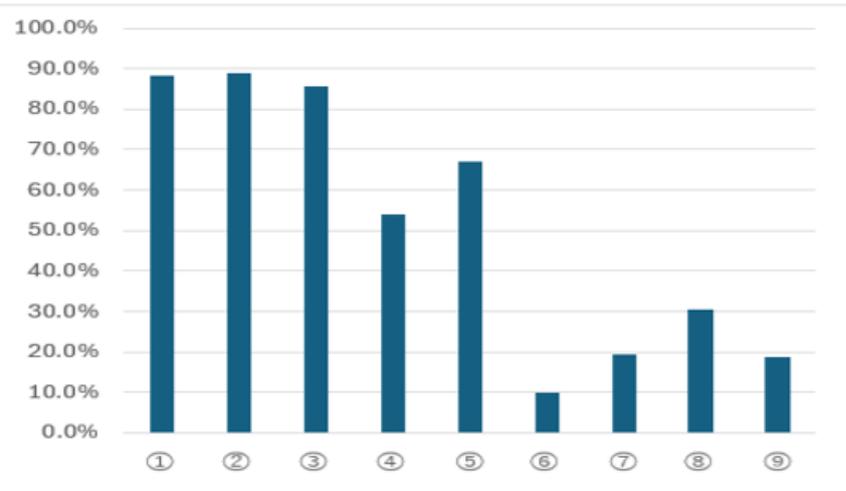
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 墓所区画番号
- ② 使用者(名義人)氏名
- ③ 住所
- ④ 本籍地
- ⑤ 電話連絡先
- ⑥ 親類等の連絡先(縁故者)
- ⑦ 墓石施工業者名
- ⑧ おさめられている遺骨  
については許可証に準じた各事項全て
- ⑨ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	54	66	41	97	54	48	43	403
②	55	67	40	98	54	48	45	407
③	50	65	40	96	53	45	42	391
④	23	43	34	63	37	23	24	247
⑤	29	54	36	80	44	32	32	307
⑥	5	9	5	12	5	5	4	45
⑦	10	16	16	26	12	4	5	89
⑧	16	24	25	27	24	13	10	139
⑨	10	15	11	16	13	12	9	86



	全国	(対全国) / 457
①	403	88.2%
②	407	89.1%
③	391	85.6%
④	247	54.0%
⑤	307	67.2%
⑥	45	9.8%
⑦	89	19.5%
⑧	139	30.4%
⑨	86	18.8%



結果をみると、墓地使用者・埋骨台帳に記載されている項目について、ここでは「属性」を4段階に分けて捉える。

8割と、ほぼ記載されている項目(これを「第1群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」である。

6~5割と半数(以上)記載されている項目(これを「第2群」と呼称することとする)は、「④ 本籍地」「⑤ 電話連絡先」(ただ、「⑤」は67.2%と、約7割なので、前述「第1群」寄りともいえる)である。

3~1割強程度記載されている項目(これを「第3群」と呼称することとする)は、「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」である(「⑨ その他」は、具体的記載項目ではないので除く)。ただ、「⑧」は30%を超えている一方、「⑦」「⑨」は10%台と、乖離がみられる。

「⑧」の「おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」は、墓埋法第15条、同法施行規則第7条では、墓地使用者、死亡者の氏名等を記載した帳簿を備えなければならないとされている点が参考になる。この点、墓地使用者・埋骨台帳に記載されているのは3割の回答(団体)に留まっている。

最後に回答(団体)数が10%以下であったもの(これを「第4群」と呼称することとする)は、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」である。しかし、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」を記載することは、無縁を避ける方策として(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)、極めて有効であると思料されることから、この点は、より周知されるべきだと考える。

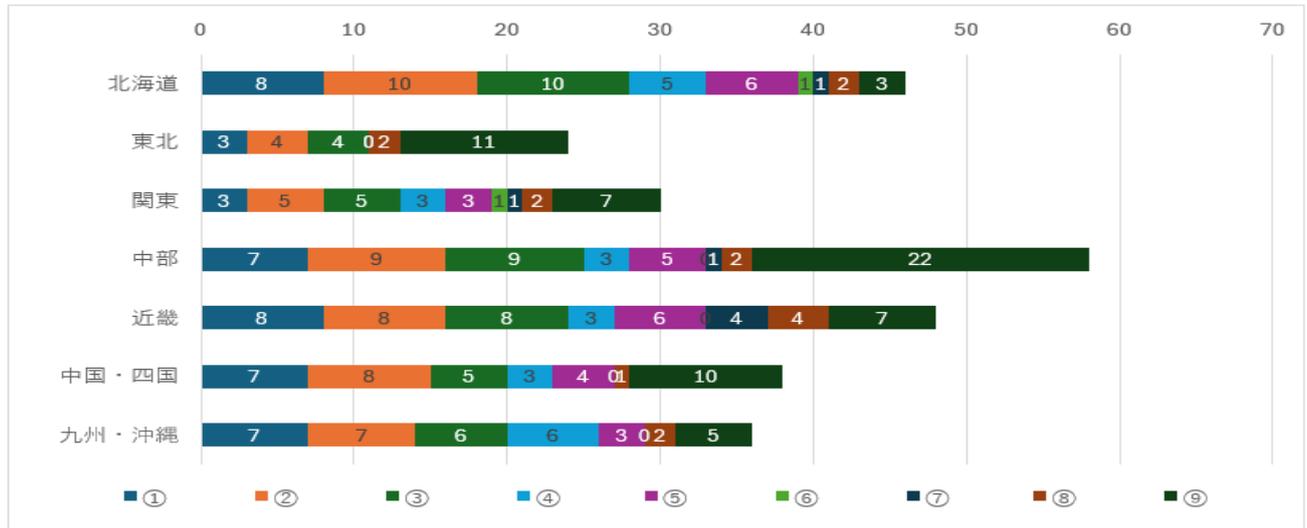
これについては、後述する[8]「使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」とも関連するので合わせてご覧いただきたい。

[3-2-2] いわゆる「財産区墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)

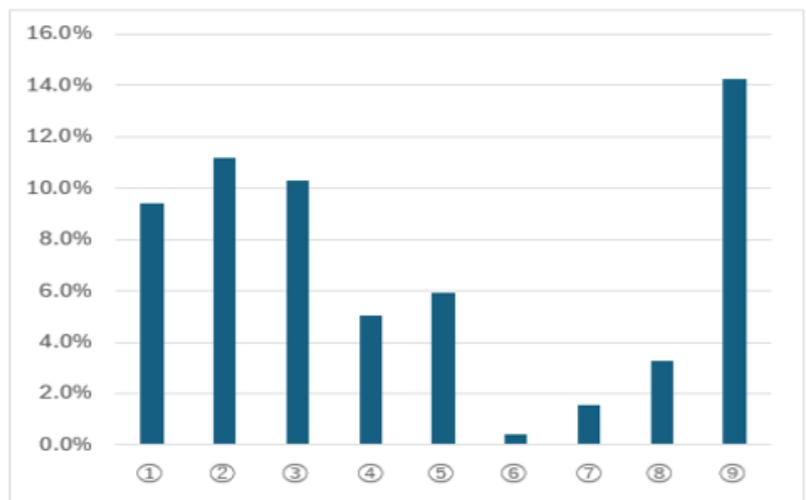
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 墓所区画番号
- ② 使用者(名義人)氏名
- ③ 居住地
- ④ 本籍地
- ⑤ 電話連絡先
- ⑥ 親類等の連絡先(縁故者)
- ⑦ 墓石施工業者名
- ⑧ おさめられている遺骨  
については許可証に準じた各事項全て
- ⑨ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	8	3	3	7	8	7	7	43
②	10	4	5	9	8	8	7	51
③	10	4	5	9	8	5	6	47
④	5	0	3	3	3	3	6	23
⑤	6	0	3	5	6	4	3	27
⑥	1	0	1	0	0	0	0	2
⑦	1	0	1	1	4	0	0	7
⑧	2	2	2	2	4	1	2	15
⑨	3	11	7	22	7	10	5	65



	全国	(対全国) /457
①	43	9.4%
②	51	11.2%
③	47	10.3%
④	23	5.0%
⑤	27	5.9%
⑥	2	0.4%
⑦	7	1.5%
⑧	15	3.3%
⑨	65	14.2%



結果をみると、墓地使用者・埋骨台帳に記載されている項目について、ここでは「属性」を3段階に分けて捉える。前問の公営墓地とは異なり、「台帳は管理委員会等にて管理されているため不明」という回答(団体)が多い。

10%前後で記載されている項目(これを「第1群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」である(前問と同様、「⑨ その他」は、具体的記載項目ではないので除く)。

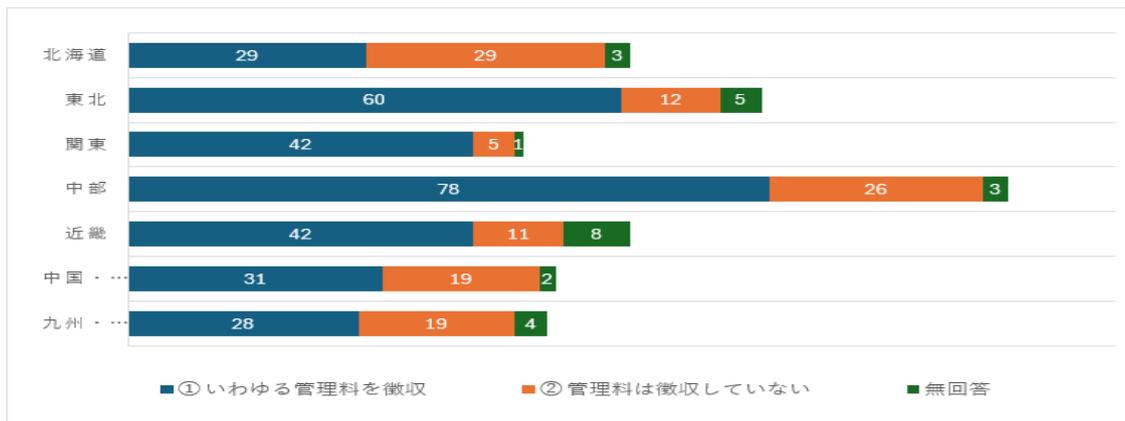
5%台で記載されている項目(これを「第2群」と呼称)は、「④ 本籍地」「⑤ 電話連絡先」である。

3%未満で記載されている項目(これを「第3群」と呼称)は、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」となる。ただ、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」は1%未満と極めて少ない。

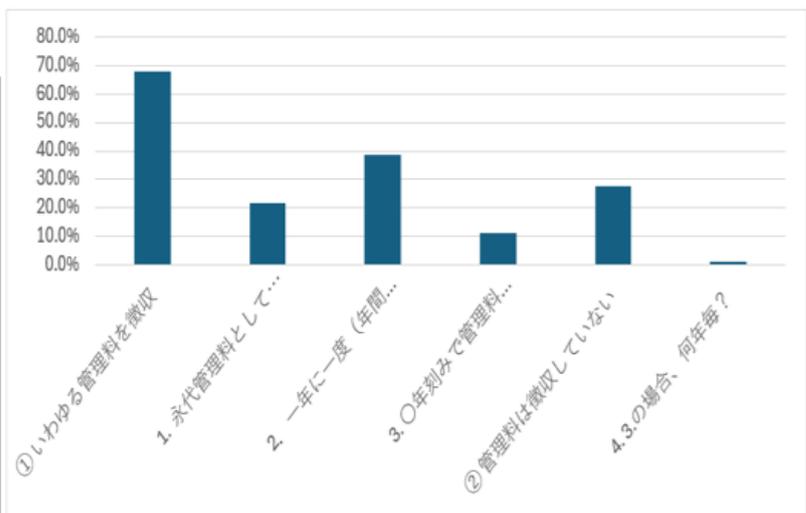
総じて、墓地使用者・埋骨台帳の記載項目については、先の「公営墓地」より挙げられているものが少なく(低く)、「⑨ その他」においても、具体的に記載されていた記述は「台帳は管理委員会等にて管理されているため不明」等といった、不明、把握していない、などの旨の回答(団体)が多い。

[4] いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① いわゆる管理料を徴収	29	60	42	78	42	31	28	310
1. 永代管理料として 期初に一括徴収	23	12	1	22	14	14	14	100
2. 一年に一度(年間 管理料)	5	49	39	44	15	11	13	176
3. ○年刻みで管理料 徴収	2	4	3	17	15	8	3	52
② 管理料は徴収していない	29	12	6	27	13	21	19	127
管理料の徴収率 =①/(①+②) X 100%	50.0%	83.3%	87.5%	74.3%	76.4%	59.6%	59.6%	70.9%
4. 3.の場合、何年毎?	3.00	5.20	4.00	5.69	5.25	4.38	2.50	4.98



	全国	(対全国) / 457
① いわゆる管理料を徴収	310	67.8%
1. 永代管理料として 期初に一括徴収	100	21.9%
2. 一年に一度(年間 管理料)	176	38.5%
3. ○年刻みで管理料 徴収	52	11.4%
② 管理料は徴収していない	127	27.8%
管理料の徴収率 =①/(①+②) X 100%	70.9%	
4. 3.の場合、何年毎?	4.98	1.1%



地方公共団体によっては「清掃料」「共益費」と呼称されているときもあるが、ここでは「いわゆる『管理料』」という呼称で統一している。

この設問では複数回答とはしてはなかったが、[2]-② 公営墓地・霊園の有無(特に[有]と回答したとき)も明らかな通り、回答を寄せた団体のなかには、複数の公営墓地を有している場合もあること、またひとつの公営墓地でも、公募時期により、管理料の徴収方法が異なるときもある。

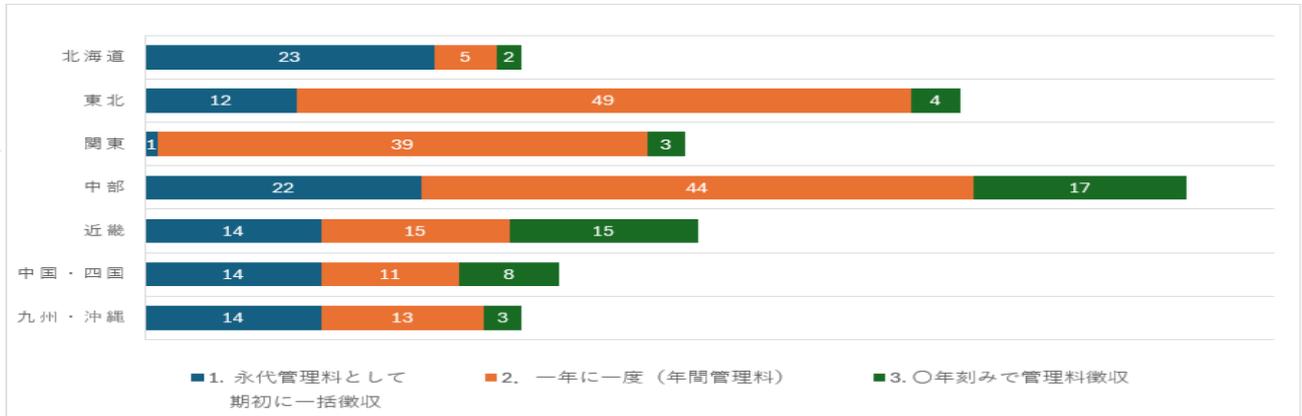
従って「①」=「1」+「2」+「3」とは(必ずしも)ならない。また、前述「[2]-① 公営墓地・霊園の有無」で「有」という回答(団体)数は457であったが、公営墓地がある全ての団体からの回答は得られなかった(回答率(310+127)/457=95.6%)。ここで得られた回答437件のうち、何ら

かの形で、いわゆる「管理料」を徴収している団体(公営墓地)は 70.9%となる。

また図表中の「4、3 の場合、何年毎」とあるのは本設問「[4] いわゆる「管理料」の設定・状況について」のうちの「① [いわゆる「管理料」を徴収している]」場合のうち、「3 [ ○年刻みで管理料徴収]」に対する回答、「[        年毎]」に記載されている回答(年毎)をまとめたものである。概ね 5 年毎に徴収しているという傾向がうかがえる。

[4] -① いわゆる「管理料」を徴収している場合の徴収方法

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
1. 永代管理料として 期初に一括徴収	23	12	1	22	14	14	14	100
2. 一年に一度（年間管理料）	5	49	39	44	15	11	13	176
3. 〇年刻みで管理料徴収	2	4	3	17	15	8	3	52



地域・地方別にみてゆく。

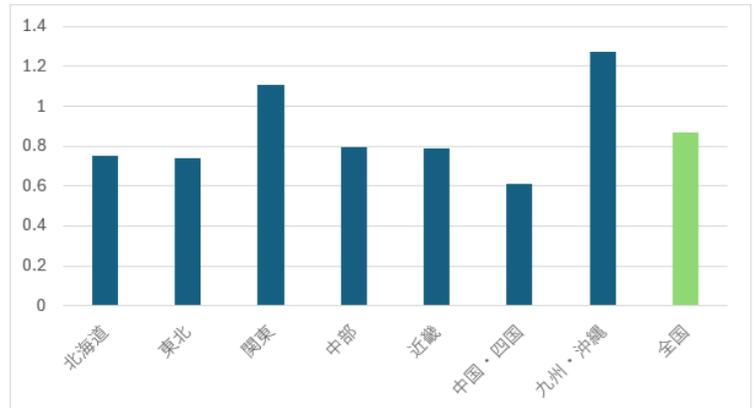
北海道地方は管理料の徴収自体(他の地域・地方との比較という意味において)、行われている割合・程度が低く([4]いわゆる『管理料』の設定・状況について(複数回答可)の結果によると、徴収の可否は半々)。そしてその徴収しているときでも「永代管理料として最初に一括徴収」という割合が、その大半を占める。他の地域・地方では見られない。

「永代管理料」が多いという意味では、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地方においても、そうした傾向をうかがうことは出来る。しかし、北海道地方ほど顕著ではない。

これに対して、東北、関東地方では、「永代管理料」より、むしろ、「年間管理料」という徴収方法を採用している傾向にあることがうかがえる。

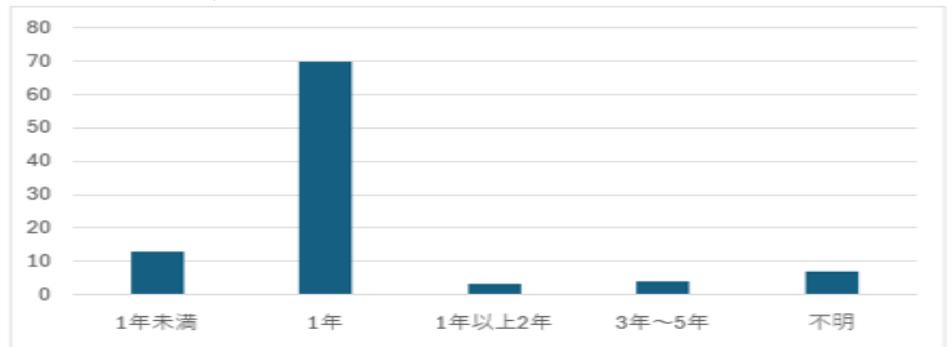
[4-1] (いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されているときの対応(複数回答可)

複数回答可	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
滞納されている場合(表示は平均年数)	0.75	0.74	1.11	0.79	0.79	0.61	1.27	0.87



滞納期間

1年未満	13
1年	70
1年以上2年	3
3年～5年	4
不明	7
合計	97



前掲[4]「いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)」では、管理料を徴収しているという 310 回答(団体)数(67.8%)のうち、「一年に一度」というのが176回答(団体)、「〇年刻みで管理料を徴収」は 52 回答(団体)であった。この52回答(団体)のうち、「〇年刻み」の「〇年」については、平均して5年毎(4.98年)であった。

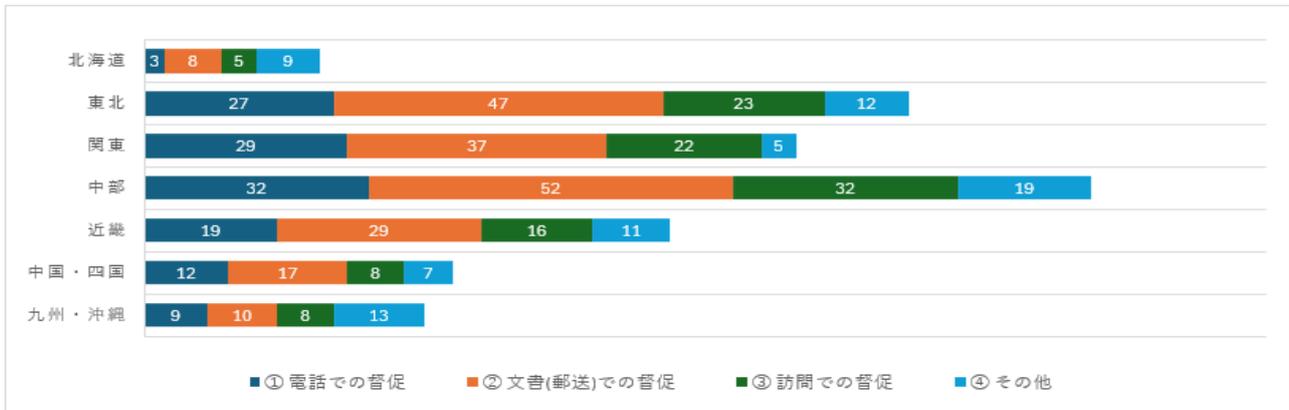
ここでの回答は、「一年に一度」なら、徴収期日からほぼ 1 年、滞納されている(85.6%)。また、これに対して、「〇年刻み」の〇年が、たとえば、それを「5 年毎」とするならば、5 年毎の徴収期日から、ほぼ 1 年、滞納されている。と、いうことをあらわしていると解釈することが妥当であろう。

しかし、公営墓地を有し、管理料を徴収している 310 回答(団体)数(67.8%)のうち、この「[4-1] (いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されているときの対応(複数回答あり)」において、「滞納されている場合」としている回答が、97回答(団体)数に留まっていることについては、もう少し多角的に捉えることが求められると考える。

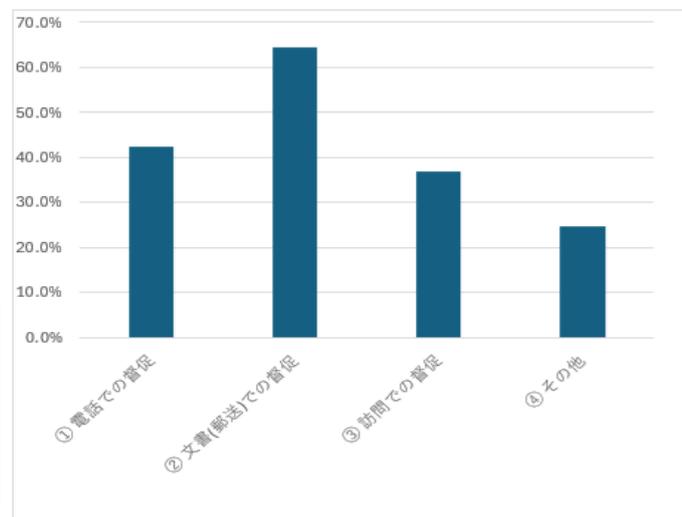
ちなみに、公営墓地にかかわる調査については、今回とほぼ同じ研究代表者、研究分担者にて、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26-健危-一般-009)における、[ 第3章 「我が国における公営墓地実態調査」 ]において、まとめているが、公営墓地の区画数は 1,000 区画以上というのが、31%。1 区画あたりからの滞納があっても、ここでの対象となるはずであるので、調査側の尋ね方と受けとめられ方を考える必要はあるかもしれない。



督促方法・手段(複数回答)	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 電話での督促	3	27	29	32	19	12	9	131
② 文書(郵送)での督促	8	47	37	52	29	17	10	200
③ 訪問での督促	5	23	22	32	16	8	8	114
④ その他	9	12	5	19	11	7	13	76



督促方法・手段(複数回答)	全国	管理料徴収/310
① 電話での督促	131	42.3%
② 文書(郵送)での督促	200	64.5%
③ 訪問での督促	114	36.8%
④ その他	76	24.5%



「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性については、たとえば、「④ その他」における具体的記述において、例示としては以下の通り。

「1年でも未納があれば電話、文書、訪問、墓地における看板設置を組合せ対応している」  
「8月末納期限→10月文書督促→12月電話督促→翌2月電話督促→5月訪問督促」  
「納期期限を1ヶ月超過後、電話→文書送付→訪問の順に督促を行い、年度内の徴収を目標にしている」  
「納期限10日後督促状の発送及び年に3回催告書を送付。また、来庁時等の手続きには収納状況を伝え、滞納者には納付を促している。一部手続き(承継)には管理料完納を条件としている」

などである。これを見ると、前述の[4-1]「(いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されているときの対応(複数回答あり)」の滞納期間が「1年未満」は13回答(団体)数、「1年」が70回答(団体)数が総回答(団体)数97件のうちの85.6%である背景をうかがわせる。

その他の主な事例については「3～5年間滞納があるときには区画内に墓地使用者に関する情報提供を求めるラミネート(看板)を設置している」という立札設置しているという事例や、「保証人に連絡を取り墓地使用者の所在を確認するほか、戸籍による親族等の調査を行う」というものもあった。

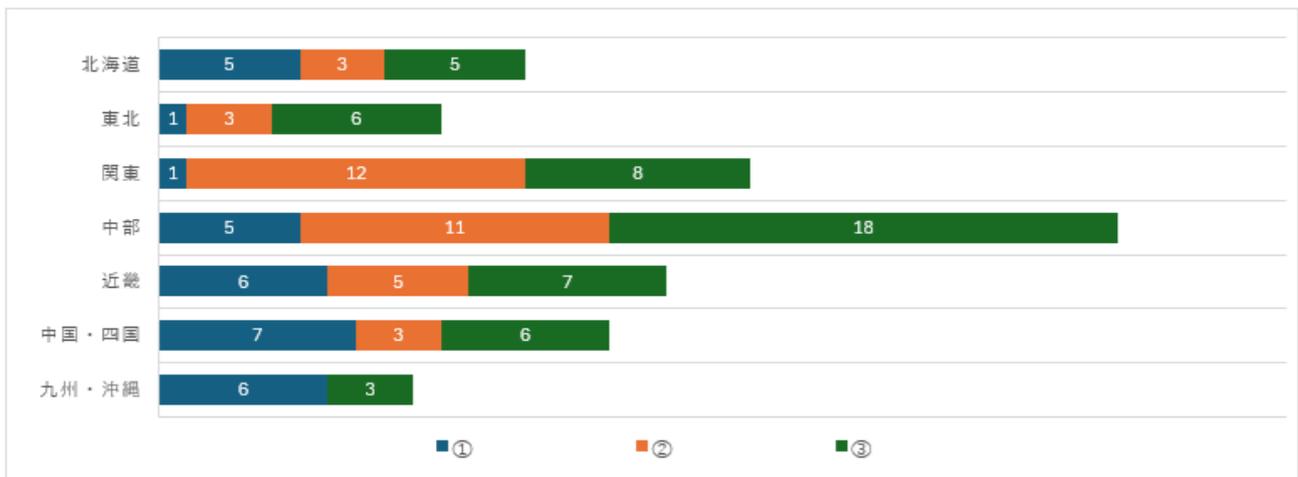
また[4]「いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)」では、「管理料を徴収している」という 310 回答(団体)のうち、「永代管理料として期初に一括徴収」というのが、約 1/3 の 100 回答(団体)数であったが、ここでの「その他」での具体的記載がなされたもののうち、「永代管理料として期初に一括徴収するため滞納はありません」「管理料及び使用料を徴収しているが、期初の一括徴収後に使用を許可するため滞納は発生しない」というものが 30 件。これらの回答は、具体的に記載された回答の 38.5%、ほぼ 4 割を占める。

[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて

- ① お墓参りされている様子がない墳墓があったから(表示は回答個数・以下同じ)
- ② 管理料が a 年ぐらい滞納され、督促に回答・反応がない墳墓があったから b 年ぐらい
- ③ 使用者の死亡は確認されているが、承継等の手続申請がされていない墳墓があったから

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	5	1	1	5	6	7	6	31
②	3	3	12	11	5	3	0	37
③	5	6	8	18	7	6	3	53

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	5	1	1	5	6	7	6	31
①⇒何年？(表示は年)	5.0		3.0	16.7	3.8	3.8	8.8	6.9
②	3	3	12	11	5	3	0	37
②a⇒何年？(表示は年)	1.0	5.3	5.3	5.4	6.5	4.0		5.0
②b⇒何年？(表示は年)	0.7	10.0	5.0	6.3	4.0	4.0		4.8
③	5	6	8	18	7	6	3	53
③⇒何年？(表示は年)	2.8	4.7	3.7	4.0	5.2	3.3	9.3	4.4



「① 墓参の形跡が認められない」「② 滞納管理料の督促に応じない」「③ 承継の手続きがなされない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。「③ 承継の手続きがなされない」は 53回答(団体)で最も多い。しかしながら、「① 墓参の形跡が認められない」は 31 回答(団体)、「② 滞納管理料の督促に応じない」は 37 回答(団体)なので、大きな差はないとも言える。

また、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは 6.9 年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、5.0 年滞納され、そこから 4.8 年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは 4.4 年であったという回答が得られている。

前述[4-1] (いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されているときの対応(複数回答可)でも述べたが、滞納に対して、何らかの方策(「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」)に着手されるのは、1 年(未満)から(「1年未満」は13回答(団体)数、「1年」が70回答(団体)数)の総回答(団体)数97件のうちの 85.6%であった。

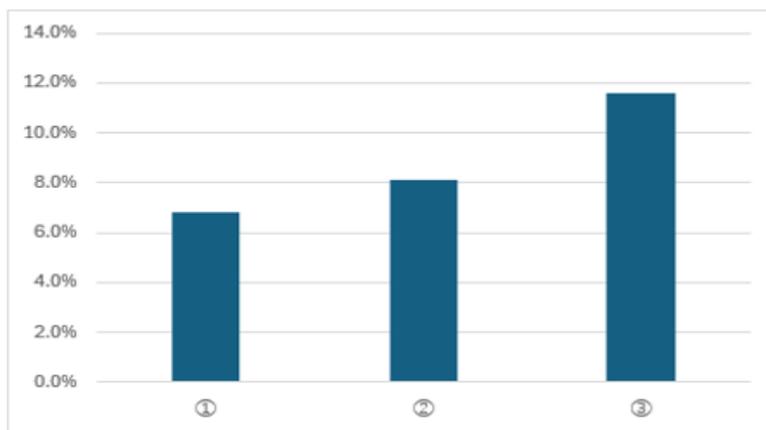
本設問をこれにつなげると、「電話での督促」「文書(郵送)での督促」「訪問での督促」などについ

てが、5～7年程度の時間をかけて行われているという状況であることが考えられる。

公営(立)墓地を有する団体は、457団体。本設問に対する回答は111団体。24.3%に留まる。ちなみに、公営墓地にかかわる調査については、今回とほぼ同じ研究代表者、研究分担者にて、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26-健危-一般-009)における、[第3章「我が国における公営墓地実態調査」]において、まとめているが、公営墓地の区画数は1,000区画以上というのが、31%。1区画あたりからの滞納があっても、ここでの対象となるはずであるので、調査側の尋ね方と受けとめられ方を考える必要はあるかもしれない。



	全国	(対全国) /457
①	31	6.8%
②	37	8.1%
③	53	11.6%

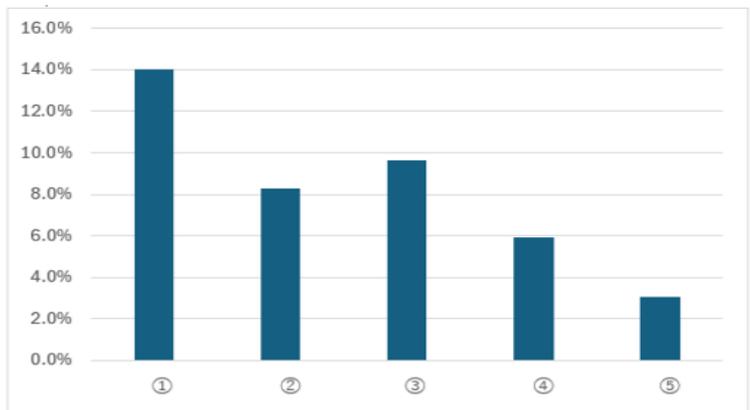
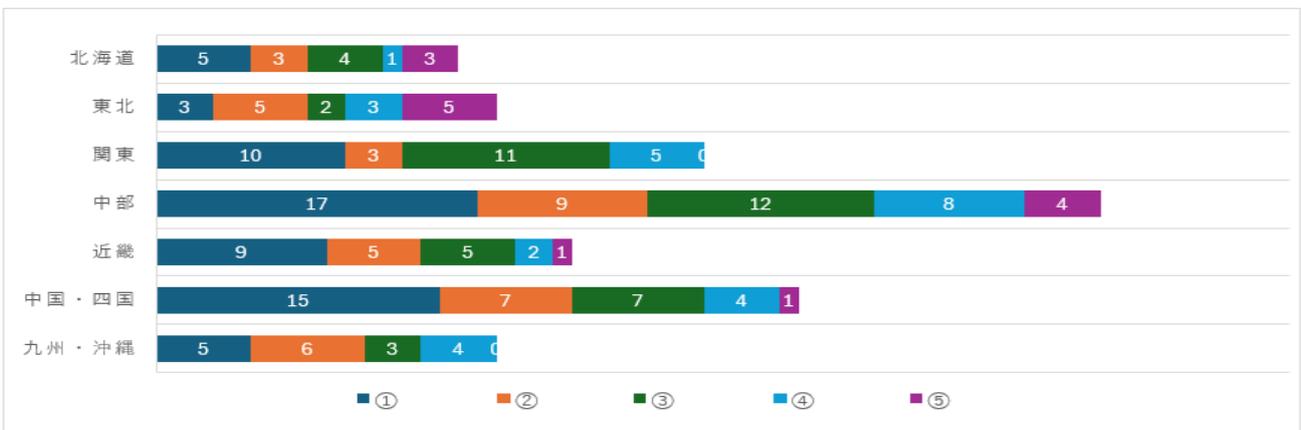


[6][無縁墳墓について整理を行っている（行ったことがある）場合、無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例についてお答え下さい](複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 放置された結果、草が繁茂し、周囲の迷惑となっている
- ② 放置された結果について、これを職員・作業員が対応しなくてはならず負担になっている
- ③ 管理料の未納など、管理者「義務」が履行されていないことを放置することは出来ない
- ④ 新たな墓地使用者へ対応するための、墓地用地が確保出来ない
- ⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	5	3	10	17	9	15	5	64
②	3	5	3	9	5	7	6	38
③	4	2	11	12	5	7	3	44
④	1	3	5	8	2	4	4	27
⑤	3	5	0	4	1	1	0	14



	全国	(対全国) / 457
①	64	14.0%
②	38	8.3%
③	44	9.6%
④	27	5.9%
⑤	14	3.1%

「① 手入れがなされず周囲に迷惑」「② 代わりに対応する職員の手間」「③ 義務の未履行には適切に対応」「④ 再貸付が出来ない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。

「① 手入れがなされず周囲に迷惑」は64回答(団体)で最も多い(対回答数比14.0%)。また、「② 代わりに対応する職員の手間」は38回答(団体)(対回答数比8.3%)。この「① 手入れがなされず周囲に迷惑」と「② 代わりに対応する職員の手間」は因果関係が認められる。この2つの回答を合わせると102回答(団体)(対回答数比22.3%)と、2割を占める。

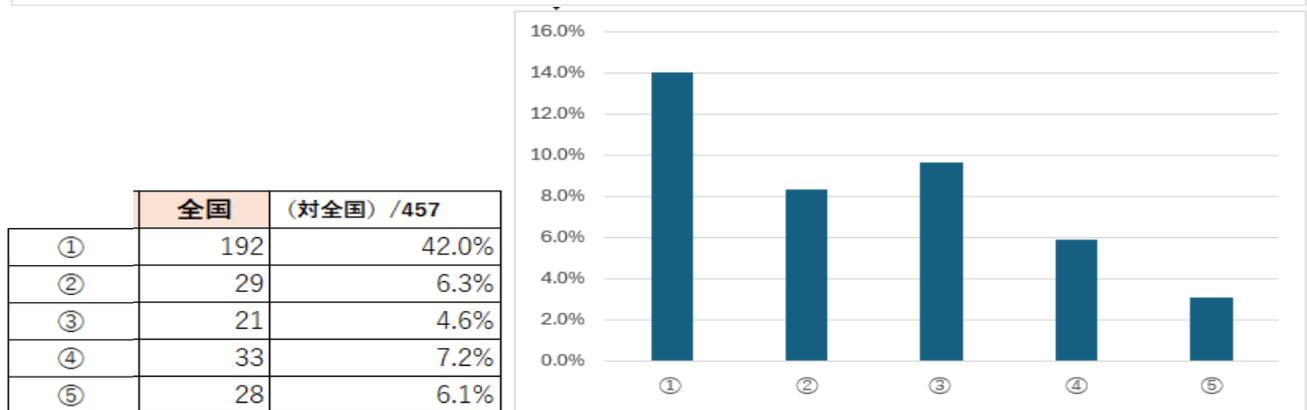
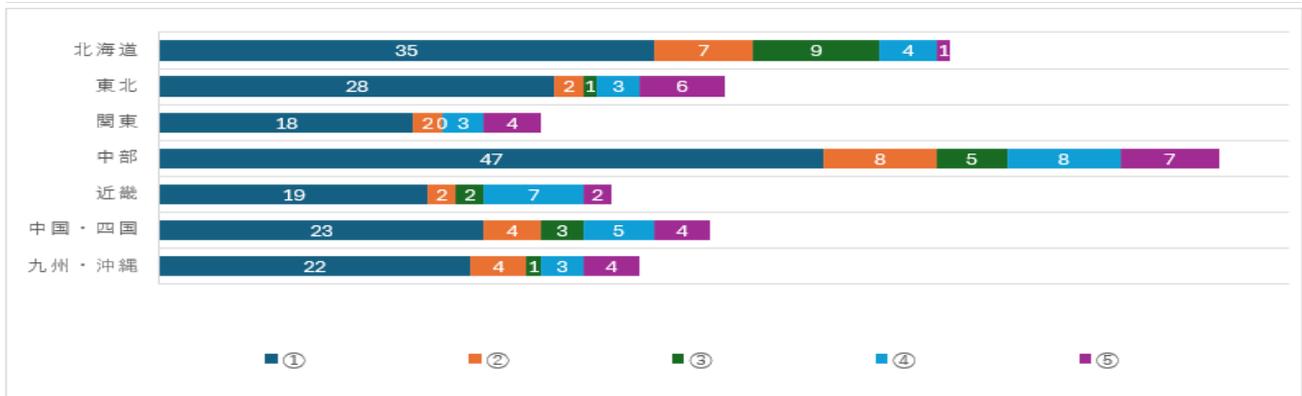
「③ 義務の未履行には適切に対応」は44回答(団体)(対回答数比9.6%)、「④ 再貸付が出来ない」は27回答(団体)(対回答数比5.9%)であった。

[7] 無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい
- ② 無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない
- ③ 放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない
- ④ 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る
- ⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	35	28	18	47	19	23	22	192
②	7	2	2	8	2	4	4	29
③	9	1	0	5	2	3	1	21
④	4	3	3	8	7	5	3	33
⑤	1	6	4	7	2	4	4	28



「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

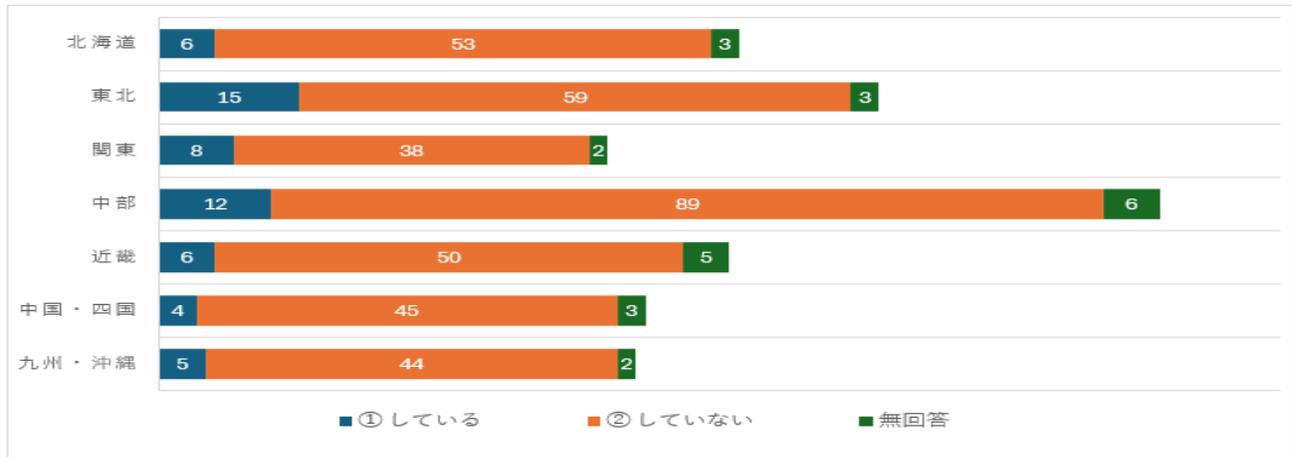
「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は192回答(団体)で最も突出して多い(対回答数比 69.8%)。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は 29 回答(団体)(対回答数比 10.5%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は21回答(団体)(対回答数比 7.6%)。「④

無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は33回答(団体)(対回答数比 12.0%)と、「②」～「④」で各々29、21、33 回答。何れも本設問に対する総回答に対する比率は10%前後である。

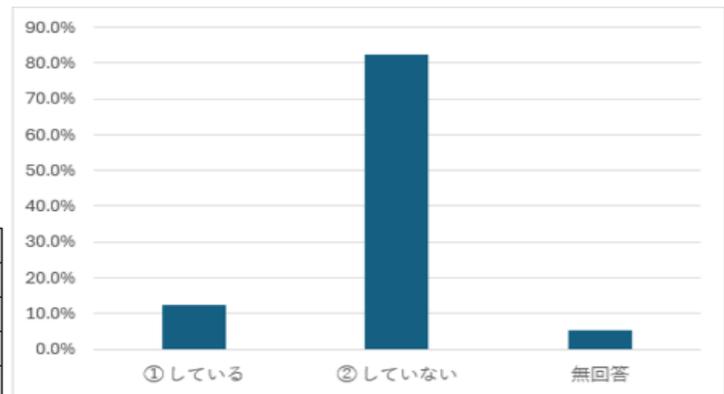
ちなみに、地域別の差異について。この設問では、選択肢のうち、「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」を除き、回答(団体)数が、全国で、100 に満たない。多いものでも「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は33回答(団体)に留まる。

[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① している	6	15	8	12	6	4	5	56
② していない	53	59	38	89	50	45	44	377
無回答	3	3	2	6	5	3	2	24
合計	62	77	48	107	61	52	51	457



	全国	(対全国) /457
① している	56	12.3%
② していない	377	82.5%
無回答	24	5.3%
合計	457	100.0%



前述 [3-2-1]「公営墓地」について、墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)には、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」の記載は 8 割であり、ほぼ記載されている項目である。以下、6~5 割と半数(以上)記載されている項目「④ 本籍地」「⑤ 電話連絡先」であり、3~1割強程度の項目は、「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」であった。

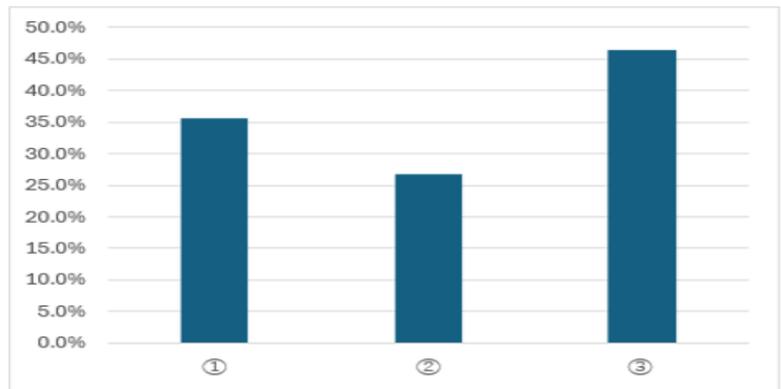
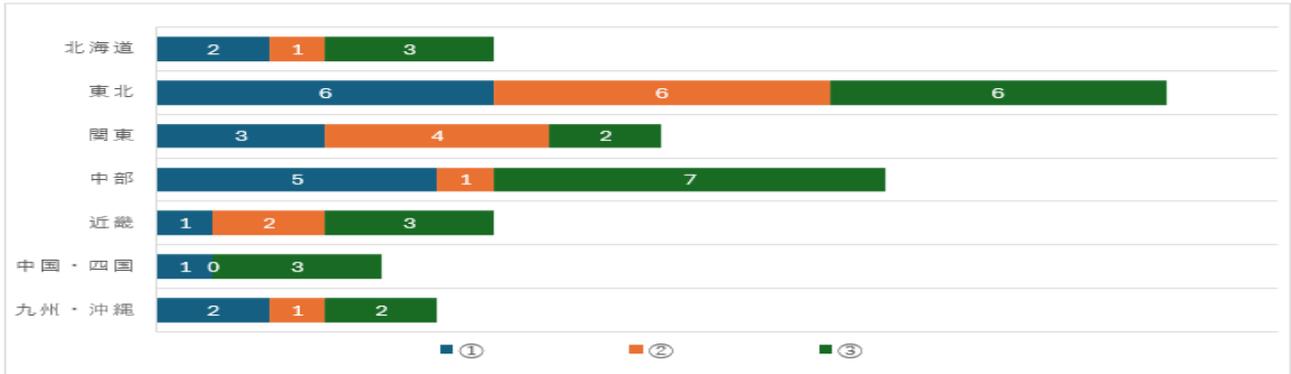
本設問でも「していない」という回答がかなり多いが、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」を把握することは、無縁を避ける方策としては(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると思料される点であるので、課題が残る結果となっている。

[8-1-1] どのような形で把握していますか(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている
- ② 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている
- ③ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	6	3	5	1	1	2	20
②	1	6	4	1	2	0	1	15
③	3	6	2	7	3	3	2	26



	全国	(把握している) / 56
①	20	35.7%
②	15	26.8%
③	26	46.4%

前掲[8]「使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」でも述べた通り、[3-2-1]「公営墓地」について、墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)においても触れた通り、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」は記載項目としているという回答は10%以下である。

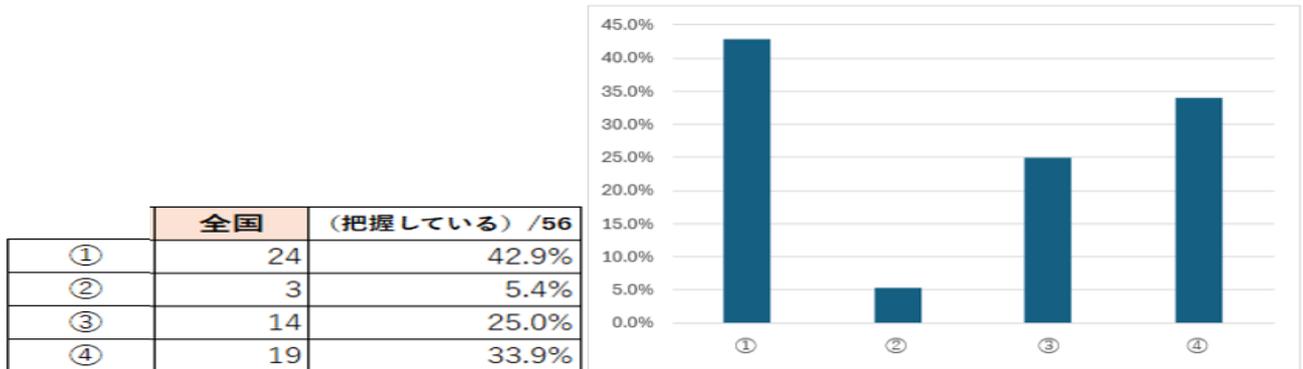
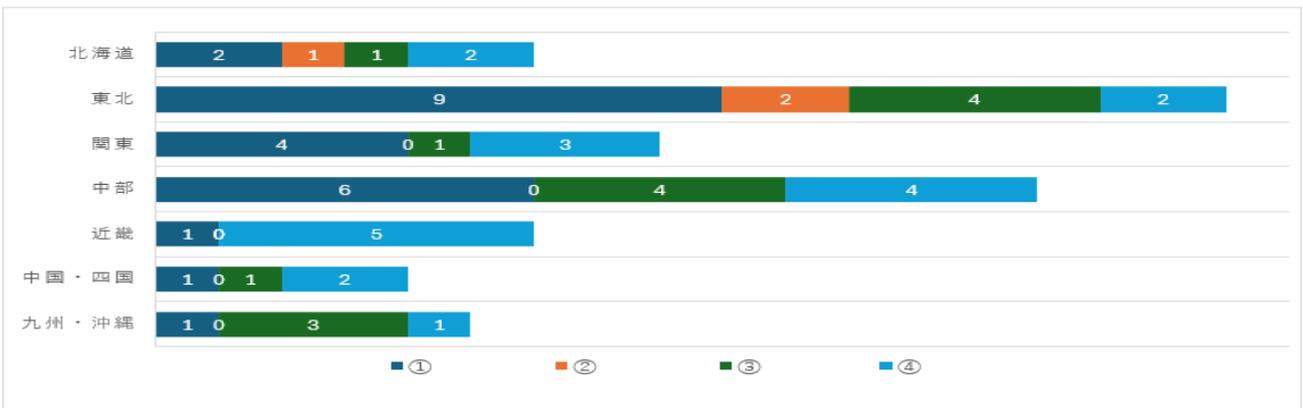
ここでは「③ その他」の回答は26回答(団体)であり、「① 申請書に(直接)記載させている」、「② 別途書面を添付させている」よりも多い回答数(団体数)ではある。

ただ、その具体的に記載されている内容は、「承継の際に法定相続人の範囲内から同意書を聴取している」「保証人という形で保証人選任届を提出してもらっている」「申請時、戸籍謄本を提出」など、「① 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている」「② 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている」にかかわる、その具体的な方法・手段について説明する内容が主なものとなっている。

[8-1-2] 縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか](複数回答可)  
 今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① いわゆる「管理料」が滞納された際、使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため
- ② 地震、台風等の災害により墓地が被災した際に連絡をとれない使用者がいたため
- ③ 特に何かがあったわけではないが、把握しておくのが有益と考えたため
- ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	9	4	6	1	1	1	24
②	1	2	0	0	0	0	0	3
③	1	4	1	4	0	1	3	14
④	2	2	3	4	5	2	1	19



「① いわゆる「管理料」が滞納された際、墓地使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため」という回答が最も多かった。前述した[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)の回答結果からも明らかであるが、総じて、「親類等の連絡先(縁故者)」は記載項目としている回答が少ない(低い)が、無縁を避ける方策は(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると思料されると、これまで指摘してきたところであるが、そうしたことがここでの回答状況に反映されているといえる。

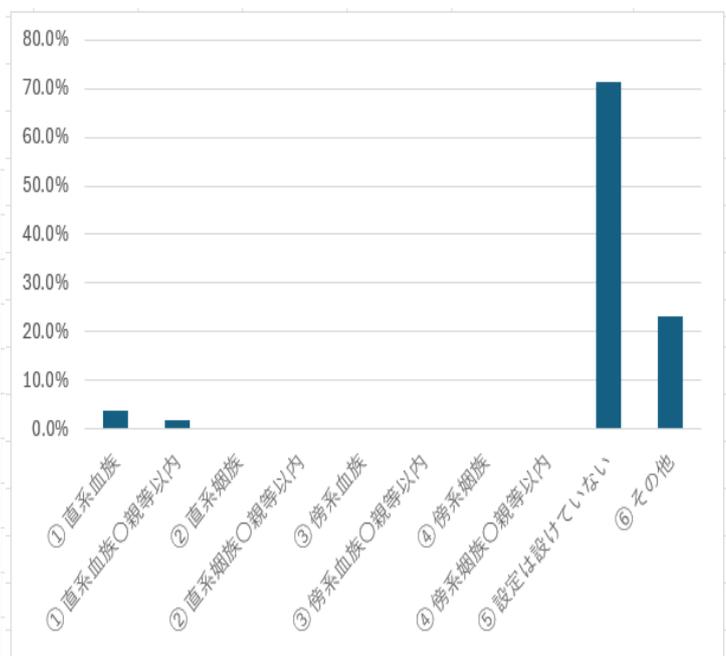
ちなみに「その他」の回答事例として具体的な記載内容は、「諸般の事情によって墓地使用者の本籍地情報収集が見送られたため、使用者と連絡がとれなくなった場合に備え、任意ではあるが把握するようにした」「従来徴収していなかった管理料の徴収に向け、使用者確認を行った際に、今後の無縁化防止の必要性を感じたため」「祭祀の主催者として埋葬者・使用者死亡承継時の確認書類の一部に戸籍謄本の提示を求めている。また、使用者死亡承継時には他相続人からの承継同意書

の提出を求めている」など、把握してなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている。

[8-1-3] 縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(把握している) / 56
① 直系血族	0	2	0	0	0	0	0	2	3.6%
① 直系血族○親等以内	0	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
② 直系姻族	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
② 直系姻族○親等以内	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
③ 傍系血族	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
③ 傍系血族○親等以内	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
④ 傍系姻族	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
④ 傍系姻族○親等以内	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
⑤ 設定は設けていない	4	10	8	10	1	2	5	40	71.4%
⑥ その他	2	4	0	2	3	2	0	13	23.2%

	全国	(把握している) / 56
① 直系血族	2	3.6%
① 直系血族○親等以内	1	1.8%
② 直系姻族	0	0.0%
② 直系姻族○親等以内	0	0.0%
③ 傍系血族	0	0.0%
③ 傍系血族○親等以内	0	0.0%
④ 傍系姻族	0	0.0%
④ 傍系姻族○親等以内	0	0.0%
⑤ 設定は設けていない	40	71.4%
⑥ その他	13	23.2%



そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲について、設定を設けていない場合がほとんどであることが分かる。

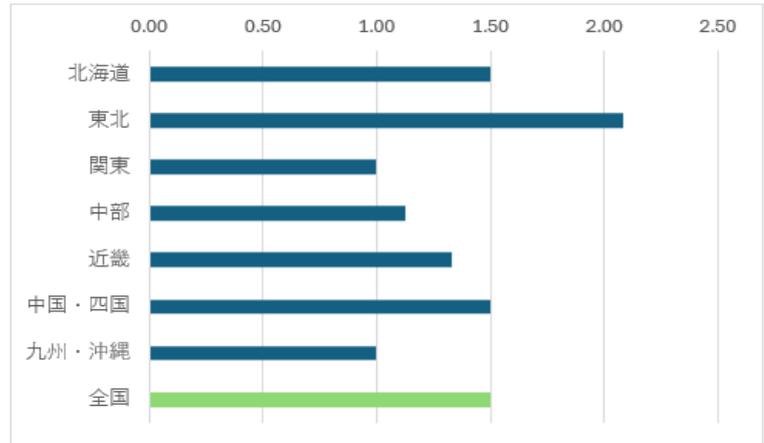
そして、「直系血族」という回答にしても、そこには明確な根拠や基準は見受けられない。何故、「見受けられない」のかというと、「直系血族」について、何親等以内か、という具体的な範囲が把握されていないことからうかがうことが出来る。

[8-1-4] 縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか

(平均人数)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 人数は	1.50	2.08	1.00	1.13	1.33	1.50	1.00	1.50

1人	30
2人	4
3人	1
4人以上	1
合計	36

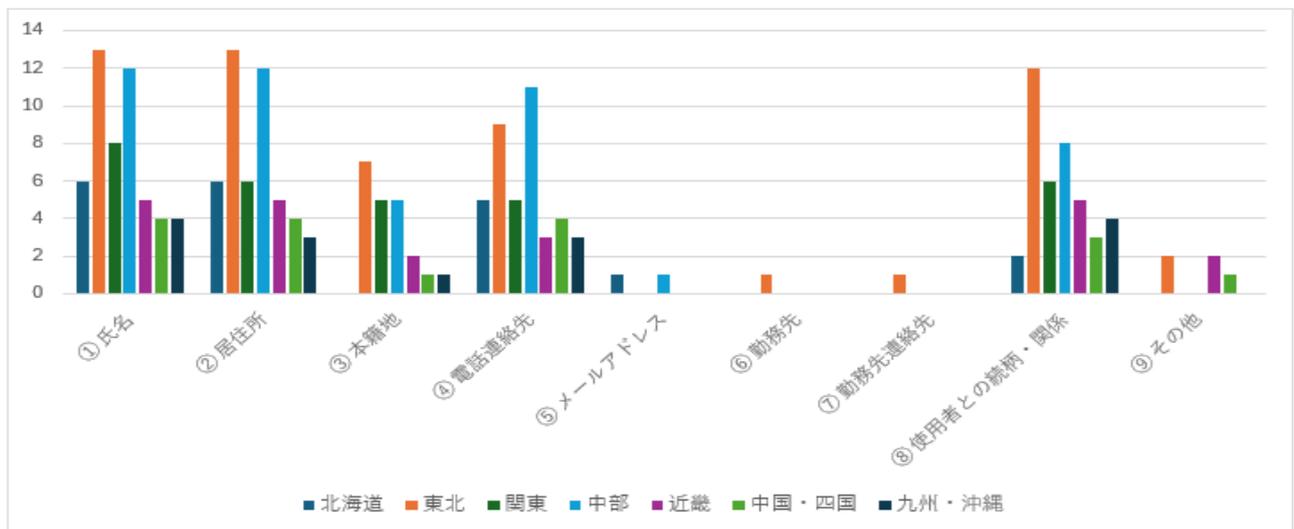
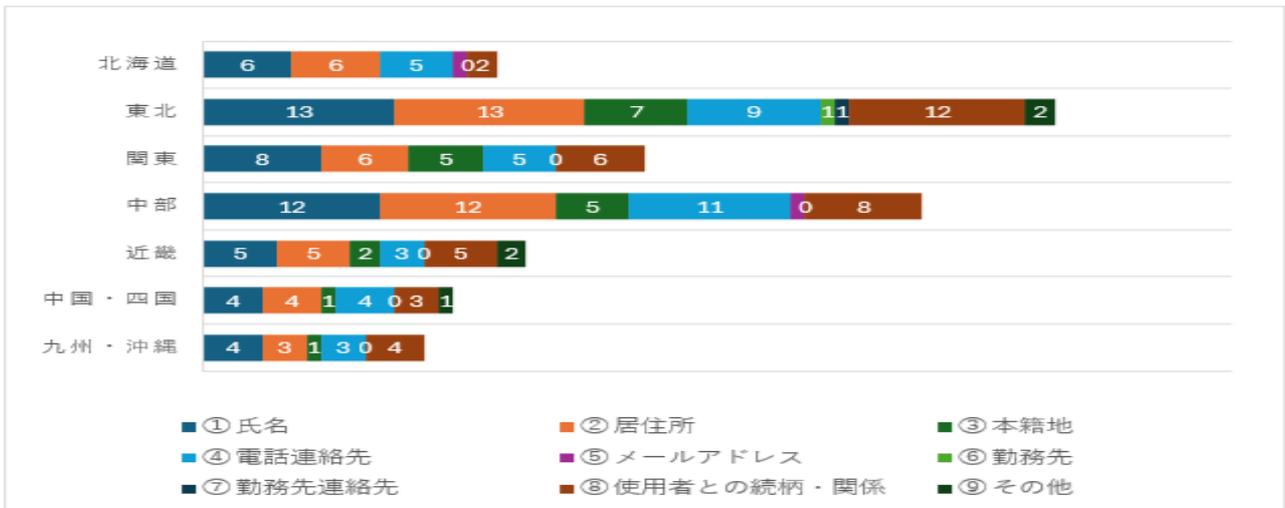


前の設問[8-1-3]「縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください」についての回答結果、そして[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)からも明らかな通り、「縁故者の把握をしている」というケース自体に限られており、その「縁故者」の範囲について、設定を設けていない場合がほとんどであるため、当然、縁故者の人数に関する回答は明確ではない。

本設問[8-1-4]「縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか」への回答がほぼ「1人」との回答であるのは、上記のここまでの回答経緯の反映でもあると言える。

[8-1-5] 把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(把握している) / 56
① 氏名	6	13	8	12	5	4	4	52	92.9%
② 居住地	6	13	6	12	5	4	3	49	87.5%
③ 本籍地	0	7	5	5	2	1	1	21	37.5%
④ 電話連絡先	5	9	5	11	3	4	3	40	71.4%
⑤ メールアドレス	1	0	0	1	0	0	0	2	3.6%
⑥ 勤務先	0	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
⑦ 勤務先連絡先	0	1	0	0	0	0	0	1	1.8%
⑧ 使用者との続柄・関係	2	12	6	8	5	3	4	40	71.4%
⑨ その他	0	2	0	0	2	1	0	5	8.9%



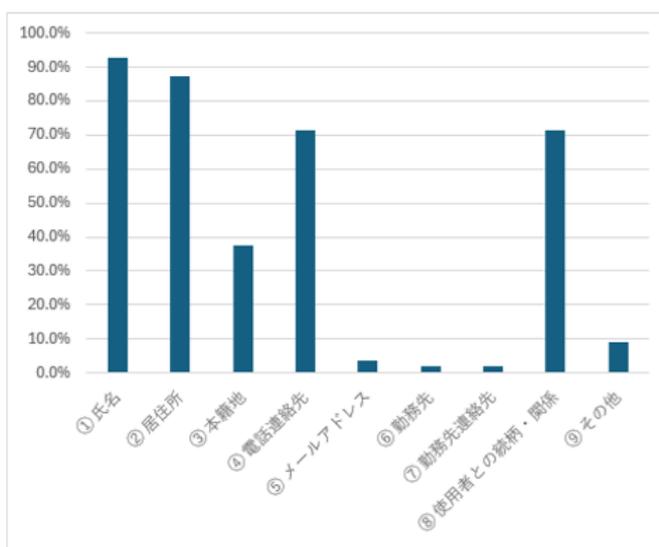
前掲[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)」では、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」という回答(団体)数は45件であった。  
 本設問では複数回答として、選択肢を列挙している。うち、最も多い回答は「氏名」で52件。この回答が、ここでの「縁故者を把握している」に対応した回答(団体)数ということになる(ここで、7件の差異は誤差と捉えることとする)。

ここでは、「① 氏名」「② 居住地」「④ 電話連絡先」の回答については、9～7割が「記載項目」として挙げています。前掲「[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目」でも、この3項目は同様に記載されている頻度の高い「記載項目」であった。

「③ 本籍地」は本設問では 37.5%。これに対して、前掲「[3-2-1]の「墓地使用者・埋骨台帳」では 54.0%であった。やや差はあるが、全体、他の項目の現われについては、前掲「[3-2-1]の「使用者管理台帳」における「本籍地」とも通底する傾向はうかがえる(下表・グラフ参照)。

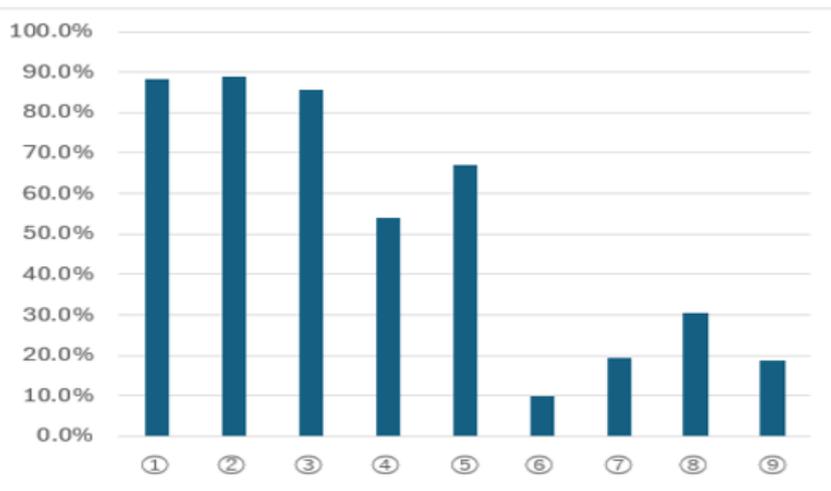
「⑧ 使用者との続柄・関係」については(当然ではあるが)前掲「[3-2-1]の「墓地使用者・埋骨台帳」にはみられない項目であり、ここでは、71.4%の割合で記載項目として挙げられていることも頷ける結果であると考えます。

	全国	(把握している) / 56
① 氏名	52	92.9%
② 居住地	49	87.5%
③ 本籍地	21	37.5%
④ 電話連絡先	40	71.4%
⑤ メールアドレス	2	3.6%
⑥ 勤務先	1	1.8%
⑦ 勤務先連絡先	1	1.8%
⑧ 使用者との続柄・関係	40	71.4%
⑨ その他	5	8.9%



※[参考][3-2-1]の「使用者管理台帳」における記載項目としての挙げられ方

	全国	(対全国) / 457
①	403	88.2%
②	407	89.1%
③	391	85.6%
④	247	54.0%
⑤	307	67.2%
⑥	45	9.8%
⑦	89	19.5%
⑧	139	30.4%
⑨	86	18.8%



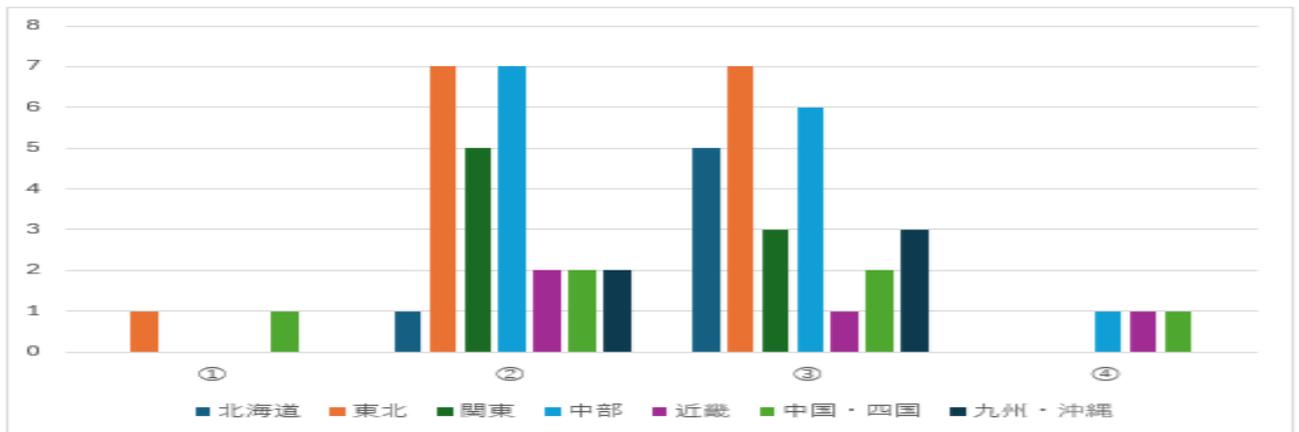
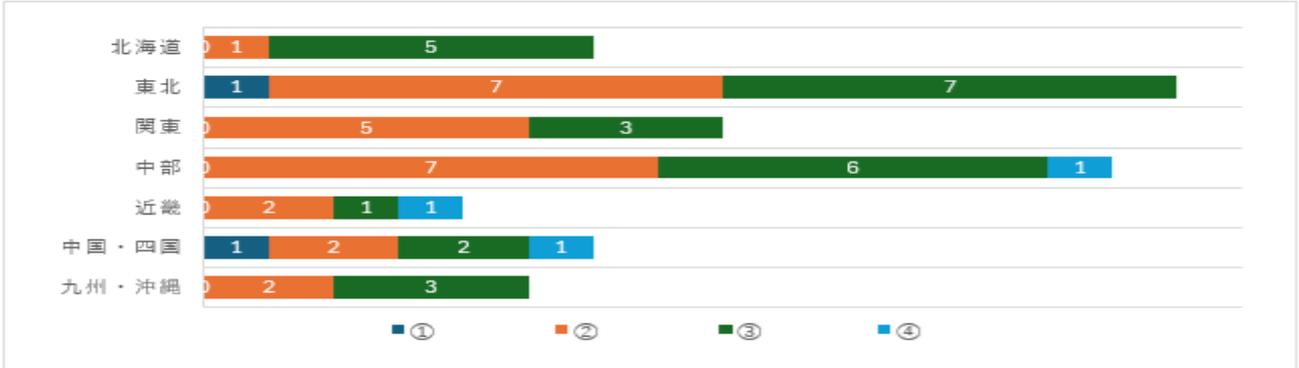
- ① 墓所区画番号
- ② 使用者(名義人)氏名
- ③ 居住地
- ④ 本籍地
- ⑤ 電話連絡先
- ⑥ 親類等の連絡先(縁故者)
- ⑦ 墓石施工業者名
- ⑧ おさめられている遺骨  
については許可証に準じた各事項全て
- ⑨ その他

[8-1-6]把握した縁故者にかかわる情報について、変更の有無の確認や更新についてはどのようにしていますか(複数回答可)

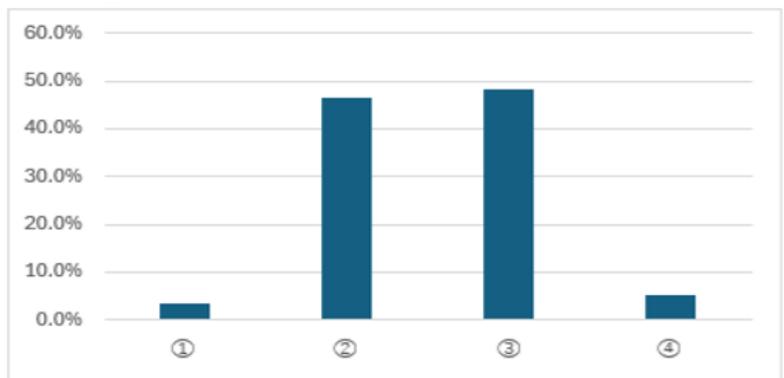
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 定期的に変更の有無を確認している
- ② 利用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している
- ③ 利用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない
- ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	1	0	0	0	1	0	2
②	1	7	5	7	2	2	2	26
③	5	7	3	6	1	2	3	27
④	0	0	0	1	1	1	0	3



	全国	(把握している) / 56
①	2	3.6%
②	26	46.4%
③	27	48.2%
④	3	5.4%



[8-1-7] 縁故者にかかわる情報を把握するにあたって留意している点(複数回答可)

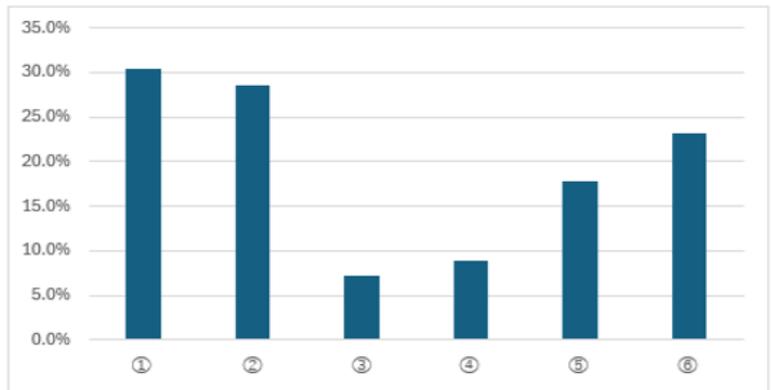
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている
- ② (使用者らが記載する場合)縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している
- ③ 縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている
- ④ 記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている
- ⑤ 記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類(の写し)の添付を必要としている
- ⑥ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	5	1	5	2	1	1	17
②	2	3	4	3	1	2	1	16
③	0	1	1	1	0	1	0	4
④	1	1	0	1	1	0	1	5
⑤	0	3	1	3	1	2	0	10
⑥	1	4	3	2	2	1	0	13



	全国	(把握している) / 56
①	17	30.4%
②	16	28.6%
③	4	7.1%
④	5	8.9%
⑤	10	17.9%
⑥	13	23.2%



「③縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている」への回答(団体)数が目立って低い(少ない)が、これは「② 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認」への回答(団体)との関連、あるいは影響を受けてのことであると考えられる。

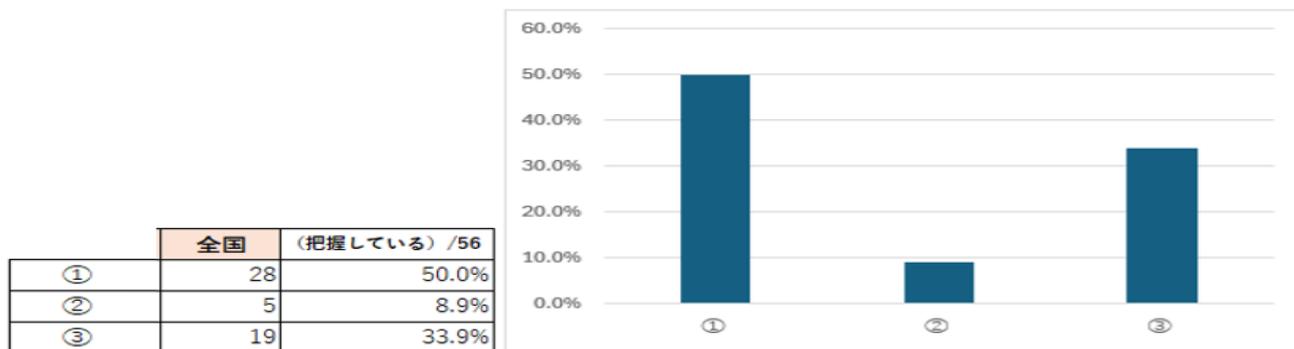
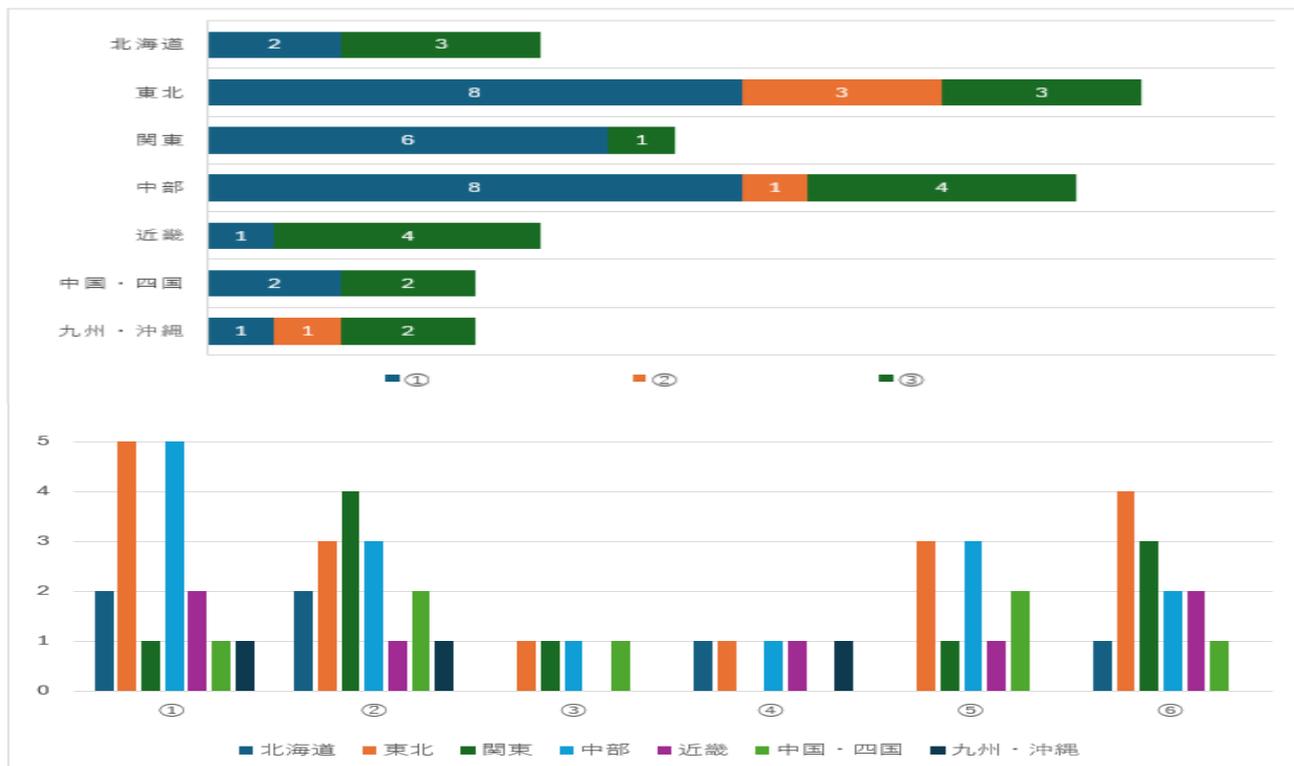
また、「⑥ その他」に関する具体的な記述について主なものを挙げると、  
 「墓地使用許可の際に住民票や戸籍等の添付書類から分かる内容を職員が台帳に記録しているだけであり、縁故者としての届出はしてもらっていない」「将来の承継に備える目的であるので、墓地使用者より下の世代(子や孫)、最低でも同世代の縁故者の情報を提供して貰っている」「祭祀主宰者が市外に在住の方の場合は、本籍及び筆頭者が載っている住民票を添付させている」「縁故者にかかわる情報は墓地使用者に記載してもらうが、縁故者の承諾まで求めている」というようなものである。

[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した
- ② 地震、台風等の災害により墓地在被災した際の連絡をスムーズに行うことができた
- ③ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	8	6	8	1	2	1	28
②	0	3	0	1	0	0	1	5
③	3	3	1	4	4	2	2	19

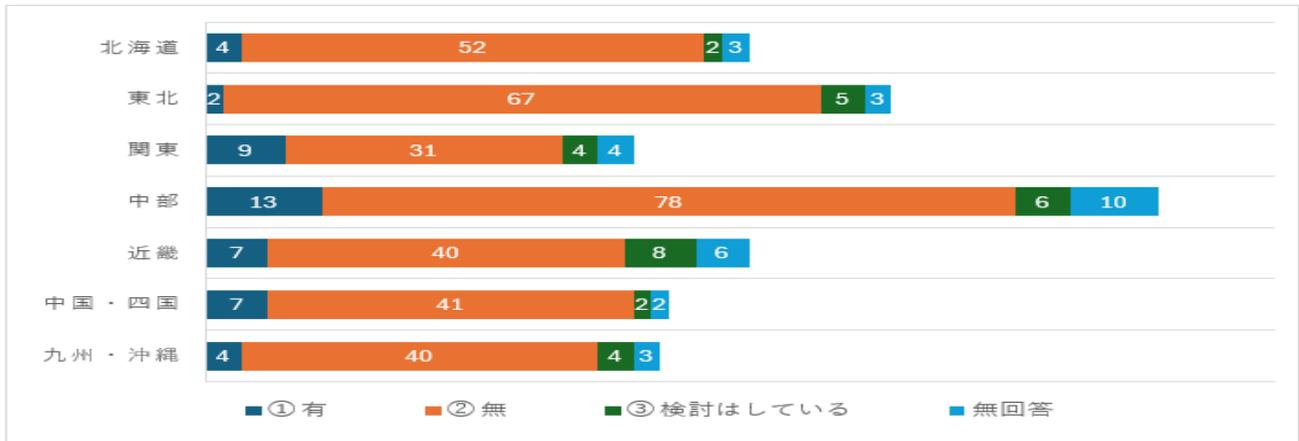


	全国	(把握している) / 56
①	28	50.0%
②	5	8.9%
③	19	33.9%

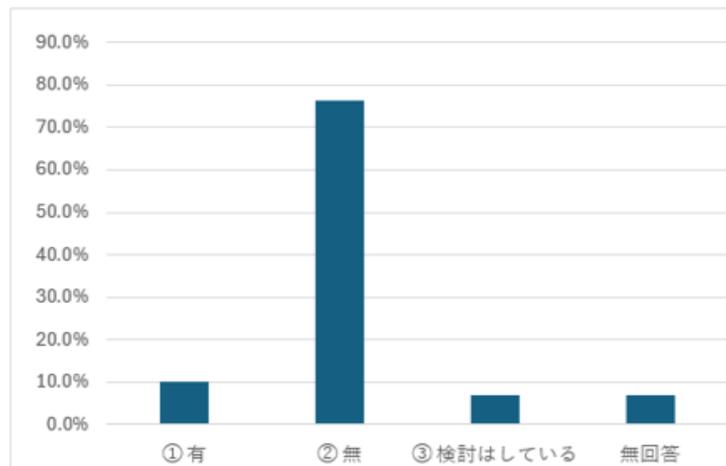
また、「③その他」に関する具体的な記述について主なものを挙げると、「①」で挙げた「いわゆる『管理料』が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した」に連なるような「墓園管理業務の円滑化に繋がった」旨の内容が多かった。他に、「(今のところ)効果はない」というような内容もあった。

[ 9] 無縁改葬・整理を行ったことがありますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 有	4	2	9	13	7	7	4	46
② 無	52	67	31	78	40	41	40	349
③ 検討はしている	2	5	4	6	8	2	4	31
無回答	3	3	4	10	6	2	3	31



	全国	(対全国) /457
① 有	46	10.1%
② 無	349	76.4%
③ 検討はしている	31	6.8%
無回答	31	6.8%



「無」という回答(団体)数は349件、76.4%である。「無回答」を有効回答から外すと、81.9%となる。但し、ここで留意しなくてはならないのは、「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」という問い掛けをしているのであって「無縁化した墳墓・遺骨」の有無を尋ねたものではないことである。

「公営墓地を有する」として回答を得た団体は、今回の調査では457団体。

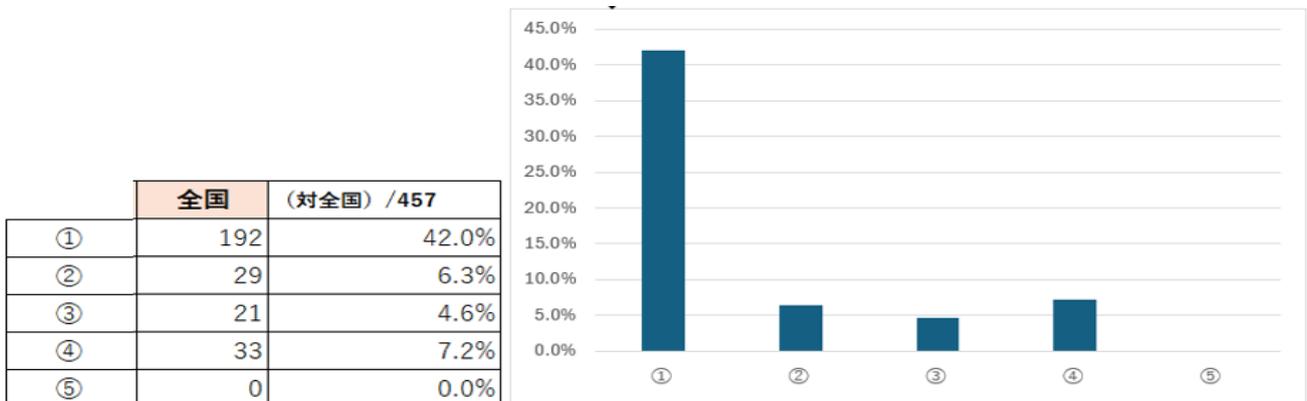
ちなみに、公営墓地にかかわる調査については、今回研究事業とほぼ同じ研究代表者、研究分担者によって、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26-健危-一般-009)がまとめられている。そのなかでは、[ 第3章 「我が国における公営墓地実態調査」 ]にて、当時の公営墓地の状況について詳しくまとめている。たとえば、公営墓地の区画数は 1,000 区画以上というのが、31%を占めている。これらの墓地で、「無縁化した墳墓・遺骨は全く無い」とは考え難い。



むしろ、前掲、本調査の[7]「無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)」で得られた知見を、ここで補助線として差し込み考えてみたい。

※[再掲]

[7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)



- ① 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい
- ② 無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない
- ③ 放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない
- ④ 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る
- ⑤ その他

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は192回答(団体)で突出して最も多い(対回答数比 69.8%)。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は 29 回答(団体)(対回答数比 10.5%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は21回答(団体)(対回答数比 7.6%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は33回答(団体)(対回答数比 12.0%)と、「②」～「④」で各々29、21、33 回答。何れも本設問に対する総回答に対する比率は10%前後である。

法的な整合性・合理性を担保しつつも、平易な手続き「モデル」を示すことが求められているように考えられる。

また、地方公共団体においては、墓所区画内の構築物を撤去するために、本来は墓地使用者の負担義務である原状復旧費用を負わざる得ないこととなる。人口、世帯数が減少に転じている地域・地方においては、そうして整地をして、再貸付・公募を行ったとしても、それに応じる住民が存在しないという蓋然性も高い。そうした意味においては、「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」と「② 跡地利用の再活用が難しい」は結びつきのある側面があると言える。

原状復旧費用(経済的負担)については、本調査においても「[9-3-2-4] 構築物撤去に要する費用(額)について、ひとつの墓所区画あたりの「概算値」でご記載下さい」や「[9-3-2-5]だれが支払うのか。負担するのをご記載ください」にて、照会し、回答を得ているのでそこで改めて考えることとしたい。

また、経済的負担という意味においては、構築物における「所有権」に関して、高松高裁での裁判結果が正確に認識されていないが故に、撤去後の構築物の保管という負担への懸念が無縁改葬を躊躇わせている遠因ともなっている、このことについても後ほど述べることにしたい。

[9-1] どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか(行うことを検討していますか)  
( [9]で①有と③検討はしている、と回答したものを合わせて)

[参考]調査票における設問

	(順番)	(期間)	(手続等の内容)
A	[	]	ヶ月][無縁改葬・整理を想定した調査を着手するまでの「様子見」]
B	[	]	ヶ月][使用者の所在確認調査]
C	[	]	ヶ月][使用者の縁故者調査]
D	[	]	ヶ月][不利益処分(使用許可の取消し)]
E	[	]	ヶ月][無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に拠る手続]
F	[	]	ヶ月][無縁改葬-「施設」への改葬]
G	[	]	ヶ月][墓所区画内の構築物の撤去]

以上、「無縁かな?」と気付いてから「構築物の撤去」をするまでに要する期間の合計[ ヶ月]

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
A順位	1.00	1.25	1.10	1.10	1.75	1.20	1.00	1.23
B順位	2.00	1.60	1.90	1.44	1.50	0.00	0.00	1.59
C順位	3.00	2.80	3.00	2.31	2.50	0.00	0.00	2.56
D順位	5.00	4.20	4.25	3.77	4.29	0.00	0.00	4.00
E順位	2.00	4.40	4.25	3.41	3.67	0.00	0.00	3.64
F順位	3.33	6.00	5.71	4.57	5.25	0.00	0.00	5.02
G順位	4.33	6.60	6.71	5.40	6.00	0.00	0.00	5.82

地域・地方により異なる場合もあるが、概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順となる。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
Aヶ月		46.7	16.0	79.5	46.9	7.4	6.5	41.3
Bヶ月	18.5	7.5	6.3	9.8	6.4	0.0	0.0	7.3
Cヶ月	18.5	17.5	26.7	14.2	6.7	0.0	0.0	15.0
Dヶ月	1.0	12.0	6.0	9.9	20.3	0.0	0.0	14.3
Eヶ月	12.2	9.5	6.5	12.9	11.0	0.0	0.0	13.9
Fヶ月	1.0	1.7	3.3	9.6	12.0	0.0	0.0	9.0
Gヶ月	3.3	1.3	2.5	11.3	12.0	0.0	0.0	8.9
合計平均期間(ヶ月)	20.0	75.5	66.3	90.2	79.3	58.0	47.2	73.4

地域・地方により異なる場合もあるが、概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順となる。これを所要月数も当て嵌めながら、まとめると以下の通りとなる。

- 「無縁改葬・整理を想定した調査を着手するまでの「様子見」」[41.3 箇月・3.4年] ▶  
▶ 「使用者の所在確認調査」[7.3 箇月・0.6年] ▶ 「使用者の縁故者調査」[15.0 箇月・1.3年] ▶  
▶ 「無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に拠る手続」[13.9 箇月・1.2年] ▶  
▶ 「不利益処分(使用許可の取消し)」[14.3 箇月・1.2年] ▶ 「[無縁改葬-「施設」への改葬」[9.0 箇月] ▶  
▶ 「墓所区画内の構築物の撤去」[8.9 箇月] 合計平均期間73.4 箇月・6.1年

ちなみに、前掲[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて」での回答と比較してみたい。

「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは6.9年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、5.0年滞納され、そこから4.8年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは4.4年であったという回答が得られている。

前述[4-1]（いわゆる管理料」を徴収している場合）滞納されている場合の対応（複数回答可）でも述べたが、滞納に対して、何らかの方策（「① 電話での督促」「② 文書（郵送）での督促」「③ 訪問での督促」）に着手されるのは、1年（未満）から（「1年未満」は13回答（団体）数、「1年」が70回答（団体）数）の総回答（団体）数97件のうちの85.6%であった。

これらをつなげると、前述した「[5] 無縁墳墓について整理を行っている（行ったことがある）場合、整理しようとした契機・きっかけについて」で得られた回答からも明らかな通り「電話での督促」「文書（郵送）での督促」「訪問での督促」などが、5～7年程度の時間をかけて行われているという状況であることが推定される。

#### 本設問における各項目への回答（団体）数

	全国	
	順位	所要期間
A「無縁改葬・整理の調査への着手までの「様子見」」	43	55.8%
	41	53.2%
B「使用者の所在確認調査」	56	72.7%
	51	66.2%
C「使用者の縁故者調査」	55	71.4%
	51	66.2%
D「不利益処分（使用許可の取消し）」	44	57.1%
	42	54.5%
E「無縁改葬（墓理法施行規則第3条）に拠る手続」	55	71.4%
	51	66.2%
F「[無縁改葬 - 「施設」への改葬]」	49	63.6%
	45	58.4%
G「墓所区画内の構築物の撤去」	51	66.2%
	45	58.4%

本設問の集計について、[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計77件を対象とした。

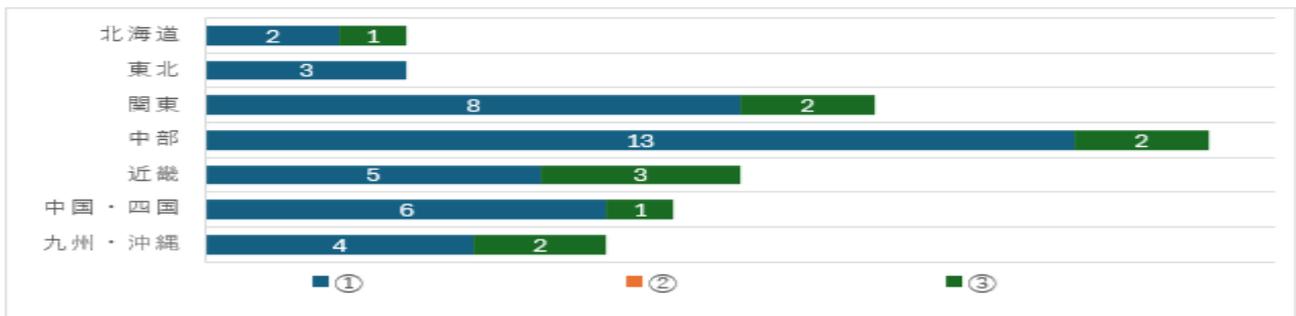
各々の項目に対する有効な回答率は左記の通り。

[9-2-1] 官報・立札の「公告」を行った際、反応、申入れなどがありましたか

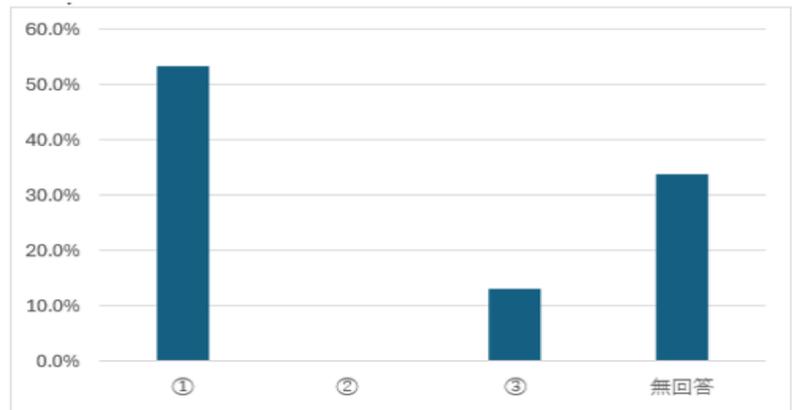
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① なかった
- ② (官報の広告からは)あった
- ③ 立札の公告からは)あった

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	3	8	13	5	6	4	41
②	0	0	0	0	0	0	0	0
③	1	0	2	2	3	1	2	10
無回答	3	4	3	5	7	2	2	26
合計	6	7	13	20	15	9	8	77



	全国	(改葬) / 77
①	41	53.2%
②	0	0.0%
③	10	13.0%
無回答	26	33.8%
合計	77	100.0%



本設問の集計は[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」において、「有」「検討はしている」と回答をした合計77件を対象としている。

「① なかった」という回答(団体)は41件(53.2%)と過半数を占め、目を引くが、他方で「③ 立札の公告に対する反応があった」という回答(団体)は10件(13.0%)あった。

これらは「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計77件を対象としている。ここで、確定した回答であろうという蓋然性の高い「有」(46件)のみに限定して捉え直してみると、21.7%にもなる。

立札の有効性は確認されたと考える。その有効性を上げるためにも、こういった「立札」とするべきか(たとえば、大きさ、表示する文字の大きさなど)、例示が指し示されても良いであろう。

また、「②(官報の公告からは)あった」との回答はなかったが、立札と表裏を成すものであり(たとえば、「1年間」という表示期間の規定は、官報への公告で裏付けられる)、立札の有効性につながっていると見える。

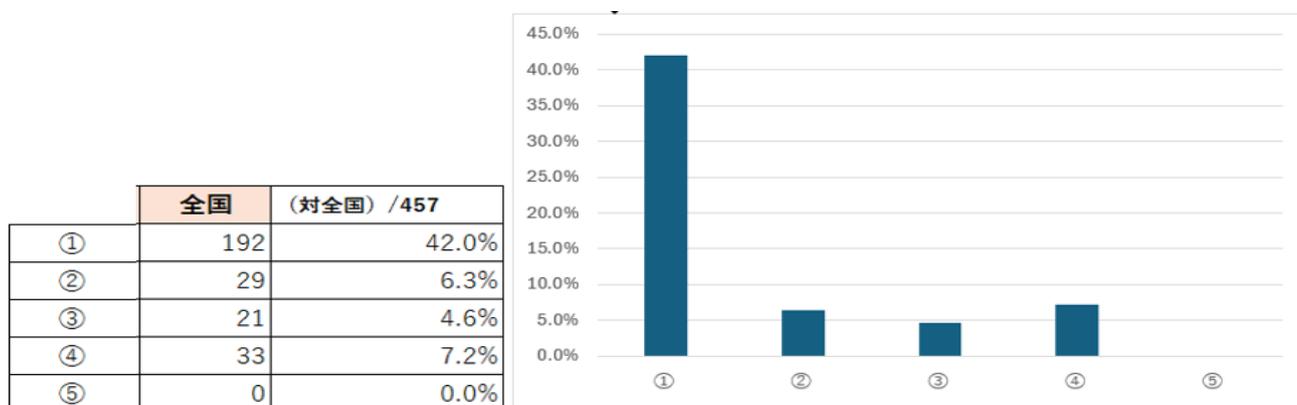
[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします



なお、「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」について、関連する設問は、以下の「[9-3-1-1] [保管／一部保管している(する)]とした理由(複数回答可)」  
「[9-3-1-2] [保管／一部保管している(する)]期間」  
「[9-3-1-3] [保管／一部保管している(する)]場所(複数回答可)」  
「[9-3-1-4] [保管／一部保管している(する)] にあたって留意すべき事項(複数回答可)」となる。詳細については、後掲の表・グラフに譲る。

ここでは前述した、「[7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われる」という場合、その具体的理由について(複数回答可)」とも重ねたい。

※[再掲][7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)



- ① 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい
- ② 無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない
- ③ 放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない
- ④ 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る
- ⑤ その他

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は192回答(団体)で最も突出して多い(対回答数比69.8%)。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は29回答(団体)(対回答数比10.5%)であった。

結論から述べる。「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」は合計で19件・24.7%  
「保管している期間」は概ね10年([9-3-1-2])。

その保管場所としては、「墓地内に設けた所定の管理する場所に集積・管理」となっている([9-3-1-3])。場所の設置費用自体はさほど掛らない。

しかし、移設するための費用は必要となる。そうであるなら、仮に空いた区画に関して、再貸付、あるいは活用する目処がないのであれば、墓所区画に設置された状態のまま「保管」する(している)のだ、という考え方を採用する方策もあると考える。

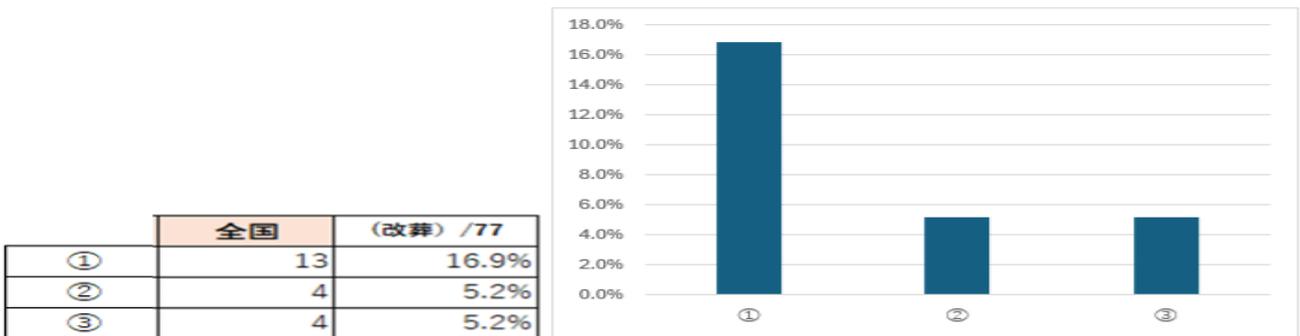
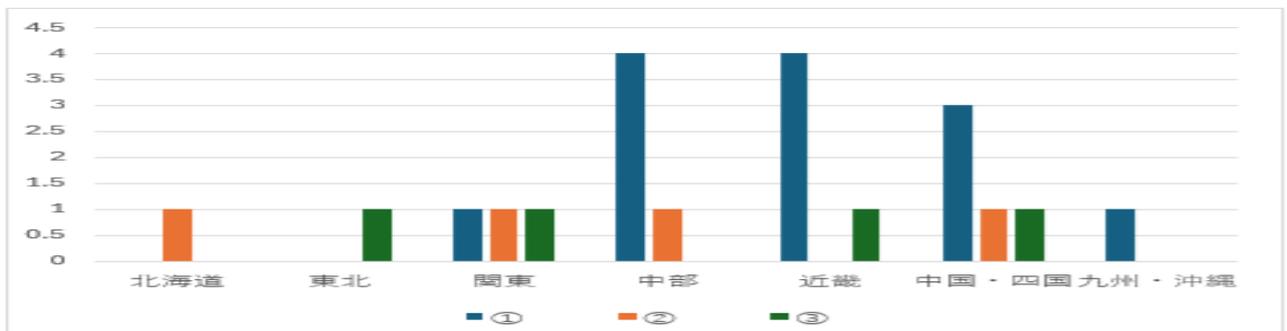
[9-3-1-1] [保管／一部保管している(する)]とした理由(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 構築物に関する権利保護のため
- ② 構築物に関する宗教的感情への配慮から
- ③ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	1	4	4	3	1	13
②	1	0	1	1	0	1	0	4
③	0	1	1	0	1	1	0	4

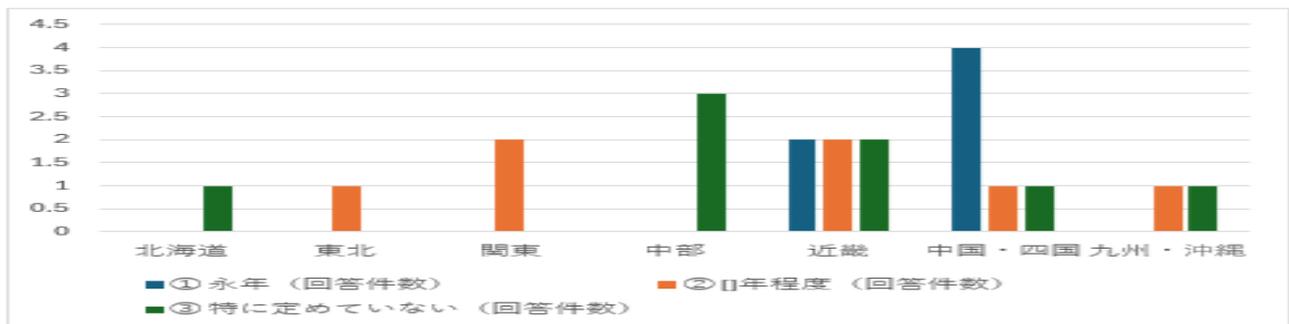
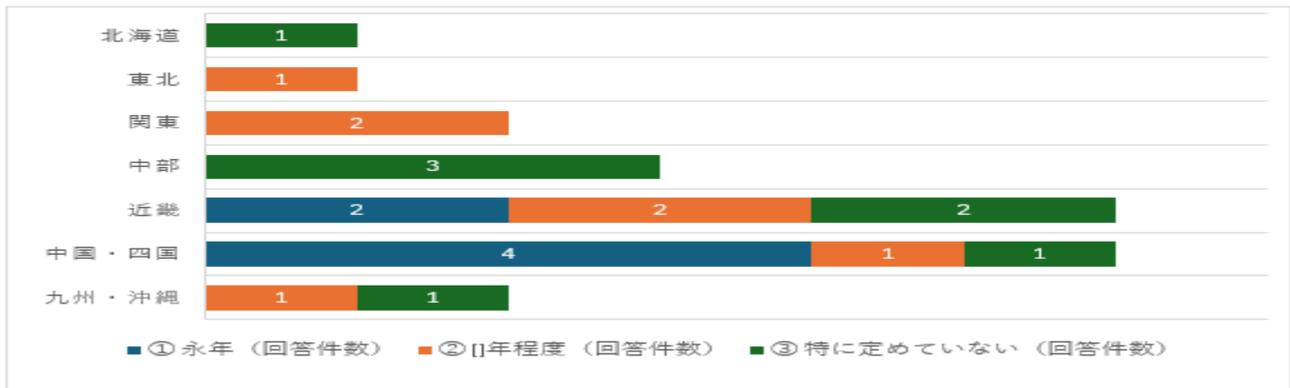
その他の回答：・ 墓埋法、〇〇市営墓園条例、同規則に墓石の保管に関する定めがないため、民法第162条(取得時効)により20年間保管することとした(2件)  
 ・ 処分方法を定めていない  
 ・ 保管スペースが限られているため



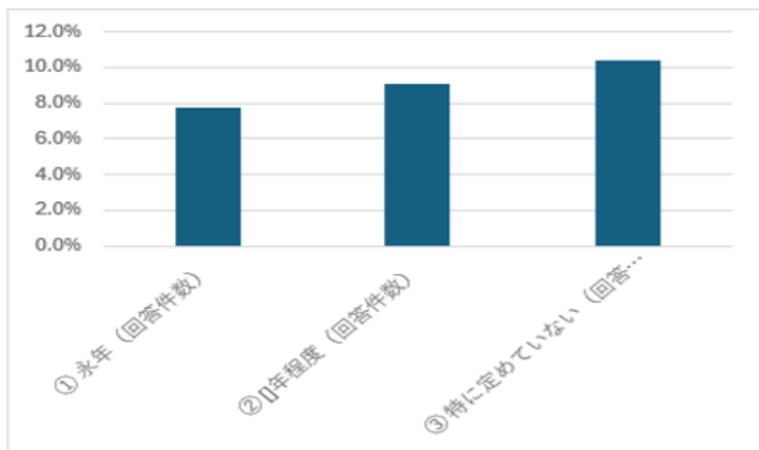
この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-1-2] [保管／一部保管している(する)]期間

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(改葬) /77
① 永年 (回答件数)	0	0	0	0	2	4	0	6	7.8%
② []年程度 (回答件数)	0	1	2	0	2	1	1	7	9.1%
②は何年? (平均年表示)		20.0	15.0		10.0	1.0	2.0	10.4	
③ 特に定めていない (回答件数)	1	0	0	3	2	1	1	8	10.4%



	全国	(改葬) /77
① 永年 (回答件数)	6	7.8%
② []年程度 (回答件数)	7	9.1%
②は何年? (平均年表示)	10.4	
③ 特に定めていない (回答件数)	8	10.4%



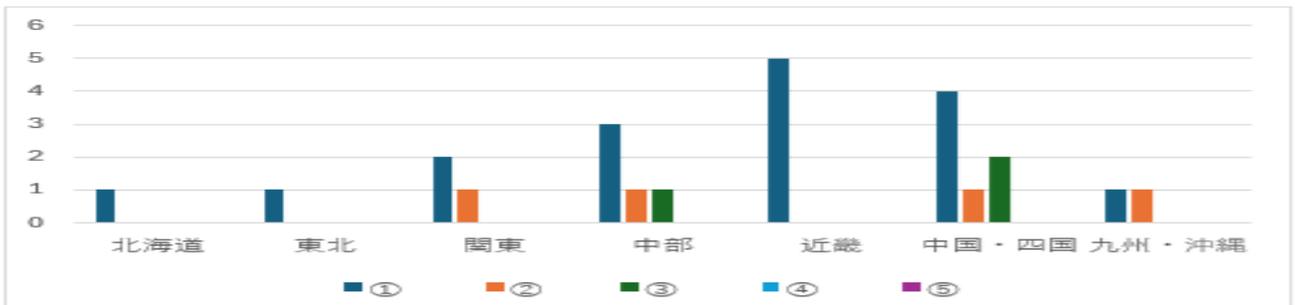
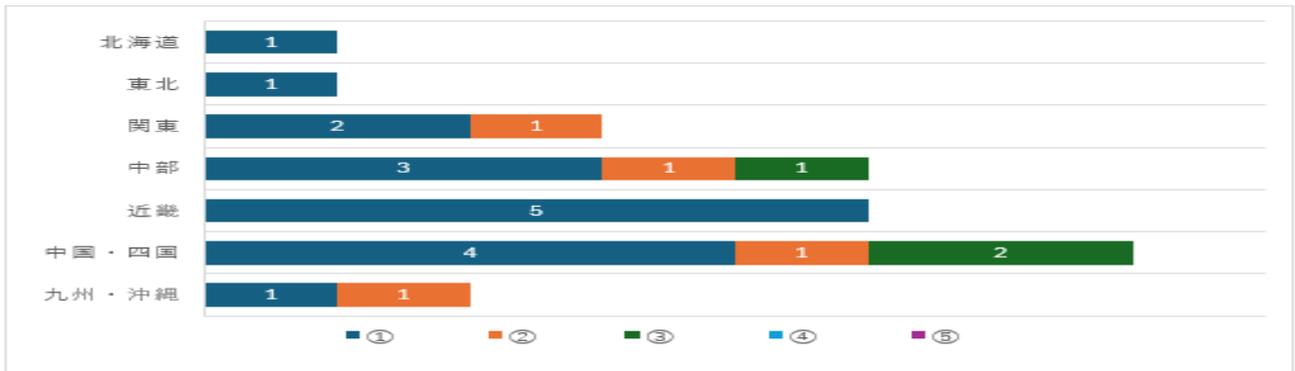
この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-1-3] [保管／一部保管している(する)]場所(複数回答可)

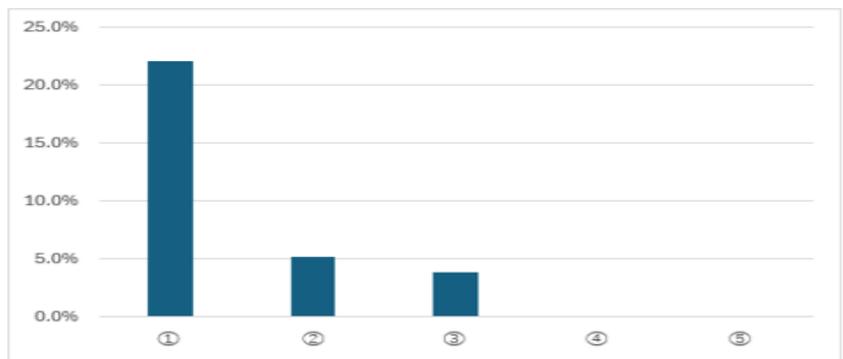
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 墓地内に設けた所定の管理する場所に集積・管理
- ② (幾つかの公営(立)墓地を有している地方公共団体の場合)いずれかの公営(立)墓地にまとめて集積
- ③ 墓地ではないが、公有地に移動、そこで管理]
- ④ 委託・提携している事業者が管理する所定の場所
- ⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	1	2	3	5	4	1	17
②	0	0	1	1	0	1	1	4
③	0	0	0	1	0	2	0	3
④	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	0	0	0	0	0	0	0	0



	全国	(改葬) / 77
①	17	22.1%
②	4	5.2%
③	3	3.9%
④	0	0.0%
⑤	0	0.0%

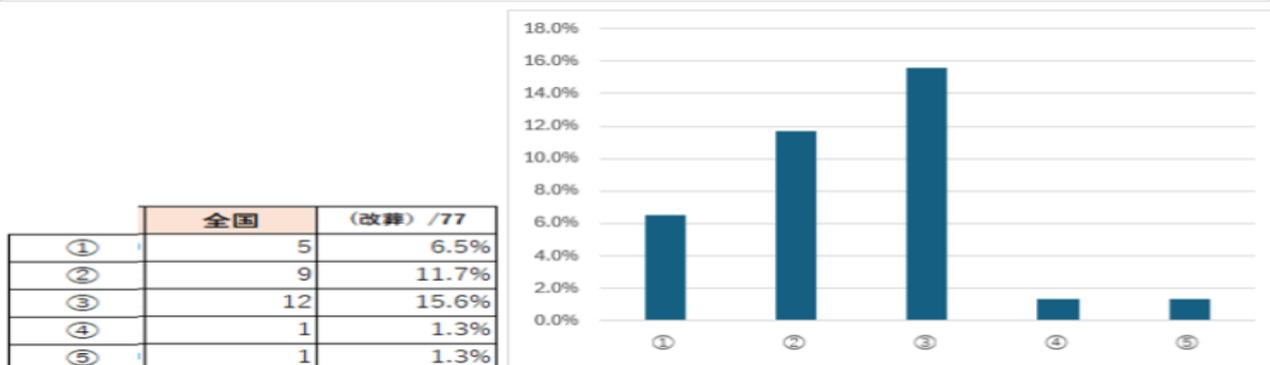
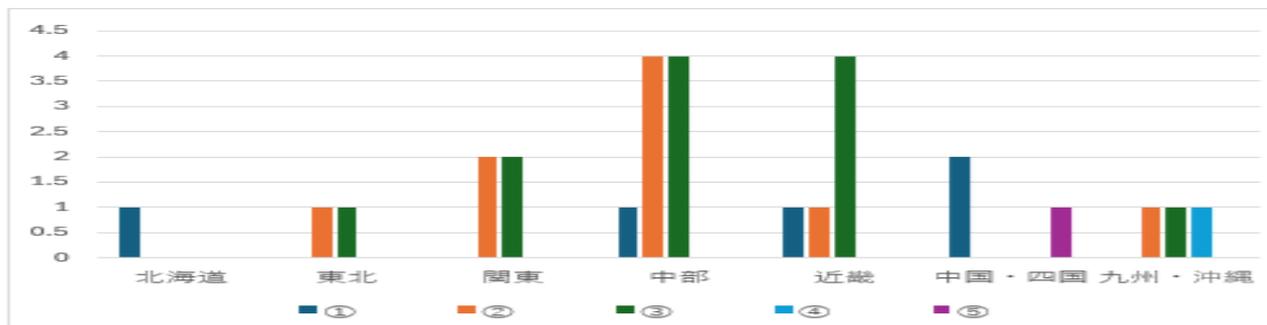
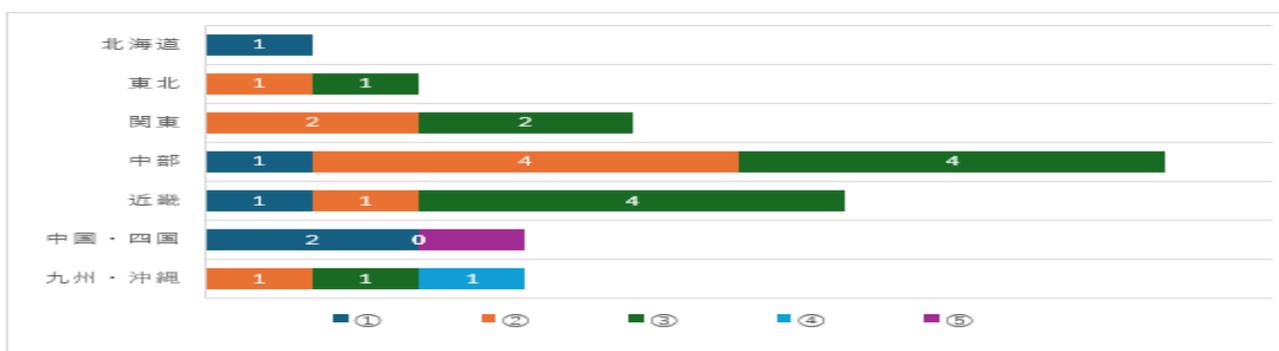


この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-1-4] [保管／一部保管している(する)]にあたって留意すべき事項(複数回答可)  
 今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 場所(宗教的感情に配慮して)
- ② 場所(墓園内の景観に配慮して)
- ③ 場所(保管している間の安全上の確保を配慮して)
- ④ 環境(構築物を管理するのに相応しい環境か)
- ⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	0	1	1	2	0	5
②	0	1	2	4	1	0	1	9
③	0	1	2	4	4	0	1	12
④	0	0	0	0	0	0	1	1
⑤	0	0	0	0	0	1	0	1



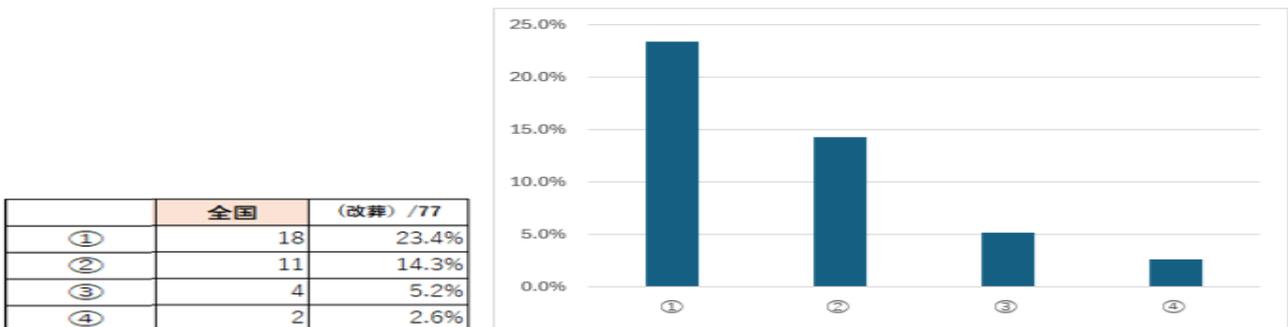
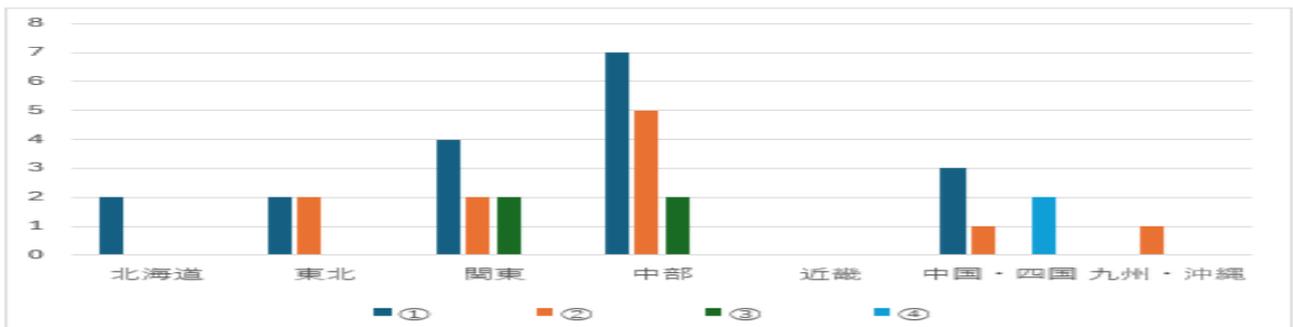
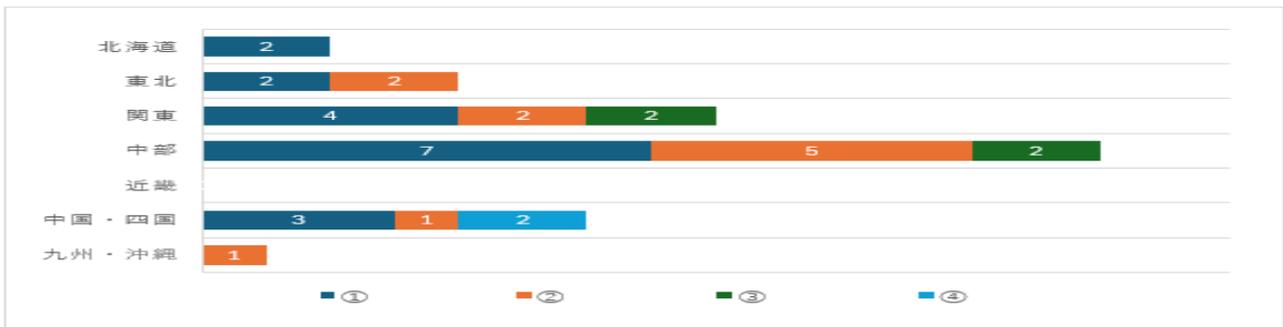
この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-2-1] [保管することなく処分している(する)]ことができると思う理由(複数回答可)  
 今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから
- ② 所有権を主張する使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから
- ③ 条例や規則等の規定上処分が可能となっているから
- ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	2	4	7	0	3	0	18
②	0	2	2	5	0	1	1	11
③	0	0	2	2	0	0	0	4
④	0	0	0	0	0	2	0	2

その他の回答：  
 ・ 縁故者より処分することについて書面による同意を得ているから  
 ・ 過去には①の考えにより墓石の処分を実施したが、現在は個人財産である墓石を処分することの法的な解釈について疑義がある。

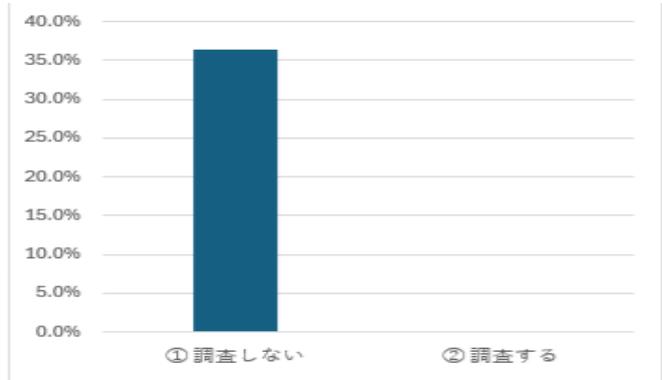


	全国	(改葬) / 77
①	18	23.4%
②	11	14.3%
③	4	5.2%
④	2	2.6%

この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-2-2] 当該構築物を処分するに当たり、再度、縁故者などについて調査しますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 調査しない	2	3	7	9	0	6	1	28
② 調査する	0	0	0	0	0	0	0	0



	全国	(改葬) / 77
① 調査しない	28	36.4%
② 調査する	0	0.0%

再度、改めて、更なる調査が行われることはない。

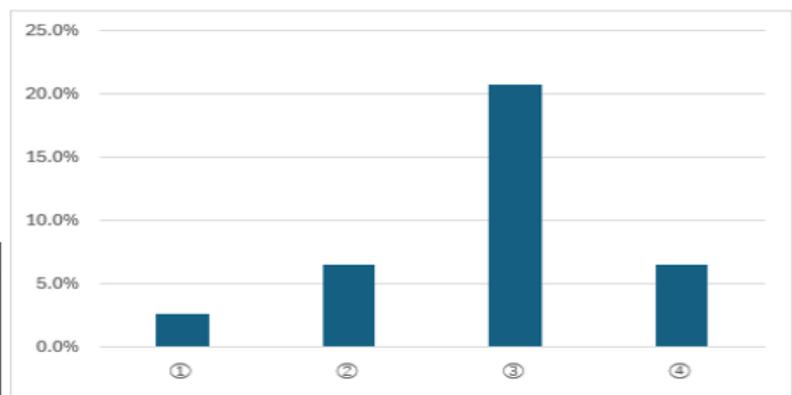
[9-3-2-3] 当該構築物の処分方法(複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 競争入札により選定した撤去業者に処分を委託している
- ② 指名入札により選定した撤去業者に処分を委託している
- ③ 随意契約により撤去業者に処分を委託している
- ④ その他

その他の回答 : ・ 処分を含めた撤去工事を市財務規則に従い発注  
 ・ 処分実績がないが、見積合わせ等により選定した撤去業者に処分を委託することになると思う  
 ・ 処分実績なし  
 ・ 当該墓地整備の際に処分した

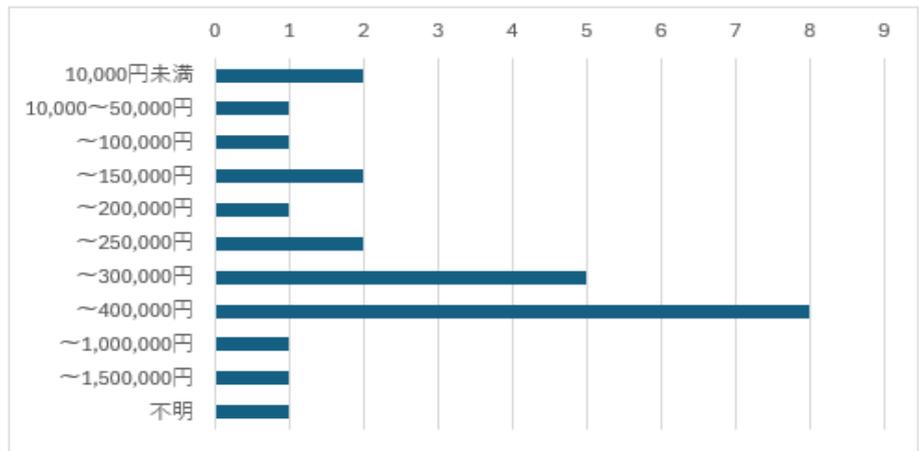
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	0	1	0	1	0	2
②	0	1	2	1	0	1	0	5
③	1	0	5	7	0	3	0	16
④	1	1	1	1	0	1	0	5



	全国	(改葬) / 77
①	2	2.6%
②	5	6.5%
③	16	20.8%
④	5	6.5%

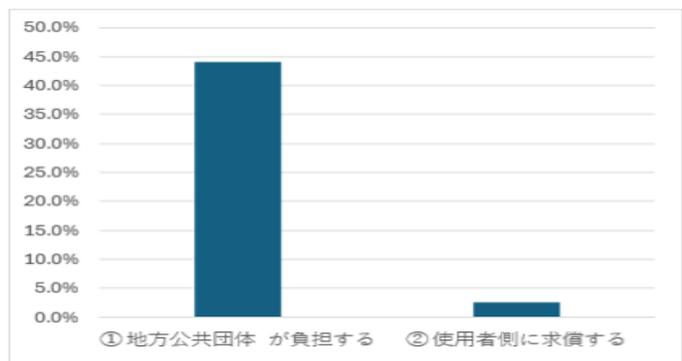
[9-3-2-4] 構築物撤去に要する費用(額)について、ひとつの墓所区画あたりの「概算値」でご記載下さい

10,000円未満	2
10,000～50,000円	1
～100,000円	1
～150,000円	2
～200,000円	1
～250,000円	2
～300,000円	5
～400,000円	8
～1,000,000円	1
～1,500,000円	1
不明	1
合計	25



[9-3-2-5]だれが支払うのか。負担するのかご記載ください

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 地方公共団体が負担する	2	2	9	10	3	6	2	34
② 使用者側に求償する	1	0	0	1	0	0	0	2



	全国	(改葬) / 77
① 地方公共団体が負担する	34	44.2%
② 使用者側に求償する	2	2.6%

「① 地方公共団体が負担」せざるを得ないであろう。「② 墓地使用者側に求償する」という回答についても、結果、地方公共団体にて負担するにあたっての手続きの一環と解するのが適切であろう。ただ、「誰に」求償するのか、という点は気になるところである。

「地方公共団体が負担する」場合の支出名目・理由 等について

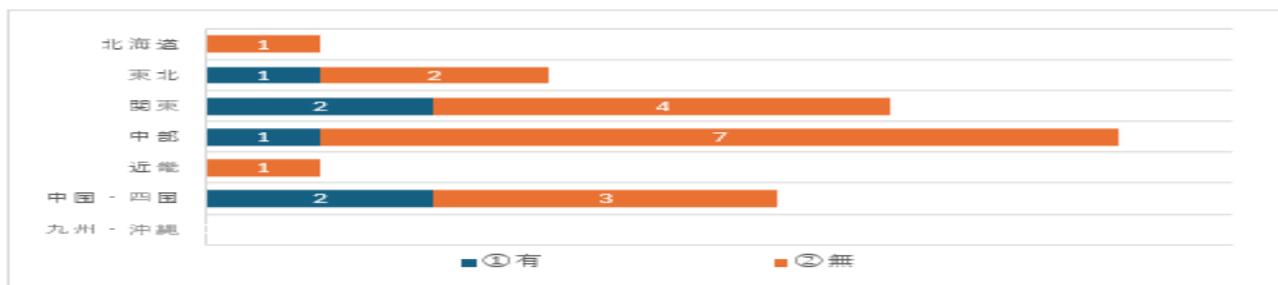
「墓地公園費」「工事(請負)費」(5件)「墓地公園管理、工事請負費、無縁墳墓撤去工事」「(施設維持)修繕料」(5件)  
 「求償できない状況から市で予算計上を行った。霊園管理費、当市での無縁墳墓改葬及び撤去は初めて。今後の負担については不明」  
 「『工事請負費(解体・撤去) 墓石撤去工事費』-本来であれば、使用許可を取り消された使用権利者に原状回復義務があるが、使用権利者が義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は当該使用権利者の負担となる」  
 「使用権利者死亡により使用権が消滅した際は、市が原状回復を負担」「委託料の可能性が高いが、記録が残っておらず不明」  
 「委託料-業務委託料」(3件)「霊園施設費-工事請負費」「公営墓地整備事業特別会計 公営墓地管理費 委託料」「霊園(墓地)管理費」「一般会計・衛生費・環境費・環境総務費・市営墓地管理費・委託料」「手数料」「未実施」「検討中」 など

[9-3-2-6] 処分に当たり何か留意すべきと考えられることはありますか

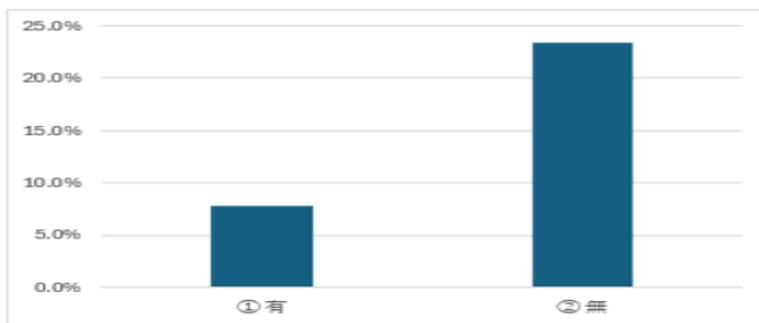
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 有	0	1	2	1	0	2	0	6
② 無	1	2	4	7	1	3	0	18

[ ①「有」 ]という回答の具体的内容

- ・法的裏付けの確認
- ・墓石撤去における一連の業務の中で魂抜きの実施を求められているが、墓石や戒名だけでは宗派が分からないケースがある
- ・委託料
- ・墓石の保管の有無→有なら期間について



	全国	(改葬) / 77
① 有	6	7.8%
② 無	18	23.4%

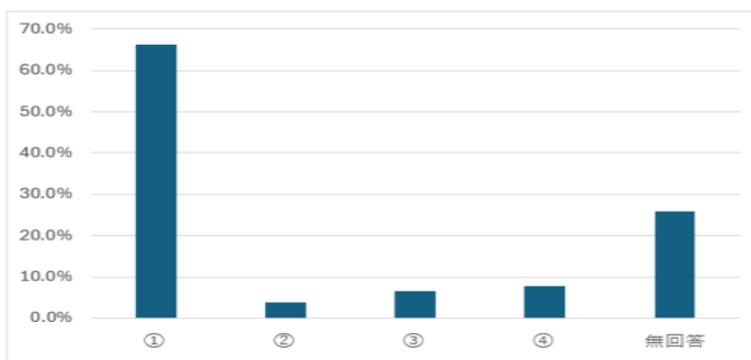


[10] [無縁改葬後に空いた区画の利用方法についてご記載ください](複数回答可)  
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 再貸付      ② 緑地化      ③ 将来的な墓園内全体の整備用地の一部として活用      ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	5	10	13	7	9	5	51
②	1	0	0	0	0	0	2	3
③	0	0	1	0	1	0	3	5
④	1	0	0	3	1	0	1	6
無回答	2	2	3	4	7	0	2	20

	全国	(改葬) / 77
①	51	66.2%
②	3	3.9%
③	5	6.5%
④	6	7.8%
無回答	20	26.0%

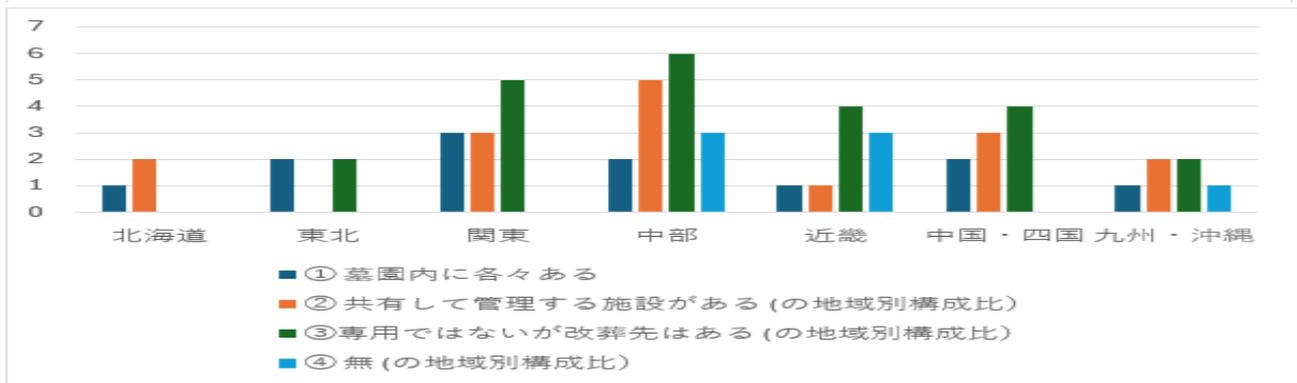
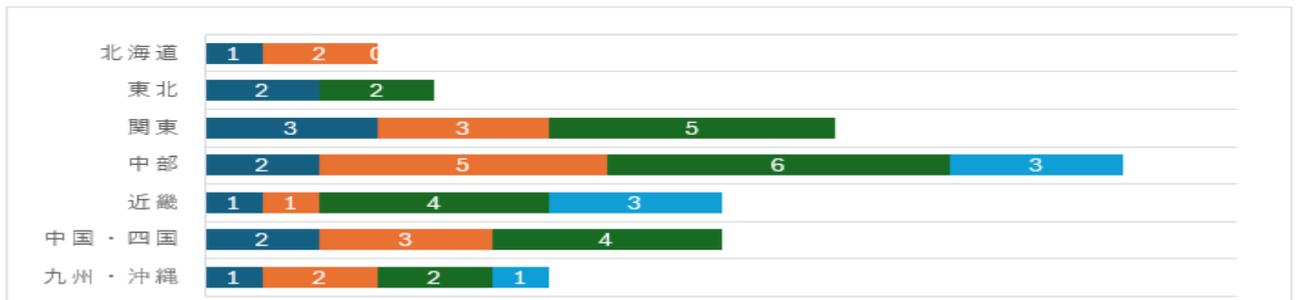


[11] [無縁改葬後の遺骨の取扱いについてご回答ください]

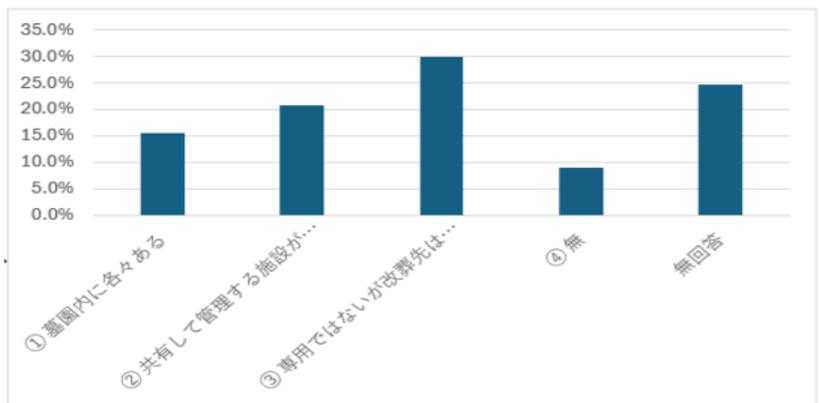
[無縁改葬－「施設」への改葬]

※：施設についてお尋ねします。無縁遺骨専用の施設は

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 墓園内に各々ある	1	2	3	2	1	2	1	12
② 共有して管理する施設がある	2	0	3	5	1	3	2	16
③ 専用ではないが改葬先はある	0	2	5	6	4	4	2	23
④ 無	0	0	0	3	3	0	1	7
無回答	3	3	2	5	8	0	2	19



	全国	(改葬) / 77
① 墓園内に各々ある	12	15.6%
② 共有して管理する施設がある	16	20.8%
③ 専用ではないが改葬先はある	23	29.9%
④ 無	7	9.1%
無回答	19	24.7%



「無回答」の内容(類似なものはまとめた)

- ・行旅死亡人の納骨堂はあるが、改葬は受入れしていない
- ・墓園内の一区画に当面の間保管している

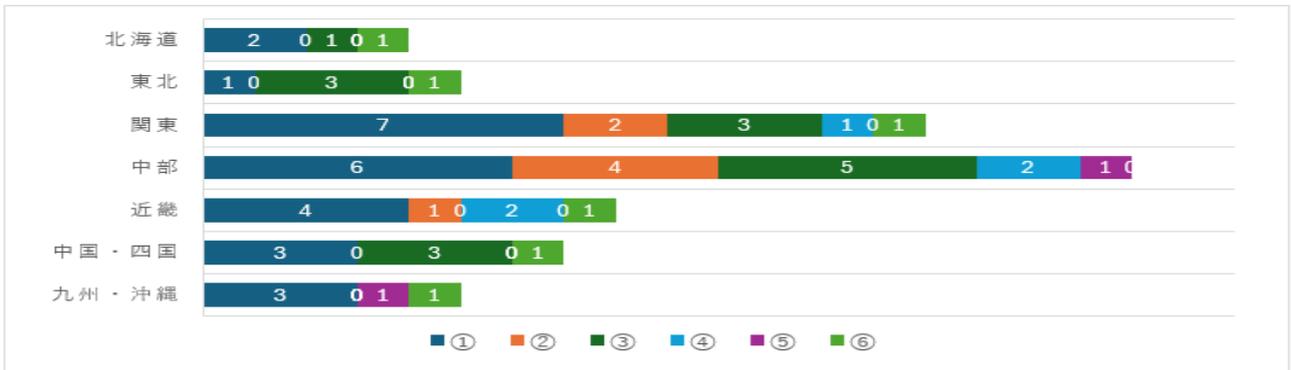
- ・火葬場で導入
- ・現在、検討中、建築予定

[11-1] 遺骨の無縁改葬後の管理様態についてお尋ねします](複数回答可)

今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

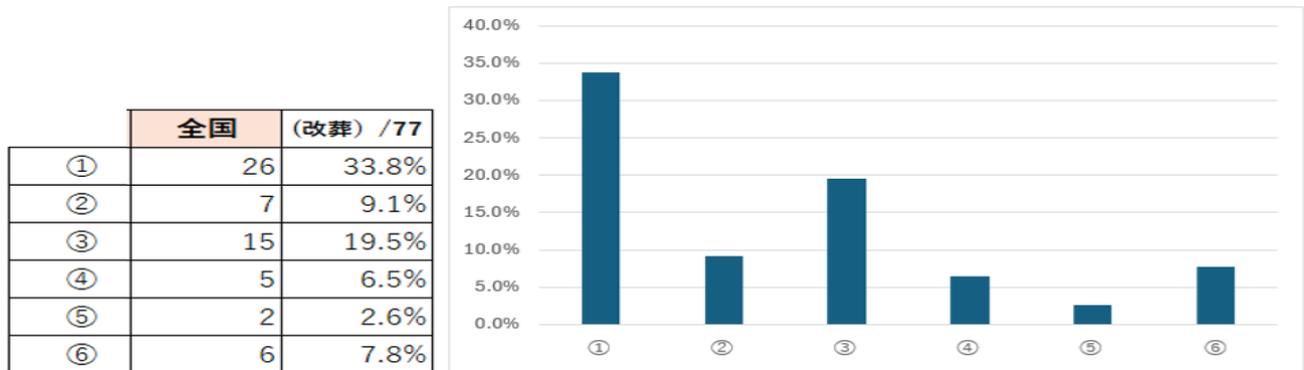
- ① 骨壺のまま
- ② いわゆる骨袋に移し換える
- ③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする
- ④ カロート内の遺骨(土)を骨壺に移し換える
- ⑤ カロート内の遺骨(土)をいわゆる骨袋に移し換える
- ⑥ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	1	7	6	4	3	3	26
②	0	0	2	4	1	0	0	7
③	1	3	3	5	0	3	0	15
④	0	0	1	2	2	0	0	5
⑤	0	0	0	1	0	0	1	2
⑥	1	1	1	0	1	1	1	6



我が国における、納骨の慣習は、概ね一般的に東日本では骨壺で構築物の納骨スペース(これを「カロート」という)におさめ、西日本では骨壺から遺骨を取出し、カロートにおさめる、あるいは骨袋に移し変えた上でカロートにおさめるという傾向がみられる、ということである。選択肢もそうしたことを念頭に置き、設けたものではあった。

しかし、本設問の回答(団体)を地域・地方別にみても、特に上記の様な、納骨の慣習の差異が現われているというようには見受けられない。ここでは複数回答としているので、いったんは「① 骨壺のまま」で前掲[11]で挙げたような施設におさめ、[11-2]で示したような期間を経て「③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする」と理解されると考えられる。



「その他」の回答(類似なものはまとめた)

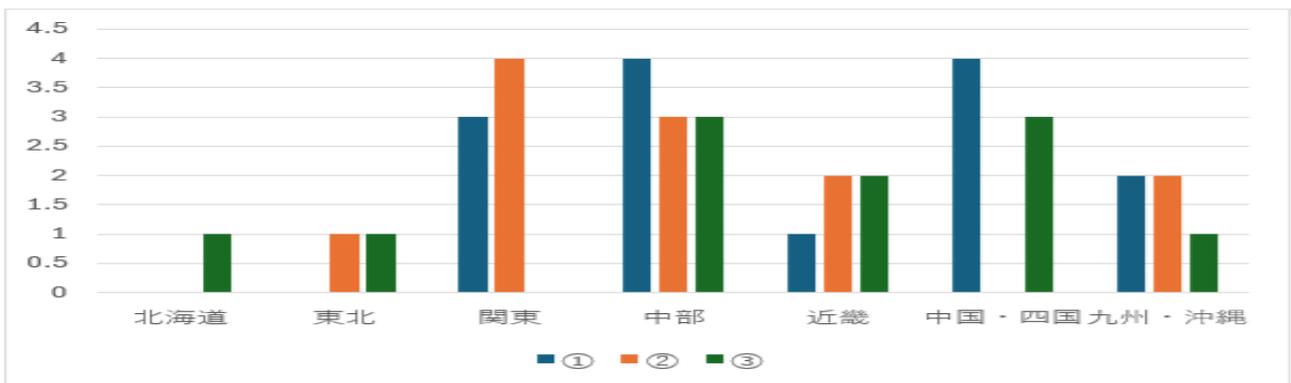
- ・パウダー状にした上で袋に入れる
- ・現在、検討中
- ・新しい骨壺に移し換える
- ・特に決めていない
- ・骨袋に移し替え合葬する
- ・無縁納骨堂周辺と合葬墓にて対応

[11-2] 上記質問にて「骨壺のまま」「骨袋」で管理しているとお答えした方は、その期間等についてお答えください

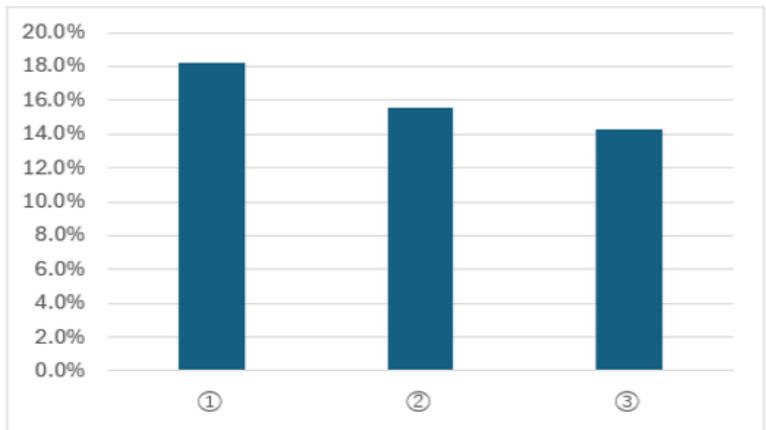
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 永代
- ② 一定期間が経過したら、いわゆる合祀・合葬をする  
 ➔ ② その一定期間 とは？(表示は年)
- ③ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	3	4	1	4	2	14
②	0	1	4	3	2	0	2	12
②その一定期間とは？(表示は年)			20		20		5	16.25
③	1	1	0	3	2	3	1	11



	全国	(改葬) / 77
①	14	18.2%
②	12	15.6%
②その一定期間とは？(表示は年)	16.25	21.1%
③	11	14.3%



「その他」の回答(類似なものはまとめた)

- ・最後に納骨された者の死亡日から 32 年後(三十三回忌で弔い上げをすることが多いという考えを採用)
- ・施設の収蔵スペースに限りがあるため、今後保管期間の長い遺骨から、合祀、合葬を行うといった計画を含め検討する
- ・今のところ「永代」の予定だが、合葬墓に入りきらなくなった際は改めて方針を決定する
- ・処分できる根拠が不明確の為、保管期間が定められない
- ・整備予定の合葬墓に一定期間埋葬しその後処分する
- ・町内火葬場にて骨壺のまま引き取りしてもらう ・特に定めてはいない

## [12] [無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題についてご記載ください]

- 無縁改葬のための施設を所有していないため、使用権消滅の手続き終了後も霊苑区画内に墓石とご遺骨が残った状態となっている。
- 承継意志のない血縁者が存命であるため、無縁改葬の手続きで現状(マ)復旧は難しいという課題がある。
- お骨が埋葬されたお墓は財産放棄の対象か
- 仮に墓石を保管することとした場合、保管すべき動産の範囲をどうするかが疑問である(竿石や聖標のみで十分か、台座や灯籠など一式全てを保管する必要があるか)
- 無縁改葬を行ったことはないが、縁故者の連絡先を予め把握しておく必要は感じる
- 本施設が2022年完成のため無縁墓等の事例がなく他自治体の例を参考に将来の安定した管理運営に向けて取り組んでいく。
- 無縁墳墓の墓石の所有権に関する全国統一的な決まりがない。
- 構築物や遺骨の保管数が増加する場合には、保管スペースが不足すると思われる。
- 使用権取消後の墓石の取扱い
- 埋蔵された遺骨の取扱い
- 未納の墓所管理料の徴収方法
- 使用権取消後について、明確に定めた法令がなく根拠にできるものが少ない。
- 古い墓地では使用者の特定が難しい
- 墓理法に「縁故者」の定義の不明瞭
- 官報に掲載後、現地にて1年間看板を設置、申し出る者がいなくとも整理して良いか不安になる。
- 親族が承継拒否するかが、無縁改葬には反対するパターンがある。
- 撤去し一時保管期間、及び遺骨の無縁改葬後の保管期間について民法の規定により20年間とする予定であるが、この保管期間が必要であるのか?何年保管するのが適切か疑問である。
- 埋葬者の親族調査を行う事、またその範囲
- 外国籍の使用者調査(戸籍調査)の方法、またその範囲
- 人員や予算に対し、未管理墓地として調査の対象となる区画が多い。少しずつしか対応出来ない。
- 縁故者の連絡はあってもほとんどの者は使用者の登録までには至らず、元気なうちは墓の世話をするが、子や孫にまで負担をかけるつもりはないと主張する。
- 構築物及び遺骨をいつまで保管すれば良いか。
- 本当に無縁であるかの判断が困難である。
- 墓地を廃止した後の跡地利用、墓石等の撤去費用を利用に移転を拒否
- 利用許可取り消しの判定について→(取消処分に至る手続きについて聴聞会、決裁範囲など)
- 改葬を行う場合の実際の処理について→(委託か直営職員で行うか)
- 遺族ではない者が主宰者となって積極的に改葬を進めてゆけるなら誰でも主宰者となって契約をできるのではないかと認識してしまう。
- 費用負担を理由とした財政的問題(自費にて墓じまいを行う使用者の金銭的不利を含む)。
- 無縁改葬後の墓石及び遺骨の対処方法。
- 無縁墳墓増加による保管場所圧迫問題。

な ど

[12-1] [上記疑問点・課題をどのように解決したか具体的にご記載ください]

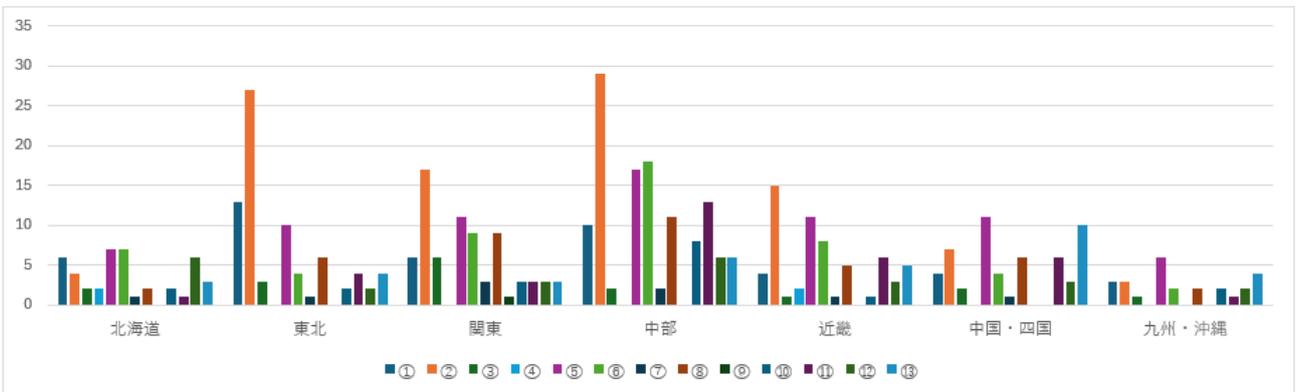
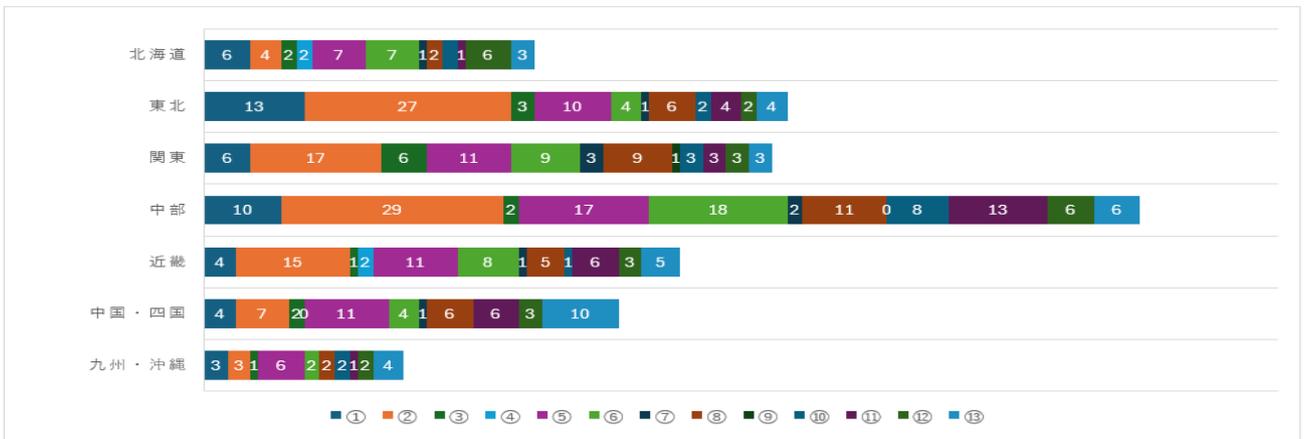
- 本調査票の報告書を参考にさせていただきたい。
- 弁護士に相談し、お墓、お骨共に財産放棄の対象との見解を得た
- 保管することなく処分しているため保管しているケースの事例をご教示願いたい。
- 市顧問弁護士や他自治体に話を伺い、他自治体の取消要領も参考として方針を定めた
- 「縁故者」を「推定祭祀主催者」として、使用者に近い位置にある人に承継連絡を取っている。
- 解決の糸口は見つかっていない
- 同意を得られない場合、当該親族が死亡するまで問題は先延ばしされる。つまり死亡されるまで解決されない。
- 適切な対応についてご教示いただきたい。
- 縁故者からの申出があれば立札は撤去するが、使用者登録されない限り、小さい調査札は付けたままにしている。
- 跡地利用は現在も決まっていない。撤去費用は市で撤去できるように市長決裁を取った。
- 主宰者が親族である場合と、親族以外である場合に分けて臨機応変に対応している。
- 解決に至っていない・未解決・検討中（6件）。 な ど

[12-2] [(振り返って)無縁になることを抑制するための工夫、制度、方策として実施していることは何ですか](複数回答可)

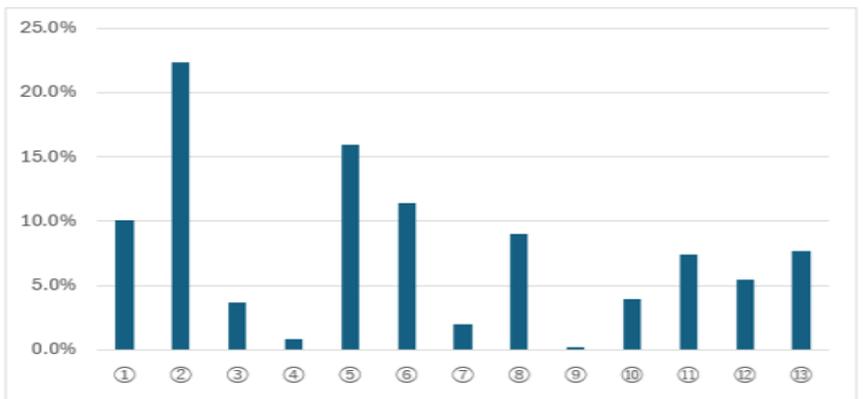
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ① 縁故者の情報について、事前に提出していただく
- ② 管理料滞納時には直ちに連絡する
- ③ 管理料徴収の間隔を短くする
- ④ 管理料徴収以外の「会報」などの発行、送付(会報誌等により無縁化防止の啓発、送付物返還時には早期の所在確認対応)
- ⑤ 生前承継の対応の柔軟化
- ⑥ 承継者がいない場合の当墓園・霊園の制度や園内(合葬)施設の紹介・誘導
- ⑦ 墓所区画内構築物撤去に際しての補助・割引
- ⑧ (固定電話以外に)携帯電話番号の登録促進
- ⑨ メールアドレスの登録促進
- ⑩ 老人施設や療養施設に移った場合には連絡先を申し出てもらおう  
(元の住居に戻らず、住居が売却され手がかりが無くなることを防止する)
- ⑪ 荒廃し始めた墓地区画は音信不通になる可能性を含んでいるため、墓地美化に協力を依頼する連絡を取りつつ所在を確認する  
また墓地の維持が継続できるかを察知し可能な対応を図る
- ⑫ 無縁墳墓に対する当墓園・霊園における対応等について周知、理解していただく
- ⑬ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(対全国) / 457
①	6	13	6	10	4	4	3	46	10.1%
②	4	27	17	29	15	7	3	102	22.3%
③	2	3	6	2	1	2	1	17	3.7%
④	2	0	0	0	2	0	0	4	0.9%
⑤	7	10	11	17	11	11	6	73	16.0%
⑥	7	4	9	18	8	4	2	52	11.4%
⑦	1	1	3	2	1	1	0	9	2.0%
⑧	2	6	9	11	5	6	2	41	9.0%
⑨	0	0	1	0	0	0	0	1	0.2%
⑩	2	2	3	8	1	0	2	18	3.9%
⑪	1	4	3	13	6	6	1	34	7.4%
⑫	6	2	3	6	3	3	2	25	5.5%
⑬	3	4	3	6	5	10	4	35	7.7%



	全国	(対全国) / 457
①	46	10.1%
②	102	22.3%
③	17	3.7%
④	4	0.9%
⑤	73	16.0%
⑥	52	11.4%
⑦	9	2.0%
⑧	41	9.0%
⑨	1	0.2%
⑩	18	3.9%
⑪	34	7.4%
⑫	25	5.5%
⑬	35	7.7%



以上

## 「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状と課題の調査研究」ま と め

調査票[1]については、回答(していただいた地方公共団体の)フェイスシート。

[2] 公営墓地・霊園の有無(と、[有]の場合の数)」について。

ここでは、公営墓地の有無を尋ねた。「有」とした回答は 59.2%、「無」という回答は 40.8%であった。本調査では、公営墓地の有無にかかわらず、以降の設問については、特に断らない限り、公営墓地を「無」と回答したのも調査対象に含めている。

その理由は、たとえ公営墓地を有していない地方公共団体でも、民営墓地等からの無縁改葬に関わる行政手続きにかかわることが考えられるためである。

ここで尋ねている「公営墓地」とは、地方公共団体が管理・運営している場合を考えている。

「公営(立)墓地」とされる「墓地」の中には、土地の名義のみが地方公共団体であり、そこに建立されている墳墓、墓所区画は、もっぱら墓地使用者のみで管理・運用されており、地方公共団体は基本的に管理・運用に関与していない「公営(立)墓地」もある。それらは、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている。そうした「公営墓地」については別途調査対象としている。

全国をベースにすると、「1～10 箇所」という回答は 69 団体、「11～20 箇所」という回答では 30 団体、「21～30 箇所」は 18 団体、「31～50 箇所」は 13 団体、「51～100 箇所」は 14 団体、「101 箇所以上」は 13 団体であった。なお、衛生行政報告例(令和 5 年度)における「地方公共団体」の「墓地数」29,870 箇所であるとされている(「墓地」を有する「地方公共団体」数については明らかではない)。

そうすると、29,870 箇所から 1,419 箇所を差し引いた 28,451 箇所がいわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている「公営墓地」となることが推測される。

数字を合わせるなら、「101 箇所以上」と回答した 13 団体。これは実数に換算すると 30 団体となる。28,451 箇所から「1～100 箇所」の「財産区墓地」「引継ぎ墓地」などと呼称されている「公営墓地」の総計数は 8,981 箇所であるから、差し引き、19,470 箇所。

[3] 公営墓地の使用規則の有無」について。

公営墓地の使用規則の有無について何らかの「規則」がある、というのは、426 団体、93.4%であり、ない、というのは 21 団体、4.6%に留まった。

また、何らかの「規則」がある、という 426 回答のうち、その「規則」が具体的にどのような形かという、「条例」は 88.8%、「規則」は 75.1%であり、「要綱」は 4.8%に留まった(複数回答あり)。

なお、この公営墓地の使用規則については、今回とほぼ同じ研究代表者、研究分担者にて、「墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(H26-健危-一般-009)における、[ 第4章 「我が国における公営墓地使用条例・規則について(整理・分析)」]において、まとめているので、併せて参考としていただきたい。



[3-1] 管理状況(複数回答あり)」について。

「① いわゆる直営(現地管理事務所はない)」というのは、280件(団体)。これは公営墓地が「有」と回答した件数(団体)のうちの 61.3%と半数を超える。または、現地に管理事務所を設置し、これを地方公共団体職員が対応している事例(②)は 28 件(団体)。

これに先の①と合わせると、地方公共団体職員が対応している事例は 67.4%と、ほぼ 7 割とな

り、指定管理者など、外部に管理を委託している事例は 28.9%。ほぼ 3 割となる。

[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答あり)について。8 割と、ほぼ記載されている項目(これを「第 1 群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」である。

6~5 割と半数(以上)記載されている項目(これを「第 2 群」と呼称することとする)は、「④ 本籍地」「⑤ 電話連絡先」(ただ、「⑤」は 67.2%と、約 7 割なので、前述「第 1 群」寄りともいえる)。

記載頻度が 3~1割強程度とされている項目(これを「第 3 群」と呼称することとする)は、「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」となる(「⑨ その他」は、具体的記載項目ではないので除く)。ただ、「⑧」は 30%を超えている一方、「⑦」「⑨」は 10%台と、乖離がみられる。

「⑧」の「おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」は、墓理法第 15 条、同法施行規則第 7 条では墓地使用者、死亡者の氏名等を記載した帳簿を備えなければならないとされている点が参考になる。この点、墓地使用者・埋骨台帳に記載されているのは 3 割の回答(団体)に留まっている。

最後に回答(団体)数が 10%以下であったもの(これを「第 4 群」と呼称することとする)は、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」である。しかし、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」を記載することは、無縁を避ける方策として(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)、極めて有効であると思料されることから、この点は、より広く周知されるべきだと考える。

これについては、後述する[8]「墓地使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」とも関連するので合わせてご覧いただきたい。

また[3-2-2]いわゆる「財産区墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)に関しては、本文にて詳述しているので、そちらに譲りたい。

[4]「いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)」について。地方公共団体では「清掃料」「共益費」などと呼称されるが、ここでは「いわゆる『管理料』」という呼称で統一している。

この設問では複数回答を前提とはしていなかったが、[2]-② 公営墓地・霊園の有無(特に[有]と回答した場合)でも明かであるが、回答を寄せた団体のなかには、複数の公営墓地を有している場合もあること。またひとつの公営墓地でも、公募時期により、管理料の徴収方法が異なっていることもあることも考えておく必要がある。

「4、3 の場合、何年」とは、本設問[4]「いわゆる「管理料」の設定・状況について」のうち「① [いわゆる「管理料」を徴収している]」うち、「3 [○年刻みで管理料徴収]」に対する回答、「[○年毎]」に記載されている回答(年毎)をまとめた。概ね 5 年毎に徴収しているという傾向がうかがえる。

[4-1] 「(いわゆる管理料)を徴収している場合滞納されている場合の対応(複数回答可)」について。

「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性については、たとえば、「④ その他」における具体的記述において、例示としては以下の通り。

「1 年でも未納があれば電話、文書、訪問、墓地における看板設置を組合せ対応している」

「8 月末納期限→10 月文書督促→12 月電話督促→翌 2 月電話督促→5 月訪問督促」

「納期期限を 1 ヶ月超過後、電話→文書送付→訪問の順に督促を行い、年度内の徴収を目標にしている」「納期限 10 日後督促状の発送及び年に 3 回催告書を送付。また、来庁時等の手続きには収

納状況を伝え、滞納者には納付を促している。一部手続き(承継)には管理料完納を条件としている」などである。これを見ると、前述の「[4-1] (いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されている場合の対応(複数回答あり)」の滞納期間が「1年未満」は13回答(団体)数、「1年」が70回答(団体)数が総回答(団体)数97件のうちの85.6%である背景をうかがわせる。

その他の主な事例は「3~5年間滞納がある場合には区画内に墓地使用者に関する情報提供を求めるラミネート(看板)を設置している」など、立札設置しているというもの、「保証人に連絡を取り墓地使用者の所在を確認するほか、戸籍による親族等の調査を行う」というものもあった。

また「[4] いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)」では「管理料を徴収している」という310回答(団体)のうち、「永代管理料として期初に一括徴収」というのが、約1/3の100回答(団体)数であったが、ここでの「その他」での具体的記載がなされたもののうち、「永代管理料として期初に一括徴収するため滞納はありません」「管理料及び使用料を徴収しているが、期初の一括徴収後に使用を許可するため滞納は発生しない」というものが30件。これら回答は、具体的に記載された回答の38.5%、ほぼ4割を占める。

[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて。「① 墓参の形跡が認められない」「② 滞納管理料の督促に応じない」「③ 承継の手続きがなされない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。「③ 承継の手続きがなされない」は53回答(団体)で最も多い。しかしながら、「① 墓参の形跡が認められない」は31回答(団体)、「② 滞納管理料の督促に応じない」は37回答(団体)なので、大きな差はないとも言える。

また、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは6.9年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、5.0年滞納され、そこから4.8年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは4.4年であったという回答が得られている。

前述[4-1] (いわゆる管理料)を徴収している場合)滞納されている場合の対応(複数回答あり)でも述べたが、滞納に対して、何らかの方策(「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」)に着手されるのは、1年(未満)から(「1年未満」は13回答(団体)数、「1年」が70回答(団体)数)の総回答(団体)数97件のうちの85.6%であった。

本設問をこれにつなげると、「電話での督促」「文書(郵送)での督促」「訪問での督促」などについて、5~7年程度の時間をかけて行われているという状況であることが考えられる。

[6]「無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例についてお答え下さい(複数回答可)」について。

「① 手入れがなされず周囲に迷惑」「② 代わりに対応する職員の手間」「③ 義務の未履行には適切に対応」「④ 再貸付が出来ない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。「⑤ その他」について、具体的な記載内容については、「まだこのようなケースはない」というものがほとんど。なので、ここでは対象としない。

「① 手入れがなされず周囲に迷惑」は64回答(団体)で最も多い(対回答数比14.0%)。また、「② 代わりに対応する職員の手間」は38回答(団体)(対回答数比8.3%)。この「① 手入れがなされず周囲に迷惑」と「② 代わりに対応する職員の手間」は因果関係が認められる。この2つの回答を合わせると102回答(団体)(対回答数比22.3%)と、2割を占める。

「③ 義務の未履行には適切に対応」は44回答(団体)(対回答数比9.6%)、「④ 再貸付が出来

ない」は27回答(団体)(対回答数比5.9%)であった。

[7]「無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)」について。

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は192回答(団体)で最も突出して多い(対回答数比69.8%)。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は29回答(団体)(対回答数比10.5%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は21回答(団体)(対回答数比7.6%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は33回答(団体)(対回答数比12.0%)と、「②」～「④」で各々21～33回答。何れも本設問に対する総回答に対する比率は10%前後である。

[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」について。

前述した、[3-2-1]「公営墓地」について、墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)」には、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」の記載は8割であり、ほぼ記載されている項目である。以下、6～5割と半数(以上)記載されている項目は、「④ 本籍地」「⑤ 電話連絡先」3～1割強程度とされている項目は、「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」であった。

本設問でも「していない」という回答がかなり多いが、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」を把握することは、無縁を避ける方策は(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると思われるので、今後の課題ともなったといえよう。

[8-1-1]「どのような形で把握していますか(複数回答可)」について。

前掲[8]「墓地使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」でも述べた通り、[3-2-1]「公営墓地」について、墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)」においても触れた通り、そもそも「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」は記載項目としていているという回答は10%以下。

ここでは「③ その他」の回答は26回答(団体)数であり、「① 申請書に(直接)記載させている」「② 別途書面を添付させている」よりも多い回答数(団体数)ではある。

ただ、その具体的に記載されている内容は、「承継の際に法定相続人の範囲内から同意書を聴取している」「保証人という形で保証人選任届を提出してもらっている」「申請時、戸籍謄本を提出」など、「① 申請書に(直接)記載させている」「② 別途書面を添付させている」にかかわる、その具体的な方法・手段について説明する内容が主なものとなっている。

[8-1-2] 縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか(複数回答可)」について。

「① いわゆる「管理料」が滞納された際、墓地使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため」という回答が最も多かった。前述した[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)」の回答結果からも明らかであるが、総じて、「親類等の連絡先(縁故者)」は記載項目としていている回答が少ない(低い)が、無縁を避ける方策としては(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると、これまで指摘してきたところであるが、そうしたことがここでの回答状況に反映されているといえる。

ちなみに「その他」の回答事例として具体的な記載内容は、「諸般の事情によって墓地使用者の本籍地情報収集が見送られたため、使用者と連絡がとれなくなった場合に備え、任意ではあるが把握するようにした」「従来徴していなかった管理料の徴収に向け使用者確認を行った際、今後の無縁化防止の必要性を感じたため」「祭祀の主催者として埋葬者・墓地使用者死亡承継時の確認書類の一部に戸籍謄本の提示を求めている。また、墓地使用者死亡承継時には他相続人からの承継同意書の提出を求めている」など、把握してなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている。

[8-1-3]「縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください(複数回答可)」について。

そもそも、[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)などからも明らかな通り、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲について、設定を設けていない場合がほとんどであるということが分る。

そして、「直系血族」という回答にしても、そこには明確な根拠や基準は見られない。何故、「見られない」と述べたのかというと、「直系血族」について何親等以内かという具体的な範囲が把握されていないことから、そう判断することが出来る。

[8-1-4]「縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか」について。

前の設問[8-1-3]「縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください」についての回答結果からも明らかな通り、そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲について、設定を設けていない場合がほとんどであるため、当然、縁故者の人数に関する回答は明確ではない。

本設問[8-1-4]「縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか」への回答がほぼ「1人」との回答であるのは、上に述べたこれまでの回答経緯の反映でもあると言える。

[8-1-5]「把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報(複数回答可)」について。

前掲[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目(複数回答可)」では、「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」という回答(団体)数は45件であった。

本設問では複数回答として選択肢を列挙している。その中で最も多い回答は「氏名」で52件。この回答が、ここでの「縁故者を把握している」に対応した回答(団体)数ということになろう(ここで、7件の差異は誤差と捉えることとする)。

ここでは、「① 氏名」「② 住所」「④ 電話番号」の回答については、9~7割が「記載項目」として挙げている。前掲[3-2-1]「公営墓地」について墓地使用者・埋骨台帳記載項目」でも、この3項目は同様に記載が求められる頻度の高い「記載項目」であった。

「⑤ 本籍地」は本設問では 37.5%。これに対して、前掲[3-2-1]の「墓地使用者管理台帳」では 54.0%であった。やや差はあるが、全体、他の項目の現われ方については、前掲[3-2-1]の「使用者管理台帳」における「本籍地」とも共通する傾向はうかがえる。

「⑧ 墓地使用者との続柄・関係」については(当然ではあるが)前掲[3-2-1]の「墓地使用者管理台帳」にはみられない項目であり、ここでは、71.4%の割合で記載項目として挙げられていることも頷ける結果であると考ええる。

[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」について。

「無」という回答(団体)数は349件 76.4%。「無回答」を有効回答から外すと、81.9%となる。但し、ここで留意しなくてはならないのは、「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」という問いをしているのであって「無縁化した墳墓・遺骨」の有無を尋ねたものではないことである。

ちなみにここでは、前掲、本調査[7]「無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)」で得られた知見を、併せて考えてもよいであろう。

[9-1]「どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか(行うことを検討していますか)」について。無縁改葬・整理を推定した調査を着手するまでの「様子見」[41.3 箇月・3.4年] ▶

▶ 「使用者の所在確認調査」[7.3 箇月・0.6年] ▶ 「使用者の縁故者調査」[15.0 箇月・1.3年]

▶ 「無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に拠る手続」[13.9 箇月・1.2年] ▶

▶ 「不利益処分(使用許可の取消し)」[14.3 箇月・1.2年] ▶ 「[無縁改葬-「施設」への改葬][9.0 箇月] ▶ 「墓所区画内の構築物の撤去」[8.9 箇月] 合計平均期間73.4 箇月・6.1年

ちなみに、前掲[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて」での回答と比較してみたい。

「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは6.9年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、5.0年滞納され、そこから4.8年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは4.4年であったという回答が得られている。

前述[4-1] (いわゆる「管理料」を徴収している場合)滞納されている場合の対応(複数回答)でも述べたが、滞納に対して、何らかの方策(「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問

での督促」)に着手されるのは、1年(未満)から(「1年未満」は13回答(団体)数、「1年」が70回答(団体)数)の総回答(団体)数97件のうちの85.6%であった。

これらをつなげると、「電話での督促」「文書(郵送)での督促」「訪問での督促」などが、5~7年程度の時間をかけて行われているという状況であることが推定される。

[9-2-1]「官報・立札の「公告」を行った際、反応、申入れなどがありましたか」について。

本設問の集計は[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」において、「有」「検討はしている」と回答をした合計77件を対象としている。

「① なかった」という回答(団体)は41件(53.2%)と過半数を占め、目を引くが、他方で「③ 立札の公告に対する反応があった」という回答(団体)は10件(13.0%)あった。

これらは「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計77件を対象としている。ここで、確定した回答であろうという蓋然性の高い「有」(46件)のみに限定して捉え直してみると、21.7%にもなる。

立札の有効性は確認されたと考える。その有効性を上げるためにも、こういった「立札」とするべきか(たとえば、大きさ、表示する文字の大きさなど)、例が示されても良いであろう。

また、官報への公告には反応はなかったが、立札と表裏を成すものであり(たとえば、「1年間」という表示期間の規定は、官報への公告で裏付けられる)、立札の有効性につながっていると言える。

[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」について。

「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」に対する回答(団体)数の合計より、「③

保管することなく処分している(する)」としている回答(団体)の方が多い。

なお、「[保管することなく処分している(する)]ことができる理由(複数回答可)」は「無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから」「所有権を主張する墓地使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから」「条例や規則等の規定上処分が可能となっているから」等という考え方による([9-3-2-1]より)。

[9-3-1-1]「保管／一部保管している(する)」とした理由(複数回答可)」について。  
「構築物に関する権利保護のため」という回答(団体)数をもっとも多いが、13件である。

[9-3-1-2]「保管／一部保管している(する)期間」について。  
「永年」という回答(団体)数は6件。7.8%。期間を定めているのは7件。9.1%。その場合の期間は10年程度であった。「特に定めていない」という回答(団体)数が最も多いものの、8件。10.4%。

[9-3-1-3]「保管／一部保管している(する)場所(複数回答可)」について。  
この設問への回答(団体)数は24件。うち、87.5%にあたる21件は「墓地内に設けた所定の管理する場所に集積・管理」「いずれかの公営(立)墓地にまとめて集積」というものであった。

[9-3-1-4]「保管／一部保管している(する)」にあたって留意すべき事項(複数回答可)」について。  
この設問への回答(団体)数は28件。うち、42.9%は「保管している間の安全上の確保を配慮した場所」という理由を挙げている。

[9-3-2-1]「保管せず処分している(する)」ことができる理由(複数回答可)」については、前述した[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物」について、述べた通りである。

[9-3-2-2]「当該構築物を処分するに当たり、再度、縁故者などについて調査しますか」では、回答(団体)28件の全数が「調査をしない」であった。

[9-3-2-3]「当該構築物の処分方法(複数回答可)」について。28件の回答のうち、57.1%が「随意契約により撤去業者に処分を委託」している。

[9-3-2-4]「構築物撤去に要する費用(額)」について。ここでは、「ひとつの墓所区画あたりの「概算値」を尋ねた。25万～40万円で、52%であった(最も多い値は30万～40万円)。

[9-3-2-5]「だれが支払うのか」について。36件の回答(団体)のうち、「地方公共団体が負担」という回答(団体)数は34件。94.4%。「墓地使用者側に求償する」という回答もみられたが、結果、地方公共団体にて負担するにあたっての手続きの一環と解するのが適切であろう。ただ、「誰に」求償するのか、という点は気になるところである。

[9-3-2-6]「処分に当たり何か留意すべきと考えられること」は、24件。うち、18件。75.0%は「無」いであった。

[10]「無縁改葬後に空いた区画の利用方法」についての回答(団体)数は85件。うち、51件60.0%は「再貸付」であった。

[11]「無縁改葬後の遺骨の取扱い」について。  
この設問への総回答(団体)数は58件。このうち、何らの形で「遺骨の受入先となる施設がある」と回答しているのは、51件。87.9%であった。

[11-1]「遺骨の無縁改葬後の管理様態(複数回答可)」について。  
我が国における、納骨の慣習は、概ね一般的に東日本では骨壺で構築物の納骨スペース(これを「カロート」という)におさめ、西日本では骨壺から遺骨を取出し、カロートにおさめる、あるいは骨袋に移し変えた上でカロートにおさめるという傾向がみられる、ということである。選択肢もそうし

たことを念頭に置き、設けたものではあった。

しかし、本設問の回答(団体)を地域・地方別にみても、特に上記の様な、納骨の慣習の差異が現われているというようには見受けられない。ここでは複数回答としているので、いったんは「① 骨壺のまま」で前掲[11]で挙げたような施設におさめ、[11-2]で示したような期間を経て「③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする」と理解されると考えられる。

[11-2]「上記質問にて「骨壺のまま」「骨袋」で管理している」場合、その期間について尋ねたところ、37件の回答(団体)数があり、「永代」が37.8%。「一定期間が経過したら合祀」が12件。32.4%であり、その期間は、約16年(「20年」が6件。「5年」が2件)であった。

これ以降の[12]「無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題」[12-1]「疑問点・課題をどのように解決したか」[12-2]「無縁になることを抑制するための工夫、制度、方策」などをはじめとして、この「まとめ」において挙げなかった設問については、本文をご覧ください。

以 上

■民営墓地に対するアンケート調査■[無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状と課題の調査研究]

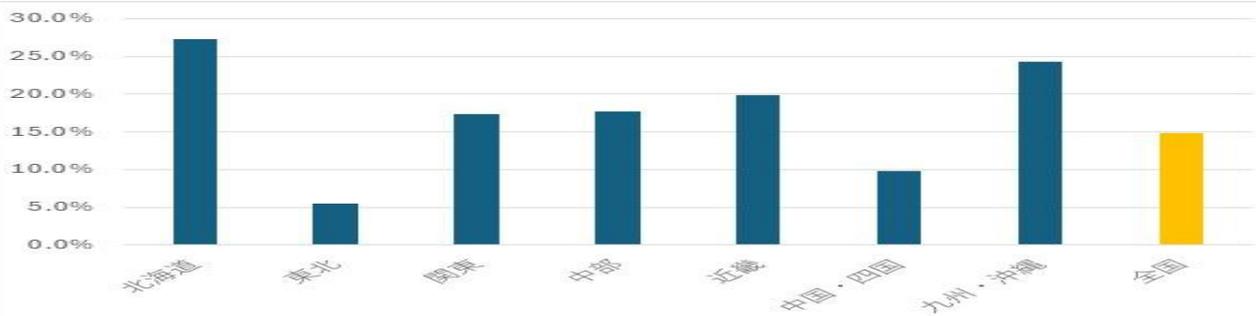
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回答数	6	11	29	14	22	5	16	103
地域別構成比	5.8%	10.7%	28.2%	13.6%	21.4%	4.9%	15.5%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
発送数	22	199	167	79	111	51	66	695
地域別構成比	3.2%	28.6%	24.0%	11.4%	16.0%	7.3%	9.5%	100.0%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
回収率	27.3%	5.5%	17.4%	17.7%	19.8%	9.8%	24.2%	14.8%



【適用条件】

早見表の適用条件は、 $(N-n)/(N-1) \approx 1$  N:母集団 n:標本

サンプル数と回答比率と誤差の早見表

サンプル数	回答比率				
	10%または90%	20%または80%	30%または70%	40%または60%	50%
10,000	± 0.6%	± 0.8%	± 0.9%	± 1.0%	± 1.0%
5,000	± 0.9%	± 1.1%	± 1.3%	± 1.4%	± 1.4%
1,000	± 1.9%	± 2.5%	± 2.9%	± 3.1%	± 3.2%
500	± 2.7%	± 3.6%	± 4.1%	± 4.4%	± 4.5%
100	± 6.0%	± 8.0%	± 9.2%	± 9.8%	± 10.0%

出典:IMPRESS「リサーチ/データのリテラシー入門」<http://web-tan.forum.impressd.jp/e/2008/05/16/3080>

上記の表に倣えば、N : 695。n : 103。

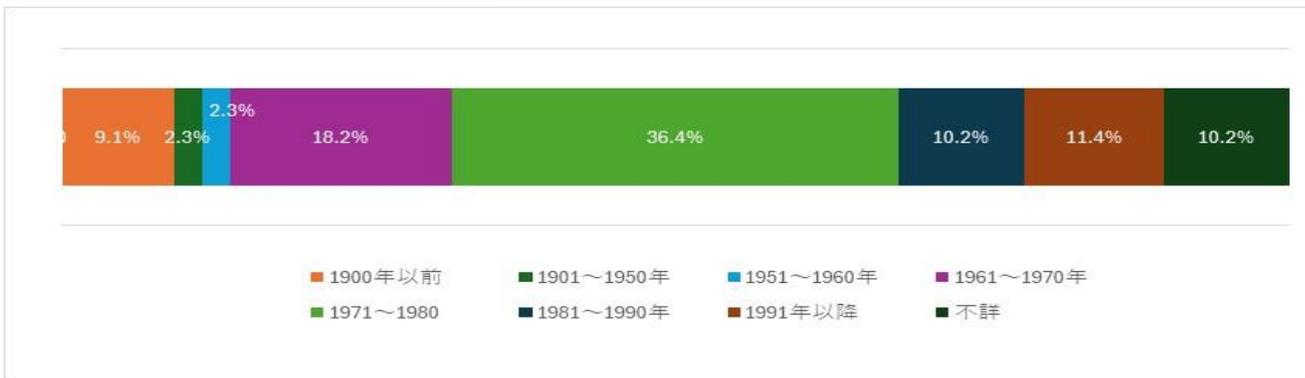
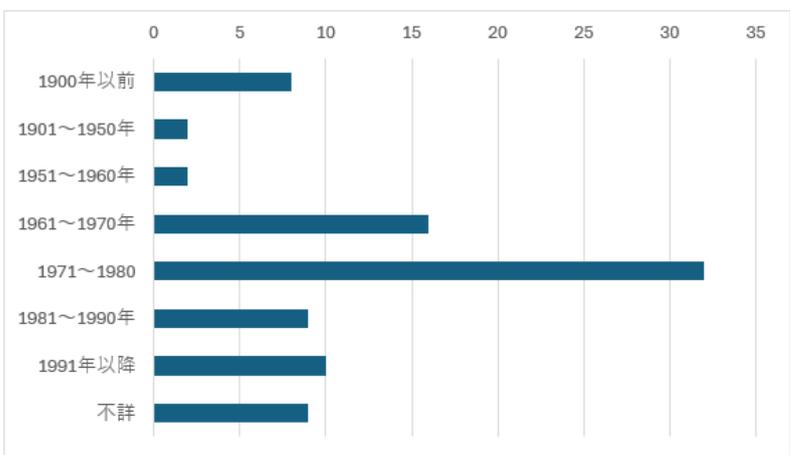
$$(N-n)/(N-1) = (695-103)/(695-1) = 595/694 = 0.85$$

± 2.7%程度となる。

## [2]墓地情報

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
墓地数	6	11	29	14	22	5	16	103
区画数	28,306	78,823	133,696	123,381	125,506	89,400	65,980	645,092
(参考：地域別構成比)	5.8%	10.7%	28.2%	13.6%	21.4%	4.9%	15.5%	100.0%

開設年	件数	割合
1900年以前	8	9.1%
1901～1950年	2	2.3%
1951～1960年	2	2.3%
1961～1970年	16	18.2%
1971～1980	32	36.4%
1981～1990年	9	10.2%
1991年以降	10	11.4%
不詳	9	10.2%
合計	88	100.0%



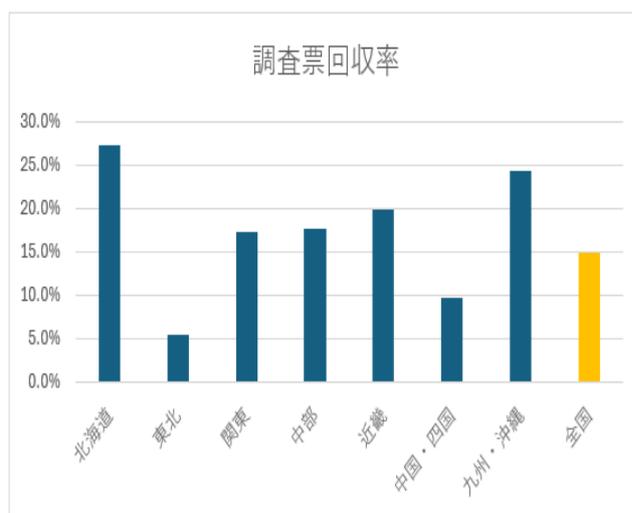
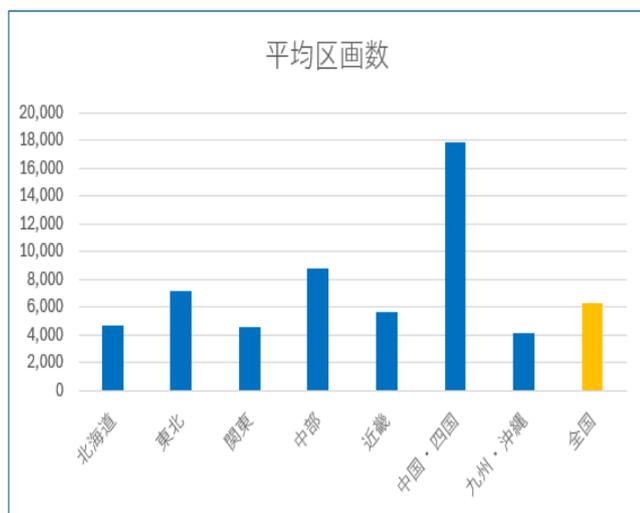
ここで調査対象としたのは大規模な(基本、1ha 以上の)民営墓地である。抽出は地方公共団体への照会結果に拠る。開設年について。回答がなされたのは 88 件。このうち、1971(昭和 46)年～1980(昭和 55)年の間で 32 件(36.4%)。次いで、1961(昭和 36)年～1970(昭和 45)年が 16 件(18.2%)であった。今日の大規模墓地が設けられたのは、1961(昭和 36)年～1980(昭和 55)年の 20 年間に造られたものが半数を超える(「不詳」9 件は、「不明」などという回答があったものが 9 件、ということである)。

回答を得たのは 695 墓園のうちから、103 墓園(14.8%)。回答率は地方・地域によって、かなり差がある。具体的には、最も高かったのは北海道地方からの 27.3%。次いで、九州・沖縄地方が 24.2%であった。低かったのは東北地方、5.5%。次いで中国・四国地方、9.8%であった。他の地域・地方では概ね 20%弱であった。

区画数について、回答があったのは 83 件。墓地の数としては103箇所。この項に記載された「区画数」の「総」区画数を回答墓地数で割ると、ひとつの墓園あたりの平均区画数は、全国総体では 6,263 区画。低い(少ない)地域・地方は、九州・沖縄地方で 4,124 区画(全国総体の 65.8%)。

高い(多い)地域・地方は、中国・四国地方で 17,880 区画(全国総体の 285.5%)である。他の地域・地方では 4 千区画強から 9 千区画弱の間である。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
平均区画数	4,718	7,166	4,610	8,813	5,705	17,880	4,124	6,263
回収率	27.3%	5.5%	17.4%	17.7%	19.8%	9.8%	24.2%	14.8%



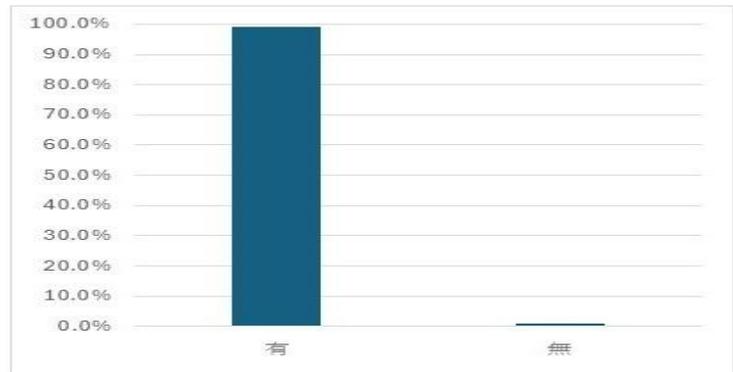
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
墓地数	6	11	29	14	22	5	16	103
区画数	28,306	78,823	133,696	123,381	125,506	89,400	65,980	645,092

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
平均区画数	4,718	7,166	4,610	8,813	5,705	17,880	4,124	6,263

### [3] 墓地の使用規則有無

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
有	6	10	29	14	22	5	16	102
無	0	1	0	0	0	0	0	1

	全国	(対全国) /103
有	102	99.0%
無	1	1.0%



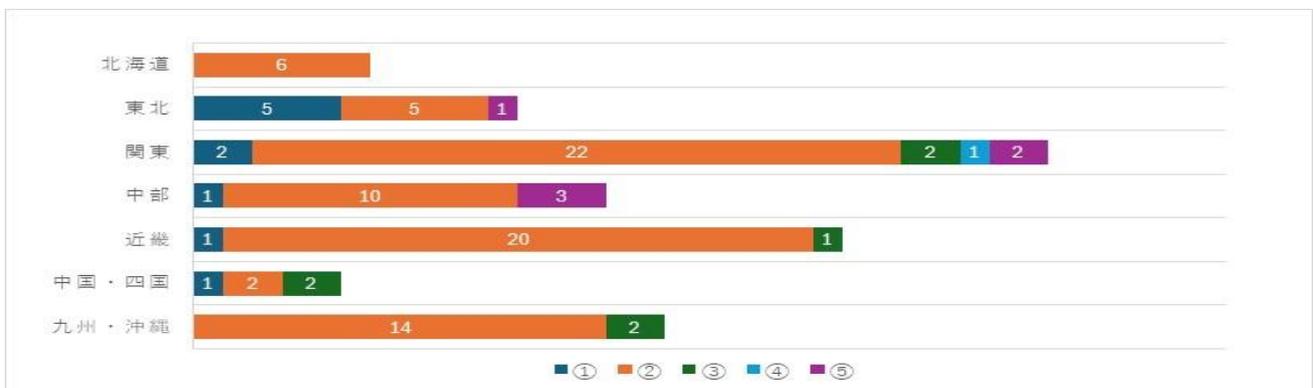
規則(契約約款)は、ほぼ全ての墓園で定められていることが分る。

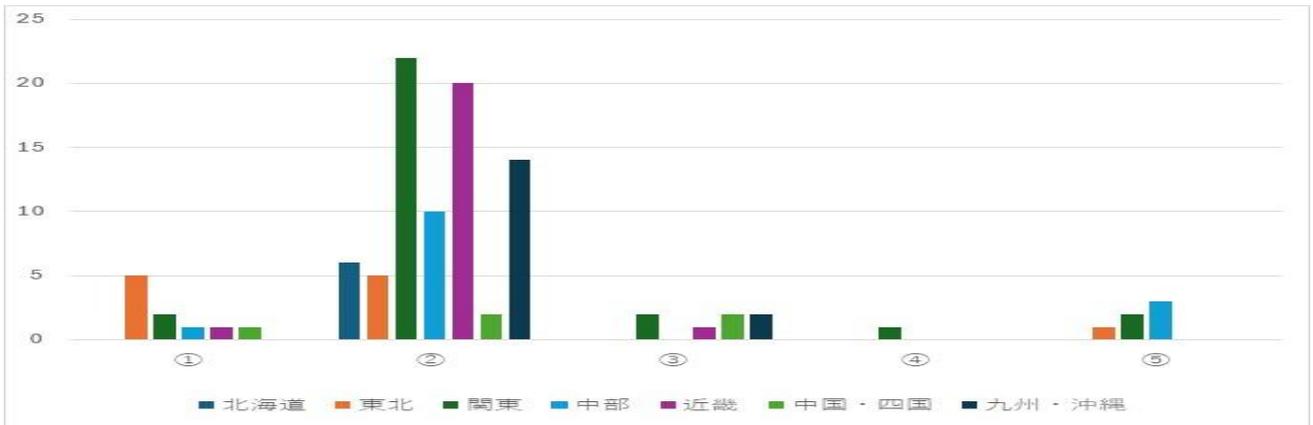
### [3-1] 管理状況-該当するものに○を付けて下さい

- |                               |
|-------------------------------|
| ① 現地管理事務所はない                  |
| ② 現地管理事務所の窓口                  |
| ③ 墓地管理者以外の事業者へ委託              |
| ④ (利用者などによる) 墓地組合などの自治組織による管理 |
| ⑤ その他                         |

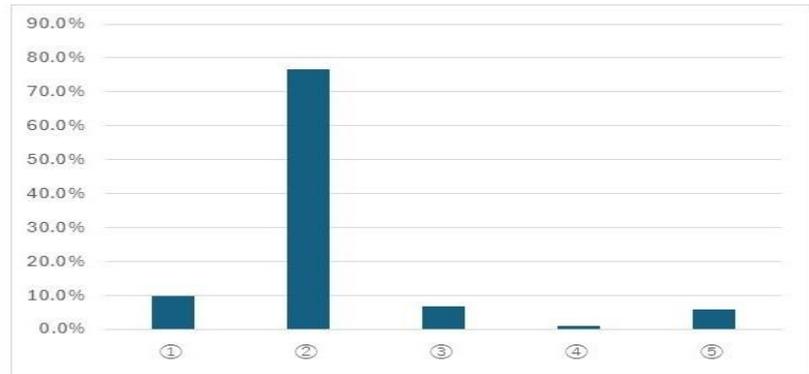
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	5	2	1	1	1	0	10
②	6	5	22	10	20	2	14	79
③	0	0	2	0	1	2	2	7
④	0	0	1	0	0	0	0	1
⑤	0	1	2	3	0	0	0	6

- その他
- ・現地管理事務所および東京事務所
  - ・寺内墓地につき、寺で管理している
  - ・寺で管理している
  - ・経営主体「寺院」の寺務所にて管理
  - ・貸付業務・・当連合・剪定・清掃業務・・委託
  - ・国指定史跡のため、公益財団法人(国所管)が管理団体として管理し、整備基本計画書(10カ年)を文化庁に提出し、第三者専門家委員会の指導の下、管理している





	全国	(対全国) /103
①	10	9.7%
②	79	76.7%
③	7	6.8%
④	1	1.0%
⑤	6	5.8%

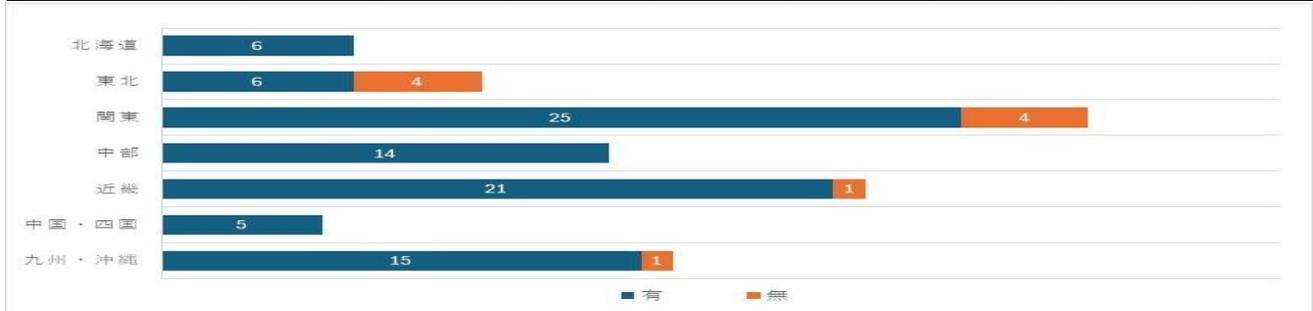


概ね、「現地管理事務所の窓口」にしろ、「墓地管理者以外の事業者へ委託」などについては、関東地方における墓園に多くみられる。次いでみられる地域・地方としては、近畿地方である。九州・沖縄地方、中部地方も多い。

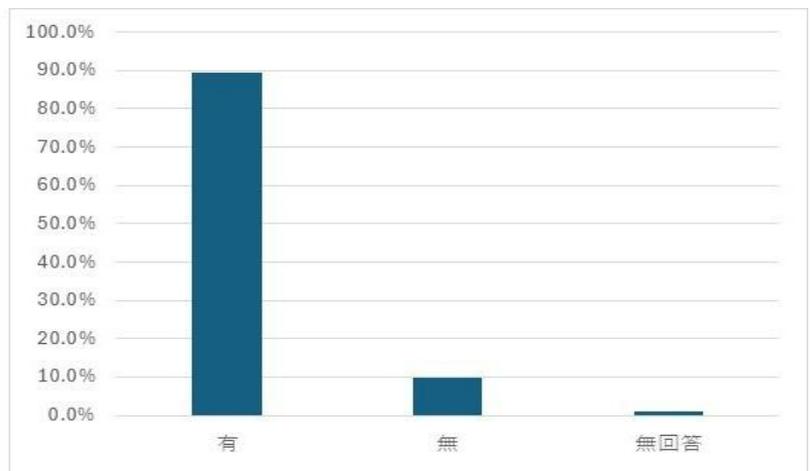
規則(契約約款)は、ほぼ全ての墓園で定められているものの、「現地管理事務所の窓口」や「墓地管理者以外の事業者へ委託」というものは 8 割程度。「現地管理事務所はない」という回答は 1 割弱みられた。これは「その他」の回答にある「寺内墓地につき、寺で管理している」「経営主体「寺院」の寺務所にて管理」というケースに該当される様な、経営主体が宗教法人のとき、当該宗教法人の「施設」(宗教法人法でいうところの「礼拝所」等の施設)にて管理業務が行われていると考えられる。

[3-2]管理事務所有無

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
有	6	6	25	14	21	5	15	92
無	0	4	4	0	1	0	1	10
無回答	0	1	0	0	0	0	0	1



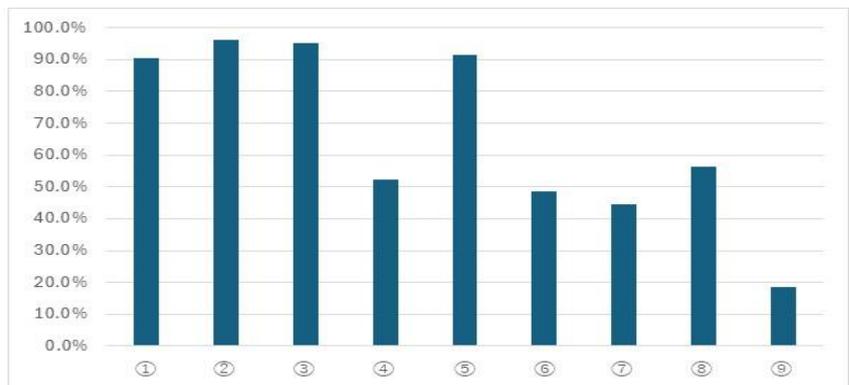
	全国	(対全国) /103
有	92	89.3%
無	10	9.7%
無回答	1	1.0%



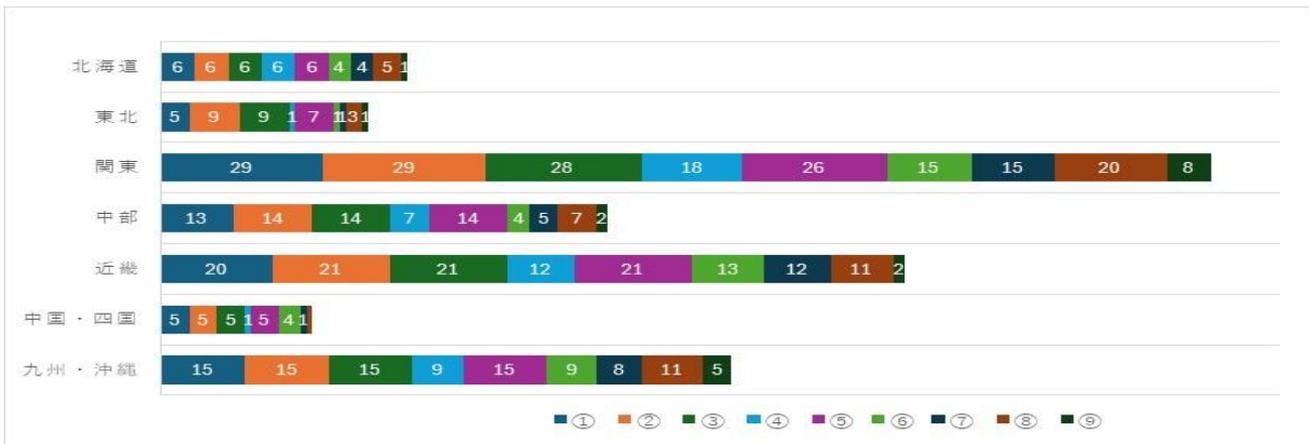
[3-3] 墓地使用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目(該当するもののみ・複数回答可)  
今回の実態調査で挙げた選択肢(「該当項目」候補)

- ④ 墓所区画番号
- ④ 本籍地
- ⑦ 墓石施工業者名
- ⑤ 使用者(名義人)氏名
- ⑤ 電話連絡先
- ⑧ おさめられている遺骨  
については許可証に準じた各事項全て
- ⑥ 居所
- ⑥ 親類等の連絡先(縁故者)
- ⑨ その他

	全国	(対全国) /103
①	93	90.3%
②	99	96.1%
③	98	95.1%
④	54	52.4%
⑤	94	91.3%
⑥	50	48.5%
⑦	46	44.7%
⑧	58	56.3%
⑨	19	18.4%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	6	5	29	13	20	5	15	93
②	6	9	29	14	21	5	15	99
③	6	9	28	14	21	5	15	98
④	6	1	18	7	12	1	9	54
⑤	6	7	26	14	21	5	15	94
⑥	4	1	15	4	13	4	9	50
⑦	4	1	15	5	12	1	8	46
⑧	5	3	20	7	11	1	11	58
⑨	1	1	8	2	2	0	5	19



結果をみると、墓地使用者・埋骨台帳に記載されている項目について、ここでは「属性」を3段階に分けて捉える。

9割程度と、ほぼ記載されている項目(これを「第1群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 使用者(名義人)氏名」「③ 住所」「⑤ 電話連絡先」である。

5割～4割程度記載されている項目(これを「第2群」と呼称する)は、「④ 本籍地」「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」である。

2割程度記載されている項目(これを「第3群」と呼称する)は、「⑨ その他」(但し、具体的記載項目についての記載はない)。

「⑧」の「おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」は、墓埋法第15条、同法施行規則第7条では、墓地使用者、死亡者の氏名等を記載した帳簿をそなえなければならない、とされている。この点、墓地使用者・埋骨台帳に記載されているのは5割強であった。後述する[8-1-5]「把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報」も参考とされたい。

[4] いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)

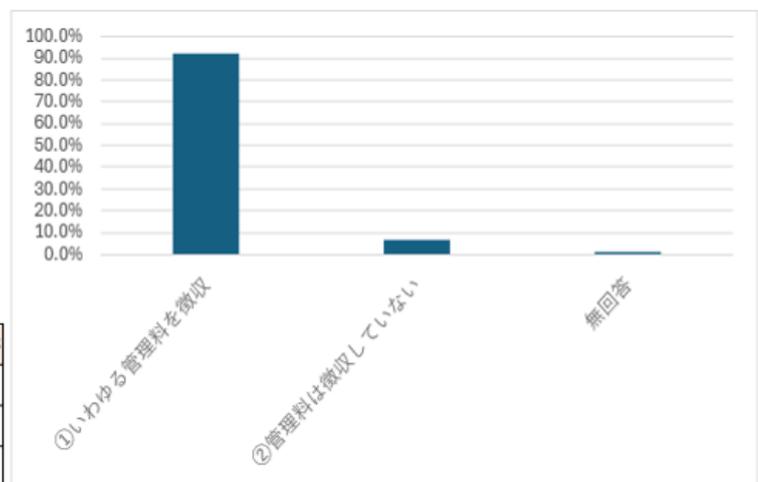
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(対全国) /103
① いわゆる管理料を徴収	5	7	27	13	22	5	16	95	92.2%
1. 永代管理料として 期初に一括徴収	2	1	3	1	7	1	2	17	16.5%
2. 一年に一度(年間 管理料)	3	5	26	9	17	2	11	73	70.9%
3. 〇年刻みで管理料 徴収	3	2	2	3	7	3	5	25	24.3%
② 管理料は徴収していない	1	3	2	1	0	0	0	7	6.8%
管理料の徴収率 =①/(①+②) X 100%	83.3%	70.0%	93.1%	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%	93.1%	
4 3.の場合、何年毎?	3.0	1.8	2.5	4.0	16.0	6.7	3.3	5.3	



まず、管理料の徴収をしているか、いないか、という点で大別したい。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(対全国) /103
① いわゆる管理料を徴収	5	7	27	13	22	5	16	95	92.2%
② 管理料は徴収していない	1	3	2	1	0	0	0	7	6.8%
無回答	0	1	0	0	0	0	0	1	1.0%

90%程度が「いわゆる管理料を徴収」しているという回答であった。



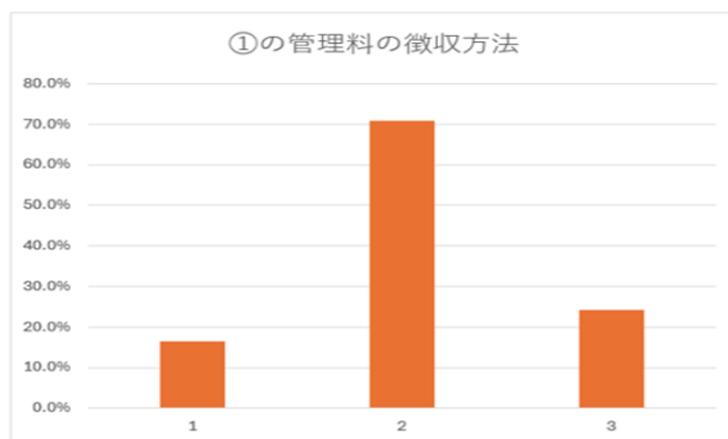
	全国	(対全国) /103
① いわゆる管理料を徴収	95	92.2%
② 管理料は徴収していない	7	6.8%
無回答	1	1.0%

次いで、いわゆる「管理料」を徴収しているときの徴収方法について。

この設問では複数回答がなされることを考えていないが、回答を寄せた墓園のなかには、管理料の徴収方法を変えていることもある。従って「①」=「1」+「2」+「3」とは(必ずしも)ならない。しかし、ここでは対民営墓地総数比の値であるが、「管理料を徴収している」という95件の内訳としてみると、「永代管理料として一括徴収」は 17 件(16.5%)。「一年に一度(年間管理料)」は 73 件(70.9%)。「〇年刻みで管理料を徴収」では 25 件(24.3%)である。

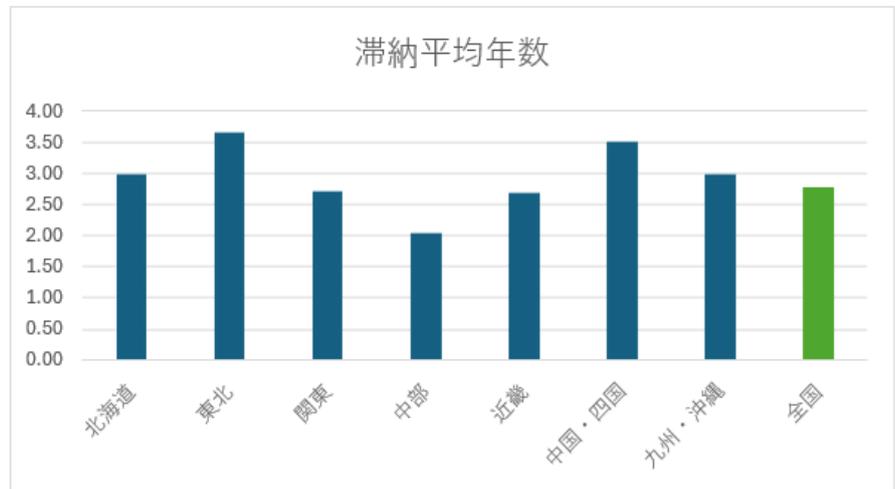
ちなみに、この「〇年刻みで管理料を徴収」の「〇」は 5.3 年(但し、地域・地方の差が大きく 1.8年から 16.0 年と幅がある。わけても注目されるのは、関東地方27件(28.4%)、近畿地方 22 件(23.2%)の 2 地域・地方。回答数が多いだけでなく、その間隔年数が前者では 2.5 年毎、後者では 16.0 年毎と大きく異なっている。

	全国	(対全国) / 103
① いわゆる管理料を徴収	95	92.2%
1. 永代管理料として 期初に一括徴収	17	16.5%
2. 一年に一度(年間 管理料)	73	70.9%
3. 〇年刻みで管理料 徴収	25	24.3%



[4-1] [いわゆる「管理料」を徴収している]場合、その「管理料」が滞納されている場合の対応について(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
滞納平均年数	3.00	3.67	2.72	2.06	2.70	3.50	3.00	2.77



「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性については、たとえば、「④ その他」における具体的記述がある場合、例示としては以下の通り。

「連絡のつかない墓地使用者については、墓地に札を設置し、親族の方々より墓地使用者へ連絡をお取りいただく体制を取っています」

「墓所に案内石板(親族含めてお伝えしたいことがありますので事務局にお寄りいただくかご連絡ください)を設置する」

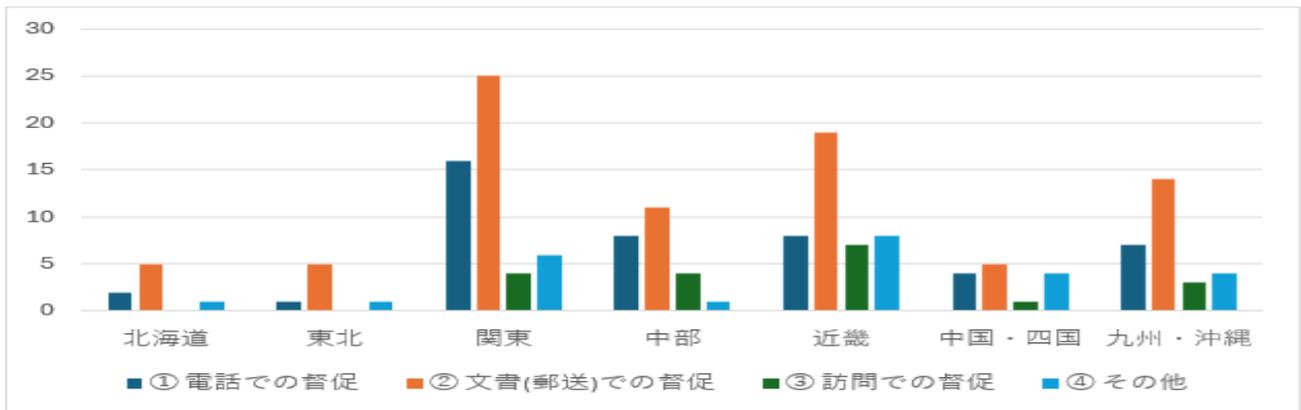
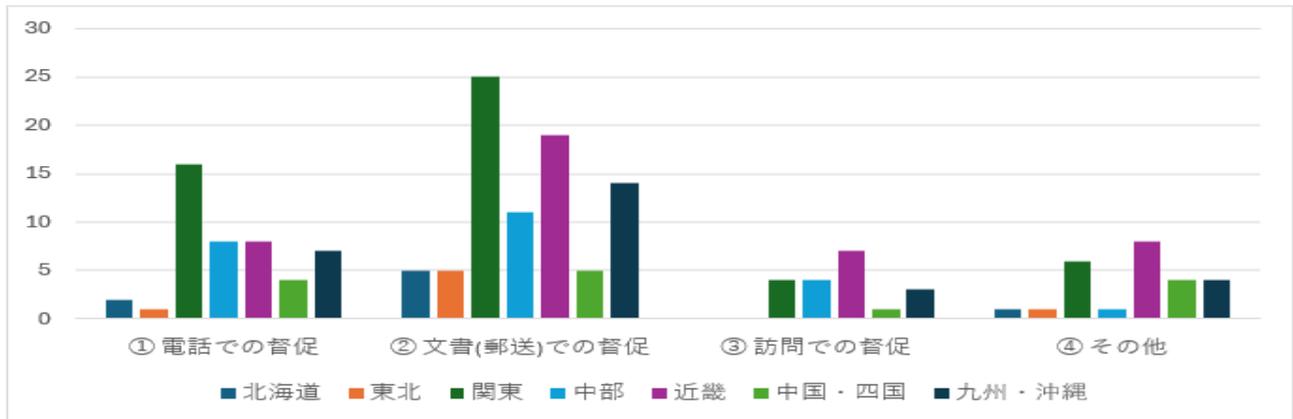
「請求月に引落不可、入金無しの場合、翌月に電話督促、連絡取れない方は墓所におたずねカード設置、3年間滞納の場合は弁護士に相談、文書で督促」

「滞納年数を問わず、電話、郵送、連絡不能ならば役所へ除票請求、職権消除等の事由で除票が取得できなければ、弁護士による住所調査及び墓所内に連絡希望の立札設置、住所判明後は訪問を行っています」

などである。これらを見ると、滞納(概ね3年間)から、次の段階としては墓地使用者本人や縁故者への照会と共に、立札を設けるという回答が多い。

別に地域別の顕れ方をまとめると「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々で地域・地方でも、ほぼ、同じような顕れ方であった(下掲・表、グラフ)。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(対全国) /103
① 電話での督促	2	1	16	8	8	4	7	46	44.7%
② 文書(郵送)での督促	5	5	25	11	19	5	14	84	81.6%
③ 訪問での督促	0	0	4	4	7	1	3	19	18.4%
④ その他	1	1	6	1	8	4	4	25	24.3%



どの地域・地方でも「② 文書(郵送)での督促」「① 電話での督促」「③ 訪問での督促」の順で現われるが、「② 文書(郵送)での督促」「① 電話での督促」の2つは関東地方が他の地域・地方との比較においても顕著に多い。

次いで、「② 文書(郵送)での督促」の顕れ方が顕著なのは近畿、九州・沖縄、中部、東北、北海道地方の順である。

「① 電話での督促」の顕れ方としては、中部、近畿、九州・沖縄、中国・四国、北海道、東北の順である。

[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて(複数回答可)

- ① お墓参りされている様子がない墳墓があったから
- ② 管理料がa年ぐらい滞納され、督促に回答・反応がない墳墓があったからb年ぐらい
- ③ 使用者の死亡は確認されているが、承継等の手続申請がされていない墳墓があったから

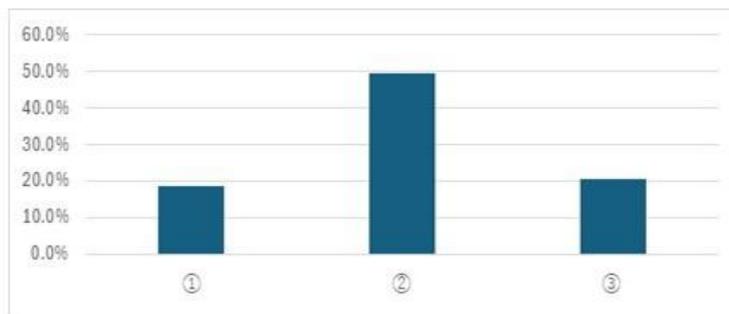
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	5	4	5	2	3	19
②	4	1	21	5	11	2	7	51
③	2	0	8	1	6	1	3	21

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	5	4	5	2	3	19
①⇒何年?			9.60	14.33	3.00	10.00	4.33	8.20
②	4	1	21	5	11	2	7	51
②a⇒何年?	13.33	10.00	9.28	10.20	7.22	3.00	5.86	8.57
②b⇒何年?	10.67		9.25	5.67	8.50		3.00	8.36
③	2	0	8	1	6	1	3	21
③⇒何年?	13.50		7.20	5.00	9.80		5.00	8.71



「① 墓参の形跡が認められない」「② 滞納管理料の督促に応じない」「③ 承継の手続きがなされない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。  
 「② 滞納管理料の督促に応じない」は 51 回答(墓園)で最も多い(対回答数比 49.5%)。次いで  
 「③ 承継の手続きがなされない」は 21 回答(墓園)(対回答数比 20.4%)。「① 墓参の形跡が認められない」は19回答(墓園)(対回答数比 18.4%)であった。

	全国	(対全国) /103
①	19	18.4%
②	51	49.5%
③	21	20.4%

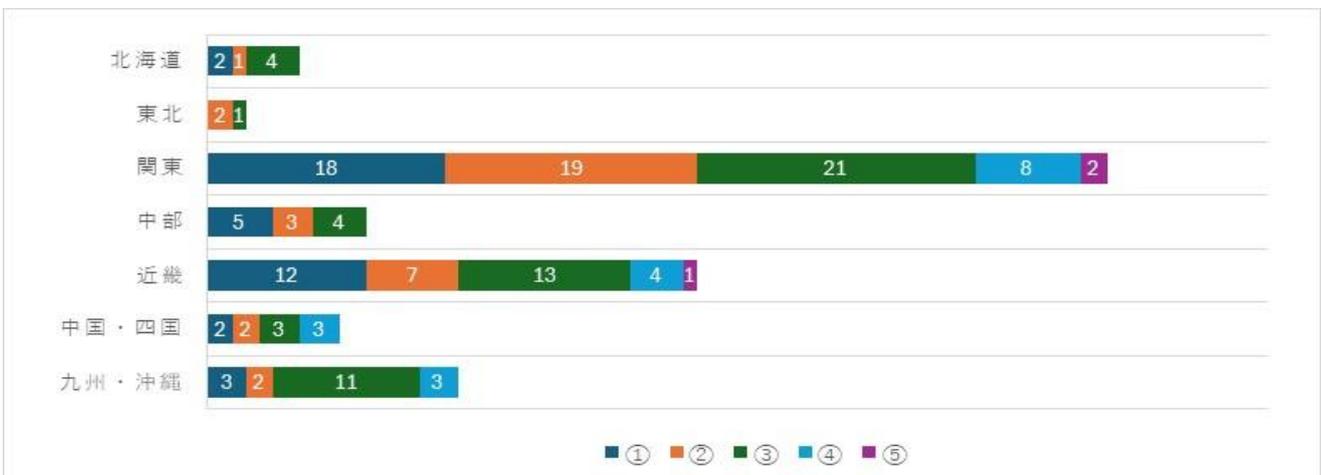


また、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.2年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、8.57年滞納され、そこから8.36年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.71年であったという回答が得られている。

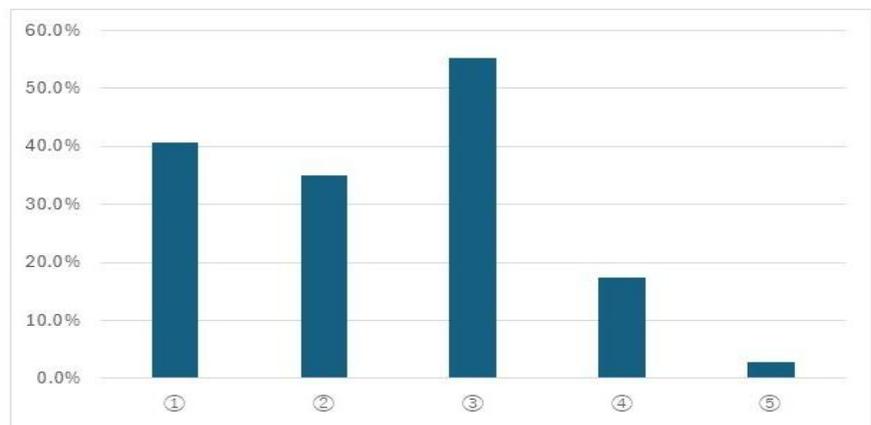
[6] 無縁墳墓の整理を検討している、あるいは、行っている(行ったことがある)場合、  
無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例をお答え下さい(複数回答可)

① 放置された結果、草が繁茂し、周囲の迷惑となっている
② 放置された結果について、これを職員・作業員が対応しなくてはならず負担になっている
③ 管理料の未納など、管理者「義務」が履行されていないことを放置することは出来ない
④ 新たな墓地使用者へ対応するための、墓地用地が確保出来ない
⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	0	18	5	12	2	3	42
②	1	2	19	3	7	2	2	36
③	4	1	21	4	13	3	11	57
④	0	0	8	0	4	3	3	18
⑤	0	0	2	0	1	0	0	3



	全国	(対全国) /103
①	42	40.8%
②	36	35.0%
③	57	55.3%
④	18	17.5%
⑤	3	2.9%



「① 手入れがなされず周囲に迷惑」「② 代わりに対応する職員の手間」「③ 義務の未履行には適切に対応」「④ 再貸付が出来ない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」について。具体的な記載内容については、以下の通り。

- ・ ③について将来的に思案中(「管理料の未納など、管理者義務が履行されていないことを放置することはできない」というもの)
- ・ 無縁墓の整理について、官報への掲載等の方法で墓地使用者の血縁者を探しても、墓石撤去費用の負担が請求不可能で、官報による方法について意味がないと判断している
- ・ 管理料滞納に伴う長期未収金の増加

「③」から「③」の回答(「複数回答」可)については以下の通り。

「③ 義務の未履行には適切に対応」は 57 回答(対総回答数比 55.3%)。「① 手入れがなされず周囲に迷惑」は 42 回答(対総回答数比 40.8%)。また、「② 代わりに対応する職員の手間」で 36 回答(対総回答数比 35.0%)。この「① 手入れがなされず周囲に迷惑」と「② 代わりに対応する職員の手間」は因果関係が認められる。この2つの回答を合わせると 78 回答と、半数を占める。これらの他、「④ 再貸付が出来ない」は18回答(墓園)(対回答数比 17.5%)であった。

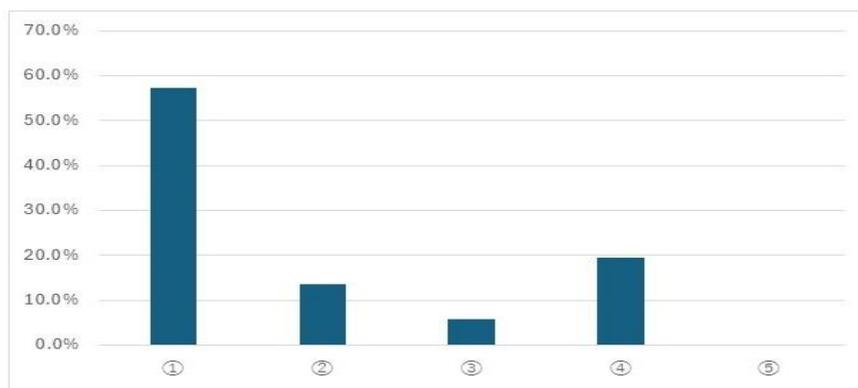
[7] 無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、  
 することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)

① 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい
② 無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない
③ 放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない
④ 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る
⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	4	7	19	8	13	3	5	59
②	0	4	3	2	3	0	2	14
③	0	1	1	1	2	0	1	6
④	0	1	6	1	8	2	2	20
⑤	0	0	0	0	0	0	0	0



	全国	(対全国) /103
①	59	57.3%
②	14	13.6%
③	6	5.8%
④	20	19.4%
⑤	0	0.0%

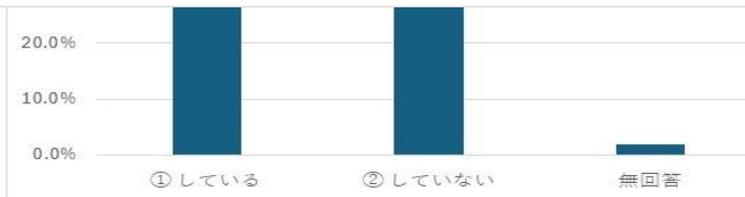
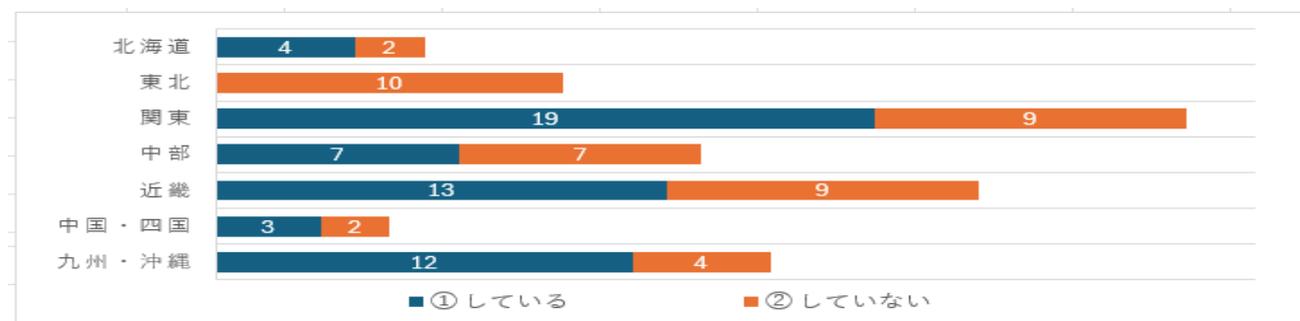


「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

「①」から「④」の回答(複数回答可)については以下の通り。

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は59回答(対総回答数比 57.3%)で最も突出して多い。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は14回答(対回答数比 13.6%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は6回答(対総回答数比 5.8%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は20回答(対回答数比 19.4%)であった。

[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合に備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか



前述した、[3-3] 墓地使用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目(該当するもののみ・複数回答可)では、「① 墓所区画番号」「② 墓地使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」「⑤ 電話連絡先」は9割程度と、ほぼ記載されている項目である。以下、5割～4割程度で記載されている項目は、「④ 本籍地」「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」であった。

ここでの問[8]「使用者との連絡がとれなくなった場合に備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」での把握状況との結果とも整合性は合う。

なお、[8]「使用者との連絡がとれなくなった場合」の対応については、「[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用」「[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」についてお尋ねします」以降の回答にも重ねてみてゆきたい。

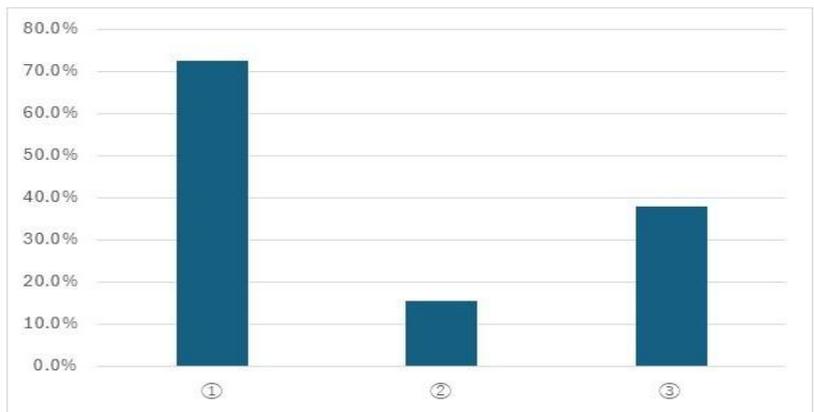
[8-1-1] どのような形で把握していますか(複数回答可)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| ① 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている        |
| ② 使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている |
| ③ その他                                |

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	4	0	14	4	9	3	8	42
②	0	0	3	2	1	0	3	9
③	1	0	7	2	7	1	4	22



	全国	(把握している)/58
①	42	72.4%
②	9	15.5%
③	22	37.9%



基本、あらかじめ墓地使用者との連絡がとれなくなったときに備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握している(ほぼ7割弱)。

また、「その他」という回答が3割を超える。この3割の回答について、具体的な記載事例は以下の通り。

「使用時に提出させている住民票は世帯全員分を添付させ、戸籍については謄本を提出させ、それらの書類で把握できる範囲の縁故者情報を取得している。(住民票は新規申込時、戸籍謄本は承継時)」

「名義人本人が亡くなった後の名義変更手続きにおいて、近親者の同意書をいただき、そこに住所と氏名を書いてもらっています」

「緊急連絡先として名義人以外の人を記入して貰っている。新規購入者に本籍地の記載のある住民票の提出をお願いしている」

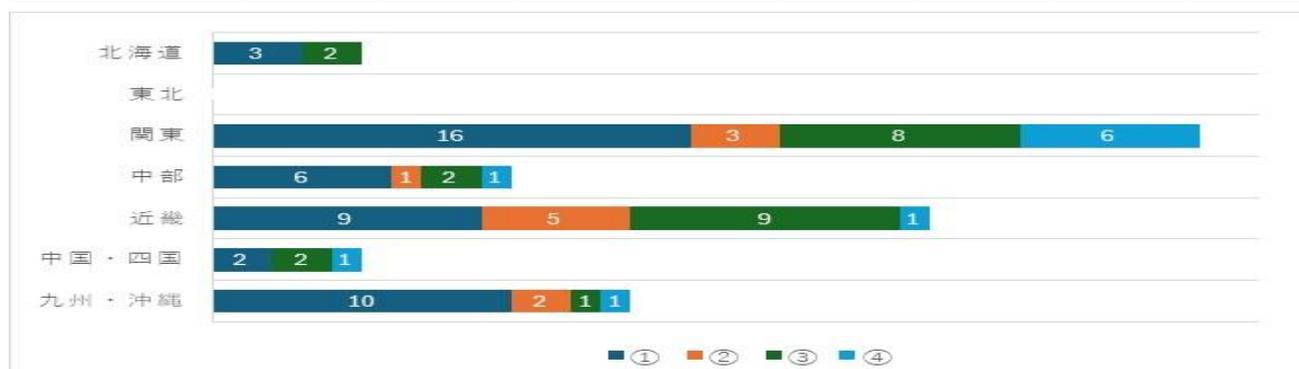
など、「①」「②」の把握方法について、より具体的に述べたものが主であり、そういう意味においては、ここでの回答は「①」「②」の何れかに集約されることとなる。

ちなみに、地域別の差異について。この設問では、選択肢の回答を全て合わせても73回答であり、回答が多いものでも42回答(墓園)に留まる。

[8-1-2] 縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか(複数回答可)

① いわゆる「管理料」が滞納された際、使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため
② 地震、台風等の災害により墓地在被災した際に連絡をとれない使用者がいたため
③ 特に何かがあったわけではないが、把握しておくのが有益と考えたため
④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	3	0	16	6	9	2	10	46
②	0	0	3	1	5	0	2	11
③	2	0	8	2	9	2	1	24
④	0	0	6	1	1	1	1	10



「① いわゆる「管理料」が滞納された際、墓地使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため」という回答が最も多かった。「親類等の連絡先(縁故者)」の記載項目については、無縁を避ける方策として(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると思料されると、これまで指摘してきたところであるが、そうしたことがここでの回答状況に反映されているといえる。

ちなみに「その他」の回答事例として具体的な記載内容は、以下の通り。

「墓所使用者の死去後の承継関係把握のため」「使用者が高齢になり使用者の理解が不十分の場合」

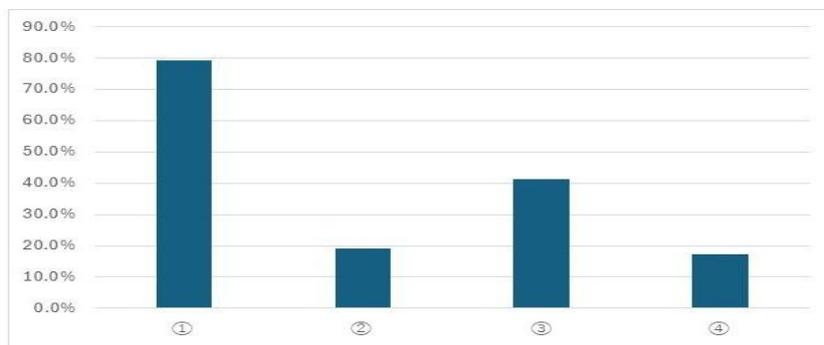
「必ず使用者の関係者と連絡が取れるようにするため」「墓所状況を伝えることが必要な場合もあるため」

「使用権承継事務の軽減のため祭祀承継者指定書を事前に提出をお願いしている」

「契約者が転居したときに届出がされず、連絡がつかなくなったことがある」

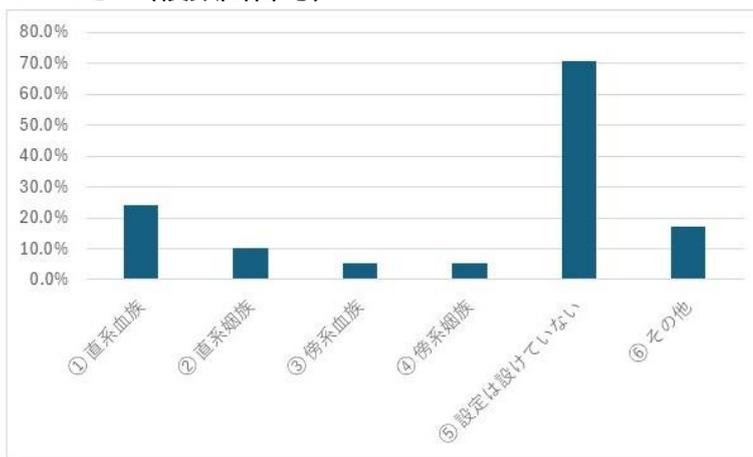
「郵便物(会報、請求書等)の返送で住所不明の際の連絡」「整備計画の実行のための調査など、把握してなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている」など、把握してなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている。

	全国	(把握している)/58
①	46	79.3%
②	11	19.0%
③	24	41.4%
④	10	17.2%



[8-1-3] 縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください(複数回答可)

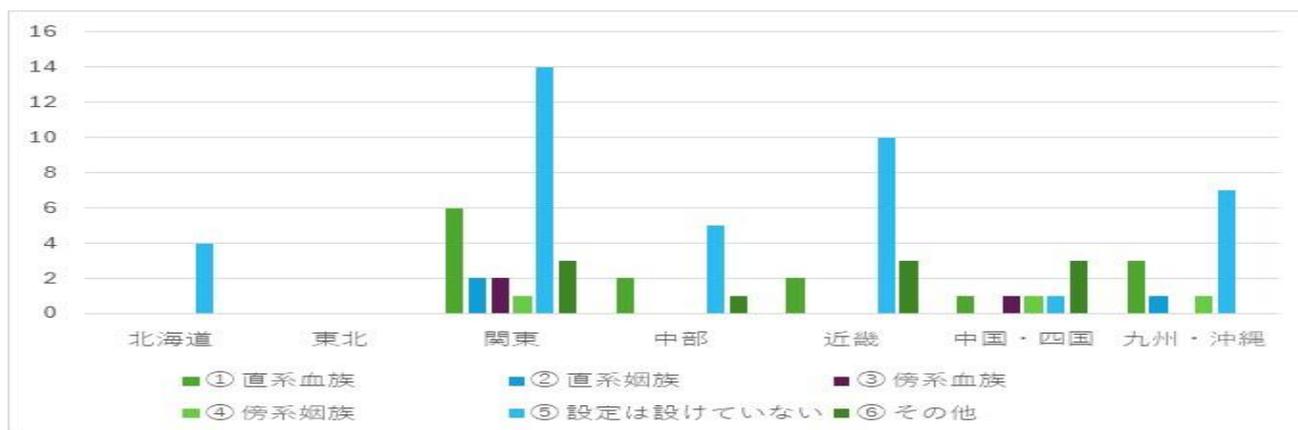
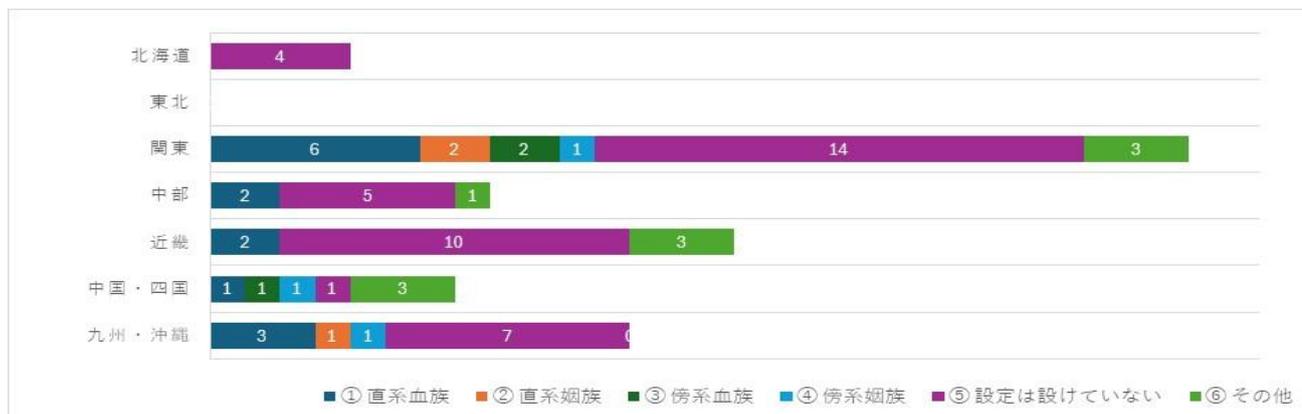
	全国	(把握している)/58
① 直系血族	14	24.1%
① 直系血族○親等内	0	
② 直系姻族	6	10.3%
② 直系姻族○親等	0	
③ 傍系血族	3	5.2%
③ 傍系血族○親等	0	
④ 傍系姻族	3	5.2%
④ 傍系姻族○親等以内	0	
⑤ 設定は設けていない	41	70.7%
⑥ その他	10	17.2%



そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られており、その「縁故者」の範囲の設定について「⑤ 特に設けていない」が7割を超える。

そして、縁故者の範囲に限定を設けているとしても、「直系血族」で 24.1%、「直系姻族」10.3%。これに対して「傍系」の回答は約 1/3(『直系』の回答「14+6=」20 回答。『傍系』の回答「3+3=」6 回答。6÷20÷1/3)。「直系」の範囲は「直系血族」の範囲としているのは3親等前後。「直系姻族」は同じ。「傍系」は「血族」「姻族」は何れも2親等であった。

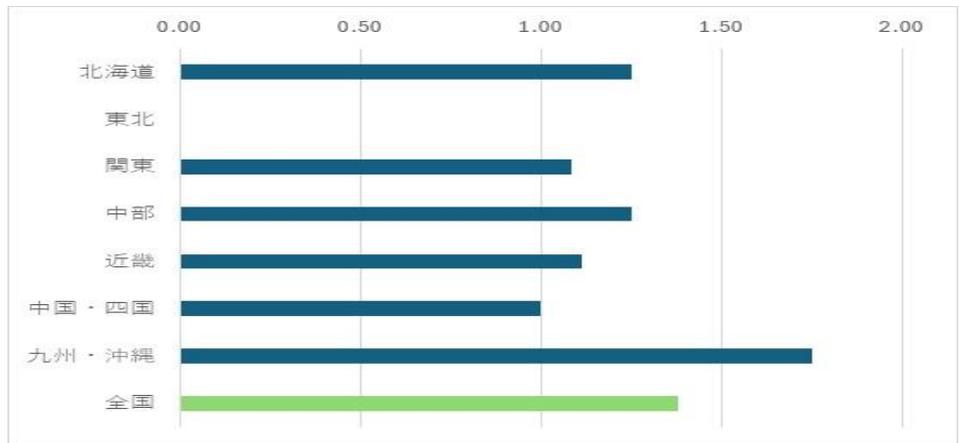
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(把握している)/58
① 直系血族	0	0	6	2	2	1	3	14	24.1%
① 直系血族○親等内	0	0	3.3	2.5	2	0	3.5	0	
② 直系姻族	0	0	2	0	0	0	1	6	10.3%
② 直系姻族○親等	0	0	2.7	0	0	0	0	0	
③ 傍系血族	0	0	2	0	0	1	0	3	5.2%
③ 傍系血族○親等	0	0	2	0	0	0	0	0	
④ 傍系姻族	0	0	1	0	0	1	1	3	5.2%
④ 傍系姻族○親等以内	0	0	2	0	0	0	0	0	
⑤ 設定は設けていない	4	0	14	5	10	1	7	41	70.7%
⑥ その他	0	0	3	1	3	3	0	10	17.2%



[8-1-4] 縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
人数	1.25	0.00	1.08	1.25	1.11	1.00	1.75	1.38

1人	32
1人以上3人	14
4人以上	1
直系1親等	1



前の設問[8-1-3]で「縁故者について、どの範囲とするかの限定の有無。その範囲」について尋ねた際の回答結果からも明らかな通り、そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲の設定について、特に設けていない場合が7割を超えていた。

そして、縁故者の範囲に限定を設けているとしても、「直系」では、「直系血族」で 24.1%、「直系姻族」10.3%。これに対して「傍系」の回答は約 1/3（『直系』の回答「14+6=」20 回答。『傍系』の回答「3+3=」6 回答。6÷20≒1/3）。「直系」の範囲は「直系血族」の範囲としているのは3親等前後。「直系姻族」は同じ。「傍系」は「血族」「姻族」は何れも2親等であった。

本設問「[8-1-4] 縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか」への回答がほぼ「1人」(せいぜい3人ぐらいまで)と、限定的な回答であるのは、上記のここまでの回答経緯の反映でもあると言える。

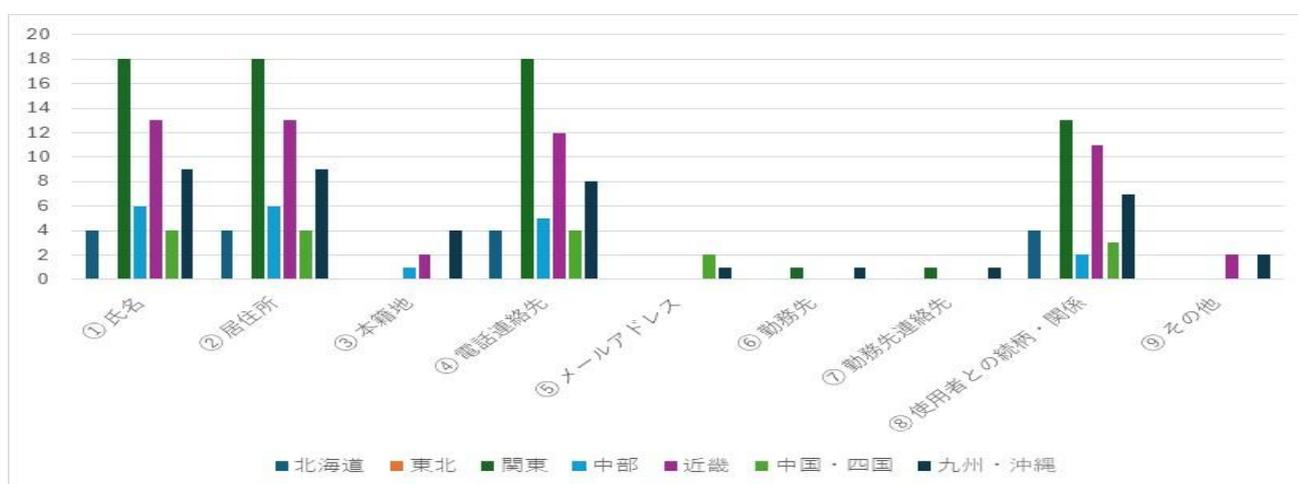
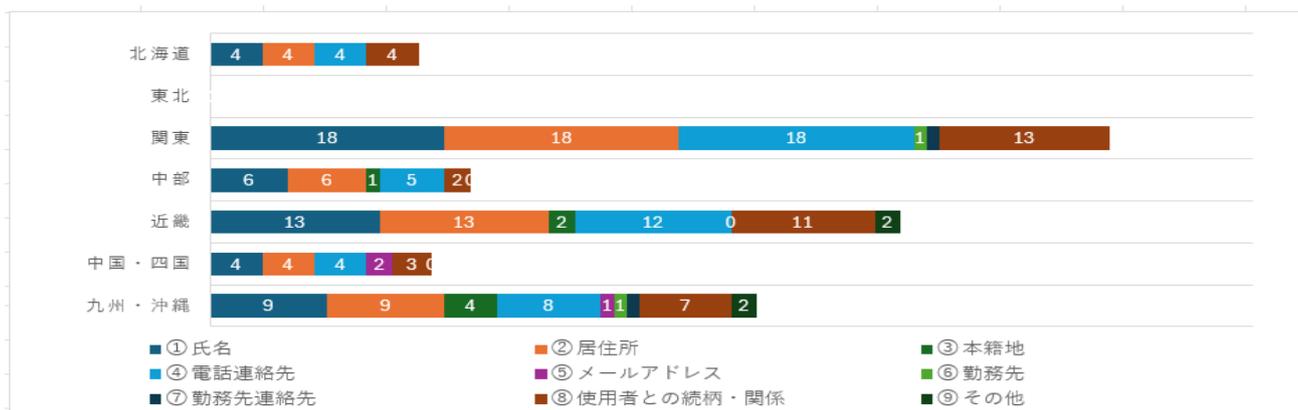
[8-1-5] 把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報(複数回答可)

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国	(把握している)/58
① 氏名	4	0	18	6	13	4	9	54	93.1%
② 居住地	4	0	18	6	13	4	9	54	93.1%
③ 本籍地	0	0	0	1	2	0	4	7	12.1%
④ 電話連絡先	4	0	18	5	12	4	8	51	87.9%
⑤ メールアドレス	0	0	0	0	0	2	1	3	5.2%
⑥ 勤務先	0	0	1	0	0	0	1	2	3.4%
⑦ 勤務先連絡先	0	0	1	0	0	0	1	2	3.4%
⑧ 使用者との続柄・関係	4	0	13	2	11	3	7	40	69.0%
⑨ その他	0	0	0	0	2	0	2	4	6.9%

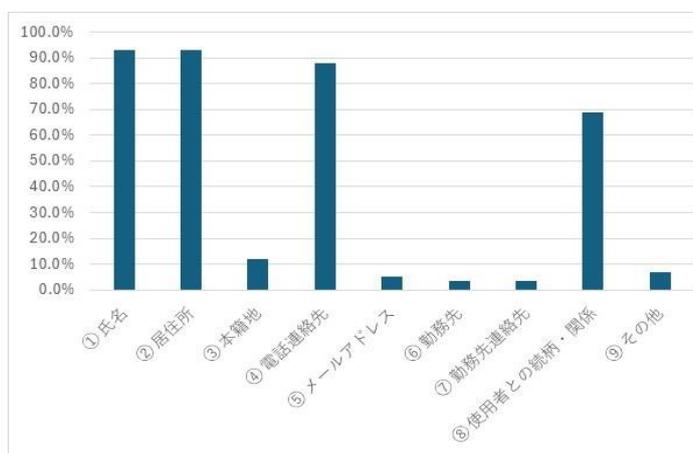
その他 ・ 生年月日

・ 住民票や戸籍謄本で把握できる内容

・戸籍謄本・住民票のコピーをいただいている。



	全国	(把握している)/58
①氏名	54	93.1%
②居住地	54	93.1%
③本籍地	7	12.1%
④電話連絡先	51	87.9%
⑤メールアドレス	3	5.2%
⑥勤務先	2	3.4%
⑦勤務先連絡先	2	3.4%
⑧使用者との続柄・関係	40	69.0%
⑨その他	4	6.9%



※ [ 参考・再掲 ] [3-3]「墓地使用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目」

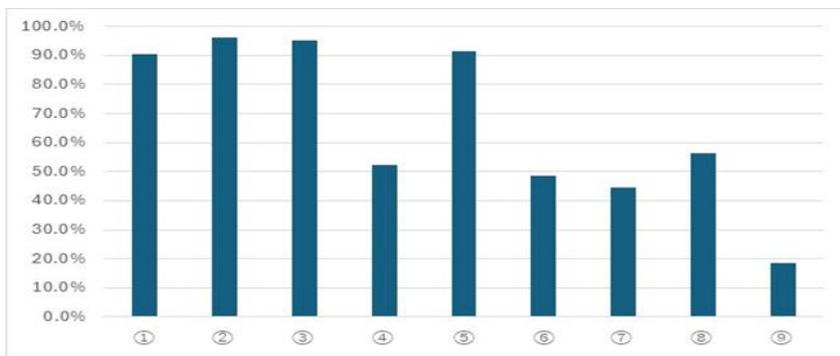
墓地使用者・埋骨台帳に記載されている項目について、ここでは「属性」を3段階に分けて捉える。

発現頻度が9割程度と、ほぼ記載されている項目(これを「第1群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 墓地使用者(名義人)氏名」「③ 居住地」「⑤ 電話連絡先」である。

5割強～4割程度記載されている項目(これを「第2群」と呼称する)は、「④ 本籍地」「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」である。

記載頻度が 2 割程度記載されている項目(これを「第 3 群」と呼称する)は、「⑨ その他」(但し、具体的記載項目についての記載はない)。

	全国	(対全国) /103
①	93	90.3%
②	99	96.1%
③	98	95.1%
④	54	52.4%
⑤	94	91.3%
⑥	50	48.5%
⑦	46	44.7%
⑧	58	56.3%
⑨	19	18.4%



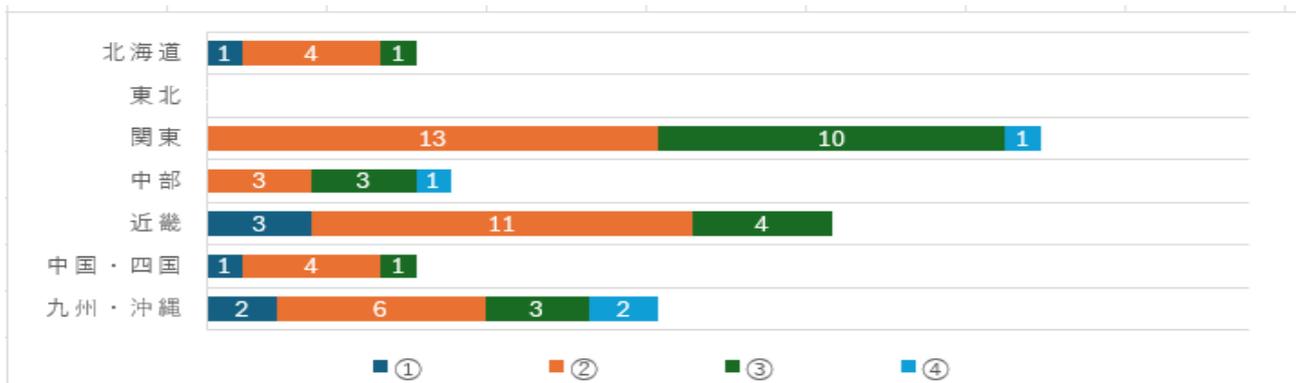
- ① 墓所区画番号
- ② 使用者(名義人)氏名
- ③ 居住所
- ④ 本籍地
- ⑤ 電話連絡先
- ⑥ 親類等の連絡先(縁故者)
- ⑦ 墓石施工業者名
- ⑧ おさめられている遺骨  
については許可証に準じた各事項全て
- ⑨ その他

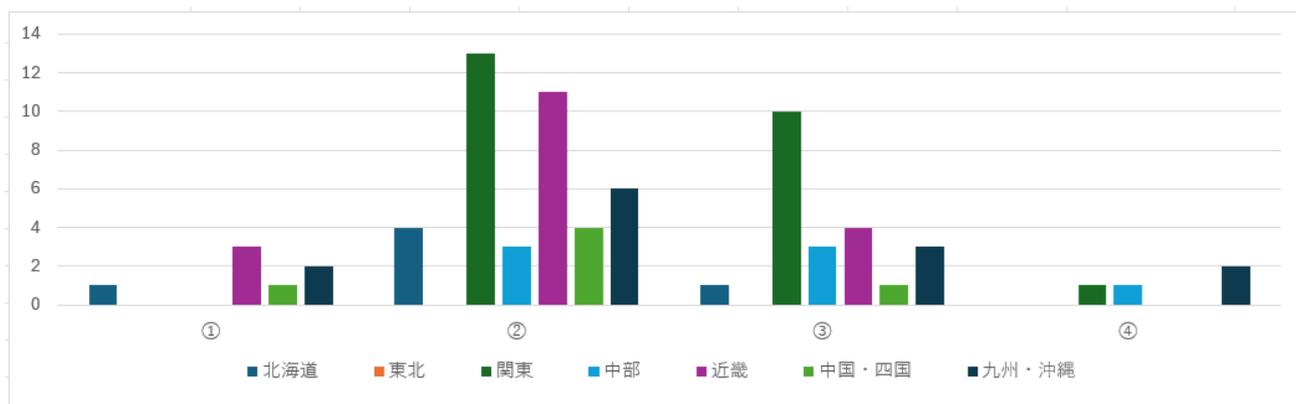
[8-1-6]把握した縁故者にかかわる情報について、  
変更の有無の確認や更新についてはどのようにしていますか(複数回答可)

① 定期的に変更の有無を確認している
② 使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している
③ 使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない
④ その他

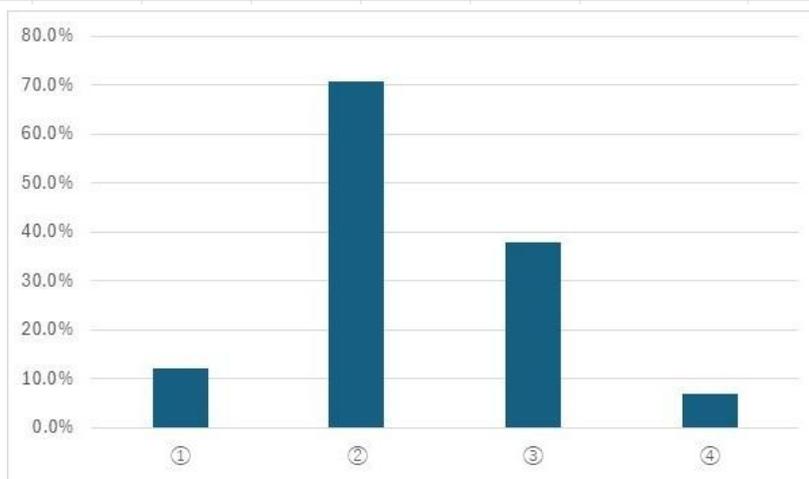
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	0	0	3	1	2	7
②	4	0	13	3	11	4	6	41
③	1	0	10	3	4	1	3	22
④	0	0	1	1	0	0	2	4

- その他
- ・ 墓地継承の手続きをしている、サインと印鑑
  - ・ 名義変更時に改製原戸籍のコピーをいただいている
  - ・ 墓地等承継時
  - ・ 承継や住所変更、法事申込受付時などのタイミング





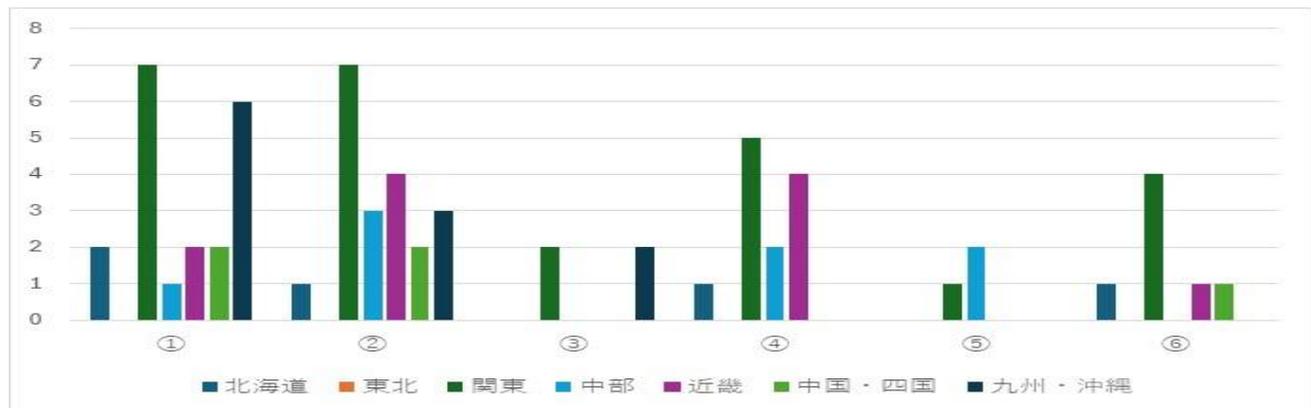
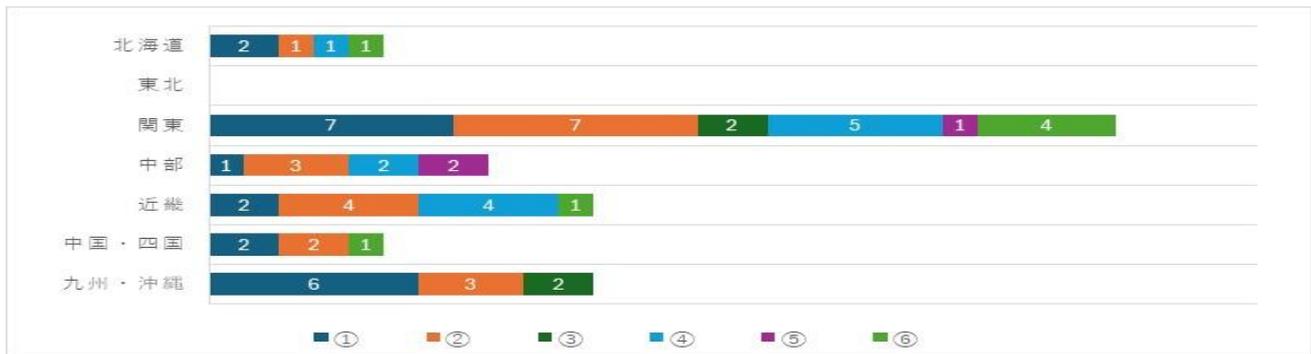
	全国	(把握している)/58
①	7	12.1%
②	41	70.7%
③	22	37.9%
④	4	6.9%



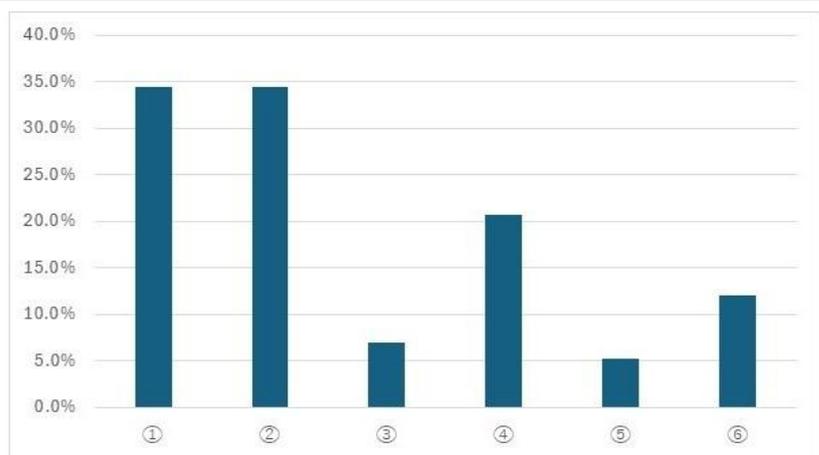
### [8-1-7] 縁故者にかかわる情報を把握するにあたって留意している点(複数回答可)

① 縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている
② (使用者らが記載する場合)縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している
③ 縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受理する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている
④ 記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている
⑤ 記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類(の写し)の添付を必要としている
⑥ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	0	7	1	2	2	6	20
②	1	0	7	3	4	2	3	20
③	0	0	2	0	0	0	2	4
④	1	0	5	2	4	0	0	12
⑤	0	0	1	2	0	0	0	3
⑥	1	0	4	0	1	1	0	7



	全国	(把握している)/58
①	20	34.5%
②	20	34.5%
③	4	6.9%
④	12	20.7%
⑤	3	5.2%
⑥	7	12.1%



「③ 縁故者の同意書の添付」への回答(団体)数が目立って低い(少ない)が、これは「② 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認」への回答(団体)との関連、あるいは影響を受けてのことであると推定され得る。

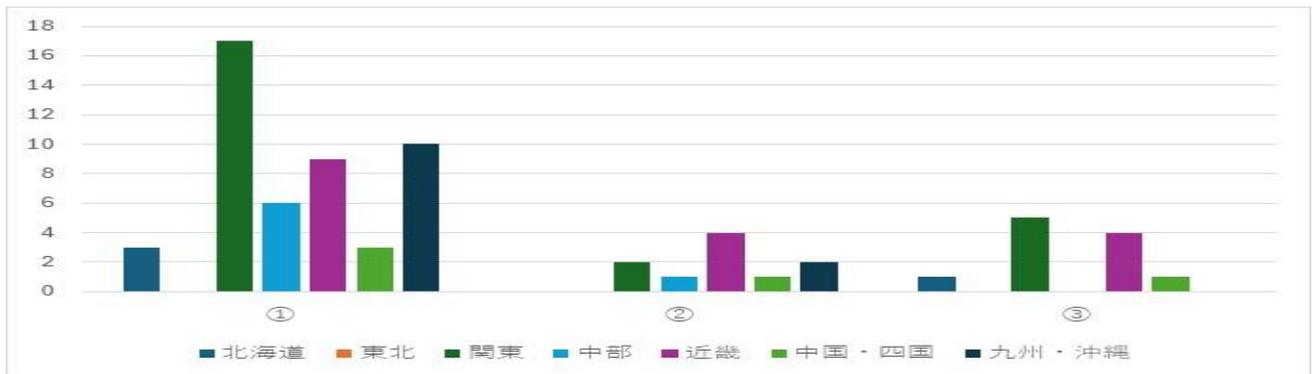
また、「⑥ その他」に関する具体的な記述について主なものを挙げると、以下の通り。

[・使用者から縁故者に連絡依頼している][・第三者は不可としている ] [・直系に関しては不問。3親等以上には了解確認を聞くこともあるが、基本留意はしていない(使用者にまかせている) ] [ ・同意書には実印にて押印いただいています ][・縁故者がいないとの申し出の方は空欄を認めざるを得ない ] [ ・別添「墓所使用申込書」のように同居人以外の連絡先を使用者に記入していただく(現状は特に縁故者の了承などは必要としない) ] [ ・提出される書類による、承継等の提出物であれば同意書には印鑑証明等の添付(同じ書類でも連絡先など了解確認、添付書類無しで使用者が記載されることの方が多い) ] 以上

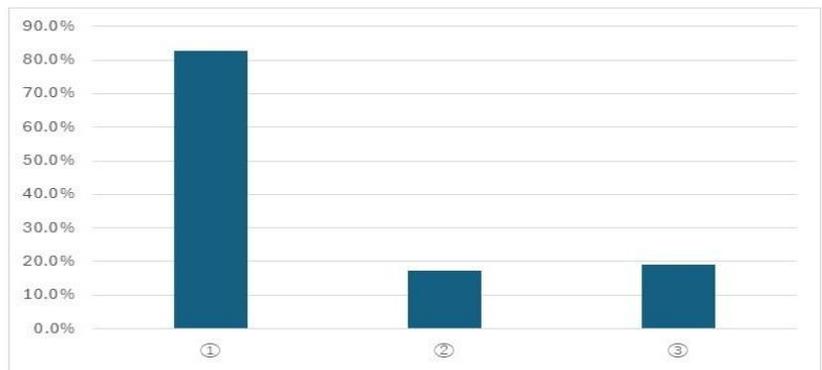
[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用

① いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した
② 地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた
③ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	3	0	17	6	9	3	10	48
②	0	0	2	1	4	1	2	10
③	1	0	5	0	4	1	0	11



	全国	(把握している)/58
①	48	82.8%
②	10	17.2%
③	11	19.0%



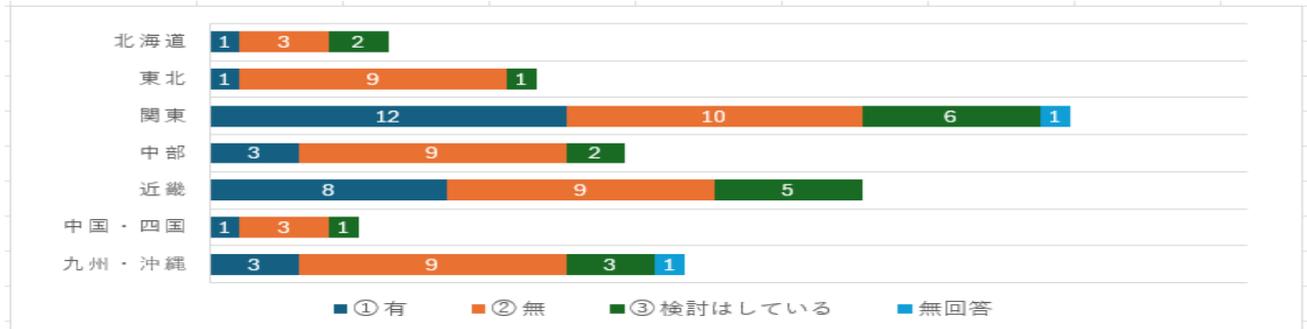
また、「⑥ その他」に関する具体的な記述について主なものを挙げると、以下の通り。

[・使用者の理解が不十分な場合] [・よほどのことがない限り、墓地使用者を飛ばして連絡しない(申し出がない限り)] [・使用者が亡くなられた際、名義変更時に直系の方だこちら側が把握しやすい] [・特に今まで得られた効果はない] [「良い返事をいただけない場合も多い] [・名義人本人の状況を知り得た] [・令和6年度より、祭祀承継者指定書の提出を始めたため、具体的効果はまだない] [・転居の届出がない使用者へ連絡ができた] [・引越後に未連絡等単純な理由の方の移転が判明した][・使用者転居先不明になった場合にかがえる]

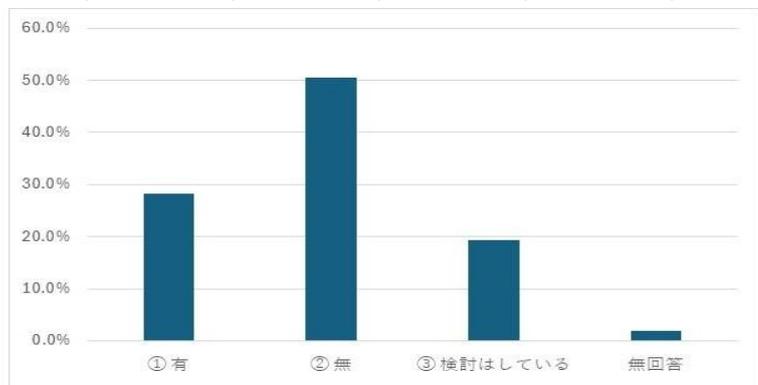
この様に、本設問[8-1-8]「縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用」における回答選択肢である「①」にかかわる周辺・補足的説明が殆どである。

[9] 無縁改葬・整理を行ったことがありますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 有	1	1	12	3	8	1	3	29
② 無	3	9	10	9	9	3	9	52
③ 検討はしている	2	1	6	2	5	1	3	20
無回答	0	0	1	0	0	0	1	2



	全国	(対全国) /103
① 有	29	28.2%
② 無	52	50.5%
③ 検討はしている	20	19.4%
無回答	2	1.9%



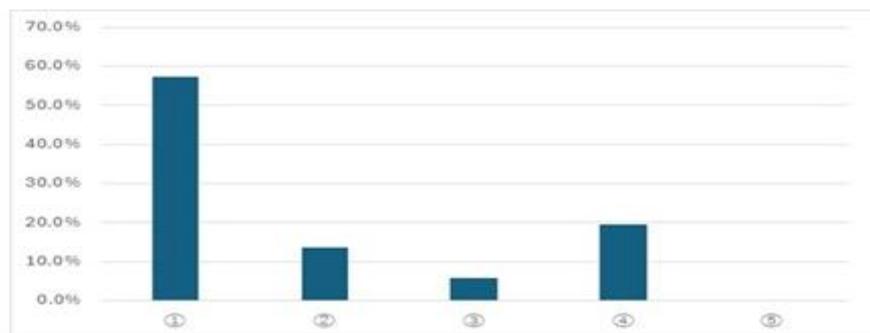
「無」という回答は52件 50.5%。但し、ここで留意しなくてはならないのは、「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」という問い掛けをしているのであって「無縁化した墳墓・遺骨」の有無を尋ねたものではないことである。

むしろ、前掲、本調査の[7]「無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われる」という場合、その具体的理由について(複数回答可)で得られた知見を、ここで補助線として差し込み考えてみたい。

※[再掲][7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われる」という場合、その具体的理由について(複数回答可)

- |  |
|--|
| ① 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい            |
| ② 無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない               |
| ③ 放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない |
| ④ 無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る              |
| ⑤ その他  |

	全国	(対全国) /103
①	59	57.3%
②	14	13.6%
③	6	5.8%
④	20	19.4%
⑤	0	0.0%



「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

「①」から「④」の回答(「複数回答」可)については以下の通り。

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は59回答(対総回答数比 57.3%)で最も突出して多い。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は14回答(対回答数比 13.6%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は6回答(対総回答数比 5.8%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は20回答(対回答数比 19.4%)と、「②」～「④」の回答を合わせても4回答。「①」の回答はこれらの総計を超える。

法的な整合性・合理性は担保しつつも、平易な手続き「モデル」を示すことが求められているように考えられる。

また、墓所区画内の構築物を撤去するために、多くの場合、墓地使用者の負担義務である原状復旧費用を負わざる得ないこととなる。人口、世帯数が減少に転じている地域・地方においては、そうして整地をして、再貸付・公募を行おうとしても、それに応じる住民が存在しないという蓋然性も高い。そうした意味においては、「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」と「② 跡地利用の再活用が難しい」は結びつきのある側面があると言える。

この費用(経済的負担)については、本調査においても「[9-3-2-4] 構築物撤去に要する費用(額)について、ひとつの墓所区画あたりの「概算値」でご記載下さい」や「[9-3-2-5]にて「処分に当たり何か留意すべきと考えられることはありますか」にて、照会し、回答を得ているのでそこで改めて考えることとしたい。

また、経済的負担という意味においては、構築物における「所有権」に関して、高松高裁での裁判結果が正確に認識なされていないが故に、撤去後の構築物の保管という負担への懸念が無縁改葬を躊躇わせている遠因ともなっている、このことについても後ほど述べることとしたい。

[9-1] どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか(行うことを検討していますか)。  
以下の項目のうち実際に行った(行う予定の)手続等として該当するものについて、  
それを行った(行う)順番と、それに要した期間(検討中の場合は見込み)をご記入下さい。

[ 参 考 ] 調査票における設問

	(順番)	(期間)	(手続等の内容)
A	[	][	ヶ月][無縁改葬・整理を想定した調査を着手するまでの「様子見」]
B	[	][	ヶ月][使用者の所在確認調査]
C	[	][	ヶ月][使用者の縁故者調査]
D	[	][	ヶ月][不利益処分(使用許可の取消し)]
E	[	][	ヶ月][無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に抛る手続]
F	[	][	ヶ月][無縁改葬-「施設」への改葬]
G	[	][	ヶ月][墓所区画内の構築物の撤去]

以上、「無縁かな?」と気付いてから「構築物の撤去」をするまでに要する期間の合計[ ヶ月]

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
A順位	1.00	1.00	1.67	1.00	1.86	1.00	1.33	1.54
B順位	2.00	2.00	1.46	1.33	1.33	0.00	0.00	1.56
C順位	3.00	2.00	2.38	2.50	2.22	0.00	0.00	2.32
D順位	4.00	4.00	3.70	4.00	4.00	0.00	0.00	3.83
E順位	5.00	3.50	3.82	4.00	3.78	0.00	0.00	3.72
F順位	6.00	4.50	5.00	5.00	5.60	0.00	0.00	5.13
G順位	7.00	5.00	5.92	6.00	5.33	0.00	0.00	5.70

地域・地方により異なる場合もあるが、概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順となる。

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
Aヶ月	24.00	120.00	58.29	240.00	18.67	12.00	9.00	49.16
Bヶ月	1.00	12.00	20.90	9.00	9.29	0.00	0.00	14.48
Cヶ月	1.00	30.00	18.90	21.00	9.14	0.00	0.00	15.88
Dヶ月	6.00	6.00	17.83	12.00	12.00	0.00	0.00	13.36
Eヶ月	36.00	21.00	13.63	12.00	9.75	0.00	0.00	14.44
Fヶ月	3.00	6.00	4.71	1.50	14.50	0.00	0.00	8.56
Gヶ月	3.00	12.00	2.40	2.00	12.00	0.00	0.00	8.35
合計平均期間(ヶ月)	74.00	129.00	29.25	29.00	59.50	48.00	24.00	54.76

地域・地方により異なる場合もあるが、概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順となる。  
これを所要月数も当て嵌めながら、まとめると以下の通りとなる。

「無縁改葬・整理を想定した調査を着手するまでの「様子見」[49.2 箇月・4.1 年] ▶  
▶ 「使用者の所在確認調査」[14.5 箇月・1.2 年] ▶ 「使用者の縁故者調査」[15.9 箇月・1.3 年] ▶

- ▶ 「無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に拠る手続」[14.4箇月・1.2年] ▶
  - ▶ 「不利益処分(使用許可の取消し)」[13.4箇月・1.1年] ▶ 「[無縁改葬-「施設」への改葬] [8.6箇月・0.7年] ▶ 「墓所区画内の構築物の撤去」[8.4箇月・0.7年]
- 合計平均期間124.4箇月・10.4年

ちなみに、前掲「[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)とき、整理しようとした契機・きっかけについて」の回答と比較すると、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.2年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、8.57年滞納され、そこから8.36年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.71年であったという回答が得られている。

前述「[4-1] いわゆる「管理料」を徴収している]場合、その「管理料」が滞納されている場合の対応について(複数回答可)」では、「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性について、これらを見ると、滞納(概ね3年間)から、次の段階としては墓地使用者本人や縁故者への照会と共に、立札を設けるという回答が多い。

本設問における各項目への回答(団体)数

	全国		
	順位	件数	割合
A 「無縁改葬・整理の調査への着手までの「様子見」」	順位	26	53.1%
	所要期間	20	40.8%
B 「使用者の所在確認調査」	順位	34	69.4%
	所要期間	25	51.0%
C 「使用者の縁故者調査」	順位	34	69.4%
	所要期間	26	53.1%
D 「不利益処分(使用許可の取消し)」	順位	23	46.9%
	所要期間	15	30.6%
E 「無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に拠る手続」	順位	32	65.3%
	所要期間	25	51.0%
F 「[無縁改葬-「施設」への改葬]」	順位	30	61.2%
	所要期間	19	38.8%
G 「墓所区画内の構築物の撤去」	順位	30	61.2%
	所要期間	18	36.7%

設問の集計について、「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象とした(「有る」は29件。「検討はしている」は20件)。

各々の項目に対する有効な回答率は左記の通り。概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順であることは既に述べたが、前段の「A」▶「B」▶「C」▶「E」については、順位付け回答の記載と、所要期間の回答の記載、各々の比率は大きくは変わらない。ちなみに、次問[9-2-1]「官報・立札の「公告」を行った際における、反応、申入れなどがありましたか」においても、「無回答」というものが40.8%であった(20/49)。

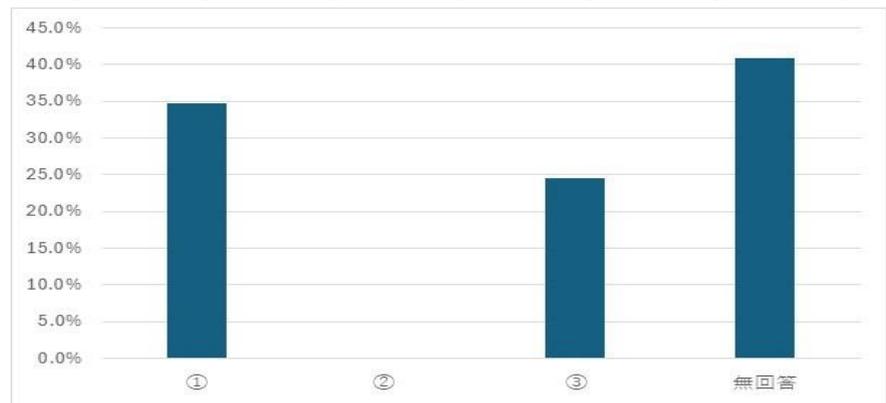
[9-2-1] 官報・立札の「公告」を行った際、反応、申入れなどがありましたか

① なかった
② (官報の広告からは)あった
③ (立札の公告からは) あった

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	6	0	6	1	3	17
②	0	0	0	0	0	0	0	0
③	0	1	7	2	2	0	1	12
無回答	2	1	6	3	5	1	2	20



	全国	(改葬) /49
①	17	34.70%
②	0	0.00%
③	12	24.50%
無回答	20	40.80%



本設問の集計は[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」において、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象としている。

「① なかった」という回答(団体)は17件(34.7%)。他方で「③ 立札の公告に対する反応があった」という回答(団体)は12件(24.5%)あった。

これらは「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象としている。ここで、確定した回答であろうという蓋然性の高い「有」(29件)のみに限定して捉え直してみると、59.2%にもなる。

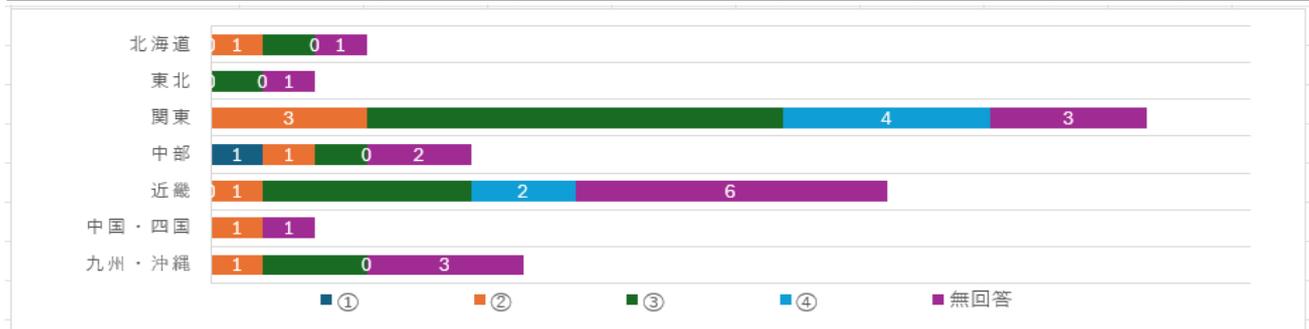
立札の有効性は確認されたと考える。その有効性を上げるためにも、こういった「立札」とすべきか(たとえば、大きさ、表示する文字の大きさなど)、例示が指し示されても良いであろう。

また、官報への公告には反応はなかったが、立札と表裏を成すものであり(たとえば、「1年間」という表示期間の規定は、官報への公告で裏付けられる)、立札の有効性につながっていると言える。

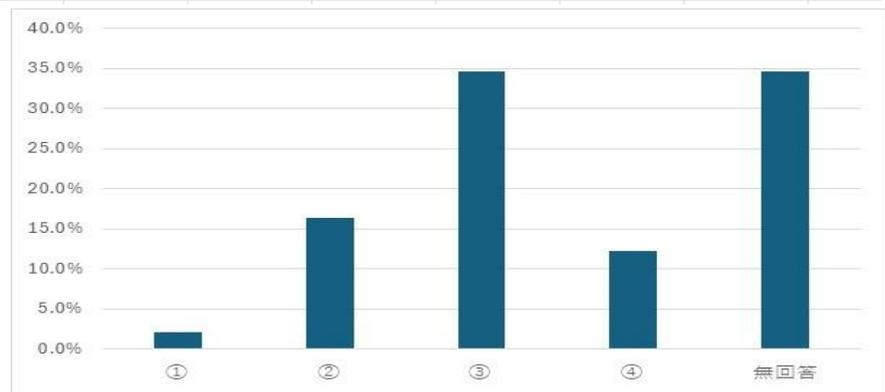
[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします

- ① 保管している (する)
- ② 一部保管している (する)
- ③ 保管することなく処分している (する)
- ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	0	1	0	0	0	1
②	1	0	3	1	1	1	1	8
③	1	1	8	1	4	0	2	17
④	0	0	4	0	2	0	0	6
無回答	1	1	3	2	6	1	3	17
合計	3	2	18	5	13	2	6	49

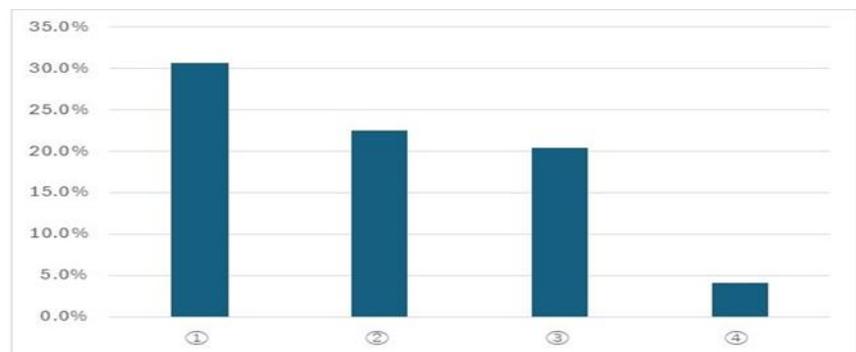


	全国	(改葬) / 49
①	1	2.0%
②	8	16.3%
③	17	34.7%
④	6	12.2%
無回答	17	34.7%
合計	49	100%



「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」の合計より、「③ 保管することなく処分している(する)」が多い。なお、後述する「[保管することなく処分している(する)]ことができる」と考える理由(複数回答可)について([9-3-2-1]からの転載)は、以下の通り。

	全国	(改葬) / 49
①	15	30.6%
②	11	22.4%
③	10	20.4%
④	2	4.1%



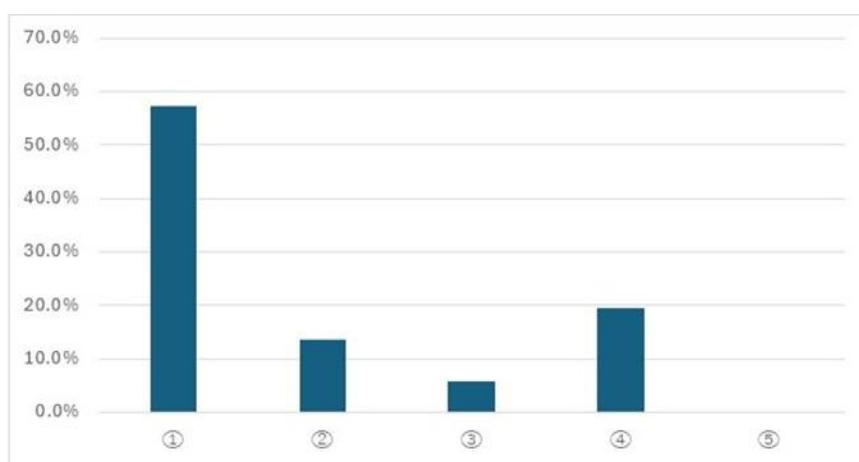
- ① 無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから
- ② 所有権を主張する使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから
- ③ 規則等の規定上処分が可能となっているから
- ④ その他

なお、「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」について、関連する設問は、以下の「[9-3-1-1] [保管／一部保管している(する)]とした理由(複数回答可)」  
「[9-3-1-2] [保管／一部保管している(する)]期間」  
「[9-3-1-3] [保管／一部保管している(する)]場所(複数回答可)」  
「[9-3-1-4] [保管／一部保管している(する)] にあたって留意するべき事項(複数回答可)」となる。詳細については、後掲の表・グラフに譲る。

ここでは前述した、「[7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるとき、その具体的理由について(複数回答可)」とも重ねたい。

※[再掲][7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)

	全国	(対全国) /103
①	59	57.3%
②	14	13.6%
③	6	5.8%
④	20	19.4%
⑤	0	0.0%



「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

「①」から「④」の回答(複数回答可)については以下の通り。

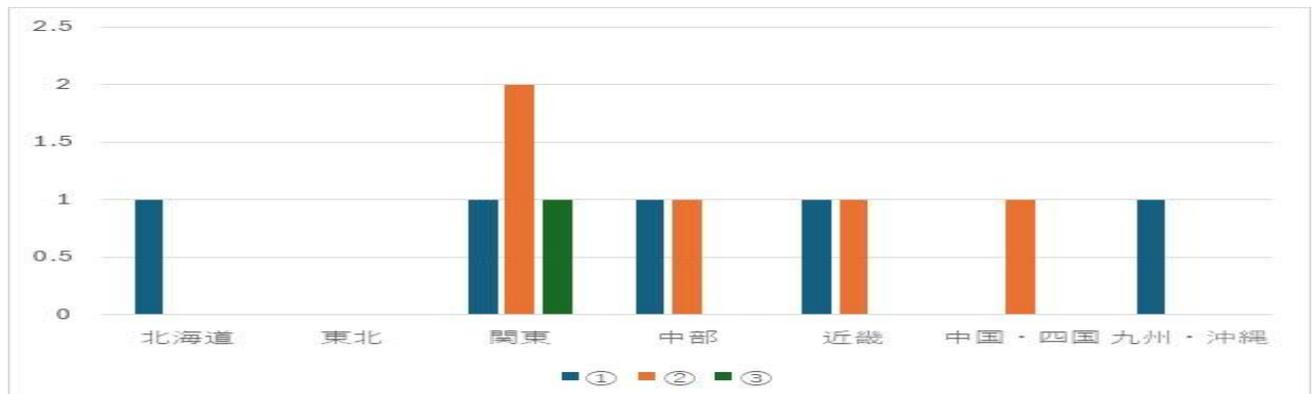
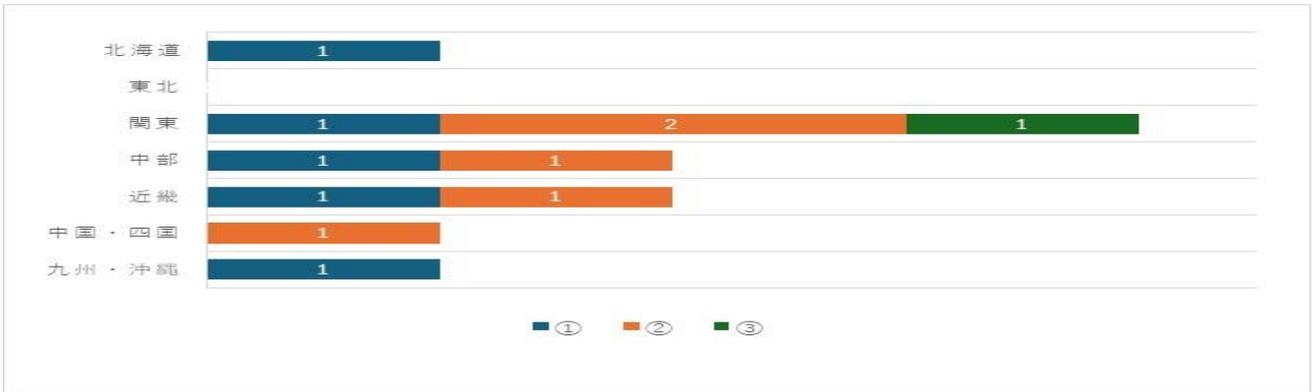
「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は59回答(対総回答数比 57.3%)で最も突出して多い。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は14回答(対回答数比 13.6%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は6回答(対総回答数比 5.8%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は20回答(対回答数比 19.4%)と、「②」～「④」の回答を合わせても42回答。「①」の回答はこれらの総計を超える。

[9-3-1-1] 「保管／一部保管している(する)」とした理由(複数回答可)

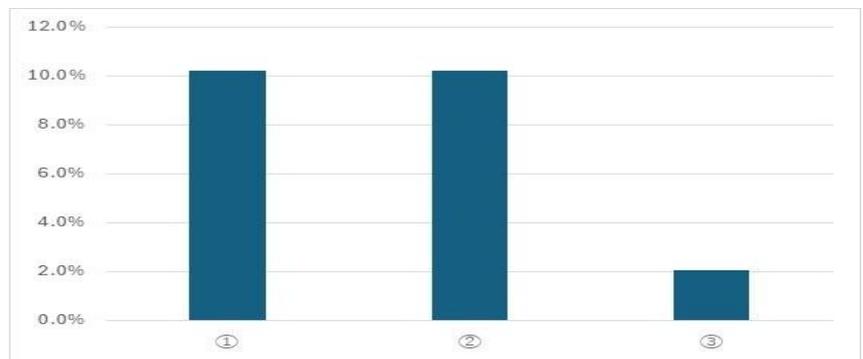
- |                     |
|---------------------|
| ①構築物に関する権利保護のため     |
| ②構築物に関する宗教的感情への配慮から |
| ③その他                |

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	1	1	1	0	1	5
②	0	0	2	1	1	1	0	5
③	0	0	1	0	0	0	0	1

その他 ・歴史的に重要なものもあるため保管している



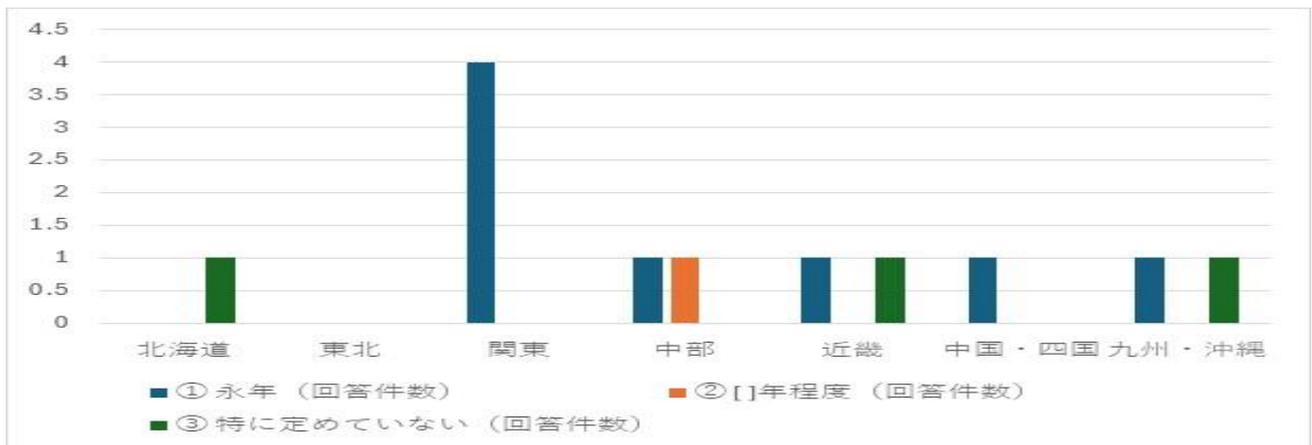
	全国	(改葬) /49
①	5	10.2%
②	5	10.2%
③	1	2.0%



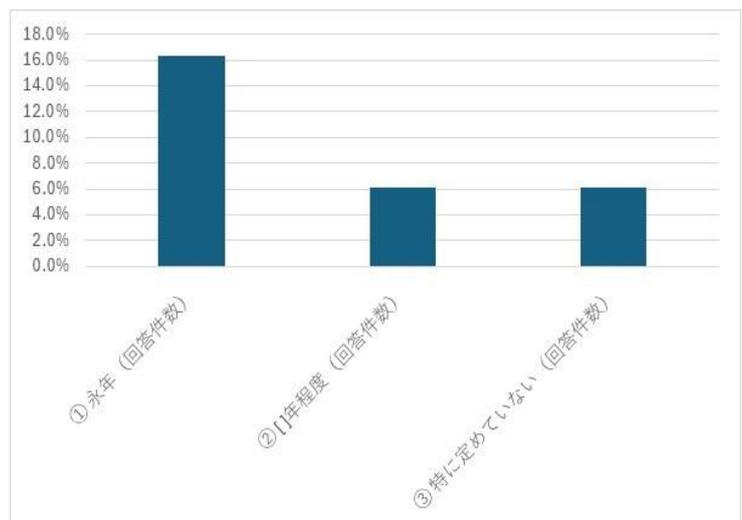
この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-1-2] 「保管／一部保管している(する)」期間

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
① 永年 (回答件数)	0	0	4	1	1	1	1	8
② [ ]年程度 (回答件数)	0	0	0	1	0	0	0	3
②は何年? (平均年表示)	0	0.0	0.0	3.0	0.0	0	0	0
③ 特に定めていない (回答件数)	1	0	0	0	1	0	1	3



	全国	(改葬) /49
① 永年 (回答件数)	8	16.3%
② [ ]年程度 (回答件数)	3	6.1%
②は何年? (平均年表示)	0	
③ 特に定めていない (回答件数)	3	6.1%

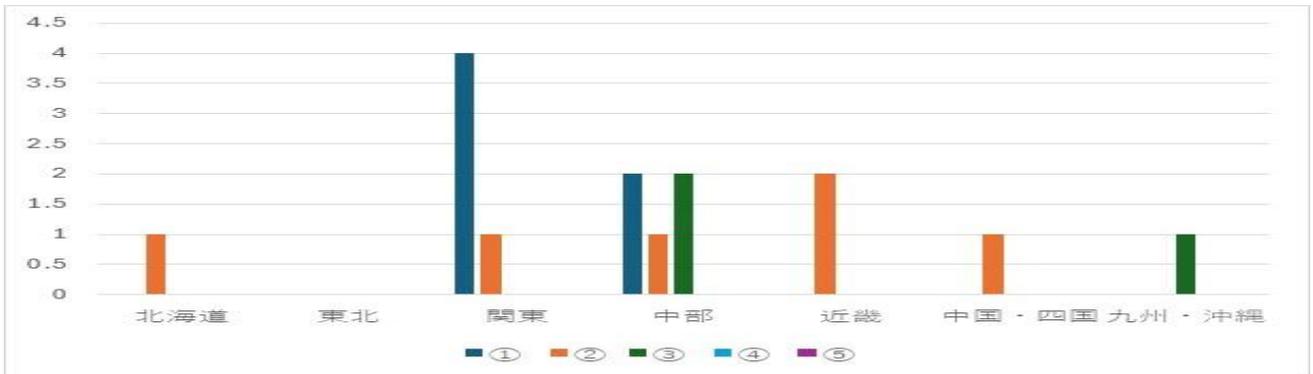
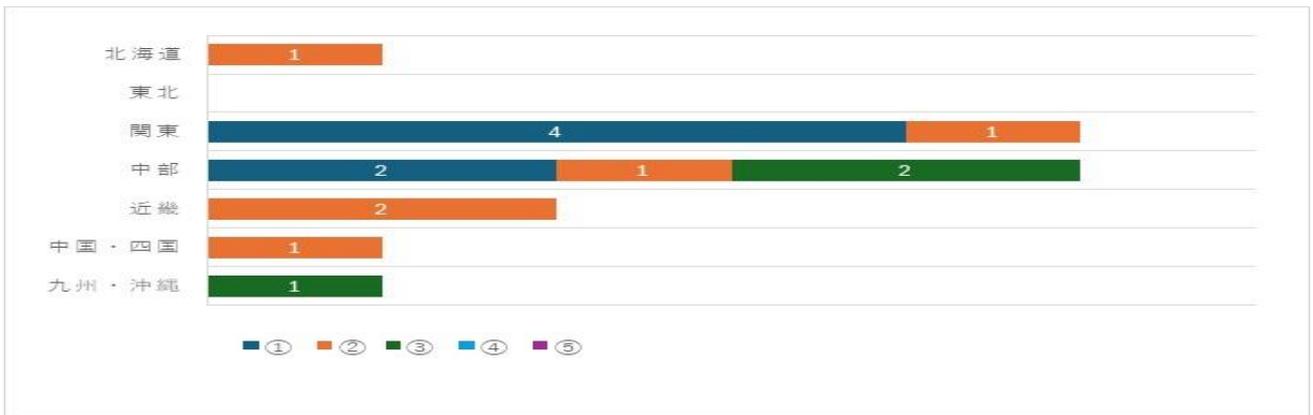


この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

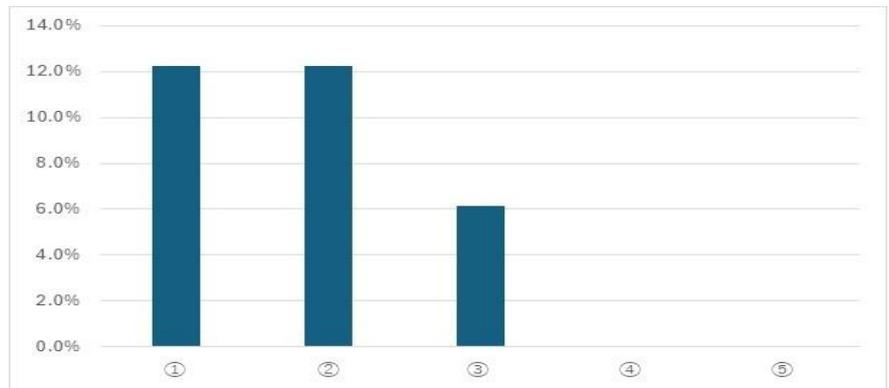
[9-3-1-3] 「保管／一部保管している(する)」場所(複数回答可)

- ① 墓地内に設けた無縁遺骨専用の施設
- ② 墓地内に設けた無縁遺骨以外も収納する、いわゆる「合祀」墓
- ③ 墓地ではないが、用意してある所定の場所
- ④ 委託・提携している事業者が管理する所定の場所
- ⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	4	2	0	0	0	6
②	1	0	1	1	2	1	0	6
③	0	0	0	2	0	0	1	3
④	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	0	0	0	0	0	0	0	0



	全国	(改葬) /49
①	6	12.2%
②	6	12.2%
③	3	6.1%
④	0	0.0%
⑤	0	0.0%

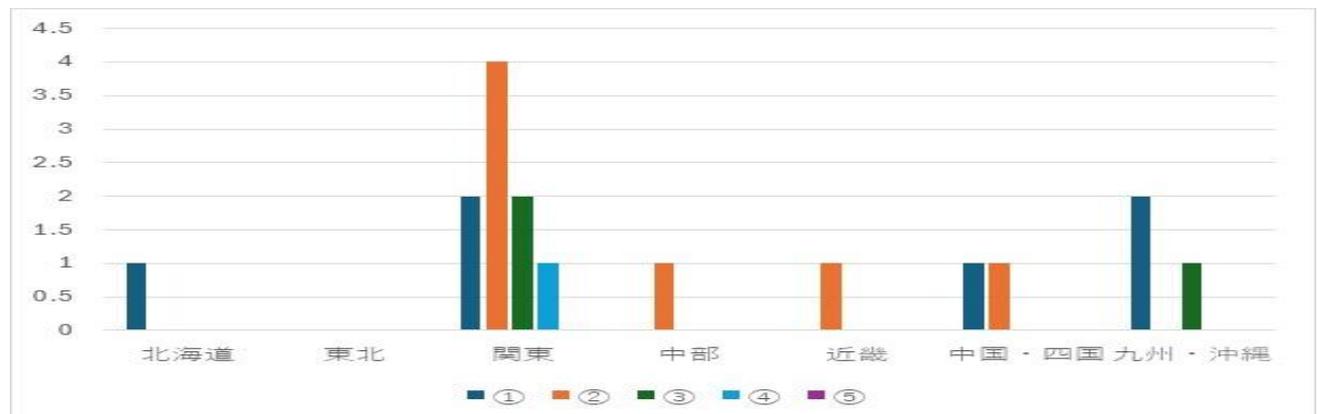
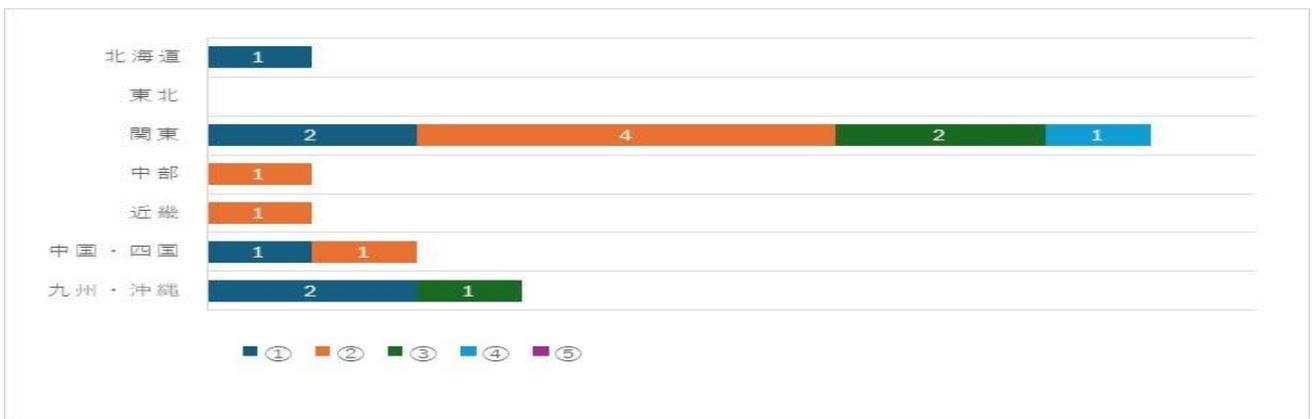


この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

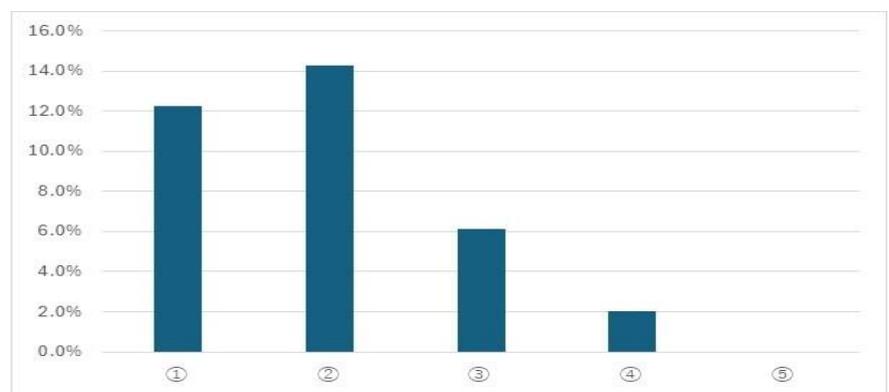
[9-3-1-4] 「保管／一部保管している(する)」にあたって留意すべき事項(複数回答可)

① 場所（宗教的感情に配慮して）
② 場所（墓園内の景観に配慮して）
③ 場所（保管している間の安全上の確保を配慮して）
④ 環境（構築物を管理するのに相応しい環境か）
⑤ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	2	0	0	1	2	6
②	0	0	4	1	1	1	0	7
③	0	0	2	0	0	0	1	3
④	0	0	1	0	0	0	0	1
⑤	0	0	0	0	0	0	0	0



	全国	(改葬) / 49
①	6	12.2%
②	7	14.3%
③	3	6.1%
④	1	2.0%
⑤	0	0.0%



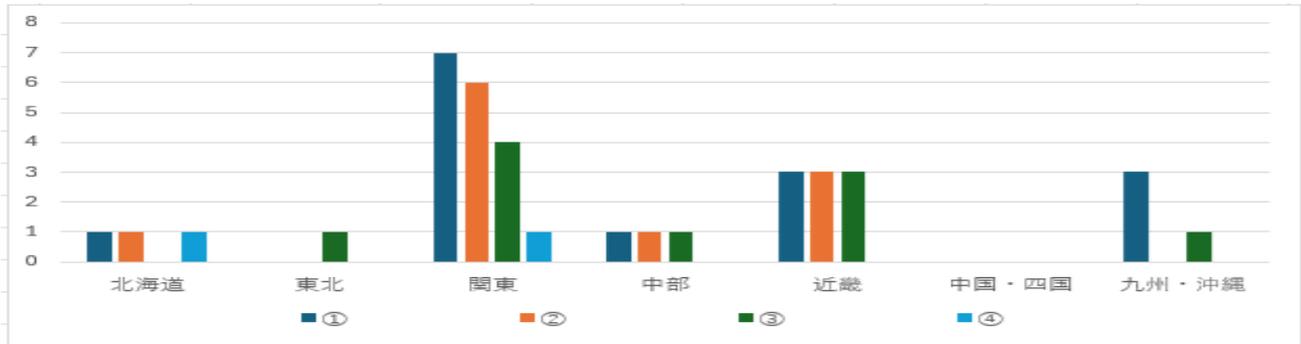
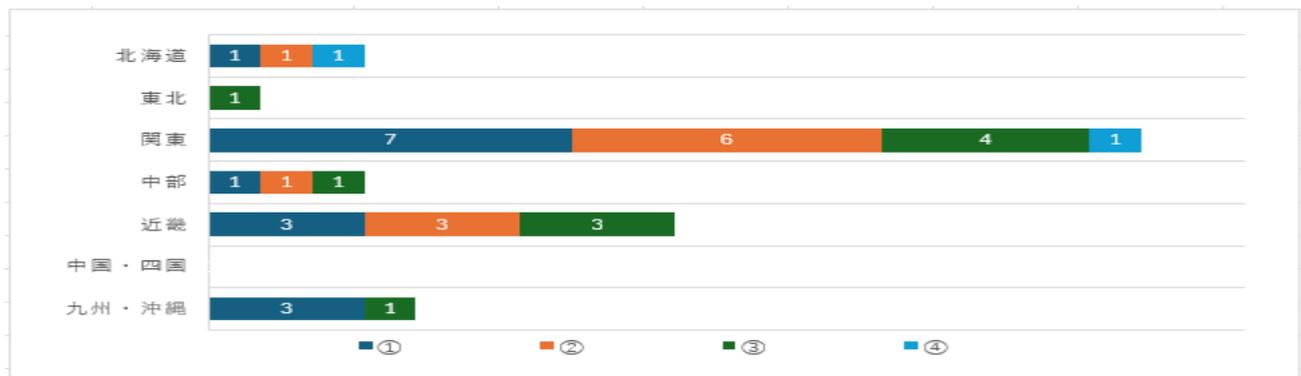
この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-2-1] 「保管することなく処分している(する)」ことができると思う理由(複数回答可)

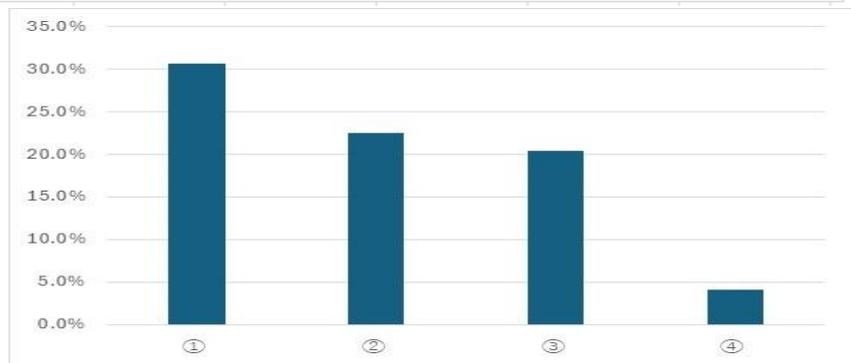
① 無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから
② 所有権を主張する使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから
③ 規則等の規定上処分が可能となっているから
④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	0	7	1	3	0	3	15
②	1	0	6	1	3	0	0	11
③	0	1	4	1	3	0	1	10
④	1	0	1	0	0	0	0	2

その他 ・持主である使用者が亡くなっていることが前提なので、所有者死亡で民法上の消滅時効期間を重視しているため  
 ・①を御協会から知り得たため



	全国	(改葬) /49
①	15	30.6%
②	11	22.4%
③	10	20.4%
④	2	4.1%

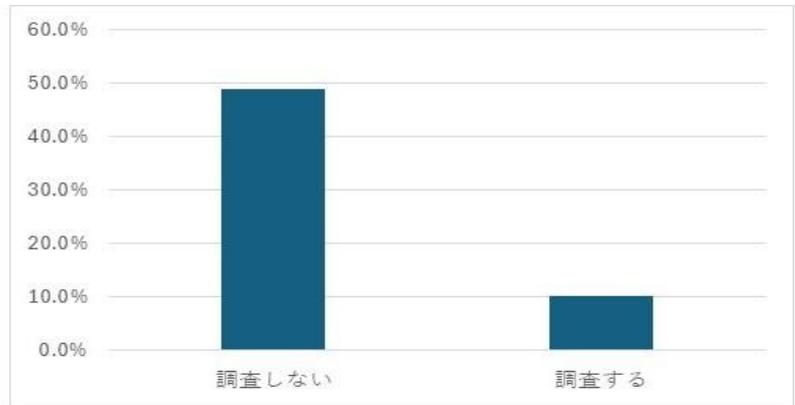


この設問に関しては、前掲[9-3]「無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」において、触れている。その他、本章最後の「まとめ」について、ご覧いただきたい。

[9-3-2-2] 当該構築物を処分するに当たり、再度、縁故者などについて調査しますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
調査しない	2	0	11	1	6	0	4	24
調査する	0	1	2	0	2	0	0	5

	全国	(改葬) /49
調査しない	24	49.0%
調査する	5	10.2%



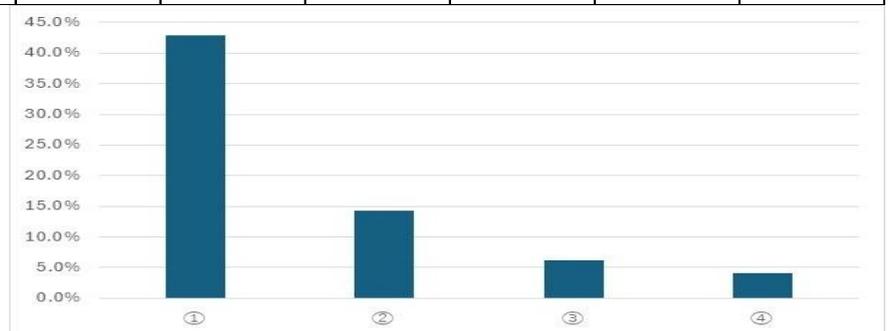
ここでの「調査しない」49.0%。「調査する」10.2%は、[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした(計)49件を母数している。ここで回答が得られた29件を母数に置き換え直して計算をすると、「調査しない」は82.8%。「調査する」は17.2%となる。

[9-3-2-3] 当該構築物の処分方法(複数可)

- ① 指定石材店
- ② 指定石材店以外の事業者へ委託
- ③ 指定石材店を含めた見積り合わせで他社を指名する
- ④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	1	9	1	5	0	3	21
②	0	0	3	1	2	0	1	7
③	0	0	1	0	2	0	0	3
④	0	0	1	0	0	0	1	2

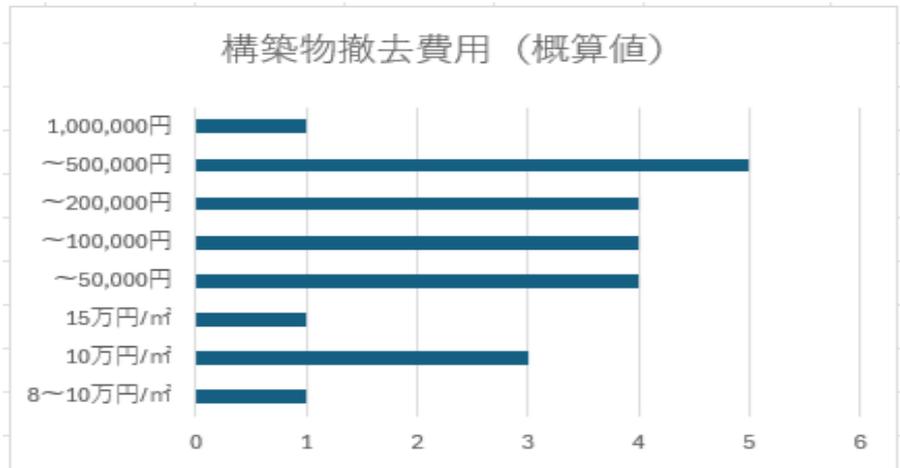
	全国	(改葬) /49
①	21	42.9%
②	7	14.3%
③	3	6.1%
④	2	4.1%



ここでの回答、「指定石材店」は42.9%。次いで「他業者に委託」は14.3%。これらは、「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした(計)49件を母数している。ここで回答が得られた33件を母数に置き換え直して計算をすると、「指定石材店」は63.6%。次いで「他業者に委託」は21.2%となる。

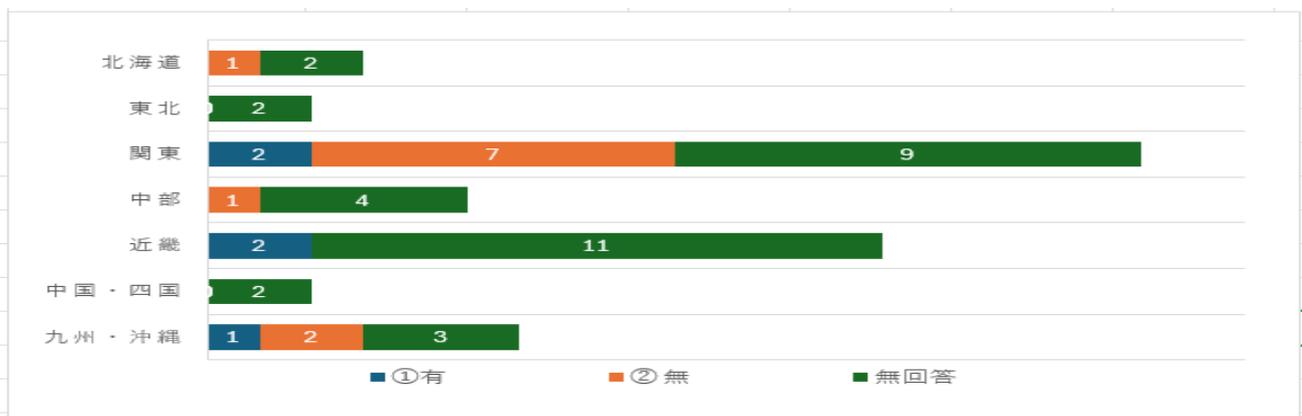
[9-3-2-4] 構築物撤去に要する費用(額)について、ひとつの墓所区画あたりの「概算値」でご記載下さい (単位：円)

8~10万円/m <sup>2</sup>	1
10万円/m <sup>2</sup>	3
15万円/m <sup>2</sup>	1
~50,000円	4
~100,000円	4
~200,000円	4
~500,000円	5
1,000,000円	1

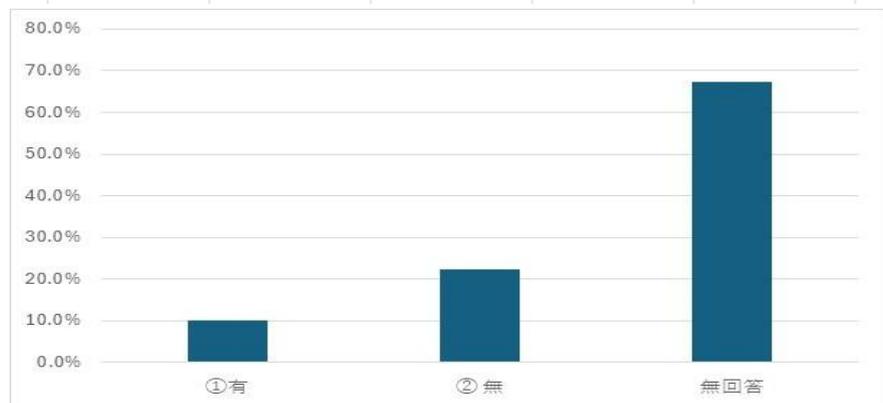


[9-3-2-5] 処分に当たり何か留意すべきと考えられることはありますか

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①有	0	0	2	0	2	0	1	5
②無	1	0	7	1	0	0	2	11
無回答	2	2	9	4	11	2	3	33
合計	3	2	18	5	13	2	6	49



	全国	(改葬) /49
①有	5	10.2%
②無	11	22.4%
無回答	33	67.3%
合計	49	100.0%



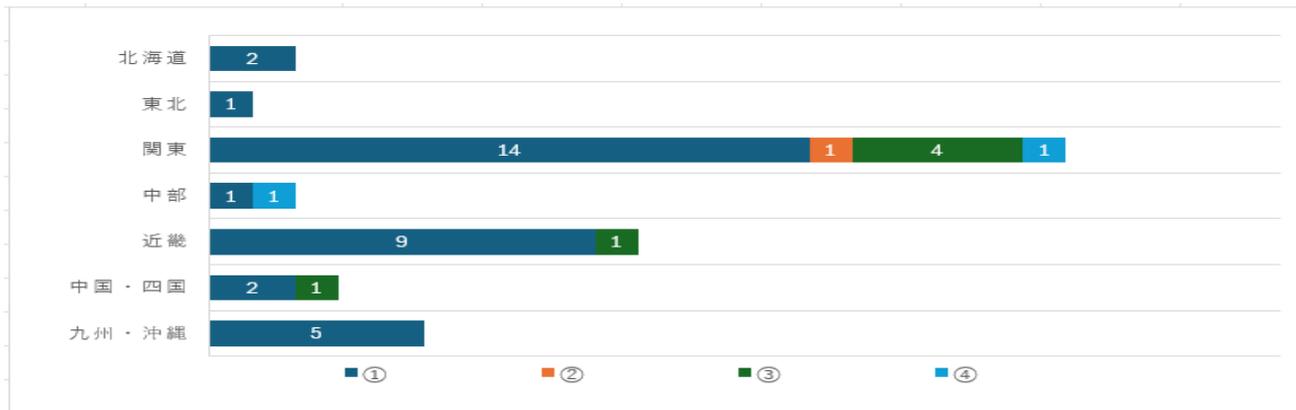
[9-3-2-5] 「② 無」(11件) 「無回答」(33件)を合わせた89.7%では、取り立てて何もしていない。  
 なお、「①」の具体的な記載事例は以下の通り。

「土葬の墓地もあったので、可能な範囲で集骨して合祀した」  
 「処分は当園にて行うので費用はかからないです」「遺骨を扱うにあたっては、読経を必ず執り行う」  
 「使用者に属する墓石を霊園側からの都合で処分した場合の後日問題が発生した場合。埋葬者の遺骨の取扱について後日遺族側からクレームがつく恐れが有る」「取り残し遺骨に留意」 など

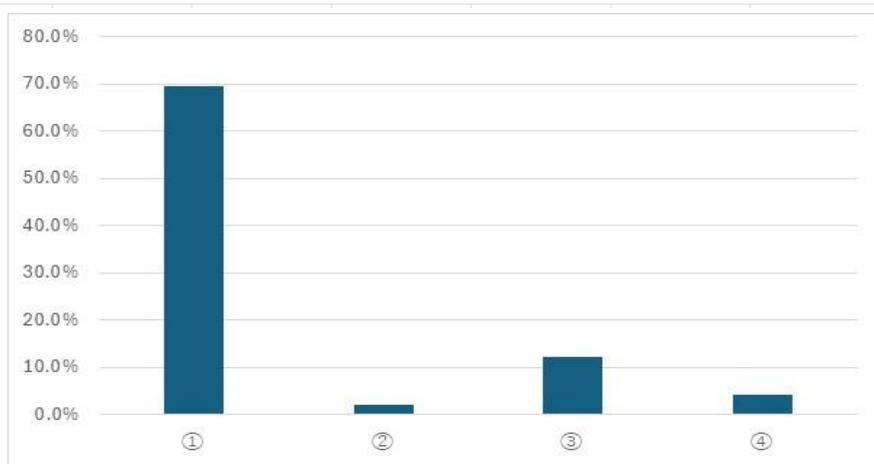
[10] 無縁改葬後に空いた区画の利用方法についてご記載ください(複数回答可)

① 再貸付
② 緑地化
③ 将来的な墓園内全体の整備用地の一部として活用
④ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	2	1	14	1	9	2	5	34
②	0	0	1	0	0	0	0	1
③	0	0	4	0	1	1	0	6
④	0	0	1	1	0	0	0	2



	全国	(改葬) / 49
①	34	69.4%
②	1	2.0%
③	6	12.2%
④	2	4.1%



[11] 無縁改葬後の遺骨の取扱いについてご回答ください

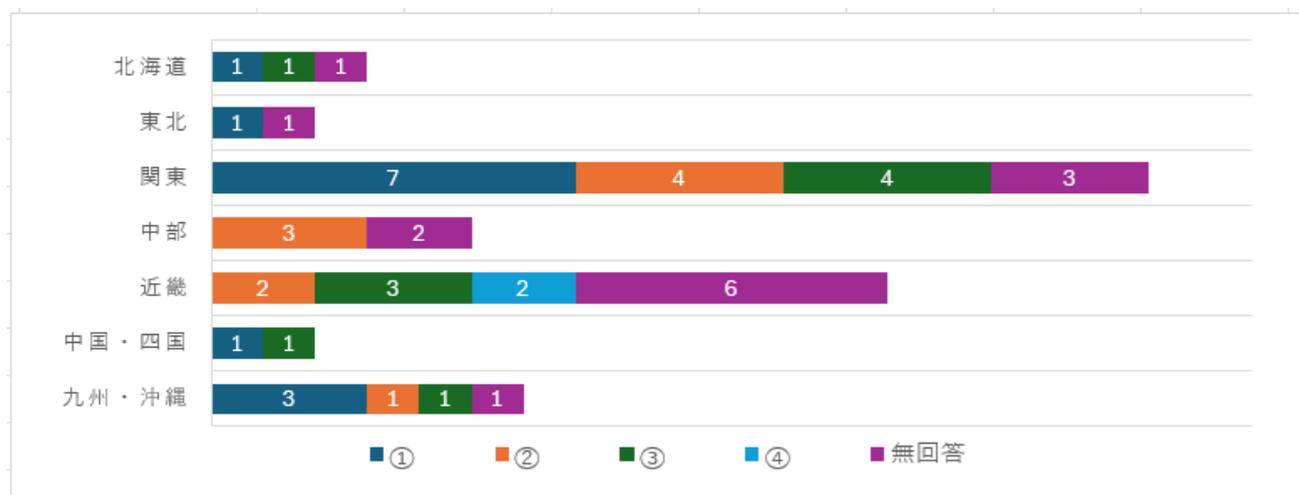
[無縁改葬－「施設」への改葬]

※施設についてお尋ねします。無縁遺骨専用の施設

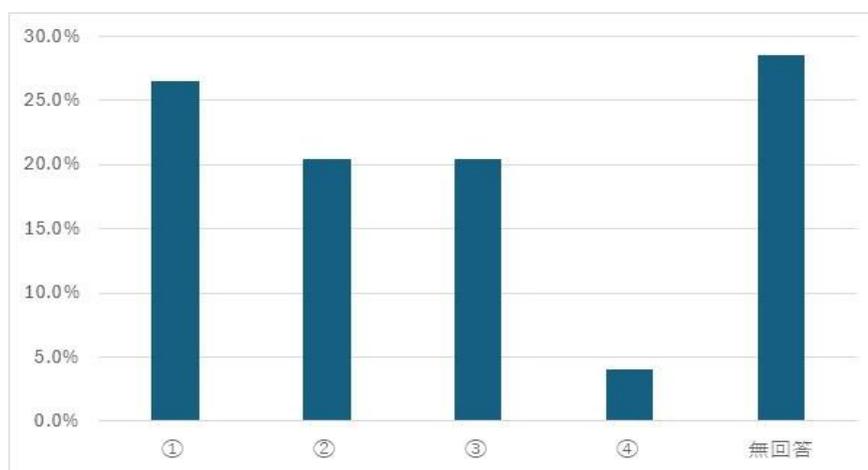
- |                 |
|-----------------|
| ① 墓園内に各々ある      |
| ② 共有して管理する施設がある |
| ③ 専用ではないが改葬先はある |
| ④ 無             |

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	1	1	7	0	0	1	3	13
②	0	0	4	3	2	0	1	10
③	1	0	4	0	3	1	1	10
④	0	0	0	0	2	0	0	2
無回答	1	1	3	2	6	0	1	14
合計	3	2	18	5	13	2	6	49

その他 ・霊園内の永代供養塔に納骨予定であるが、永代供養塔に納骨するとき、  
粉砕処理する為に、後日親族より遺骨返還の申し出に対応できない



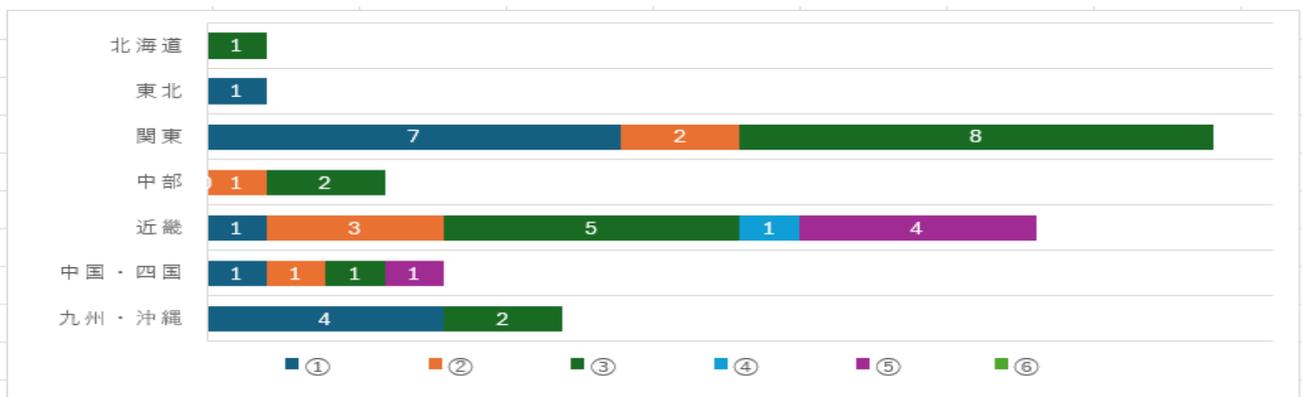
	全国	(改葬) / 49
①	13	26.5%
②	10	20.4%
③	10	20.4%
④	2	4.1%
無回答	14	28.6%
合計	49	100.0%



[11-1] 遺骨の無縁改葬後の管理様態についてお尋ねします(複数回答可)

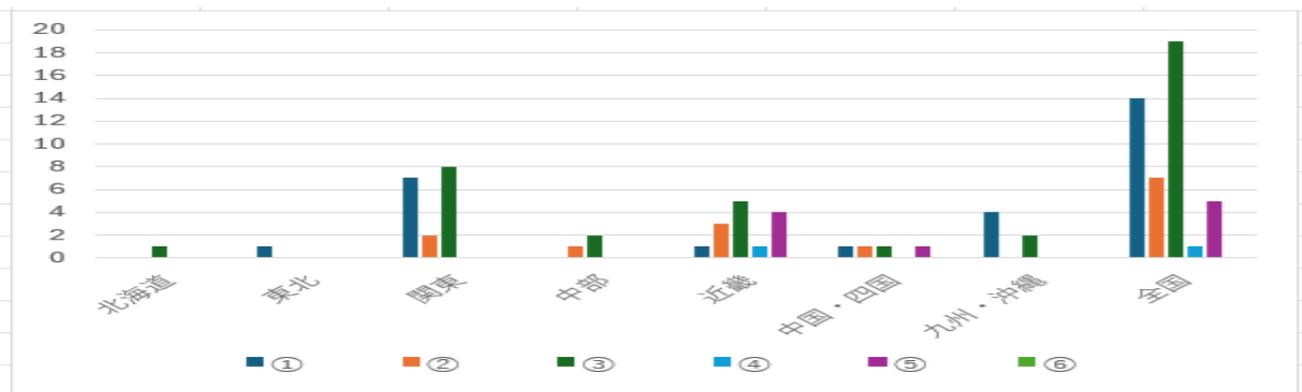
① 骨壺のまま
② いわゆる骨袋に移し換える
③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする
④ カロート内の遺骨(土)を骨壺に移し換える
⑤ カロート内の遺骨(土)をいわゆる骨袋に移し換える
⑥ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	1	7	0	1	1	4	14
②	0	0	2	1	3	1	0	7
③	1	0	8	2	5	1	2	19
④	0	0	0	0	1	0	0	1
⑤	0	0	0	0	4	1	0	5
⑥	0	0	0	0	0	0	0	0

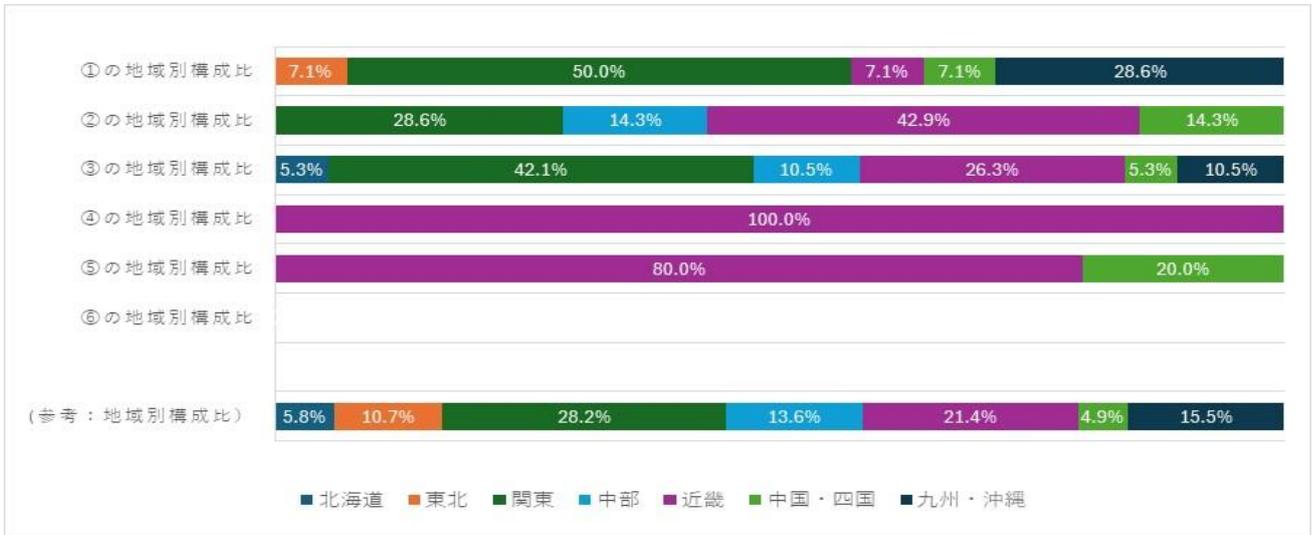
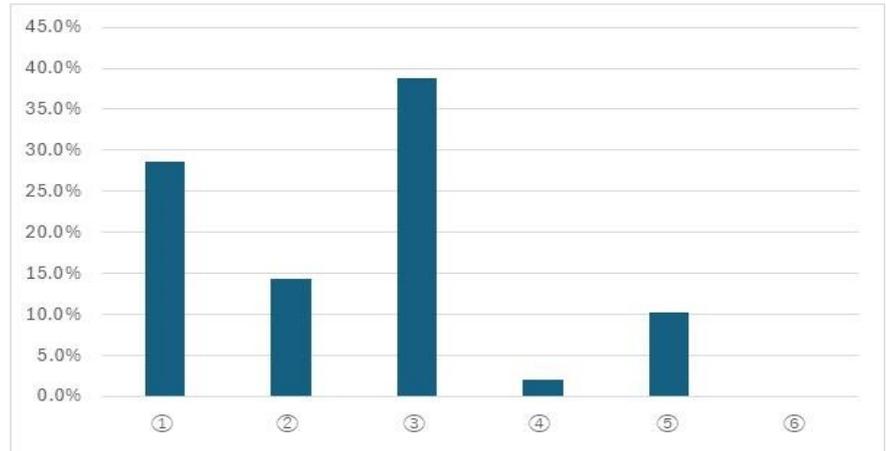


我が国における、納骨の慣習は、概ね一般的に東日本では骨壺で構築物の納骨スペース(これを「カロート」という)におさめ、西日本では骨壺から遺骨を取出し、カロートにおさめる、あるいは骨袋に移し変えた上でカロートにおさめるという傾向がみられる、ということである。選択肢もそうしたことを念頭に置き、設けたものではあった。

しかし、本設問の回答(団体)を地域・地方別にみても、特に上記の様な、納骨の慣習の差異が現われているというようには見受けられない。ここでは「複数回答可」としているのも、いったんは「① 骨壺のまま」で前掲[11]で挙げたような施設におさめ、[11-2]で示したような期間を経て「③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする」と理解されると考えられる。



	全国	(改葬) / 49
①	14	28.6%
②	7	14.3%
③	19	38.8%
④	1	2.0%
⑤	5	10.2%
⑥	0	0.0%



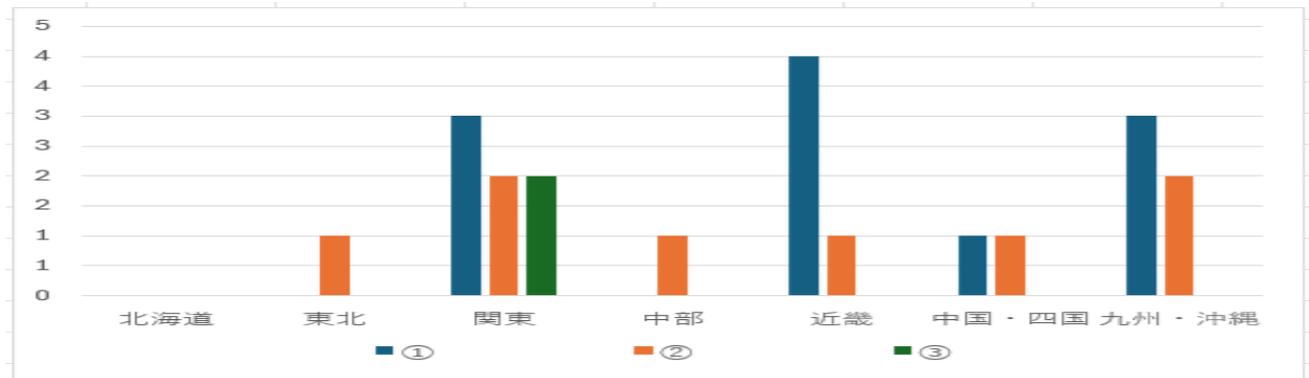
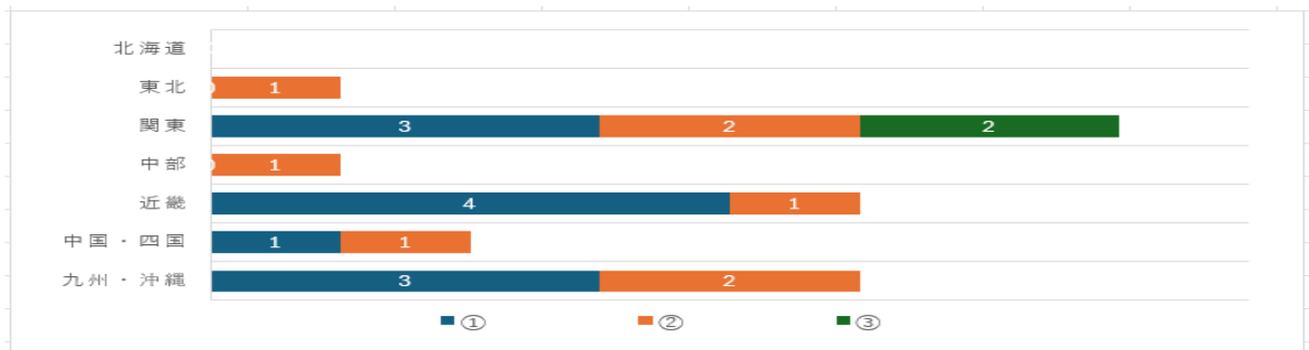
[11-2] 上記質問にて「骨壺のまま」「骨袋」で管理しているとお答えした方は、その期間等についてお答えください。

① 永代
② 一定期間が経過したら、いわゆる合祀・合葬をする ②その一定期間とは？
③ その他

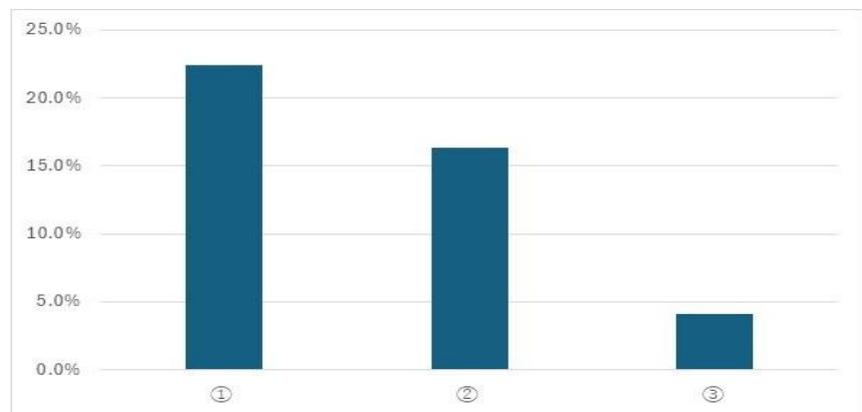
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	0	0	3	0	4	1	3	11
②	0	1	2	1	1	1	2	8
②(平均年)		50	30	5		20		26
③	0	0	2	0	0	0	0	2

その他 ・7年

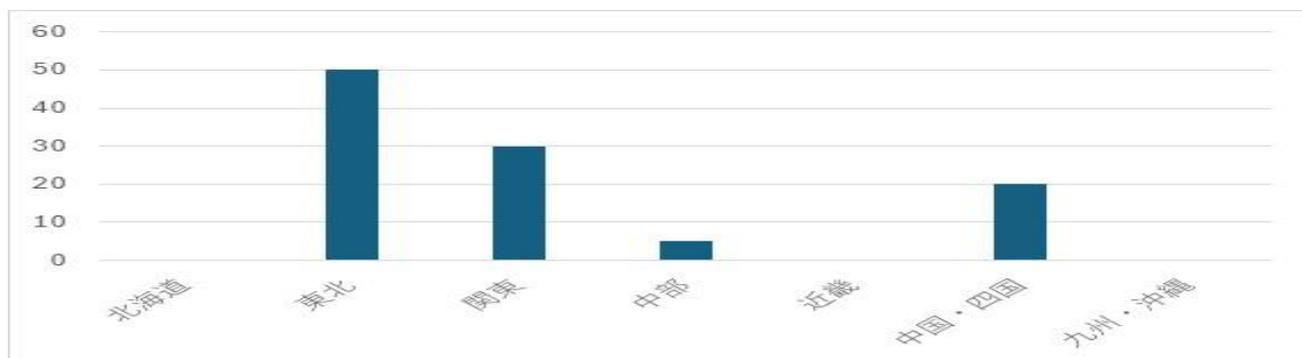
・10年以上は骨壺で保管するが、その後は骨壺を安置するスペースがなくなれば合祀にする



	全国	(改葬) / 49
①	11	22.4%
②	8	16.3%
②(平均年)	26	
③	2	4.1%



	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
②(平均年)		50	30	5		20		26



## [12] [無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題についてご記載ください]

- 墓埋法や法的な観点から、また、第三者としての目線に立って物事を判断できる者を探すことが一番の課題でした。
- 法的に弱い
- 調査の結果、使用者または縁故者が海外に長期間滞在していることが判明したが、具体的な住所や連絡先が分からず、連絡が取れないままとなっている
- 官報の公告については、効果に疑問があり行わなかった。立て札は2年以上立てておいたが、10年ぐらいしてから訪ねてきた知り合いもいた。
- 使用者の死去後、縁故者の存在は確認しているが、連絡が取れない・連絡を取る意思がない場合の対応不調が暫く続いた（体調不良 ⇔ 相手方 [縁故者] の?）
- 費用負担
- 連絡は取れないが、参拝の形跡がある墓所を、規則通りに淡々と処分していくのは宗教施設としてどうかとやるせない思いがある。宗教的感情と規則の両立は困難である。
- 手続きを簡略化できないか
- 現在無縁改葬にあたる墓所は3件ほどあるが、管理料滞納3件とも使用者が健在ではあるものの、裁判しても無視を貫く方々でまったく連絡がとれない。お墓参りにきている形跡もなく、非常に悪質である判決で使用権消滅しているが、顧問弁護士との相談で、使用者が亡くなるまでは改葬しない方向である。
- 自由墓地の場合は墓石処分費用が高額となり、財団の負担が大きくなった。また管理料の滞納があることから、結局、損金処理をして、処理をせざるを得なくなり、財団の負担が大きくなった。
- 無縁改葬・整理該当者の縁故者がなく、成年後見人や社会福祉協議会のような行政が介入している場合などは、近い将来、無縁改葬整理することが分かっているにもかかわらずケースにより対応がこんなことが発生している。
- 「公示送達について外注する方向であるが、費用対効果の面で未実施」「構築物の扱いについて行政の明確な判断をお願いしたい」
- 官報で公告し、立札を立て、1年間維持した後、埋蔵済みの遺骨は合祀区画へ改葬。墓所内の構築物撤去をもって無縁改葬完了としているが、相応の手間と年月、費用がかかり構築物や遺骨の所有権の見解も不透明かつ損害賠償のリスクも拭えないため、積極的には行使できない反面、無縁墓は年々増え続けている。

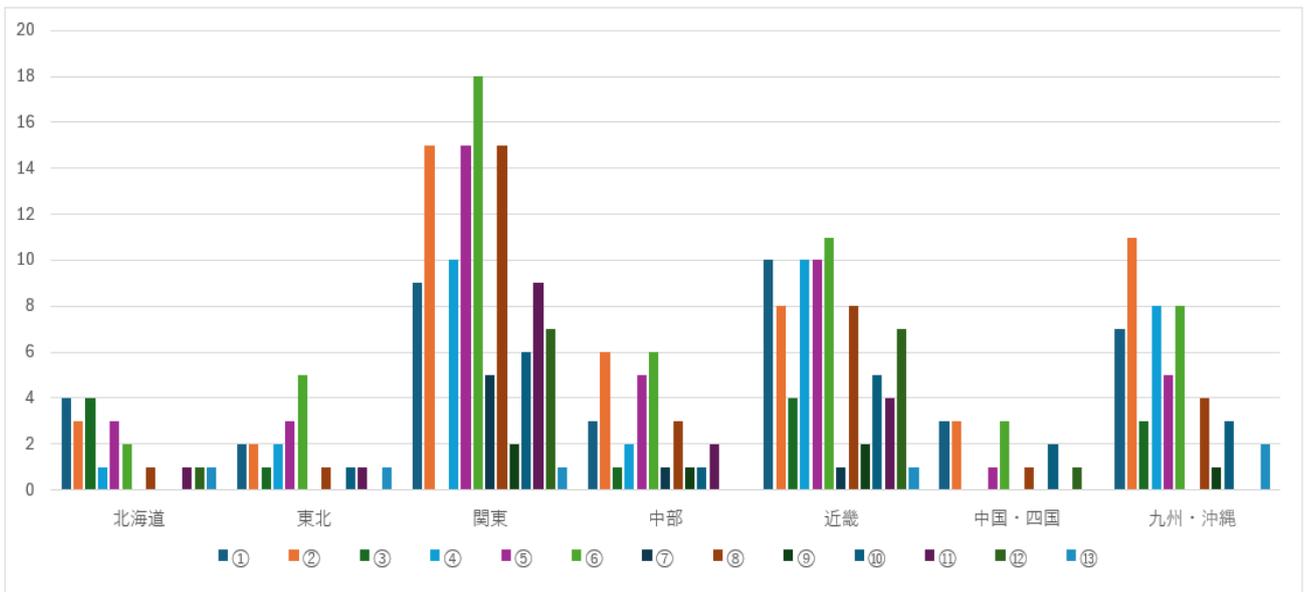
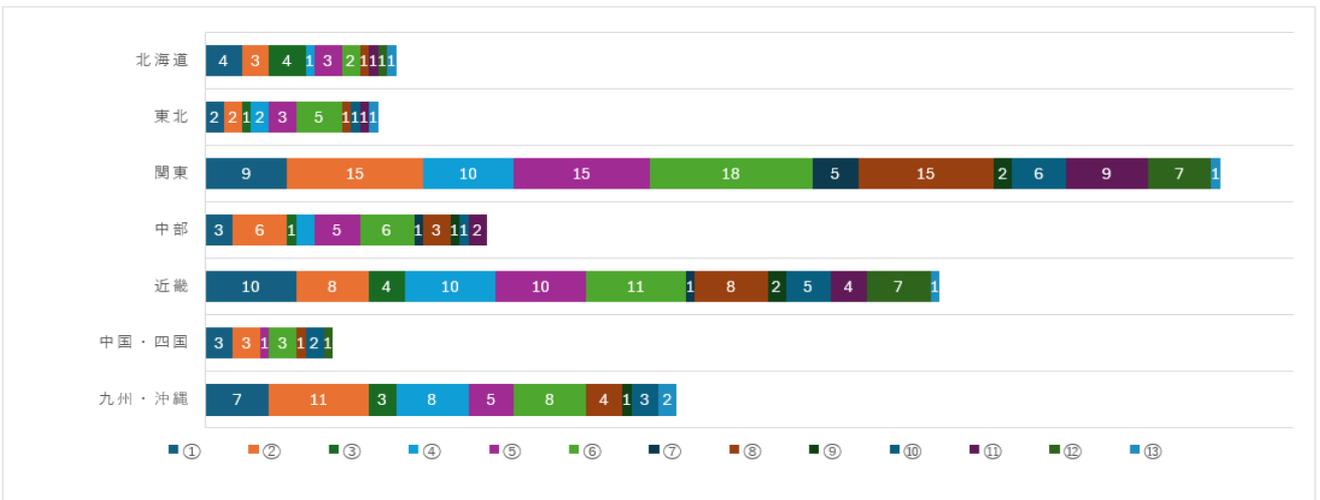
[12-1] 上記疑問点・課題をどのように解決したか具体的にご記載ください

- 墓所の使用規定に管理料を長期間滞納した海外在住の使用者と連絡が取れなくなった場合、墓所の使用権が消滅する旨の条文を追加した
- 訪ねてきた方には、無縁墓地に案内し、墓碑を確認してもらった。
- 該墓所を承継する意思がないと判断する
- お経を読む
- 可能な限り連絡を取ってもらえる様、立札で案内等行ったが、反応がなかったので規則通り処分、手続きを行った。
- まだしていない。検討中
- 生前であれば財産管理をしている後見人等に事情を説明し、無縁改葬とならないように働きかけ、裁判所へ墓所の解体撤去を永代管理施設への改葬費用を掛け合い、無事に改葬ができたケースがあった。
- 霊園関係の弁護士を探すに当たり、知り合い等に聞いて回り顧問契約を結んだ（累計2件）。
- 解決できなかった（累計2件）。
- 解決はしていない。「墓地埋葬等に関する法律」は昭和23年5月31日に制定され、76年が経過しているが、実態は時代に即しておらず、全面的に見直す必要がある。とりわけ「増加の一途をたどる無縁墓」に対する無縁改葬手続の簡素化と構築物並びに遺骨の所有権に関する権利及び、消滅時効の明確化など、関係省庁による法整備が急務であると考えます。

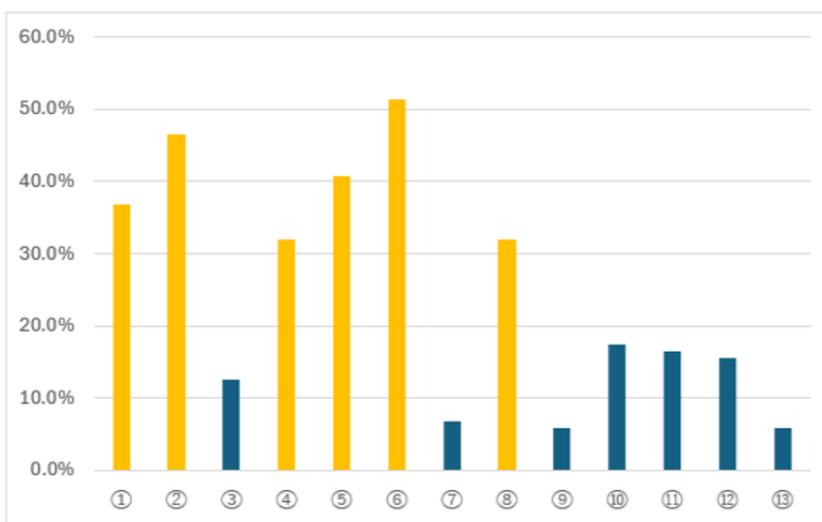
[12-2] (振り返って)無縁になることを抑制するための工夫、制度、方策として実施していることは何ですか(複数回答可)

① 縁故者の情報について、事前に提出していただく
② 管理料滞納時には直ちに連絡する
③ 管理料徴収の間隔を短くする
④ 管理料徴収以外の「会報」などの発行、送付（会報誌等により無縁化防止の啓発、送付物返還時には早期の所在確認対応）。
⑤ 生前承継の対応の柔軟化
⑥ 承継者がいない場合の当墓園・霊園の制度や園内（合葬）施設の紹介・誘導
⑦ 墓所区画内構築物撤去に際しての補助・割引
⑧（固定電話以外に）携帯電話番号の登録促進
⑨ メールアドレスの登録促進
⑩ 老人施設や療養施設に移った場合には連絡先を申し出てもらおう（元の住居に戻らず、住居が売却され手がかりが無くなることを防止する）
⑪ 荒廃し始めた墓地区画は音信不通になる可能性を含んでいるため、墓地美化に協力を依頼する連絡を取りつつ所在を確認する。 また墓地の維持が継続できるかを察知し可能な対応を図る
⑫ 無縁墳墓に対する当墓園・霊園における対応等について周知、理解していただく
⑬ その他

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州・沖縄	全国
①	4	2	9	3	10	3	7	38
②	3	2	15	6	8	3	11	48
③	4	1	0	1	4	0	3	13
④	1	2	10	2	10	0	8	33
⑤	3	3	15	5	10	1	5	42
⑥	2	5	18	6	11	3	8	53
⑦	0	0	5	1	1	0	0	7
⑧	1	1	15	3	8	1	4	33
⑨	0	0	2	1	2	0	1	6
⑩	0	1	6	1	5	2	3	18
⑪	1	1	9	2	4	0	0	17
⑫	1	0	7	0	7	1	0	16
⑬	1	1	1	0	1	0	2	6



	全国	(対全国) /103
①	38	36.9%
②	48	46.6%
③	13	12.6%
④	33	32.0%
⑤	42	40.8%
⑥	53	51.5%
⑦	7	6.8%
⑧	33	32.0%
⑨	6	5.8%
⑩	18	17.5%
⑪	17	16.5%
⑫	16	15.5%
⑬	6	5.8%



[12-2]「無縁を抑制するための工夫、制度、方策」に挙げられる主なものは以下の通り。

- 「① 縁故者の情報について、事前に提出していただく」 38件 36.9%
- 「② 管理料滞納時には直ちに連絡する」 48件 46.6%
- 「④ 管理料徴収以外の「会報」などの発行、送付  
(会報誌等により無縁化防止の啓発、送付物返還時には早期の所在確認対応)」 33件 32.0%
- 「⑤ 生前承継の対応の柔軟化」 42件 40.8%
- 「⑥ 承継者がいないときの当墓園・霊園の制度や園内(合葬)施設の紹介・誘導」 53件 51.5%
- 「⑧ (固定電話以外に)携帯電話番号の登録促進」 33件 32.0% であった。

## 12-2⑬その他の説明

- 顧問弁護士に依頼して探す努力はしている
- 永代過去帳記入のお勧め。永代管理墓への移行のお勧め(長期的な管理料の前納とその後の解体保障)
- 霊園として事前に墓終の申し出の場合、遺骨埋葬を永代供養墓におさめることを希望されるお客様に対して永代供養墓への改葬費を無料実施している。また、最後の墓地使用者が老人施設で死亡された場合、本人の遺骨を永代供養墓への埋葬費を無料で実施している
- 設問[12]にある3件以外は、現在無縁になりそうなお墓はなく、相談や問合せがあった時点で費用や手続きなどをケースバイケースで判断して対応しています。無縁改葬は当方の費用負担、時間的コストも大きいため、当方の合祀墓への以降など、かなり譲歩して解決しています。
- 当霊園は無縁改葬を検討しているが、具体的な対応がまだ決まっていないので(この)アンケートには記載していません。
- 月命日の加入者で合同供養祭を行い加入者の現況を知る。
- 今のところは地縁、血縁が継続しているので、無縁となりそうな墓地については永代供養塔への改葬という形で檀家の協力をいただいている。
- 契約時の規定により、管理料の滞納、名義人の不明による墓所の整理ができる素地は作っておりますが、今現在、具体的な執行には至っていないのが現状。

## 「無縁墳墓の管理・改葬をめぐる現状と課題の調査研究」ま と め

調査票[1]については、回答(していただいた民営墓園の)フェイスシート。

[2]「墓地情報②-「名称」「区画数」「開設年」など)」について。

ここで調査対象としたのは大規模な(基本、1ha 以上の)民営墓地である。抽出は地方公共団体への照会結果に拠る。開設年について。回答がなされたのは 88 件。このうち、1971(昭和 46)年～1980(昭和 55)年の間で 32 件(36.4%)。次いで、1961(昭和 36)年～1970(昭和 45)年が 16 件(18.2%)であった。今日の大規模墓地が設けられたのは、1961(昭和 36)年～1980(昭和 55)年の 20 年間に造られたものが半数を超える(「不詳」9 件は、「不明」などという回答があったものが 9 件、ということである)。

回答を得たのは 695 墓園のうちから、103 墓園(14.8%)。回答率は地方・地域によって、かなり差がある。具体的には、最も高かったのは北海道地方からの 27.3%。次いで、九州・沖縄地方が 24.2%であった。低かったのは東北地方、5.5%。次いで中国・四国地方、9.8%であった。他の地域・地方では概ね 20%弱であった。

区画数について、回答があったのは 83 件。この項に記載された「区画数」の「総」区画数を回答墓地数で割ると、ひとつの墓園あたりの平均区画数は、全国総体では 6,263 区画。低い(少ない)地域・地方は、九州・沖縄地方で 4,124 区画(全国総体の 65.8%)。高い(多い)地域・地方は、中国・四国地方で 17,880 区画(全国総体の 285.5%)である。他の地域・地方では 4 千区画強から 9 千区画弱の間である。

[3] 墓地の使用規則有無

規則(契約約款)は、ほぼ全ての墓園で定められている。

[3-1] 管理状況-該当するものに○を付けて下さい

概ね、「現地管理事務所の窓口」にしる、「墓地管理者以外の事業者に委託」などについては、関東地方における墓園に多くみられる。次いでみられる地域・地方としては、近畿地方である。九州・沖縄地方、中部地方も多い。

規則(契約約款)は、ほぼ全ての墓園で定められているものの、「現地管理事務所の窓口」や「墓地管理者以外の事業者に委託」というものは 8 割程度。「現地管理事務所はない」という回答は 1 割弱みられた。これは「その他」の回答にある「寺内墓地につき、寺で管理している」「経営主体「寺院」の寺務所にて管理」というケースに該当される様な、経営主体が宗教法人のとき、当該宗教法人の「施設」(宗教法人法でいうところの「礼拝所」等の施設)にて管理業務が行われていると考えられる。

[3-2] 管理事務所有無

管理事務所「有」8割強。「無」は 1 割に満たなかった。

[3-3] 墓地使用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目(該当するもののみ・複数回答可)

墓地使用者・埋骨台帳に記載されている項目について、ここでは「属性」を 3 段階に分けて捉える。発現頻度が 9 割程度と、ほぼ記載されている項目(これを「第 1 群」と呼称することとする)は、「① 墓所区画番号」「② 墓地使用者(名義人)氏名」「③ 居所」「⑤ 電話連絡先」である。

5割～4割程度と記載されている項目(これを「第2群」と呼称する)は、「④ 本籍地」「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」である。

2割程度とされている項目(これを「第3群」と呼称する)は、「⑨ その他」(但し、具体的記載項目についての記載はない)。

「⑧」の「おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」は、墓理法第15条、同法施行規則第7条では墓地使用者、死亡者の氏名等を記載した帳簿を備えなければならない」とされている。この点、墓地使用者・埋骨台帳に記載されているのは5割強であった。

後述する「[8-1-5] 把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報」も参考とされたい。

#### [4] いわゆる「管理料」の設定・状況について(複数回答可)

「徴収している」という回答の分布は、関東地方に最も多く、次いで近畿地方(20%弱)。次いで九州・沖縄地方(15.5%)。そして中部、東北、と続き、北海道、中国・四国地方では少ない(低い。5%に満たない)。ちなみに、「徴収していない」回答(団体)数は僅か7件である。

次いで、いわゆる「管理料」を徴収しているときの徴収方法について。

この設問では複数回答がなされることを考えていない。しかし、回答を寄せた墓園のなかには、管理料の徴収方法を変えていることもある。従って「①」＝「1」＋「2」＋「3」とは(必ずしも)ならない。しかし、ここでは対民営墓地総数比の値であるが、「管理料を徴収している」という95件の内訳としてみると、「永代管理料として一括徴収」は17件(16.5%)。「一年に一度(年間管理料)」は73件(70.9%)。「〇年刻みで管理料を徴収」では25件(24.3%)である。

ちなみに、この「〇年刻みで管理料を徴収」の「〇」は5.3年(但し、地域・地方の差が大きく1.8年から16.0年と幅がある。わけても注目されるのは、関東地方27件(28.4%)、近畿地方22件(23.2%)の2地域・地方。回答数が多いだけでなく、その間隔年数が前者では2.5年毎、後者では16.0年毎と大きく異なっている。

#### [4-1] 「いわゆる「管理料」を徴収している」場合、その対応について(複数回答可)

「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性については、たとえば、「④ その他」における具体的記述がある場合、例示としては以下の通り。

「連絡のつかない墓地使用者については、墓地に札を設置し、親族の方々より、墓地使用者へ連絡をお取りいただく体制を取っています」「墓所に案内石板(親族含めてお伝えしたいことがありますので事務局にお寄りいただくかご連絡ください)を設置する」「請求月に引落不可、入金無し的时候、翌月に電話督促、連絡取れない方は墓所におたずねカード設置、3年間滞納のときは弁護士に相談、文書で督促」「滞納年数を問わず、電話、郵送、連絡不能ならば役所へ除票請求、職権消除等の事由で除票が取得できなければ、弁護士による住所調査及び墓所内に連絡希望の立札設置、住所判明後は訪問を行っています」

などである。これを見ると、滞納(概ね3年間)から、次の段階としては墓地使用者当人や縁故者への照会と共に、立札を設けるという回答が多い。

#### [5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、整理しようとした契機・きっかけについて(複数回答可)

「① 墓参の形跡が認められない」「② 滞納管理料の督促に応じない」「③ 承継の手続きがなされない」選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。

「① 滞納管理料の督促に応じない」は 51 回答(墓園)で最も多い(対回答数比 49.5%)。次いで「③ 承継の手続きがなされない」は 21 回答(墓園)(対回答数比 20.4%)。「① 墓参の形跡が認められない」は19回答(墓園)(対回答数比 18.4%)であった。

また、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは 8.2 年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、8.57年滞納され、そこから8.36年を経て整理に踏み込んでいる。そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは 8.71 年であったという回答が得られている。

[6]無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例(複数回答可)

「① 手入れがなされず周囲に迷惑」「② 代わりに対応する職員の手間」「③ 義務の未履行には適切に対応」「④ 再貸付が出来ない」(選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」について。具体的な記載内容については、以下の通り。

- ・ ③について将来的に思案中(「管理料の未納など、管理者義務が履行されていないことを放置することはできない」というもの)
- ・ 無縁墓の整理について、官報への掲載等の方法で墓地使用者の血縁者を探しても、墓石撤去費用の負担が請求不可能で、官報による方法について意味がないと判断している
- ・ 管理料滞納に伴う長期未収金の増加

「①」から「③」の回答(「複数回答」可)については以下の通り。

「③ 義務の未履行には適切に対応」は 57 回答(対総回答数比 55.3%)。「① 手入れがなされず周囲に迷惑」は 42 回答(対総回答数比 40.8%)。また、「② 代わりに対応する職員の手間」で 36 回答(対総回答数比 35.0%)。この「① 手入れがなされず周囲に迷惑」と「② 代わりに対応する職員の手間」は因果関係が認められる。この2つの回答を合わせると 78 回答と、半数を占める。これらの他、「④ 再貸付が出来ない」は18回答(墓園)(対回答数比 17.5%)であった。

[7] 無縁墳墓があるが、整理に着手したことがない、躊躇われる場合、その具体的理由(複数回答可)

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」「② 跡地利用の再活用が難しい」「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」選択肢の内容表記は上記アンケート項目の概要を記載)各々の回答について。なお、「⑤ その他」については、回答は無かったのでここでは対象としない。

「①」から「④」の回答(「複数回答」可)については以下の通り。

「① 無縁の手続き・原状復旧の負担が重い」は59回答(対総回答数比 57.3%)で最も突出して多い。また、「② 跡地利用の再活用が難しい」は14回答(対回答数比 13.6%)。「③ 無縁の維持する管理の負担がさほどではない」は 6 回答(対総回答数比 5.8%)。「④ 無縁整理・原状復旧に法的な懸念が残る」は 20 回答(対回答数比 19.4%)であった。

[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合に備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか

前述した、[3-3] 墓地使用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目(該当するもののみ・複数回答可)では、「① 墓所区画番号」「② 墓地使用者(名義人)氏名」「③ 住所」「⑤ 電話連絡先」は 9 割程度と、ほぼ記載されている項目である。以下、5割～4 割程度で記載されている項目は、「④

本籍地」「⑥ 親類等の連絡先(縁故者)」「⑦ 墓石施工業者名」「⑧ おさめられている遺骨については許可証に準じた各事項全て」であった。

ここでの問「[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合に備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか」での把握状況との結果とも整合性は合う。

なお、「[8] 使用者との連絡がとれなくなった場合」の対応については、「[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用」「[9] 「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」についてお尋ねします」以降の回答にも重ねてみてゆきたい。

#### [8-1-1] どのような形で把握していますか(複数回答可)

基本、あらかじめ墓地使用者との連絡がとれなくなったときに備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握している(ほぼ7割弱)。

また、「その他」という回答が3割を超える。この3割の回答について、具体的な記載事例は以下の通り。

「使用時に提出させている住民票は世帯全員分を添付させ、戸籍については謄本を提出させ、それらの書類で把握できる範囲の縁故者情報を取得している。(住民票は新規申込時、戸籍謄本は承継時)」

「名義人本人が亡くなった後の名義変更手続きにおいて、近親者の同意書をいただき、そこに住所と氏名を書いてもらっています」

「緊急連絡先として名義人以外の人を記入して貰っている。新規購入者に本籍地の記載のある住民票の提出をお願いしている」

など、「①」「②」の把握方法について、より具体的に述べたものが主であり、そういう意味においては、ここでの回答は「①」「②」の何れかに集約されることとなる。

#### [8-1-2] 縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか(複数回答可)

「① いわゆる「管理料」が滞納された際、墓地使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため」という回答が最も多かった。「親類等の連絡先(縁故者)」は記載項目については、無縁を避ける方策として(承継することを前提としなくとも、後々の「整理」を進める上でも)極めて有効であると思料されると、これまで指摘してきたところであるが、そうしたことがここでの回答状況に反映されているといえる。

ちなみに「その他」の回答事例として具体的な記載内容は、以下の通り。

「墓所使用者の死去後の承継関係把握のため」「使用者が高齢になり使用者の理解が不十分の場合」

「必ず使用者の関係者と連絡が取れるようにするため」「墓所状況を伝えることが必要な場合もあるため」

「使用権承継事務の軽減のため祭祀承継者指定書を事前に提出をお願いしている」

「契約者が転居したときに届出がされず、連絡がつかなくなったことがある」

「郵便物(会報、請求書等)の返送で住所不明の際の連絡」「整備計画の実行のための調査など、把握しなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている」など、把握しなかったこと、把握することにした背景について、述べたものとなっている。

#### [8-1-3] 縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者とするか

そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲の設定について、「⑤ 特に設けていない」が7割を超える。

そして、縁故者の範囲に限定を設けているとしても、「直系血族」で 24.1%、「直系姻族」10.3%。これに対して「傍系」の回答は約 1/3(『直系』の回答「14+6=」20 回答。『傍系』の回答「3+3=」6 回答。 $6 \div 20 \div 1/3$ )。「直系」の範囲は「直系血族」の範囲としているのは3親等前後。「直系姻族」は同じ。「傍系」は「血族」「姻族」は何れも2親等であった。

[8-1-4] 縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分か

前の設問[8-1-3]では「縁故者について、どの範囲とするかの限定の有無。その範囲」について尋ねた際の回答結果からも明らかな通り、そもそも、「縁故者の把握をしている」というケース自体が限られているので、その「縁故者」の範囲の設定について、特に設けていない場合が7割を超えていた。

そして、縁故者の範囲に限定を設けているとしても、「直系」では、「直系血族」で 24.1%、「直系姻族」10.3%。これに対して「傍系」の回答は約 1/3 (『直系』の回答「14+6=」20 回答。『傍系』の回答「3+3=」6 回答。 $6 \div 20 \div 1/3$ )。「直系」の範囲は「直系血族」の範囲としているのは3親等前後。「直系姻族」は同じ。「傍系」は「血族」「姻族」は何れも2親等であった。

本設問「[8-1-4] 縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか」への回答がほぼ「1人」(せいぜい3人ぐらいまで)と、限定的な回答であるのは、上記のここまでの回答経緯の反映でもありと言える。

[8-1-5] 把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報(複数回答可)

「(縁故者の)氏名」「(縁故者の)住所」「(縁故者の)電話連絡先」「使用者との続柄・関係」

[8-1-6] 把握した縁故者にかかわる情報について、変更の有無の確認や更新

[8-1-7] 縁故者にかかわる情報を把握するにあたって留意している点(複数回答可)

「③ 縁故者の同意書の添付」への回答(団体)数が目立って低い(少ない)が、これは「② 縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認」への回答(団体)との関連、あるいは影響を受けてのことであると推定され得る。

[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用

「いわゆる「管理料」が滞納され、墓地使用者との連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した」という回答が、48件(82.8%)。「地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた」という回答は、10件(17.2%)。「その他」については、11件(19.0%)であった。この「その他」は本設問「[8-1-8] 縁故者を把握したことで、得られた具体的効果・効用」における回答選択肢である「①」にかかわる周辺・補足的「説明が殆どである。

[9] 無縁改葬・整理を行ったことがありますか

「無」という回答は52件 50.5%。但し、ここで留意しなくてはならないのは、「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」という問い掛けをしているのであって「無縁化した墳墓・遺骨」の有無を尋ねたものではないことである。

むしろ、前掲、本調査の「[7]無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われる」というとき、その具体的理由について(複数回答可)で得られた知見を、ここで補助線として差し込み考えてみたい。

[9-1] どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか(行うことを検討していますか)

地域・地方により異なる場合もあるが、概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順となる。これを所要月数も当て嵌めながら、まとめると以下の通りとなる。

「無縁改葬・整理を想定した調査を着手するまでの「様子見」[49.2 箇月・4.1 年] ▶  
▶ 「使用者の所在確認調査」[14.5 箇月・1.2 年] ▶ 「使用者の縁故者調査」[15.9 箇月・1.3年] ▶  
▶ 「無縁改葬(墓埋法施行規則第3条)に抛る手続」[14.4 箇月・1.2年] ▶  
▶ 「不利益処分(使用許可の取消し)」[13.4 箇月・1.1年] ▶ 「[無縁改葬-「施設」への改葬]  
[8.6 箇月・0.7 年] ▶ 「墓所区画内の構築物の撤去」[8.4 箇月・0.7 年]  
合計平均期間124.4箇月・10.4年

ちなみに、前掲「[5] 無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)とき、整理しようとした契機・きっかけについて」の回答と比較すると、「① 墓参の形跡が認められない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.2年。「② 滞納管理料の督促に応じない」ことを理由にした無縁整理では、8.57年滞納され、そこから8.36年を経て整理に踏み込んでいる。

そして、「③ 承継の手続きがなされない」ことを理由にして無縁整理に至ったのは8.71年であったという回答が得られている。

前述[4-1] (いわゆる管理料)が滞納されているときの対応(複数回答可)では、「① 電話での督促」「② 文書(郵送)での督促」「③ 訪問での督促」各々の関係性について、これを見ると、滞納(概ね3年間)から、次の段階としては墓地使用者本人や縁故者への照会と共に、立札を設けるという回答が多い。

設問の集計について、「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象とした(「有る」は29件。「検討はしている」は20件)。

各々の項目に対する有効な回答率は左記の通り。概ね、「A」▶「B」▶「C」▶「E」▶「D」▶「F」▶「G」の順であることは既に述べたが、前段の「A」▶「B」▶「C」▶「E」については、順位付け回答の記載と、所要期間の回答の記載、各々の比率は大きくは変わらない。

[9-2-1] 官報・立札の「公告」を行った際、反応、申入れなどがありましたか

本設問の集計は[9]「無縁改葬・整理を行ったことがありますか」において、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象としている。

「① なかった」という回答(団体)は17件(34.7%)。他方で「③ 立札の公告に対する反応があった」という回答(団体)は12件(24.5%)あった。

これらは「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした合計49件を対象としている。ここで、確定した回答であろうという蓋然性の高い「有」(29件)のみに限定して捉え直してみると、59.2%にもなる。

立札の有効性は確認されたと考える。その有効性を上げるためにも、こういった「立札」とするべきか(たとえば、大きさ、表示する文字の大きさなど)、例示が指し示されても良いであろう。

また、官報への公告には反応はなかったが、立札と表裏を成すものであり(たとえば、「1年間」という表示期間の規定は、官報への公告で裏付けられる)、立札の有効性につながっていると言える。

[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします

「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」の合計より、「③ 保管することなく処分している(する)」が多い。

なお、「① 保管している(する)」「② 一部保管している(する)」について、関連する設問は、以下の「[9-3-1-1]「保管／一部保管している(する)」とした理由(複数回答可)」については「①構築物に関する権利保護のため」と「②構築物に関する宗教的感情への配慮から」が、同数回答。

「[9-3-1-2]「保管／一部保管している(する)」期間」について、「永年」は「期間を定めている」ときの3倍程度。「期間を定めている」と回答しているときでも、具体的に何年管理するのかについては、本調査時点では回答はなかった。

「[9-3-1-3]「保管／一部保管している(する)」場所(複数回答可)」について、「墓地内に設けた無縁遺骨専用の施設」「墓地内に設けた無縁遺骨以外も収納する、いわゆる「合祀」墓」という回答が同数で並ぶ。次いで「委託・提携している事業者が管理する所定の場所」は、それら2つの回答の半分の件数となった。「その他」への回答はなかった。ので、何れかの方法は検討されていると捉えられる。

「[9-3-1-4]「保管／一部保管している(する)」について、「墓園内の景観に配慮して」という回答が最も多く、「宗教的感情に配慮して」がこれに続く。公営墓地では最も多かった「保管している間の安全上の確保を配慮して」は、前述した2つの回答の件数の半分以下であった。

「[9-3-2-1]「保管することなく処分している(する)」ことができると考える理由(複数回答可)」  
「無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから」が最も多く、次いで、「所有権を主張する墓地使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから」「規則等の規定上処分が可能となっているから」が並ぶ。ただ、3つの選択肢回答数はほぼ、並んでいると見て取れる。これ以外の回答(「その他」)はなかった。

「[9-3-2-2]「当該構築物を処分するに当たり、再度、縁故者などについて調査しますか」

ここでの「調査しない」49.0%。「調査する」10.2%は、「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした(計)49件を母数している。ここで回答が得られた29件を母数に置き換え直して計算をすると、「調査しない」は82.8%。「調査する」は17.2%となる。

「[9-3-2-3]「当該構築物の処分方法(複数可)」

ここでの回答、「指定石材店」は42.9%。次いで「他業者に委託」は14.3%。これらは、「[9]無縁改葬・整理を行ったことがありますか」にて、「有」「検討はしている」と回答をした(計)49件を母数している。ここで回答が得られた33件を母数に置き換え直して計算をすると、「指定石材店」は63.6%。次いで「他業者に委託」は21.2%となる。

「[9-3-2-4]「構築物撤去に要する費用(額)」について」

費用は50,000円から500,000円までとする回答がほぼ同数である。公営墓地より費用分布が広がるのは、指定石材店制度を導入していることから、構築物撤去業務の委託・受託関係が一過性のものではなく、包括的な業務の委託・受託関係であることが回答に反映されていると考えられる。

「[9-3-2-5]「処分に当たり何か留意すべきと考えられること」

「② 無」(11 件)「無回答」(33 件)を合わせた 89.7%では、取り立てて何もしていない。

なお、「①」の具体的な記載事例は以下の通り。

「土葬の墓地もあったので、可能な範囲で集骨して合祀した」

「処分は当園にて行うので費用はかからないです」「遺骨を扱うにあたっては、読経を必ず執り行う」

「使用者に属する墓石を霊園側からの都合で処分した場合の後日問題が発生した場合。埋葬者の遺骨の取扱いについて後日遺族側からクレームがつく恐れが有る」「取り残し遺骨に留意」 など

[10] 無縁改葬後に空いた区画の利用方法についてご記載ください(複数回答可)

「再貸付」の回答が 7 割程度を占める。次いで多かったのは「将来的な墓園内全体の整備用地の一部として活用」で、1 割弱であった。

[11] 無縁改葬後の遺骨の取扱いについて

「墓園内に各々ある」「共有して管理する施設がある」「専用ではないが改葬先はある」の回答がほぼ 2 割程度ずつと並ぶ。「無回答」は 2 割強であった。

[11-1] 遺骨の無縁改葬後の管理様態について

我が国における、納骨の慣習は、概ね一般的に東日本では骨壺で構築物の納骨スペース(これを「カロート」という)におさめ、西日本では骨壺から遺骨を取出し、カロートにおさめる、あるいは骨袋に移し変えた上でカロートにおさめるという傾向がみられる、ということである。選択肢もそうしたことを念頭に置き、設けたものではあった。

しかし、本設問の回答(団体)を地域・地方別にみても、特に上記の様な、納骨の慣習の差異が現われているというようには見受けられない。ここでは「複数回答可」としているのも、いったんは「① 骨壺のまま」で前掲[11]で挙げたような施設におさめ、[11-2]で示したような期間を経て「③ 遺骨を骨壺や骨袋から出し、いわゆる合祀・合葬をする」と理解されることが考えられる。

[11-2] 上記質問にて「骨壺のまま」「骨袋」で管理している方は、その期間等をお答えください

「永代」と回答したものが、「一定期間が経過したら、いわゆる合祀・合葬をする」より、やや多い。ちなみに「一定期間」というのは、具体的に示すと、平均 26 年間(具体的には、50 年間。30 年間。5 年間。20 年間)であった。

これ以降の「[12] 「無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題」での[12-1] 「疑問点・課題をどのように解決したか」は、本文をご覧いただきたい。

[12-2] 「無縁を抑制するための工夫、制度、方策」にて挙げられる主なものは以下の通り。

「① 縁故者の情報について、事前に提出していただく」 38件\_36.9%

「② 管理料滞納時には直ちに連絡する」 48件 46.6%

「④ 管理料徴収以外の「会報」などの発行、送付

(会報誌等により無縁化防止の啓発、送付物返還時には早期の所在確認対応)」 33件 32.0%

「⑤ 生前承継の対応の柔軟化」 42件 40.8%

「⑥ 承継者がいない場合の当墓園・霊園の制度や園内(合葬)施設の紹介・誘導」 53件 51.5%

「⑧ (固定電話以外に)携帯電話番号の登録促進」 33件 32.0%

であった。

この他、この「まとめ」において挙げなかった設問については、本文をご覧ください。

以 上

横田 睦  
浦川 道太郎  
小松 初男

## 第 1 無縁墳墓の発生と無縁改葬・整理の必要性

### 1 無縁墳墓の定義とその改葬・整理

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）2 条 4 項は、「この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。」と規定している。そして、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「墓埋法施行規則」という。）3 条は、「死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）」と規定している。よって、墓埋法上、無縁墳墓とは「死亡者の縁故者がない死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設」と定義ができる。

また、最高裁は、無縁墓地の定義と判断基準について以下の判断を示している。すなわち、最高裁昭和 38 年 7 月 30 日第三小法廷決定（最高裁判所裁判集刑事 147 号 897 頁、裁判所ウェブサイト）は、原判決である福岡高裁昭和 36 年 2 月 22 日判決に対する上告に対して、その上告趣意の主張のすべてが刑事訴訟法 405 条の上告理由に当たらないとして、上告を棄却した決定であるが、その理由の中で括弧書きながら（無縁墓地の解釈に関する原判決の判旨は相当である）として、原判決の判旨を認容している。そして、同ウェブサイトには、原判決の要旨として、「無縁墓地とは、これに葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなった墓のある土地の意と解すべく、墓埋法施行規則 3 条の無縁墳墓改葬に関する規定の趣旨に鑑みてもかく解するのが相当である。単に墓地の管理寺院と墓地の使用者又はその縁故者とが無関係であるという事だけでは、これを無縁墓地と断ずることはできない。」という福岡高裁判決の判旨が掲載されている<sup>1</sup>。

これによれば、無縁墳墓とは、墳墓施設自体のみならず、その施設を設置した土地を含む概念であると考えることができる。なお、「縁故者」という概念は、法令上の定義はない。一般的な言葉の意味として、「縁やゆかりのある人、縁故のある人。または亡くなった人の関係者の人」（「weblio 辞書」より）などと解説されている。

ところで、祭祀財産に関する民法 897 条によれば、墳墓は祭祀財産を構成し、祭祀主宰者が所有するものであり、祭祀主宰者が死亡した場合には、同条 1 項及び 2 項に従って祭祀を主宰すべき者が承継する（したがって、一般的な相続の対象にはならない）と定められている。これを上記の墓埋法及び無縁墓地に関する福岡高裁判決の趣旨と総合すると、無縁墳

---

<sup>1</sup> 別紙資料 1

墓（墓地）は、「死者を弔うべき縁故者である祭祀主宰者乃至祭祀承継者がいなくなった祭祀の行われていない墳墓のある土地」と解することができる。

このように、無縁墳墓の改葬・整理は、墓埋法と民法897条の両側面から検討・処理しなければならない複雑な問題であり、近年になって無縁墳墓の存在が顕在化するに従って解決を迫られている問題である。

## 2 無縁墳墓の発生原因

無縁墳墓の発生原因としては、① 少子・高齢社会の進行により祭祀承継者のいない墳墓が増えること、② 生活のあり方が大家族から核家族となりさらに単身世帯に変化するに従い、先祖代々の墳墓である「家墓」に死者を葬る葬送のあり方に変化が生じて従来の「家墓」が放置される傾向があること、③ 人口の減少と都市部への集中により、出身地である故郷にある墓地が放置される傾向にあること、が挙げられる。

上記「①」を発生原因とする場合は、真の意味で無縁墳墓と言える。しかし「②」「③」を発生原因とする場合には、縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）が存在する（その可能性が大である）にもかかわらず、当該墳墓の祭祀が行われず放置された状態に置かれているものである。前記福岡高裁判決のいう「葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなった墓のある土地」という意味、及び当該墳墓が後述するような社会に与える負の影響を考えると、「②」、「③」の墳墓も実質的に無縁墳墓として対策を講じるべき対象となろう。

## 3 無縁改葬・整理の必要性と問題点

### （1）無縁改葬数の推移

現行の無縁改葬手続は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成11年厚生省令第29号）による改正後の墓埋法施行規則に拠っている。当該改正が施行されたのは平成11年10月1日からであり、以後の無縁改葬数の推移をまとめると、次の通りである（出典：厚生労働省 衛生行政報告例）。

平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
2,096	7,517	2,584	3,625	2,718	3,309	3,414	3,651

この表は公営・民営霊園を合わせた数である。ただし、墓埋法施行規則3条に定められた「無縁改葬の手続」以外の無縁墳墓の整理（使用関係の解消、建立されている墳墓の撤去、無縁改葬後の遺骨の管理のなされかた等）については、公営、民営で異なる部分があることに留意を要する。

### （2）無縁改葬・整理の必要性と問題点

葬られた死者を弔うべき縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）がいなくなった「墳墓」である無縁墳墓を放置することは、以下のような問題を引き起し、一部は社会問題として既にマスコミ等により取り上げられている。

その第一は、墓石や塀の荒廃による崩壊や倒壊などのリスク<sup>2</sup>であり、また樹木・雑草が生い茂るなどという環境の悪化（害獣・害虫の発生等を含む）である。これらは、墓地周辺の居住者及び墓地参詣・参拝者に危険を及ぼすことになる。また、管理料を徴収している墓地管理者にとっては、管理料の滞納は即ち、管理料の減収を意味し、放置をすれば必要な墓地の管理・維持が困難となる。

第二に、無縁墓地の被埋葬者・被埋蔵者が弔われずに粗略のままに放置されたままにおかれることは、一般人の宗教的感情を害し、健全な宗教的風俗のみならず、広く公共の福祉に反することになる。

第三に、墳墓地の新規需要のある地域<sup>3</sup>では、既に「墓地」として許可を得ており、本来であれば、無縁改葬などを通して、墓所区画の適正な整理・整備が行われることで、「墓地」として、再び有効利用できる土地であるにもかかわらず、それらが無駄に放置された状態になっていることは、国土の有効利用という点からも問題である。

したがって、無縁墳墓については、可及的かつ円満に整理することにより、上記の問題を解消する必要がある。もっとも、無縁墳墓の改葬、整理をすすめるにあたっては、相当な費用を要することに加えて、改葬の許可を定める墓埋法 5 条と無縁改葬の許可を得るための手続を規定する墓埋法施行規則 3 条、祭具や墳墓の所有権は相続法理ではなく祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する旨を定める民法 897 条との関係で十分に検討しなければならぬ問題点があり、これも原因となって、無縁墓地整理が進捗しないのが現状である。

本論では、これらの問題点を改めて検討することにより、より安定した形の無縁改葬の進捗に資することを目的とする。

## 第2 無縁改葬・整理に関する留意事項

### 1 無縁改葬・整理に着手する目安・タイミング

今回の研究事業では、全国 1,787 の市町村、地方公共団体と、大規模<sup>4</sup> 民営墓地 695 墓園に対して無縁改葬をめぐる現状と課題について、実態調査を行った（以下「実態調査」という。）。

実態調査では、「無縁墳墓について整理を行っている（行ったことがある）」という回答があった場合、整理しようとした契機・きっかけの理由について尋ねている。

---

<sup>2</sup> たとえば、能登、熊本、東日本などの震災時、無縁となっている墳墓が倒壊し、周囲の墳墓に甚大な被害を与えることとなった。その結果として、無縁となったままの「墳墓」を放置していた墓地経営主体（者）・管理者が、管理責任を問われるという事例も報告されている。

<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所は、令和 6（2024）年 11 月に令和 2（2020）年実施の国勢調査による人口、世帯数、世帯員数などについての将来推計値を 2055 年まで都道府県別に公表している。本報告書では、それを「地域・地方」別に置き換え、推定される墳墓等の必要数の推計をまとめているので、参考とされたい。

<sup>4</sup> 原則 1ha 以上の面積のものを対象とした。

地方公共団体の場合、「承継の手続きがなされない」が対回答数比 42.9%、「滞納管理料の督促に応じない」が対回答数比 31.1%、「墓参の形跡が認められない」が対回答数比 26.0%であった。さらにその場合の期間について、重ねて尋ねると、「承継の手続きがなされない」場合は、4.4 年間<sup>5</sup>。「滞納管理料の督促に応じない」場合は、5.0 年間、「墓参の形跡が認められない」場合は、6.9 年間を経た上で無縁の整理に着手されている。

ちなみに、管理料が滞納されている場合の対応<sup>6</sup>では、直ちに（滞納年内に）督促が行われているという回答（「1 年」ないし「1 年未満」）は、対回答数比で、85.6%であった。督促方法は、「文書（郵送）での督促」を1とした場合、これに併用される方法は、「電話での督促」は 0.66。「訪問での督促」は 0.57 である（複数回答なので、複数選択肢が採用される）。

近年では、海外渡航・赴任などで、長期にわたり我が国を離れる生活様式も珍しいことではない。しかし、管理料の滞納が5年間も続き、その間、墓参の形跡もみられないのであれば、墓地経営者（主体）としては放置できない問題である。無縁改葬・整理に向けた手続きに着手するタイミングとしては、合理性があるといえよう。

ただし、管理料滞納、墓参形跡がみられないことを契機に、「準備」に着手<sup>7</sup>するのはよいとしても、後日、縁故者であるとして墳墓や遺骨に関する権利を主張する者が現れてトラブルとなる可能性を念頭におけば、墓理法施行規則第 3 条の定める手続きを経て、実際に、無縁改葬し、当該墳墓の整理・整備を完了するには 10 年程度の「期間」を見込むべきであろう。

これに関しては、無縁改葬・整理の完了までに 10 年を要するということ、墓地の管理・運営の実務からみるとかなりの長期にわたるのではないかと、という意見もありえよう。しかし、たとえば、年間管理料の支払いが滞って<sup>8</sup>3 年以上を経過した時点で、縁故者等の有無や所在調査を行い、並行して、当該墳墓に無縁改葬を行なう予定の告知と「縁故者」があれば申出てほしい旨催告する立札を示しつつ、墓参を行なう可能性のある縁故者への働きかけを行なう。そうしたことの結果・状況を踏まえ、墓理法施行規則第 3 条に拠る公告

---

<sup>5</sup> 「無縁改葬をめぐる現状と課題に関する実態調査」の回答によるが、「承継の手続きがなされない」場合には、その（使用者の）死亡の確認方法としては、住民基本台帳の利用が挙げられている。

<sup>6</sup> 上記（前注 5）の「実態調査」では、「[4] ー① いわゆる「管理料」を徴収している場合の徴収方法」の回答では、「永代管理料として徴収している」は対回答数比で 30.5%。「年間管理料」は対回答数比で 53.7%。「0 年刻みで管理料徴収」は対回答数比で 15.9%であった。「永代管理料として徴収している」という場合の無縁整理に関わる着手の契機・きっかけの理由となるのは「墓参の形跡が認められない」や「承継の手続きがなされない」ことであろう。

<sup>7</sup> ここでいう「着手」とは、督促や住所等の所在に関する調査のことをいう。「実態調査」で得られた回答では、使用者の所在調査、縁故者調査、無縁改葬（墓理法施行規則第 3 条）手続き、無縁遺骨の改葬、区画内構築物の撤去までに、ほぼ 6 年間を要している（[9-1]）どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか・行うことを検討していますか）。

<sup>8</sup> 管理料を徴収するコストや手間がかかることから、5年、10年単位の徴収、あるいは永代管理料として一括徴収しているケースが見受けられる。地方公共団体の調査では、そもそも「徴収していない」という場合が 3 割。また、徴収している場合であっても、うち 3 割が「永代管理料」である。こうした場合には「承継の手続きがなされない」「墓参の形跡が認められない」が、無縁整理の契機・きっかけとなる。ちなみに、徴収コスト・手間の軽減する方法には、墓地使用契約で管理料の金融機関への振込送金を指定、所定の期間に振り込まれないケースのみを対象として督促をするなどの方策がある。

を行い、1年の経過を待った後に無縁改葬の申請を行ないその許可を得るという経緯を経れば、結果として、10年近くの時間は経過することになるのである<sup>9</sup>。

ここで注意すべきことは、当該対象墳墓について、立札や公告等を見た関係者からの申出の有無だけではなく、墓参の形跡の有無の調査（墓参者、焼香、供花、供物などの有無のみならず、墳墓周りの草むしりや植栽の剪定など、墳墓管理の形跡の調査を含む）を継続して、これらが「無い」ことを確認することである。

こうしたことを通してもなお、「縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）」の存在が確認できなければ、霊園が、無縁改葬・整理に着手するにあたり「使用契約関係が失われた」場合に準ずると判断したことにつき相当程度の合理性を認め得るのではないか。

## 2 縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）の所在調査その他無縁改葬・整理に向けた「準備」と留意すべき事項

### （1）縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）の所在調査に関する留意事項

縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）の所在調査は、その着手が遅れると、住所や連絡先の手掛かりが失われたり、該当者が死亡し又は行方不明になっていたり、また、祭祀承継者となり得る相続人が多人数になって中には外国に在住しているなど、時間の経過とともに調査が困難となることが懸念される。

公営霊園の場合では、墓地使用者乃至祭祀承継者などの行方が判明しない場合には、公用請求による調査が行われる。「公用請求」とは、戸籍法10条の2や住民基本台帳法12条の2等に基づき、国又は地方公共団体の機関が、法令で定める事務の遂行のために必要がある場合、戸籍謄本や住民票の写し等の交付を請求することをいう。公営霊園の経営主体は地方公共団体又はその機関であることから、それらの請求が可能となる。

これに対して、民営墓地の場合は、このような公用請求の制度は認められていない。しかし、一定の要件のもとに住民票の写しの交付が認められている（住民基本台帳法12条の3）。そしてその手続としては、平成12年12月19日付総務省自治行政局市町村課長から各都道府県住民基本台帳担当課長あて事務連絡「法人等から契約に基づく債権の行

使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申し出があった場合の対応について」<sup>10</sup>

に規定がある。ここで述べられている当該申出に対する適切な事務処理として挙げられているのは、① 申出書の内容の確認、② 申出の任に当たっている者の本人の確認、③ 申出の任に当たっている者と法人との関係の確認、④ 利用目的の疎明資料による確認（必要に応じ

<sup>9</sup> 「無縁改葬をめぐる現状と課題の実態調査」で得られた回答では、使用者の所在調査、縁故者調査、無縁改葬（墓理法施行規則第3条）手続き、無縁遺骨の改葬、区画内構築物の撤去までに、ほぼ6年間を要している（「[9-1] どのような手順で無縁改葬・整理を行いましたか・行うことを検討していますか」より）。

<sup>10</sup> 別紙資料2。

て)、⑤ 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認、を行うことにより申出に対応することとしている。

このような事務連絡による申出を利用することで、民営霊園においても墓地の利用者や縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）の行方が判明しない場合でも、墓地使用契約者、現在の所在の追跡調査が可能となっている<sup>11</sup>。

なお、上記事務連絡に「法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために住民票の写し等の交付の申出があった場合」とあることから、墓地使用契約書が存在することが望ましい。いわゆる「事業型墓地」では、通常、使用者との墓地使用契約書が取り交わされている。この点、寺院境内墓地など宗教法人が自身の宗教活動の一環として墓所区画を提供している墳墓の場合には、未だ墓地使用契約書が締結されていない場合も少なくない。こうした墓地においても、債権・債務が明確になる形での墓地使用契約書が締結されるよう努めるべきである。

## (2) 「無縁改葬」 手続実務に関する留意事項

墓理法施行規則 3 条 2 号によれば、無縁改葬手続に関して無縁改葬の広告を官報に掲載することのほか、無縁墳墓等の見やすい場所に立札を設置することが必要となる。

この立札は、前記墓理法施行規則では「死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者」に対して行う公告手段である。また、民法上では、現在の祭祀主宰者乃至祭祀承継者に対して、当該墓地が無縁墓地として改装・整理されることを告知するものでもある。「公告」である以上広く公衆に知らしめる機能を果たすべきであるし、また、1 年間掲示してその期間中に申請者に当該墳墓に関する縁故者（祭祀主宰者乃至祭祀承継者）による申出がなかったことが改葬許可申請の要件となるものであるから、手続の公正を図るためにはなるべく人が容易に目にしやすく理解しやすいものであるべきである。

『逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律』（以下「逐条解説」という。）においても「立札」については、「立札の大きさや文字等も明瞭に公告の趣旨が読みとれるものでなければならない」と明記されている<sup>12</sup>。

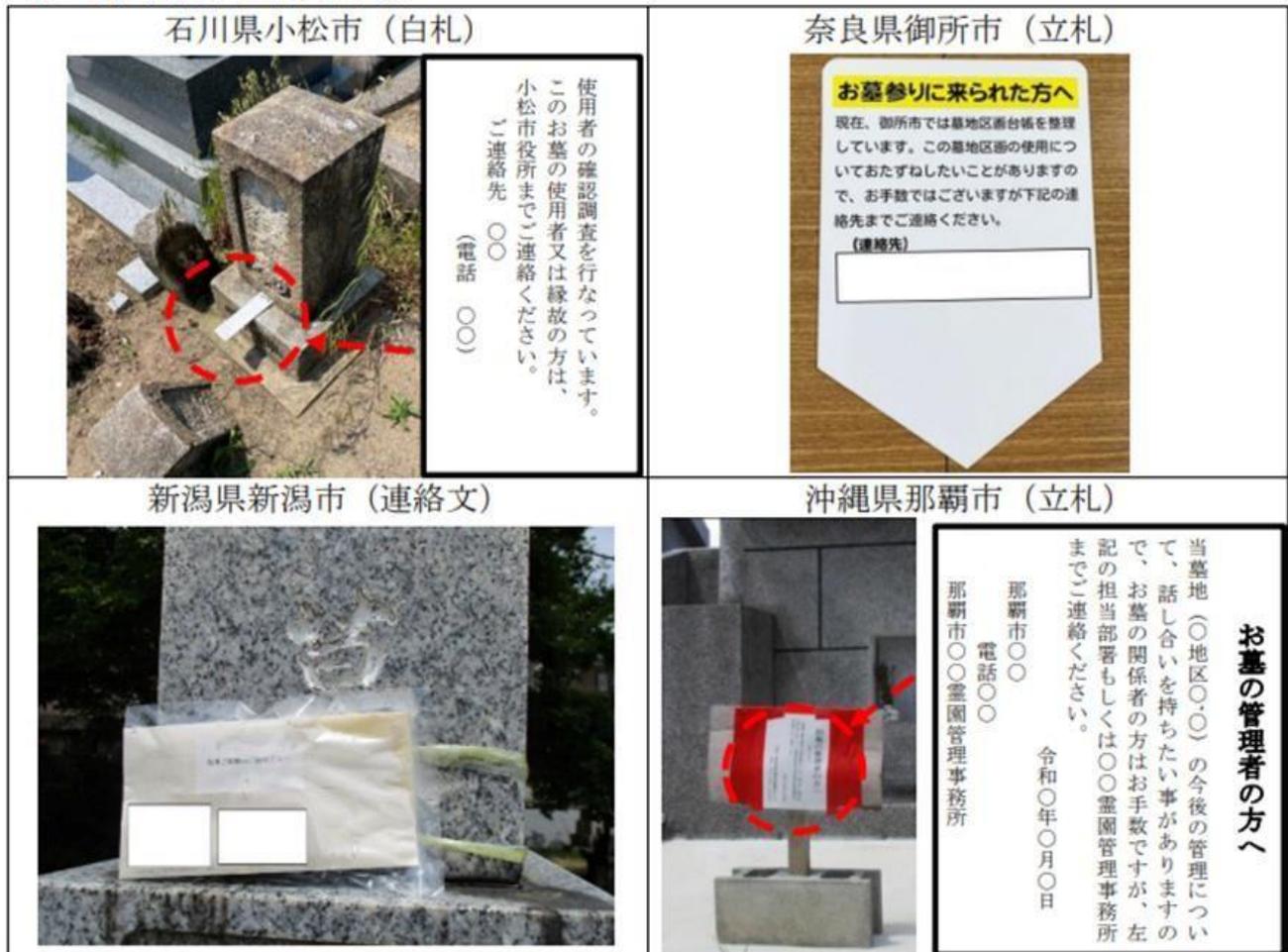
---

<sup>11</sup> （前注5）でも述べた通り、本調査「無縁改葬をめぐる現状と課題に関する実態調査」の回答では、「承継の手続きがなされない」場合、（使用者の）死亡の確認方法には、住民基本台帳の利用が挙げられている。

<sup>12</sup> 生活衛生法規研究会監修『新訂 逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律〔第4版〕』（第一法規）27 頁、28 頁。

しかし、令和5年9月総務省行政評価局による報告（以下「総務省報告」という。）で参考として挙げられている具体的な事例<sup>13</sup>では、10×20 cm 以下程度の、かなり小さな表示（写真からの推計）と思われるものが少なからずみられた。

【参考】白札、立札等の例



総務省報告で取り上げている高松高裁判決<sup>14</sup>でも、無縁改葬の立札は掲げられていたにもかかわらず、墓地縁故者である原告（控訴人）側の「眼に入らなかった」「読めなかった」という主張が採用されている。

本稿にて示している「無縁改葬をめぐる現状と課題に関する実態調査」のうち「[9-2-1] 官報・立札の「公告」を行った際、反応、申入れなどがありましたか」との質問に対し、官報公告に対する反応は「なかった」と回答しているが、立札については「無縁墳墓について整理を行っている（行ったことがある）場合の1/5にあたる2割が「(反応が)あった」と回答している。

<sup>13</sup> 「墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—結果報告書」9頁。

<sup>14</sup> 別紙資料3「無縁改葬に対する損害賠償等請求事件の裁判例の検討」参照。

こうしたことを考慮するなら、立札の大きさについて、現行の「逐条解説・墓地、埋葬等に関する法律」の解説で述べられている「立札の大きさや文字等も明瞭に公告の趣旨が読みとれるものでなければならない」という注意喚起をするだけに留まらず、具体的な「基準」を、無縁改葬をしようとする墓地管理者等に対し明示する必要があると考える。

たとえば、記載される文字の大きさは 55 ポイント程度（いわゆる「弱視」者が矯正視力で 0.3 未満であることに拠った）であること。この 55 ポイントの文字を表記する表示板の大きさは、A4 から B4（あるいは B5 から A4）。なお、表記される文字は、全てが 55 ポイントである必要はないが、無縁であるため縁故者を探していること、連絡先など、重要な点について、55 ポイントとすべき。といった具体的な例示が必要であろう。加えて、当然ではあるが、野外にて 1 年以上掲げられるものであるから、風雨などで毀損しない工夫や公告文が不鮮明とならないための工夫が求められる。

### 3 墓地使用権の消滅

#### (1) 墓地使用権の消滅と墓地使用権消滅における公営墓地と民営墓地の手續の相違

無縁墓地の改葬・整理のためには、上記の墓理法に定める改葬手續をするほか、墳墓が所在する土地の使用権を消滅させる必要がある。この墓地使用権消滅の手續としては、墓地の経営主体である公営墓地と民営墓地との間で相違がある。

地方公共団体が管理・運営している「公営墓地」の場合には、墓地使用権は行政財産の使用許可によるものである。使用許可が取り消されれば墓地使用権は消滅するが、その許可の取消しは行政の不利益処分にあたることから、聴聞（委員）会の開催などを経て、その許可を取り消す手續を整備している自治体もある。

「民営墓地」の場合には、墓地使用権は墓地経営主体との墓地使用契約に基づくものであることから、墓地使用契約が解除され、終了すれば墓地使用権は消滅する。墓地使用の契約者（当初の墓地使用権者）の所在やその祭祀承継者の存在が不明のときには、墓地使用契約解除乃至終了の意思表示は公示送達によることになるが（民法 98 条）、これが行われたという事例は、今般の調査、総務省報告及びその他の関係資料においても見当たらない。

公示送達における相手方は墓地を現在使用している祭祀主宰者であるが、その者が不明であり又はその所在が不明であるときは、そのことについて調査を行い、証拠を付して報告書を作成するなどして、相手方の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てしなければならない<sup>15</sup>。そして、このような手續を経て実施される公示送達は、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、そのことがあったことを官報に少なくとも一回掲載して実施される（民法 98 条 2 項。実務上は、官報への掲載に代えて、市区町村長宛に書記官から裁判所掲示場に掲示する相手方への通知書を市区町村役場の掲示場に掲示することを囑託している。）。

---

<sup>15</sup> 相手がその場所に居住していないことを示すために、住居に不在であること等の現況調査のほか、水道や電気メータが動いていないこと、近隣住民やマンションの管理人らへの聴取等の「調査」を求められることがある。

これを見ると、公示送達による相手方に対する墓地使用权消滅の告知（墓地使用契約解除乃至終了）の方法は官報への掲載であり、そのことは墓理法の無縁墓地改葬手続における官報への掲載と実質的に重複している。また、具体的に見ると、公示送達的前提である相手方（現在の墓地使用权者である祭祀承継者）を調査する方法は、過去の墓地使用权者の相続人が祭祀承継者としての墓地使用权者になるものではないため、墓地の使用契約者及びその祭祀承継者の住民票や戸籍の調査によっても確定が困難であって、墓理法施行規則3条2号の要求する立札以上に有効な現在の墓地使用权者（墓地を管理して祭祀を行う者）の探索方法はない。このように全体的にみるならば、墓理法施行規則3条の定める無縁墓地改葬の手続により実質的に墓地使用契約解除・終了の手続は代替されていると解することができ、実務において墓地使用契約解除・終了の公示送達が現実には行われていないことは十分に理解可能なことである。

## （2）関係者が現われた（判明した）場合

「無縁と思しき状況」から所在調査を通して、墳墓に関する権利を承継し得る（と思われる）者（以下、「承継該当者」が見つかった場合には、その者との間で滞納した管理費を支払って使用契約を継続するか契約解除するかを確認することになる。

承継該当者が管理費を支払って祭祀承継をして墓地使用契約を継続する意思を示し、墓地使用契約者乃至以前の祭祀承継者との関係に疑問がないならば、その者を祭祀承継者として墓地使用权者としてよいであろう（複数の承継該当者が現われたならば、それらの間で祭祀承継者を決定させればよい。また、一人の者が祭祀承継者と名乗り出てその者に墓地使用权を認めた場合には、「後に他の者が祭祀承継者とされた場合には自らの責任で問題を処理する」旨の「念書」を提出してもらうことで墓園経営者の責任は軽減されるだろう）。

これに対して、承継該当者が祭祀承継者であることを否定し、墓地使用契約の名義変更に応じない場合には、その者が明確に祭祀承継者であるとの証明ができない限り、祭祀承継者として墓地使用契約上の責任を追及し、あるいはその者に対して墓地使用契約の解除をすることは不可能である。このようなときには、その後になって墓園経営者に対して祭祀承継者であると申し立てて改葬した墓地に関する権利主張をすることがないよう「当該墓地の祭祀承継者ではなく、当該墓地に関して何ら権利がなく、また何らかの権利があってもその権利を一切放棄する」等の「権利放棄書」を承継該当者から取得しておくことが墓園経営者の責任を軽減することに役立つであろう。

なお、今後発生し得る無縁墳墓への対応については、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号）の別添2において示された墓地使用に関する標準契約約款（墓地使用权型標準契約約款）9条（使用者による契約の解除）2項

のような契約解除に関する規定<sup>16</sup>をあらかじめ契約条項として定めておく、又は既存の契約を変更して当該規定を設けることが望ましい。

#### 4 無縁墓所区画における工作物等の撤去

##### (1) 無縁墓所区画内の工作物等の帰趨

墓地使用权は、前述したように、墓理法施行規則3条による改葬許可により実質的に消滅し、また墓地使用契約の解除・終了により消滅する。その場合に、当該墓所区画内の墳墓施設である工作物等を如何に扱うかが一つの問題になる。

##### (2) 当該墓所区画内の工作物等を撤去（整理）し得る法理にかかわる議論の整理

一つの考え方として、当該墓所区画内の工作物等の機能に着目する考え方がある。すなわち、当該墓所区画内の工作物等とは、祭祀財産である墓所区画使用权が存することを周囲に知らしめる権利の標示物という性格もあるのであり、祭祀財産としての墓地使用权が失われた時点で、権利の標示物としての意義や価値が失われる。したがって、祭祀財産である墓地区画使用权がなくなったのであるから、その標示物を土地所有者である墓園経営者において撤去できると解することができる。

また別の考え方として、墓地使用者である祭祀主宰者・祭祀承継者等が長期間にわたって管理料を支払わず、墓所（及び区画内）での祭祀・管理を怠っており、無縁墓地として改葬許可が下りるような状況においては、墓所区画を祭祀の目的で使用をする権利を放棄したと解される。それゆえ、祭祀財産である墓地のために土地を使用させる義務を負っている墓園経営者は、たとえ名目上祭祀承継者と称する者がいても、祭祀を行わない者に土地を使用させる義務はないため、祭祀目的を喪失した土地にある不要な工作物を土地所有権に基づき撤去できると解することができる。前述したような承継該当者が現れたが、祭祀承継者となることを拒否した場合も同様である。

さらに、以上のような祭祀が行われておらず改葬許可が下りた墓所区画内の工作物等については、墓園（経営者・管理者）側は、実態調査では、祭祀承継者であった者が所有権を放棄した動産であり、民法上の「無主物先占」の規定（民法239条1項）により撤去可能と考え、任意に処分しており、そのような処理について他者から異議を唱えられたことはないようである。

---

<sup>16</sup> 同条項に提示される約款規定案には、使用者が次の各号の一に該当する場合には、経営者は相当の期間を定めて債務の履行を勧告し、その履行がないときには書面をもって契約を解除することができるとして、① 〇年間管理料を支払わないとき、② 約款に定める使用目的に違反して墓所を使用した場合、③ 約款の規定に違反して墓所使用权を他人に譲渡し、又は他人に当該墓所を使用した場合、が規定されている。こうした現実を踏まえた場合、前述した「3 使用関係の解約・使用权の消滅（1）公営墓地と民営墓地との墓地使用权消滅の違い」にて、触れた「公示送達」と同様墓地管理の実務という点からみると、ここに挙げた①～③の事由をもって契約解除をすることは現実として可能である。

確かに、撤去を超えて処分をする場合には、墓園経営者（主体）もしくは管理者による自力救済という指摘がなされ得る余地も残るであろう。ただ、これを民法 709 条に拠る不法行為とするには、故意又は過失の存在、権利・法益侵害の存在などについて、撤去・処分された側が撤去・処分した側である墓園経営者（主体）もしくは管理者の過失（不注意）を立証しなければならない。しかし、そもそも墓地における祭祀を放棄した者が墓地内の工作物等の撤去・処分に異議を述べるのが可能かは疑問であり、また、墓理法施行規則 3 条により改葬の許可を得ていることは墓園経営者の過失認定の障害になるであろう。

なお、本実態調査「[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」における回答においても「構築物を処分するにあたっては、再度、縁故者などについて調査がなされることはない」ということであるし、総務省報告には、「(実地調査の結果) 無縁改葬の実施後、墓石の所有権をめぐるトラブルが発生した例や墓石の返還を求められた例はみられなかった」(29 頁) という記載がある。

### (3) 墳墓（墓石）をはじめとする当該墓所区画内の工作物等を撤去しないケース

ところで、総務省報告では、公営墓地の無縁墳墓への対応が進んでいない要因として、無縁改葬を行った霊園（寺院墓地）側に不法行為に基づく損害賠償責任を認めた前記高松高裁判決の影響が示唆されている。しかし、都市部の公営墓地では、東京都都立霊園をはじめ、積極的に無縁改葬を行っていることは広く知られているところである<sup>17</sup>。

「公営墓地の無縁墳墓への対応が進まない、進んでいない」ことの本質的な背景として、人口が集中していない（あるいは人口が減少に転じている）地方公共団体があるという事実を見落としてはならない。たとえば、「無縁改葬を進め、整地しても、次の使用希望者が現れない、つまり、無縁改葬・整理を進めれば、進めてゆくほど、建立されている墳墓の減少につながり、墓地全体が荒涼とした景観になってしまう懸念がある」ことが想定される。つまり、「徒に無縁改葬・整理をすることを見合わせ、無縁化した墳墓（墓石）を遺したままにしておけば、墓地全体の景観が保たれる」という墓地の管理・運営上の判断から、あえて、無縁墳墓が「放置」されていることがある。すなわち、地方公共団体の実情によって、無縁改葬・整理が躊躇されている、というケースが存在するのである。

### (4) 墓所区画内の墳墓施設（墓石）をはじめとする工作物等撤去に要する費用の負担

---

<sup>17</sup> 実態調査「[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします」について。「① 保管している（する）」「② 一部保管している（する）」、これらに対する回答（団体）数の合計より、「③ 保管することなく処分している（する）」という回答（団体）の方が多い。なお、「[保管することなく処分している（する）]ことができると考える理由」には「無縁化した墳墓の墓所区画内構築物は所有権が放棄された無主物であると考えから」「所有権を主張する使用者などが居ないということが無縁調査で明らかであるから」「条例や規則等の規定上処分が可能となっているから」が挙げられている（[9-3-2-1]より）。

さらに、無縁改葬がすすまない要因として、墓所区画の返還に際しては使用者に対してその費用による原状復旧の義務を求めており、使用者が任意に原状回復をしないときに無縁改葬をしようとする、墓地経営者が負担を強いられることを指摘し得る。すなわち、特に、無縁改葬・整理がすすまない墓地を有する当該地方公共団体においては、使用者に代わり整地する費用負担を賸えない、という財務上の課題を抱えていることが少なくないのである<sup>18</sup>。

このような問題を生じさせないためには、以下の対応策が考えられる。

[ア] デポジット制の導入。たとえば、当初の使用料の内に将来想定される墓石撤去費用を加える等である。

[イ] 管理料（年間）に墓石撤去費用を加算する。適切に無縁改葬を行うことは、墓園全体の環境維持にもつながることから、管理料の一部に加えることに合理性は認められる。問題は使用者の負担がどの程度になるかであるが、仮に墓地の総数が 5000 区画として、20 年間という時間の経過を経て、5%の無縁化がすすむと仮定、つまり、開設後 20 年間の経過を経て 250 区画を無縁整理することになる。1 区画あたりの墓石撤去費用に 50 万円を要すると仮定をすると、総額 12,500 万円。1 区画あたりの負担は 12,500 万円 / 4,750 区画 / 20 年間となるから 1,315 円 / 年（但し、無縁となる区画も 20 年間かけて無縁化するのであるから、一定の期間は負担することになるから、実際には 1,200 円から 1,300 円）となる。

[ウ] 無縁改葬施工業者への対価的措置。すなわち、事業者の負担で墓石の撤去や整地工事を行ってもらい代わりに、当該整地された区画における墳墓等の施工に関する請負優先権を認める。というものである。

なお、これら [ア] から [ウ] の対応策の導入は、公営霊園のみならず民営墓園においても可能であろう。

## 5 無縁改葬をした遺骨の取扱い

### (1) 無縁改葬問題の帰趨を決めるもの

無縁改葬・整理について、突き詰めて考慮してゆくと、無縁改葬の対象となった遺骨が如何に適切に取扱われるか否かにより、無縁改葬後の問題化の帰趨が決まると考えられる。

たとえば、高松高裁判決及びその原審である徳島地裁判決では、訴訟に至る前の原告（無縁改葬された墳墓の権利者）と、被告（無縁改葬を行った寺院墓地経営者）との間で行なわれた協議がまとまらず、訴訟に至っているが、その大きな原因が原告側の要望により返還するべく被告側が提示した無縁改葬した遺骨が、原告側において当該墳墓から取り出された故人らのものであると信じるに足る根拠に乏しく、認め難かったことにあることが前記2つの各判決文から読み取ることが出来る<sup>19</sup>。

---

<sup>18</sup> 実態調査「[9-3-2-4] 構築物撤去に要する費用（額）」について。ここでは、「ひとつの墓所区画あたりの「概算値」を尋ねたところ、25万～40万円で、52%であった（最も多い値は30万～40万円）。「[9-3-2-5]だれが支払うのか」について。36件の回答（団体）のうち、「地方公共団体が負担」という回答（団体）数は34件で、94.4%であった。「使用者側に求償する」という回答もみられたが、結果、地方公共団体が負担するにあたっての手続きの一環と解するのが適切であろう。

<sup>19</sup> 別紙資料3

また、京都地裁判決（平成 19 年 2 月 13 日、裁判所ウェブサイト<sup>20</sup>）でも、被告である宗教法人は、遺骨を有償で預かり保管するという寄託契約に類似する無名契約をしているとみるのが相当と判断されている。したがって、預けている遺骨を「返してくれ」と言われた時には返さなくてはならない。ところが、本件では、被告である宗教法人は、「一旦預かった遺骨は一切返しません」と規定していることを理由として、遺骨の合祀をしてしまった。しかし、京都地裁は、「遺骨を預かる」という行為は、その寺の内部規範（いわゆる「規則」「約款」のこと）がどうであるにせよ、普通の寄託契約として、返却すべきであり、それができなければ債務不履行であり、委託された遺骨を勝手に合祀してしまったのだから、所有権を侵害する不法行為であると判示した。

以上の事案に照らせば、万一、祭祀承継者不明として無縁改葬手続終了後に遺骨の返還を求める縁故者が出現した場合であっても、祭祀の対象である遺骨の返却ができれば、後日の紛争を回避できる可能性が高いといえる。そこで、無縁改葬手続をした後の私法上の争いを回避するためには、改葬した後の遺骨をどのように管理するのか、どの期間管理するのかが要諦となる。

なお、無縁墓地として改葬した後の墳墓施設（墓石）を撤去（整理）し得る法的根拠については、前記4（2）で検討したとおりである。しかし、遺骨の取扱い方については、未だ議論のあるところであり、裁判例・学説の蓄積もない。また、無縁墓地上の墓石等の工作物と相違して、当該墓地に埋蔵されている遺骨は、たとえ祭祀を行う者がいなくても、死者を弔う意味で丁重に扱わねばならないものであり、また、丁重に扱うことが国民の宗教感情に合致することでもある。

## （2）無縁改葬後の遺骨の管理

前述のとおり、無縁改葬するとしても、無縁墳墓のカロート内に収められた遺骨は、丁重に扱い、無縁改葬時には不明であった祭祀承継者が現われ、遺骨の返還を求めた場合には、これに対応する準備（返還できるならば返還し、それができない場合には、改葬後の遺骨が丁重に扱われ、その地方の慣習及び宗教感情に合致した取扱いが行われたという説明等）が必要となる。

もっとも、地域・地方によって、墳墓のカロート内に遺骨をどうおさめるのかについては多様である。骨壺でおさめる場合、あるいは、骨壺から遺骨を取出し、カロート内に遺骨を直接納める場合があり（この場合、先に埋蔵されていた遺骨と混じり合うこととなる）、おさめる遺骨の量にしても、部分拾骨する地域と、全拾骨する地域では、骨壺におさめる遺骨の量は異なる<sup>21</sup>。このように遺骨の取扱いに関しては、地域の実情が異なるため、その実情に応じた工夫が必要になる<sup>22</sup>。

---

<sup>20</sup> 別紙資料4

<sup>21</sup> 部分拾骨は主に西日本、全部拾骨は主に東日本における慣習である。

<sup>22</sup> 本実態調査では「[11] [無縁改葬後の遺骨の取扱いについてご回答ください]」以下で尋ねている。

総務省報告は「イ 無縁改葬に伴う焼骨の取扱い」において「その後に返却を求められた場合に特定が困難となる」として、合葬式施設に移管する前に納骨堂で一時保管する例がみられた」と述べているが（同報告書24頁）、これは墳墓のカロート内に骨壺でおさめている場合であろう。カロート内に遺骨を直接納め（てい）る場合には、カロート内に遺骨が確認出来るものを骨壺等、容器に移し変え、これを保管することとなる<sup>23</sup>。いずれの場合でも、無縁改葬の対象となった遺骨については、誰の遺骨がどのような形で収められていたか、それをどのように移動し、その後どのように保管されたか、が明確に記録化されている必要がある。将来、祭祀承継者（遺骨所有者）とされる者からの返還請求に備えて、改葬直前の遺骨の状況及び、それらがどのように改葬ないし保管されているのかを明らかにする書面を作成し、撮影した写真とともに保管することが望ましい。その前提として、墓埋法15条、墓埋法施行規則7条に拠る墓籍簿の整備を充実することが求められる。高松高裁判決でも、無縁改葬・整理に際して墓埋法15条、墓埋法施行規則7条に規定する墓籍簿の不備が問題であったことが指摘されている。

### 第3 無縁改葬・整理以外に総務省報告が指摘している事項の考察

#### 1 「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」について

総務省報告では、「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」が挙げられている（同報告書29頁）。

しかし、こうした墓地は権利関係そのものが個々の墓地により異なり、錯綜している。たとえば、「集落等が経営する墓地」の場合、そもそも「経営（主体）」と呼びうるような「集落」組織により管理されている墓地自体ばかりではない。土地の権利関係も、共有持ち分となっている場合もあれば、墓所区画毎に分筆されており、個人墓地の集合体のような「集落墓地」、あるいは、ひとり個人の所有地である場合もある。

こうしたことから、「集落等が経営する墓地」については、個々の墓地毎に考察して行くことが求められる。

何より、全国に約88万箇所の墓地があるとされ、うち、個人墓地が71万箇所、「その他」として分けられている集落墓地（あるいは共同墓地、ムラ墓地、地縁（団体）墓地などとも呼ばれる）が約7万箇所に上る。しかもこれらは墓地、埋葬等に関する法律第26条による、いわゆるみなし墓地であり、無許可の個人墓地、集落墓地はこの数倍にもなる（後掲【表・グラフ・解説】参照）。

こうした墓地については、その全容を明らかにすること自体も極めて困難であり、これらの墓地に対する行政の取り組む方策・手段としては、国土交通省の示す「所有者不明土地問題」の対策事業の文脈から、解きほぐしてゆくべき課題であると考えられる。

#### 2 地方公共団体における「墓地」（いわゆる「財産区墓地」）について

<sup>23</sup> 逐条解説52頁、解説「12」

加えて、公営墓地も、統計上は2万5千箇所程度とされている。

本実態調査によれば、調査対象となった地方公共団体1,787団体のうち、回答なされた772団体のうち、公営（立）墓地を有しているのは457団体（59.2%）。残りの315団体（40.8%）は「無い」と回答している。うち、墓地数は「1箇所」は194団体（42.5%）。「2箇所」は67団体（14.7%）。「3箇所」は47団体（10.3%）。「4箇所」は36団体（7.9%）と、ここまですべて7割強占める。

この結果を踏まえるなら、多くの場合においてイメージされる「公営（立）墓地」の数に置き換えるなら、194箇所、134（67×2）箇所、141（47×3）箇所、144（4×36）カ所の累計、613箇所となる。これは回答率43.2%から導き出された「公営墓地」の力所数であるから、全数は、1,419箇所（こうした「公営墓地」を有する地方公共団体「数」は、1,058カ所（1,787×59.2%））ではないか、と推計される。

すると、残る約9割弱、2万箇所をこえる「公営」墓地は、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓」となる<sup>24</sup>。

その実態としては、厚生労働省による統計「衛生行政報告例」において、「その他」に割り振られる、集落墓地と変わらぬものである（後掲【表・グラフ・解説】についても参照）。

前述した通り、個人墓地、集落墓地は、市町村単位で取り組める課題ではない。総務省報告では「個人や集落等が経営する墓地・納骨堂の現状と課題」をまとめているが、本論では、その知見、提言を敷衍し、市町村単位に考えられる、あるいは考えるべき対象の「墓地」は、まずは、各々の地方公共団体が有している「財産区墓地」であり、それらにおいて、墓理法第15条、墓理法施行規則第7条による墓籍簿の整備を充実させることこそが求められると考える。また、そうした「財産区墓地」への管理・運営を見直す作業を手掛かりとすることで、個人墓地、集落墓地への対応に関する実務的、あるいは具体的な議論につながっていくものと思料する。

---

<sup>24</sup> 実態調査で用いた調査票においては設問の補足として『なお、「公営（立）墓地」とされる「墓地」とされているものの中には、土地名義のみが地方公共団体であり、そこに建立されている墳墓、墓所区画の使用者のみによって管理・運用がなされており、地方公共団体はその管理・運用に関与していない「公営（立）墓地」もあります。それらは、いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」と呼称されています。本調査は、地方公共団体が管理・運用に関与している「公営墓地」を対象とするものですが、上記「一覧表」には「財産区墓地」「引継ぎ墓地」の情報についても併せてご記入ください。』という説明を加えた。

【 表・グラフ・解説 】

「遺体を取り扱う事業者や無縁改葬等の現状調査及び今後の方策検討に資する研究」（研究年度：令和5（2023）年度総括）「9. 無縁改葬に伴う私人間の権利・義務に関する試論」より

表 2-② 無縁墳墓等の発生状況（基礎調査結果）

（単位：市町村、％）

人口規模	公営墓地・納骨堂を有する市町村数	無縁墳墓等の有無		
		ある	ない	分からない
30 万人以上	57	45 (78.9)	9 (15.8)	3 (5.3)
10 万人以上～ 30 万人未満	107	70 (65.4)	23 (21.5)	14 (13.1)
5 万人以上～ 10 万人未満	127	69 (54.3)	46 (36.2)	12 (9.4)
5 万人未満	474	261 (55.1)	137 (28.9)	76 (16.0)
合計	765	445 (58.2)	215 (28.1)	105 (13.7)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「ある」には、無縁墳墓等の疑いがあるとするものを含む。

3 ( )は、各区分の「公営墓地・納骨堂を有する市町村数」に占める割合を表す。なお、四捨五入により合計は100にならない場合がある。

※：「墓地行政に関する調査—公営墓地における無縁墳墓を中心として—結果報告書」10 頁より。

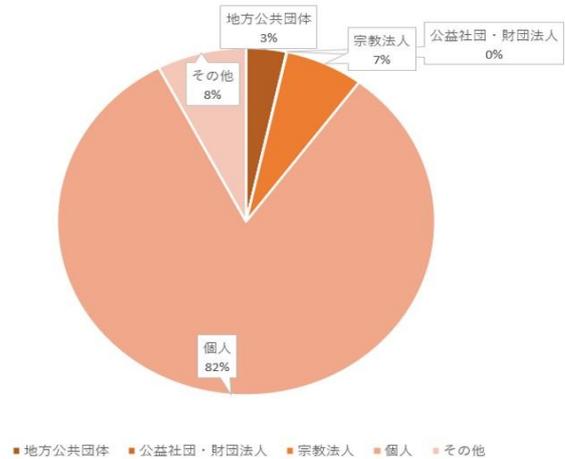
地方公共団体 1,741 団体。うち、公営墓地等を有する市

町村数は 765 団体（44%）<sup>25</sup>。

仮に「公営墓地等を有する市町村」1 団体あたり、5 箇所の公営墓地を有していると仮定すると、公営墓地の数は 3,825 箇所、ほぼ 4,000 箇所。

令和4年の衛生行政報告例での「地方公共団体」の墓地数は 30,039 箇所。

厚生省・衛生行政報告例にある「墓地」の数・内訳



つまり、25,000 箇所をこえる『地方公共団体』の墓地は、墓地の土地

は所有しているものの、その土地の上にある墓地の管理・運営の実態については、集落墓地（あるいは共同墓地、ムラ墓地、地縁（団体）墓地と大きく変わるところではない。

<sup>25</sup> なお、平成 26 年度 厚生労働省厚生労働科学研究「墓地行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」における公営墓地の実態調査では、公営墓地を有している地方公共団体は 33%であった。しかしながら、そもそも公営墓地を有している（と認識していない）地方公共団体からの回答が得られ難いアンケートの設問構成であったことから、ここでの 44%という結果は、ほぼ実態を示しているといえる。

# 資 料 編

- ・地方公共団体に対するアンケート調査における調査票
- ・地方公共団体に対するアンケート調査における具体的記述回答(まとめ)
- ・民営墓地に対するアンケート調査における調査票
- ・民営墓地に対するアンケート調査における具体的記述回答(まとめ)
- ・[ 総 論 ]資料1から4



② [無] ⇒ その場合、何に依拠して、誰が、どのような方法によって、管理を行っていますか  
具体的に

例：財産区墓地については、墓地利用者らによる「組合」に一任させている。など。

( )

**[3-1] 管理状況-該当するものに「○」を付けて下さい。**

- ① [ いわゆる直営(現地管理事務所はない) ]
- ② [ 現地管理事務所を設置(市職員が対応) ]
- ③ [ 現地管理事務所を設置(指定管理者が対応) ]
- ④ [ 指定管理者以外の事業者へ委託 ]
- ⑤ [ (利用者などによる)墓地組合などの自治組織(による管理) ]
- ⑥ [ その他の管理状況であれば具体的に ]

⇒  
( )

**[3-2-1] 墓地利用者・埋骨に関する台帳に記載されている項目(該当するもののみ・複数回答可)  
※ 本問は、「公営(立)墓地」についてお答え下さい。**

(いわゆる「財産区墓地」「引継ぎ墓地」については、次問[3-2-2]でお答え下さい)。

- ① [ 墓所区画番号 ]      ② [ 利用者(名義人)氏名 ]      ③ [ 居 住 所 ]
- ④ [ 本 籍 地 ]      ⑤ [ 電話連絡先 ]      ⑥ [ 親類等の連絡先(縁故者) ]
- ⑦ [ 墓石施工業者名 ]
- ⑧ [ おさめられている遺骨については、許可証に準じた各事項全て ]
- ⑨ [ その他 ] ⇒ 具体的に

( )



⇒ ここでいう「使用者の死亡の確認」はどのようになされましたか

[ ]

[ 6] **【無縁墳墓について整理を行っている(行ったことがある)場合、無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例についてお答え下さい(複数回答可)】**

- ① [放置された結果、草が繁茂し、周囲の迷惑となっている]
- ② [放置された結果について、これを職員・作業員が対応しなくてはならず負担になっている]
- ③ [管理料の未納など、管理者「義務」が履行されていないことを放置することは出来ない]
- ④ [新たな墓地使用者へ対応するための、墓地用地が確保出来ない]
- ⑤ [その他] ⇒ 具体的に

[ ]

[ 7] **【無縁墳墓と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)】**

- ① [無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい]
- ② [無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない]
- ③ [放置された墳墓について職員・作業員が管理対応することはそれほど負担ではなく、整理の必要を感じない]
- ④ [無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る]  
⇒ 「疑問」について具体的に

[ ]

[ 8] **【使用者との連絡がとれなくなった場合等に備え、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか】**

- ① [している]
- ② [していない]

[8-1] **【縁故者にかかわる情報を事前に把握「している」場合についてお尋ねします】**

[8-1-1] **【どのような形で把握していますか(複数回答可)】**

- ① [使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている]
- ② [使用許可の申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている]
- ③ [その他] ⇒ 具体的に

[ ]

(※:使用許可の申請書や添付書面に記載させている場合、差し支えなければ、本調査票と共にその見本、雛型を同封して下さい)

[8-1-2] **縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか**(複数回答可)

- ① [いわゆる「管理料」が滞納された際、使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため]
- ② [地震、台風等の災害により墓地が被災した際に連絡をとれない使用者がいたため]
- ③ [特に何かがあったわけではないが、把握しておくのが有益と考えたため]
- ④ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-3] **縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください**(複数回答可)

- ① [直系血族 親等内]      ② [直系姻族 親等内]
- ③ [傍系血族 親等内]      ④ [傍系姻族 親等内]
- ⑤ [限定は設けていない]
- ⑥ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-4] **縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか。**

- ① [                      ]名  
⇒その人数とした理由を具体的に

( )

- ② [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-5] **把握対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報**(複数回答可)

(※差し支えなければ、本調査票と共に「縁故者」票の見本、雛型を同封して下さい)

- ① [ 氏 名 ]      ② [ 居 住 所 ]      ③ [ 本 籍 地 ]      ④ [ 電話連絡先 ]
- ⑤ [ メールアドレス ]      ⑥ [ 勤 務 先 ]      ⑦ [ 勤務先連絡先 ]
- ⑧ [ 使用者との続柄・関係 ]
- ⑨ [ その他 ] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-6] [把握した縁故者にかかわる情報について、変更の有無の確認や更新についてはどのようにしていますか(複数回答可)]

- ① [定期的に変更の有無を確認している]  
⇒ 頻度と確認の方法を具体的に

( )

- ② [使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している]  
③ [使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない]  
④ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-7] 縁故者にかかわる情報を把握するにあたって留意している点(複数回答可)

- ① [縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている]  
② [(使用者らが記載する場合)縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している]  
③ [縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受取する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている]  
④ [記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている ]  
⑤ [記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類(の写し)の添付を必要としている]  
⑥ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-8] 縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用

- ① [いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した]  
② [地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた]  
③ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[ 9] 「無縁改葬・整理」についてお尋ねします

無縁改葬・整理を行ったことがありますか

- ① [ 有 ]      ② [ 無 ]      ③ [ 検討はしている ]



**[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします**

- ① [保管している(する)]
- ② [一部保管している(する)]  
⇒ 「一部」とは、墓所区画内構築物のどの部分ですか(具体的に)

( )

- ③ [保管することなく処分している(する)]
- ④ [その他] ⇒ 具体的に

( )

**[9-3-1][保管している(する)][一部保管している(する)]とお答えした方にお尋ねします。**

**[9-3-1-1] [保管／一部保管している(する)]とした理由(複数回答可)**

- ① [構築物に関する権利保護のため]    ② [構築物に関する宗教的感情への配慮から]
- ③ [その他] ⇒ 具体的に

( )

**[9-3-1-2] [保管／一部保管している(する)]期間**

- ① [永年]
- ② [        年程度]  
⇒ 当該年数とした理由・根拠を具体的に

( )

- ③ [特に定めてはいない]

**[9-3-1-3] [保管／一部保管している(する)]場所(複数回答可)**

- ① [墓地内に設けた所定の管理する場所に集積・管理]
- ② [(幾つかの公営(立)墓地を有している地方公共団体の場合)いずれかの公営(立)墓地にまとめて集積]
- ③ [墓地ではないが、公有地に移動、そこで管理]
- ④ [委託・提携している事業者が管理する所定の場所]
- ⑤ [その他]⇒具体的に

( )







[12-2] [(振り返って)無縁になることを抑制するための工夫、制度、方策として実施していることは何ですか](複数回答可)

- ① 縁故者の情報について、事前に提出していただく。
- ② 管理料滞納時には直ちに連絡する。
- ③ 管理料徴収の間隔を短くする。
- ④ 管理料徴収以外の「会報」などの発行、送付(会報誌等により無縁化防止の啓発、送付物返還時には早期の所在確認対応)。
- ⑤ 生前承継の対応の柔軟化。
- ⑥ 承継者がいない場合の当墓園・霊園の制度や園内(合葬)施設の紹介・誘導。
- ⑦ 墓所区画内構築物撤去に際しての補助・割引。
- ⑧ (固定電話以外に)携帯電話番号の登録促進。
- ⑨ メールアドレスの登録促進。
- ⑩ 老人施設や療養施設に移った場合には連絡先を申し出てもらう(元の住居に戻らず、住居が売却され手がかりが無くなることを防止する)。
- ⑪ 荒廃し始めた墓地区画は音信不通になる可能性を含んでいるため、墓地美化に協力を依頼する連絡を取りつつ所在を確認する。また墓地の維持が継続できるかを察知し可能な対応を図る。
- ⑫ 無縁墳墓に対する当墓園・霊園における対応等について周知、理解していただく。
- ⑬ その他(下記に記入して下さい)



以上、どうもご協力ありがとうございました

最後の「一覧表」の記載についても、お願い致します

公営墓地一覧表（地方公共団体名「」）

この1枚で書き切れない場合にはコピーして、全ての「公営墓地」についてご記入下さい。

・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。	墓地名称	所在地	区画数	使用者数	開設年 (西暦表記)	管理事務所の有無
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						
・行政管理 ・財産区墓地 ・その他 ※:何れかに[O] を付けて下さい。						

## 地公共団体「その他」回答集－記述回答一覧

### 3-①4.その他 具体的に

- 村営墓地経営規約
- 使用者管理組合に委託
- 様式等は内規で定めている
- ○○町墓地の管理に関する内規
- 伺定
- いわゆる「財産区墓地」については箇所数・区画数ともに把握していない。
- 当市の墓地は全て財産区墓地になり、これらは墓地使用者らによる運営に一任されている。
- 「○○公葬地墓地使用に関する事務取扱基準」で定めている
- 管理、運用に管理していないため
- それぞれの墓地管理組合規約において管理や清掃について規定。
- 募集要項

### 3-②の依拠方法

- 名義のみ市となっており、墓地使用者による管理・運営がされているため、使用規則は定めていない
- 墓地使用者らによる組合に一任させている
- 規則等を設けていないので、墓地使用者個人で管理している
- 管理は○○町社会福祉協議会に委託している
- 町所有名義のため、町が管理を行っている
- 財産区墓地については墓地使用者らによる自治会に一任。
- 管理は地元団体が行っており、収骨や改葬の受入時に市環境課が窓口となり手続きを行う。
- 墓地、埋葬に関する法律
- 墓地使用者・管理組合に一任させている。
- 財産区墓地については墓地使用者による「護持会」ごとの規約により管理させている
- 財産区墓地については墓地使用者らによる「組合」に一任させている。
- 全て財産区墓地であり、お寺の和尚さんに一任している。
- 「墓地、埋葬等に関する法律施行条例」では設置基準、施設の基準が定められており、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」では墓地等の経営の許可申請や届出がさだめられている。使用については墓地使用者らに一任している。
- 環境整備については墓地使用者及び地区住民により行い台帳整備等については担当課により行っている。

- 依拠する例規はなし。使用料の徴収はなし。必要の都度、〇〇市管理課が通路等共用部分のみ修繕等維持管理を行う。
- 土地の名義については町有村となっているが、墓地の運営・管理については墓地利用者による管理組合で管理されています。
- 財産区墓地については墓地使用者らによる「組合」に一任されている。
- 〇〇市の土地を無償で「一般財団法人 〇〇市まちづくり公社」貸与し、霊園の設置・運営・管理を一任しているため財産区墓地に該当する。「一般財団法人・〇〇市まちづくり公社」にて「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく規則や規定を定め、運営・管理している。
- 墓地使用者らに一任

### 3-1⑥のその他説明

- 現地に事務所はない（公民館内）。指定管理者が対応。
- 墓地使用者に一任している
- 維持管理（除草作業）等については⑤
- 基本は、シルバー人材センターへ委託しているが、市職員が対応するときもある。また、自治会によって管理している墓地もある。
- 自治体及び墓地組合による共同管理
- 一部事務組合による運営
- 国内清掃、緑化管理については事業者へ委託
- 利用者各々が墓地を管理している。ゴミ収集は自治体が行っている。
- （一部の霊園について）墓地組合などの自治組織に管理を委託
- 基本的に直営であるが、3ヶ所ある市営墓地のうち1ヶ所は管理事務所を設置、その管理事務所の受付事務等のみシルバー人材センターに委託、運営に関しては直営で。
- 全て直営であるが、一部の墓地には管理事務所がある。市の職員や委託業者が常駐しており墓地の見回り等を行っている。
- 現地事務所を設置（一部事務組合の職員が対応）
- 現地管理事務所を設置（市職員及び指定管理者以外の事業者へ委託）
- ほとんどの業務が直営だが、墓地全体の草刈りなど一部業務について業者委託をしている。
- 共有地の除草などは業者に委託している。
- 詳細不明
- 各市営墓地に1名ずつ墓地管理人を配置
- 隣接する火葬場が管理事務所に準ずるものとして市職員が対応。書類受理等の事務は本庁職員が対応。
- 全て財産区墓地であり、お寺の和尚さんによる管理をしている。
- 現地管理事務所を設置（委託業者が対応）

- 現地の管理（墓地案内・巡回等）のみ委託。各種手続き（埋蔵届・工事申請等）は市役所（本庁）で受付
- 一部管理者を設置していない墓地がある。設置しているものに関しては管理者以外の個人に委託している。
- 直営だが、草刈り等一部委託している。
- 当市が管理している 13ヶ所の公営墓地のうち、××霊園のみ②、その他は①
- 葬斎場及び墓地管理を町内事業者に委託
- 清掃が墓標設置確認等は事業者委託。許可・届出等の手続き、工事修繕、光熱費の支出は町対応。
- 管理者は町で委託し、管理組合による管理
- 3ヶ所 直営 1ヶ所 指定管理（現地管理事務所なし）
- 個人（地域住民）へ委託管理、現地管理事務所の設置無し
- 墓園の草刈りや清掃については（公社）〇〇市シルバー人材センターへ業務委託
- ××墓園は市環境保全係、××墓地は〇〇出張所、××墓地は、〇〇支所で主に管理している。その墓地は最低限の草刈り、除草剤撒きをする程度の管理をしている。

### 3-2-1⑨その他の説明

- 書類等の送付先。保証人の氏名、住所、連絡先（※使用者が市外居住の場合）
- 埋葬者氏名、埋葬年月日
- 保証人の本籍、住所
- 埋蔵記録→管理者氏名、生年月日、死亡年月日、埋蔵年月日、住所、本籍地、使用者との関係
- 管理料の振替口座、納入状況
- 許可日、許可番号、許可者移動歴等、工事履歴等、埋葬者
- 許可年度、許可番号
- 使用者との続柄、生年月日、死亡年月日
- 台帳なし
- 永代使用料、維持費
- 過去の手続きの履歴
- ・承認番号 ・承認年月日 ・使用料金額 ・管理料の納入状況 ・管理者情報（選任している場合に限る） ・住所等の変更履歴
- 墓碑名、使用開始日、使用期限日
- 使用者が町外の場合、管理者として町内の方の氏名と住所
- 郵便番号、支払方法、口座情報、承継・返還情報
- 許可番号、許可年月日、墓地使用料、管理料納入状況、工事歴
- 墓地の使用場所、墓地の面積
- 許可証再交付年月日、区画面積、使用料金、整理番号、使用許可日
- 台帳はない

- 市外在住者は「管理人」として市内在住者とともに申請
- 墓石棟設置状況、永代使用料、墓地管理料収納状況
- 墓地所有者については上記に加え「生年月日」、おさめられている遺骨については「住所」、「本籍」、「氏名」、「埋葬日」のみ記載
- ・墓石名称・使用許可年月日
- ・使用許可日・墓所種別（普通・芝生）及び面積 ・墓所区画の現状、工事の状況（墓石等の建立状況） ・使用料、管理料の金額、請求日及び納入状況 ・交渉履歴
- 使用料（利用許可時に支払う金額）、管理料、口座情報（管理料の口座振替希望者のみ）
- ・生年月日・性別・発意使用開始日（許可日）・管理料の支払状況・口座情報（口座振替の場合）・過去の交渉履歴等・許可番号・許可年月日 ・⑥については使用者にやむを得ない事情がある場合にその親類等の連絡先等を記載
- ②使用者の住所が市外の場合は管理人の住所・氏名
- 許可年月日、許可番号、使用料、承継年月日、前使用者との続柄、管理料支払い方法等（納入通知書払・口座振替の別、送付先情報、口座振替情報）、前使用者情報（氏名、住所、本籍）、埋蔵者情報（氏名、住所、本籍、性別、死亡年月日、埋蔵年月日）、改葬情報（改葬許可年月日、改葬先所在地、改葬先名称）
- ・面積・墓標・使用者の生年月日 ・本籍、住所変更の記録・使用許可証再交付の記録 ・墓地返還の記録等
- 許可番号、許可年月日、霊園名、使用面積、永代使用料、管理料
- 各護持会にて墓地使用者・埋骨に関する台帳を作成している。
- 公営墓地及び財産区墓地も地元に残しているため管理内容は把握していない。以降の質問も同じ
- 墓地管理料支払状況等
- 許可番号、許可年月日、使用料、管理者氏名、管理者住所
- 当市の公営墓地は、かつての町管理時代からこれまで十分な台帳の手入れがなされておらず、数十年前の区画使用開始時に情報を記録したのみ、それも使用者の氏名だけで住所すら記録されていない区画もあるような状態である。現在市営墓地全区画を対象とした使用者調査に取り組んでおり、上記回答項目については「使用者以外の連絡先」として記載欄を設け任意記載としている。
- 永代使用料・申請日・永代使用料徴収日・許可日・区画面積・建立の有無・管理料
- 使用面積、使用料、管理人情報（氏名・電話番号・住所）\*使用者が市外在住の場合、使用者とは別にしない在住の管理人を選定する。
- 設立日または申請日
- 承継予定者の氏名、電話連絡先（平成 25 年 4 月 1 日以降）
- 使用許可年月日、墓石名
- ・生年月日 ・住民区分 ・使用料 ・貸出理由 ・区画面積 ・納骨情報 ・使用開始日、終了日
- 埋蔵者の氏名・性別・本籍・生年月日・死因・死亡地・死亡年月日・埋蔵年月日
- 埋葬状況（誰の遺骨が埋葬されているか） 管理料の納入状況 代理人の氏名、住所、電話番号
- 使用面積、使用料、管理料、利用許可日、納骨者、納骨日、死亡日、使用者との続柄
- 使用許可日、許可番号

- 使用者の名前、承継予定者の氏名、生年月日、居住地、本籍地、電話連絡先、使用者との続柄
- 使用許可日、使用者情報変更履歴、保証人情報
- 許可年月日
- 墓所使用年月日、墓所使用料、墓所種別、保証人の連絡先
- 使用許可年月日、許可番号、墳墓設置承認年月日、墳墓工事完了年月日
- 承継、許可再発行、着工、廃止の届履歴
- ・埋火葬許可証及び改葬許可証を台帳に保管 ・管理料の納入記録を記載
- 市では管理していないため不明
- 管理していない。
- 使用者の生年月日・墓園名許可番号・許可年月日・使用料・管理料（××中央霊園のみ）・墓地内工事など納められている遺骨については、氏名・生年月日・本籍・死亡地・死亡年月日・死因（法定伝染病またはその他）・埋蔵（埋葬）年月日
- ・使用者の生年月日・墓地使用許可証の許可年月日、許可番号及び管理料・納められている遺骨については、氏名、性別、死亡年月日、本籍、申請者との続柄、埋葬または火葬の場所及び火葬年月日
- 利用状況⇒石碑または塔婆
- 墓地使用者が市外居住者の場合は、市内居住者の代理人を設定し代理人の氏名、住所、本籍、連絡先を台帳に記録。
- 工事等の履歴
- 区画面積、使用許可年月日、使用者生年月日、申請届出履歴
- ・墓標設置有無・承継届提出・埋葬・返還届提出
- 寸法 許可番号 許可年月日
- 使用者情報：使用者の生年月日、初回の使用者との続柄、承継年月日 墓地区画情報：面積、区分（芝生墓地、平面墓地等） その他：永代使用料金額、管理手数料金額、使用許可年月日
- 納骨台帳は死亡日、火葬日、納骨日も記載
- 管理料、金額、開始日、終了日、入金日
- 宗教法人や墓地使用者らによる組合等の墓地管理者へ一任している。以下同じ。
- 墓地使用者の承継・許可証再発行履歴
- 納められている遺骨について・納骨年月日・死亡者氏名・性別・本籍・死亡前の住所・使用者との続柄・死亡年月日・火葬の場所・火葬年月日
- 区画面積、使用料金、賜与許可申請年月日、使用許可日、納められている遺骨の氏名、死亡年齢、性別、死亡年月日、埋蔵年月日
- 区画面積、勤務先、勤務先電話番号、世帯主、使用料、管理料、口座情報、通知書番号、許可年月日
- 使用許可日、使用開始日、墓石建立期限、使用料、単価、面積、墓誌・碑文情報、生年月日
- 許可日、面積
- 納められている遺骨については埋蔵・改葬年月日、性別、死亡年月日、使用者との続柄、埋蔵・改葬の別
- 許可年月日、届出等の履歴、工事の着手日

- 墓地使用料、使用者が市外の場合に市内居住の方を代理人として登録、続柄、性別、死亡年月日、死因、埋葬年月日
- 使用区画の面積、許可年月日、許可番号、代理人氏名（使用者が村外居住の場合、村内居住の代理人を立てる）、代理人住所、その他「摘要欄」に工事着工・完了日や火葬年月日などを記載。
- 墓石写真
- 許可年月日
- 管理料の代納人、住所、本籍地、氏名、電話番号
- 許可年月日
- 管理人を立てている場合、管理者の住所氏名
- 工事期間、困障を含めた施設の概要、埋火葬または改葬許可証
- 面積、申請受付年度、申請日、許可年月日、使用料納付年月日、納骨日、遺骨氏名、承継情報、管理人、管理人住所、備考
- 墓誌は分かる範囲で記載している。

### 3-2-2⑨その他の説明

- 不明
- 所属寺院名称
- 不明、または管理している寺院等
- 地目・面積
- 台帳が存在しない
- 墓地使用料、使用者の生年月日、墓地使用許可年月日
- 台帳が存在しない
- 埋蔵記録→管理者氏名、生年月日、死亡年月日、埋蔵年月日、住所、本籍地、使用者との関係
- 財産区墓地、引継墓地は市内に存在しているものの詳細の把握はできていない
- 各送金等で管理しているため詳細不明
- 台帳を管理していないため不明
- 使用者移動履歴、工事履歴
- 台帳なし
- ○○財産区である××霊園の一部以外は把握していない。
- 管理は組合で行っているため不明
- 把握していない
- 市では墓理法に基づいた墓地管理者情報のみ把握。納骨者情報の管理は核管理者で行っている
- 台帳は東日本大震災津波で流失した
- 不明、把握、管理していない
- 墓石等設置状況、永代使用料\*引き継ぐ前の台帳についてはこれらの項目が記載されていないものが多数あります。

- 財産区墓地、引継墓地なし
- 箇所等を把握しておらず台帳が存在しない
- 各墓地によって状況が異なるため回答不可
- なし
- 管理していないので不明
- 市では把握していない
- 不明
- 設置又は申請日、埋葬者（墓石に機作のある範囲）
- 墓地の所在地、面積、所有者以外の詳細が不明
- 管理は地元の自治会等で行っているため、把握していない。
- 財産区墓地及び引継墓地については台帳を作成しない
- 不明
- 本市では把握していない
- 把握していない
- 墓地の所在地のみの記載。補足する情報があれば都度入力。
- 墓地管理組合等での管理をお願いしている。
- 使用者ではなく管理者の氏名、住所、電話番号、敷地所有者の情報が記載されている。
- 台帳は管理委員会等にて管理されているため不明
- 管理組織に一任しているため不明
- 市営墓地以外は台帳を作成していない。自治会や地域住民で組織を立ち上げてもらい、それぞれで管理してもらっている。
- 把握していない
- 当市においては地元から墓地の管理者を選任し墓地の管理を行っており、墓理法施行規則第 7 条第 1 項の規定により墓地の管理者に帳簿の備え付け義務があるため、帳簿に記載の項目について当市は把握していない。
- 原則、使用者情報はない
- ・改葬申請書の住所及び氏名・改葬申請者と死亡者との続柄・改葬申請者と墓地使用者との関係  
・改葬場所及び年月日・墓地、埋葬等に関する法律施行規則に基づき、台帳の整備を案内しているが、実際の記載項目については各墓地の管理者による。
- 不明
- 許可年月日、手続き履歴
- 管理内容にて不明
- 市有墓地（財産区墓地）を管理している自治会が台帳管理須する為に必要な事項
- 市では管理していないため不明
- いわゆる「財産区墓地」「引継墓地」について、当市では台帳等による管理は行っていません。
- 許可当時の代表者氏名及び住所
- 不詳
- 市で台帳の整備は行ってない

- 本問でいう財産区墓地、引継墓地について、市では使用者や埋骨の情報を把握していない。
- なし（把握していない）
- 台帳なし
- 財産区墓地の管理運営については地域の慣習により行われており、上記①～⑧全てについて、市及び財産区では把握していない。
- 不明、どのような管理をしているか調査していない。
- 不明
- 所在地、面積
- 前使用者の使用許可年月日、許可番号、相続する理由。住民票、並びに前使用者との関係を示す書類。前使用者が死亡の場合はそれを証明する書類。
- 墓所名称、墓所所在地、墓所地積
- 墓地所在地

### 5③使用者死亡確認方法等

- 現地調査による
- 使用者の戸籍（除籍）
- 戸籍住民票等により確認する。
- 住民票等の公用請求
- 墓地システムが住基と連携している
- 戸籍調査
- ・利用者の埋葬、火葬許可証が提出されているにもかかわらず承継届が出ていない・郵便物が届かなかったため調査をした結果、死亡が判明
- 市への死亡届、戸籍調査
- 本籍人であれば届出等により
- 住民基本台帳及び戸籍により確認
- 合葬式墓地の整備に当たり従前の墓地使用者にアンケートを送付した際、宛所不明で返送され、戸籍調査で死亡が確認された。
- 住民基本台帳
- 滞納期間に抛ることなく、定期的に行う使用者調査や通知文の未達・管理料滞納時の調査で戸籍・住基等を確認。その結果、死亡の確認がとれる。
- 住民票
- 戸籍調査やラミネート（看板）設置後の関係者からの連絡により把握
- 住民基本台帳及び公用請求にて
- 住民票公用請求により
- 戸籍の公用請求
- 戸籍調査

- 戸籍での確認
- 事例がない
- 通知不達の利用者について追跡調査を行い、死亡が判明した。
- 住民票、戸籍にて確認
- 住民基本台帳で確認
- 住民基本台帳（市内在住者）
- 戸籍調査
- 墓地システムに個人情報（死亡）が反映されるため。
- 住民票及び戸籍等歩n
- 戸籍情報にて確認
- 戸籍謄本
- 戸籍調査による戸籍謄本などで確認
- 戸籍の公用請求等
- 戸籍の公用請求
- 住民票等
- 契約から10年たった使用者へ住所等に変更がないか4年ほどかけて郵送物を送り、調査した。届かなかったものは戸籍担当部署へ確認した。
- 住民記録と連動した管理を行っているため、住民記録が本市にあればシステム上で確認することができる。
- 住民基本台帳
- 住基及び公用請求、納骨の届出で確認
- 戸籍調査、埋葬者台帳の記載
- 市内在住の方は住基と連動しているため、死亡の確認が可能
- 遺族からの申し出等（お寺も含む）

## 6⑤その他の説明

- まだこのようなケースはない。
- 撤去はしていません
- 墓地使用权の返還があった場合、新たに使用者の募集を行うことで収入増につながるため
- ③を放置すると①、②につながる恐れがある
- 東日本大震災津波のため流失したので不明
- 現在は該当がないが③が無縁墳墓を放置しておけない理由として考えられる
- 無縁墳墓に関する情報・相談等なし
- 墓地拡張、整備工事の支障となった
- 事例がない
- 整理を行ったことがない

- 倒壊の恐れあり周囲の墓所に損害を与える恐れがあったため
- 無縁墳墓について整理を行ったことはない
- ××墓地の土地を××寺に急遽返さなくては行けなくなったため行った。

## 7④の疑問内容

- 適切な手続きをしても裁判になり、市側が不利な判決になる場合があると伺ったため。
- 無縁改葬を行った後、墓の所有者を名乗る者が出てきた場合の対応について
- ・どの程度戸籍追跡調査を行ってから縁故者なしと判断するのかの基準。・改葬した後に使用者が発見された場合、どうするのか。
- 遺骨の処理方法及び墓石の取壊しの際の法的手順が不透明
- 条例の規定により滞納を原因とした使用許可取り消した後、原状復帰をしない場合、どの様に代執行の手続きをすればよいか分からない。
- 条例には使用権の消滅について記載はあるが、どのような手続きになるか事例はない
- 手続きを行って行く中で損害賠償請求が発生する恐れがあるため
- 個人財産である墓石を処分してよいかどうか
- 当家側で対応する（縁故者）がない場合の対応
- 各護持会にて対応しているため
- 墓石については財産と見做され、撤去後に使用者親族等から裁判を起こされた場合、墓地管理者が敗訴した判例を確認したことがある
- 無縁改葬後の墓石の取扱が明確にされていない。
- ⑤
- 墓石等の処理方法について整理されていない。
- 無縁改葬後に撤去する墓石について市で処分するか、保管するかの手続きについて法的な疑問が残る。
- 後段 9-3 の間に繋がるが、墓所区画内の構築物を撤去するにあたっての根拠が各自治体によりまちまちで、取扱いを検討する上で苦慮している。
- 縁故者の範囲、遺骨の保存期間
- 遺骨の処理
- 代執行による墓石の撤去後、請求を誰にすればよいか分からない。
- 無縁墳墓であることの調査（墓地使用者及び縁故者等の存在確認）についての調査方法及び調査期間が明確でない。無縁改葬後の焼骨を合祀するまでの保管期間が明確でない。無縁改葬後の墓石等の処分方法が明確でない。
- 墓石の所有権等の権利関係を解決する必要があるのでは
- 遺族ではない者が主宰者となって積極的に改葬を進めてゆけるのなら、誰でも主宰者となってお墓関係の契約をできるのではないかと認識してしまう。

## 7⑤その他の説明

- 無縁墳墓がいっぱいで骨壺を入れるスペースがない
- まだこのようなケースはない
- 墳墓を整理することに法的な懸念や倫理的抵抗があるため。
- 現在、無縁改葬について検討中だが、改葬先が確保出来ていないため。
- 遺骨が埋葬されている場合にどこに移すかが課題
- 前例がなく遺骨の改葬、墓石の処分方法（保管場所、費用など）の具体的な取り決め（条例、規則）がないため
- 現在、使用者不明の墓を整理するため関係者を確認する看板を掲示している。条例上、使用者の所在が不明となってから10年経過後に改葬できる。
- 該当するものがない
- ①と重複するが、予算が付かない場合。しくは財産区墓地において石材が巨大もしくは立地的に撤去が難工事となる場合や土葬墓地として敷地が広大な場合等
- 東日本大震災津波のため流失したので不明
- 条例に使用権消滅に関する記載はあるが、これを満たさないため着手できていない。
- 現状では無縁墳墓と思われるが、本当にそうであるのかの確認にかかる人的負担が大きい。
- 数十年単位で放置されており公営墓地自体の運営も今後どの様な方針で行っていくのか決まっていない状況では整理等に着手できない。
- 本市では数年以内に合葬墓を整備する予定。そうして無縁改葬の受け皿が整ってから本格的に無縁墳墓の整理に着手する予定
- 本当に縁故者がいないのか不明な場合もある。
- 現段階で無縁墳墓と思われる墓地がないため該当なし
- 無縁墳墓に関する情報、相談等なし
- 無縁改葬寺の遺骨の改葬先の確保が困難
- しばらくの間、整理を検討していない
- 無縁墳墓に該当する墳墓がない
- ・縁故者の調査対象範囲をどのように設定するか。仮に民法の親族「6親等以内の血族」及び「3親等以内の姻族」を調査範囲とする場合、「縁故者なし」と判定するために業務料が多額であり、調査時間を要する。・縁故者が判明しても相続拒否をされた場合の対応をどうするか。・台帳に本籍地が未記載など調査不能の場合どうするか。
- 管理手数料を3年滞納した場合、整理の対象となるが、これまで対象となるケースがなく今後は整理を行う予定。
- 本市の市営墓地において無縁墳墓に該当するものはなく、具体的な整理手法等にかかる検討までは至っていない。尚、財産区墓地については、これまで積極的に関与しておらず無縁墳墓と思われる墓

地があり、財産区墓地上にある樹木等が近隣住民に対して負担を与える事例が散見されることから今後の対応が課題となっている。

- 改葬・整理した後に、管理者の縁故者が名乗り出てくる可能性が懸念されるため。
- これまで無縁墳墓となった例がなく、初めての試みであるため
- 墓じまいや墓地を必要としない埋葬（散骨等）の普及により、墓地の需要が減ってきていることから、整理後の新規利用者が見込めない
- 条例による使用権の整理方法、焼骨の処分、墓石の処分方法に疑問が残る。

### 8-1-1③の具体例

- 令和5年度に条例及び規則改正し、申請時に代理人の選定を行うこととした。ただし、令和5年度以前の利用者については把握していない。
- 承継者の記載と承諾した旨の同意書
- 申請者の住所が市外の方は市内に住所を有する管理人を定める
- 町外居住者に対して、代理人を選定するよう案内している
- 本人以外の親族から連絡があつと際などに、氏名・続柄・連絡先を聞き取るほか、書類提出の際に差し支えなければ副連絡先としてできるだけ聞き取り。縁故者情報を申請の条件とはしていないため、特に様式はない。
- 使用許可の申請書に「管理人」という形で使用者と連絡が取れなかった場合連絡先を記載してもらっている。
- 戸籍謄本及び世帯全員の住民票の写しを添付
- 台帳の情報更新作業に合わせて順次縁故者の把握に取り組み始めた。
- 3-2-1で回答したように、あくまで任意ではあるが情報の把握に努めている。使用者調査完了後の大規模整備に備えて新規公募を停止しているため、使用者調査票を添付します。
- 年に1度墓地管理者調査を行っている。
- 承継の際に法定相続人の範囲内から同意書を聴取している。
- 本市管理の霊園の申し込む際に任意で承継予定者の情報を提供してもらっている。
- 戸籍謄本、住民票を添付
- 本市以外の方が使用者になられる場合に限り、保証人という形で保証人選任届を提出してもらっている。
- 送付先設定により一部把握
- 申請時、戸籍謄本を提出
- 埋蔵届に縁故者にかかわる情報を記載させている
- 使用者が町外に住所地の場合は保証人届を提出するものとしている
- 市外在住者には代理人届の提出を促し、〇〇市に居住する縁故者の登録を人で求めている。※市内在住者には求めている。

- 町外に転出される際は、町内の方で代理人を定めていただくようになっています。代理人の選定が困難な時は、移動先の分かる住民票と誓約書を提出載いて居ます。
- 本市では3～4年の間隔で新規の使用許可を行っており、前回（R5年度）の使用許可より、無縁墓発生を未然に防ぐ手段として試行的に縁故者の情報を記載した書面の添付を求めることにした。
- 町内在住者
- 合葬墓の生前予約の申請書に主宰者の情報を書く欄がある。

### 8-1-2④の説明

- 使用者が死亡した際に今後墓地の管理をする人間を明確にするため
- ①、②に至ることがないように
- 墓地使用者と連絡が取れなくなった場合に備えて
- 永代使用权のため継承者を把握し連絡可能なため
- 本人の住所変更や死亡時の調査の助けとするため
- 経緯不明
- 条例で添付書類として定めるもの
- 承継者把握の手がかりにつなげるため
- 使用者死亡を把握した際に場合によっては承継手続きが滞ると考えるため
- 従来徴収していなかった管理料の徴収に向け使用者確認を行っていた際に、今後の無縁化防止の必要性を感じたため
- 諸般の事情によって使用者の本籍地情報収集が見送られたため、使用者と連絡がとれなくなった場合に備えて、任意ではあるが把握するようにした。
- 使用者が死亡した場合に、後の手続きを行う者を事前に決める必要があるため。
- 墓地台帳整理のため
- 施設入所などにより送付先変更の必要があるため
- ○○町××霊園条例に規定
- 墓地の管理に問題が生じた際に、町内在住者を代理人として予め定めておくことで早急な問題解決につながると考えたため
- 市の条例で合葬墓の生前予約の場合、主宰者の情報を書く欄があるから
- 祭祀の主催者として埋葬者・使用者志望承継時の確認書類の一部に戸籍謄本の提示を求めている。また、使用者死亡承継時には他相続人からの承継同意書の提出を求めている。

### 8-1-3⑥その他の説明

- 村内に住んでいて生計を別にしている者

- 継承時に〇〇市民でありかつ使用墓地の管理が可能である者。
- 次に利用権を引き継ぐ方の情報を申請時に記入させている
- 使用許可申請の添付書類として、戸籍謄本または住民票の写しを必要としており、それをもって承継者を確認している。
- 祭祀主催者となるべき者であり、使用者が指定した者。
- 法定相続人の範囲内にいる親族
- 本市に住民登録のある親族
- 一般的には町民（〇〇に住所をおかれる方）
- 親族（次期管理予定者）
- 民法に規定されている範囲。親⑥ 姻③
- 墓地使用者の直系卑属

#### 8-1-4①の理由

- 代表もしくは親しい方と判断に至る最低限の人数を把握
- 不明
- 利用者が死亡した場合の管理料先として登録
- 承継届受理数
- 1名で充分だと判断したため
- 申請者の記載欄が1名分のため
- 管理料納入を防ぐため
- 利用者となる方の次に利用権を引き継ぐ方（承継者を把握するため）
- 代理人として把握する必要があるため
- 不明
- 不明
- 管理人として1名のみ記載するため
- 以前は縁故者情報を求めていなかったが、最低限承継予定者の情報は把握しておこうとの判断
- 配偶者及び子供を想定
- 1名の場合、死亡したら追っていけなくなるため
- 特に理由なし
- 祭祀財産は複数人で共有する性質の財産ではなく、祭祀に関する決定を円滑に行う上でも、祭祀主宰者1人であることが望ましいと考えられるため。
- ・申込用紙のスペースによるため ・任意での記入をお願いしているため
- 不明
- 戸籍謄本の情報を確認
- 名義人と連絡がとれなくなった場合の連絡先として申請書に記入していただくようにした際、複数名にする考えはなかったため。

- 特にないと思われる
- 市外在住の使用者には負担とならないように代理人届を一枚一名分提出してもらっている。
- 使用する際に承継者がいることを条件としているため
- 試行的に次に墓地使用権を引き継ぐ予定の親族（次期管理予定者）を伺ったため。
- 不明
- (1) 墓地が被災した際、早急な対応が可能な人数が必要なため (2) 承継予定者を指名させるため
- 使用者に事故等があった場合に、承継等にかかる手続きを円滑に行うことができるよう、最低 1 人の保証人の情報をはあくしているもの（条例や規則で人数の定めはない）。
- 代理人としての人数を 1 名としている
- 埋蔵するのに必要な人の数は 1 名だから。主宰者は承継者とほぼ同じ意味だから。2 人以上だと相続になってしまう。

#### 8-1-4②の理由

- 特に定めていない。墓地使用許可時に住民票や戸籍等の添付資料により把握できた者のみ。
- 特に定めはない
- 人数を設定していない
- 使用者と同世帯員分
- 特に制限を決めていない
- 人数は設定していない。承継等の手続きの際に、世帯禪院、続柄、本籍記載の住民票の写しを提出させ把握している。また、申請書に親族等連絡先として 1 名記入させている。
- 事前把握はしていない
- 人数は規定していない。別添「利用者の個人情報及び債権管理に関する同意書」に使用者と連絡が取れない場合に親族の連絡先を記入するよう案内している。1 名分記入できるようしきとなっているが複数人記入することも可としている。又、使用許可の申請時に添付書類として使用者の全員の住民票の写しを添付させており、住民票の写しで縁故者にかかわる情報を把握している。
- 人数に関する規定は設けていない
- 提出された戸籍謄本等の情報による。

#### 8-1-5⑨を具体的に

- 生年月日
- 戸籍全部事項証明の記載内容による
- 生年月日、墓地の使用許可番号、墓地の場所及び種別
- 生年月日

- 生年月日

#### 8-1-6①頻度、方法

- 未定

#### 8-1-6④その他の説明

- 不定期だが、使用者に対して申請時の情報に変わりが無いか、通知を発送し確認をしている
- 戸籍などや相続人の承諾書
- R4年度から使用者調査を開始、R8年度をもって終了予定となっている。現時点では③の状態であるが、これでは不十分であると感じており、今後管理料の徴収と合わせて2～3年おきの情報更新を検討していくべきであると考えている。

#### 8-1-7⑥の具体例

- 前記の通り墓地使用許可の際に住民票や戸籍等の添付書類から分かる内容を職員が台帳に記録しているだけであり、縁故者としての届出はしてもらっていない。
- 特になし
- 留意点は特になし。
- 特になし
- 将来の承継に備える目的であることから、使用者より下の世代（子や孫）、最低でも同世代の縁故者の情報を提供して貰っている。
- 戸籍
- 祭祀主宰者が市外に在住の方の場合は、本籍及び筆頭者が載っている住民票を添付させている。
- 使用許可時、承継届時に戸籍謄本の添付を必要としている。
- 届け出者が縁故者の情報を記載し、縁故者から同意を得ている。
- 縁故者にかかわる情報は使用者に記載してもらおうが、縁故者の承諾まで求めている。

#### 8-1-8③の具体的説明

- 現時点ではない
- 使用者が生存している間に墓地使用の継承をスムーズに進めることができた。

- 使用者が未届けのまま死亡・転居している場合、墓地使用の確認を行う際に、書類を送付する対象を他自治体にスムーズに照会できた。
- 特になし
- 使用者本人の居所不明、死亡時の名義変更の際の調査をスムーズに行うことができた
- 連絡をとりたい時に有効
- 承継時の案内を滞ることなくできる
- 使用者が死亡したが、使用者変更の手続きがされていない場合に縁故者に連絡することで手続きを行ってもらえることができた。
- 現時点で具体的効果・効用は得られていないが、これまでの未整理状態に戻さないためにも縁故者情報は必要であると考えている。
- 管理料が滞納されており、使用者が死亡していた際に祭祀主宰者に連絡をとることができた。
- 墓地の台帳整理
- 今のところ具体的な効果はない
- オープンしたばかりなのでまだ効果を得ていない。
- 墓所の異常や苦情を連絡し、現場に立ち会ってもらえた。
- 新規使用許可に係わる縁故者の把握を行ったのが R5 年度で間もないため、現在のところ活用できる機会が訪れていない。
- ②以外にも連絡事項が発生した場合にも有用。
- 承継者を探しやすくなる
- 墓地の管理に問題が生じた際に、早急な対応ができた
- 合葬墓の生前予約をした後に、主宰者の住所等が変更された場合、変更届がスムーズに提出された。

### 9-2-3③の具体的説明

- 管理を引き継ぐ意志があれば無縁を取り消し、引き継いでいただく
- 関係性の確認、及び承継の意向確認
- 親族から名義を承継されるとの申出があり、承継手続き後引き続き使用（過去数件）。
- 承継届の提出、または申述書による承継放棄
- 権利を主張する者が現れた場合には、承継をしてもらい承継の意思がない親族しかいない場合には、改葬の同意書をもらうことで進めた。その他のものも改葬を行ったと思われる。
- 今後は管理を適切に行っていただくように指導
- 承継案内、連絡先取得
- 当該区画を縁故者が承継するように指導
- 速やかに改葬公告の立札を外し、連絡者の住所、氏名、電話番号を記録、保持。
- 使用者が変更・死亡している場合は承継（名義変更）するよう説明

### 9-3②どの部分？

- 竿石を想定している
- 棹石（墓石の上部分）のみ
- 棹石
- 墓石
- 墓石（石塔）

### 9-3④の説明

- 指定管理者にて処分されるが、処分法（粉碎または業者等による長期保管）については問うていない。
- 一定期間保管し、その後処分
- 移転を勧めているため、現状撤去した話ができない。

### 9-3-1-1③の具体的説明

- 墓埋法、〇〇市営墓園条例、同規則に墓石の保管に関する定めがないため、民法第 162 条（取得時効）により 20 年間保管することとした。
- 処分方法を定めていない
- 民法による時効取得（20 年）
- 保管スペースが限られているため

### 9-3-1-2②理由

- 民法 162 条
- 根拠ともに不明。実際には予算の都合上、現在もそのまま。
- 墓埋法、〇〇市営墓園条例、同規則に墓石の保管に関する定めがないため、民法第 162 条（取得時効）により 20 年間保管することとした。
- 〇〇市霊苑条例第 15 条に基づき改葬または移転後 10 年を経過したときは当該墳墓を無縁墳墓とみなし処分する。
- 民法 162 条 2 項による

#### 9-3-1-4⑤その他の説明

- 場所（スペース）

#### 9-3-2-1③条例等の名前

- ○○町××霊園条例第 26 条
- ○○市墓地及び納骨堂条例 大 1 2 条
- ○○市営××霊園条例第 15 条

#### 9-3-2-1④その他の説明

- 縁故者より処分することについて書面による同意を得ているから
- 過去には①の考えにより墓石の処分を実施したが、現在は個人財産である墓石を処分することの法的な解釈について疑義がある。

#### 9-3-2-3④のその他の説明

- 処分を含めた撤去工事を市財務規則に従い発注
- 処分実績がないが、見積合わせ等により選定した撤去業者に処分を委託することになると思う。
- 処分実績なし
- 令和 3 年紋別墓地整備工事で処分した。

#### 9-3-2-5①支払科目

- 墓地公園費
- 工事請負費
- 墓地公園管理、工事請負費、無縁墳墓撤去工事
- 施設修繕料
- 霊園管理費
- 墓地管理費

- 工事請負費
- 求償できない状況から市で予算計上を行った。霊園管理費、当市での無縁墳墓改葬及び撤去は初めて。今後の負担については不明。
- 工事請負費（解体・撤去） 墓石撤去工事費 \*本来であれば、使用許可を取り消された使用権利者に原状回復義務があるが、使用権利者が義務を履行しないときは管理者において原状に復し、これに要した費用は当該使用権利者の負担となる。使用権利者死亡により使用権が消滅した際は、市が原状回復を負担した。
- 「墓地管理事業」－「一般会計・衛生費・保健衛生費・環境衛生費」
- 衛生費 保健衛生費 環境衛生費 委託料
- 委託料
- 工事請負費
- 委託料の可能性が高いが記録が残っておらず不明
- 委託料－業務委託料
- 工事費
- 委託料
- 霊園施設費－工事請負費
- 未実施
- 公営墓地整備事業特別会計 公営墓地管理費 委託料
- 修繕料
- 維持修繕費
- 工事請負費
- 一般会計・衛生費・環境費・環境総務費・市営墓地管理費・委託料
- 修繕費
- 手数料
- 検討中
- 手数料で支出すると推察
- 委託料
- 役務費（手数料）

### 9-3-2-6①の具体的説明

- 法的裏付けの確認
- 墓石撤去における一連の業務の中で魂抜きの実施を求められているが、墓石や戒名だけでは宗派が分からないケースがある
- 委託料
- 墓石の保管の有無→有なら期間について

## 10④の具体的説明

- 新規受入を行っておらず、将来的な廃止を視野に入れた墓地においては以後使用不可区画としている
- 様子見
- 改葬・墓石撤去の実施については行っておらず、将来の墓園のあり方とともに検討。
- まだ方針が決まっていない。
- ××寺に返した

## 11④「無」の場合の遺骨取扱は？

- 行旅死亡人の納骨堂はあるが、改葬は受入していない。
- 現在、検討中
- 火葬場で導入
- 令和9年度に市営墓地内に合葬墓を建築予定
- 墓園内の一区画に当面の間保管している。

## 11-1⑥のその他の説明

- パウダー状にし、袋に入れる
- 現在、検討中
- 新しい骨壺に移し換える。
- 特に定めていない
- 骨袋に移し替え合葬する
- 無縁納骨堂周辺と合葬墓にて対応

## 11-2③のその他の具体的説明

- 最後に納骨された者の死亡日から32年後（三十三回忌で弔い上げをすることが多いという考えを採用）
- 処分できる根拠が不明確の為、保管期間が定められない。
- 特に定めていない
- 整備予定の合葬墓に行って期間埋葬しその後処分する
- 町内火葬場にて骨壺のまま引き取りしてもらう
- 特に定めていない

- 今のところ「永代」の予定だが、合葬墓に入りきらなくなった際は改めて方針を決定する。
- 施設の収蔵スペースに限りがあるため、今後保管期間の長い遺骨から合祀、合葬を行うといった計画を含め検討する。
- 特に定めてはいない

## 12 無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題

- 無縁改葬のための施設を所有していないため、使用権消滅の手続き終了後も霊苑区画内に墓石とご遺骨が残った状態となっている。承継意志のない血縁者が存命であるため、無縁改葬の手続きで現状復旧は難しいという課題がある。
- お骨が埋葬されたお墓は財産放棄の対象か
- 仮に墓石を保管することとした場合、保管すべき動産の範囲をどうするかが疑問である（竿石や聖標のみで十分か、台座や灯籠など一式全てを保管する必要があるか）
- 無縁改葬を行ったことはないが、縁故者の連絡先を予め把握しておく必要は感じる
- 本施設が 2022 年完成のため無縁墓等の事例がなく他自治体の例を参考に将来の安定した管理運営に向けて取り組んでいく。
- 無縁墳墓の墓石の所有権に関する全国統一的な決まりがない。
- 構築物や遺骨の保管数が増加する場合には、保管スペースが不足すると思われる。
- 疑問点 ・ 使用権取消後の墓石の取扱い ・ 埋蔵された遺骨の取扱い ・ 未納の墓所管理料の徴収方法
- 課 題 ・ 使用権取消後について、明確に定めた法令がなく根拠にできるものが少ない。
- 古い墓地では使用者の特定が難しい
- 墓理法に「縁故者」の定義の不明瞭
- 官報に掲載後、現地にて 1 年間看板を設置するが、申し出る者がいないにしても整理して良いか不安になる。
- 親族が承継拒否するかが、無縁改葬には反対するパターンがある。
- 撤去し一時保管期間、及び遺骨の無縁改葬後の保管期間について民法の規定により 20 年間とする予定であるが、この保管期間が必要であるのか？何年保管するのが適切か疑問である。
- 埋葬者の親族調査を行う事、またその範囲・外国籍の使用者調査（戸籍調査）の方法、またその範囲
- 人員や予算に対して未管理墓地として調査対象と、対象となりうる区画が多いため、少しずつしか対応できない。
- 縁故者の連絡はあってもほとんどの者は使用者の登録までには至らず、元気なうちは墓の世話をすが、子や孫にまで負担をかけるつもりはないと主張する。
- 構築物及び遺骨をいつまで保管すれば良いか。
- 本当に無縁であるかの判断が困難である。
- 墓地を廃止した後の跡地利用、墓石等の撤去費用を利用に移転を拒否

- ・利用許可取り消しの判定について→（取消処分に至る手続きについて聴聞会、決裁範囲など）・改葬を行う場合の実際の処理について→（委託か直営職員で行うか）
- ・費用負担を理由とした財政的問題（自費にて墓じまいを行う使用者の金銭的不利を含む）。・無縁改葬後の墓石及び遺骨の対処方法。・無縁墳墓増加による保管場所圧迫問題。

## 12-1 上記疑問点・課題をどのように解決したか

- まだ解決していない。本調査票の報告書を参考にさせていただきたい。
- 弁護士に相談し、お墓、お骨共に財産放棄の対象との見解を得た
- 保管することなく処分しているため保管しているケースの事例をご教示願いたい。
- なし。
- 未解決
- 市顧問弁護士や他自治体に話を伺い、他自治体の取消要領も参考にさせていただき方針を定めた。
- 「縁故者」を「推定祭祀主催者」として、使用者に近い位置にある人に承継連絡を取っている。
- 解決の糸口は見つかっていない
- 同意を得られない場合、当該親族が死亡するまで問題は先延ばしされる。つまり死亡されるまで解決されない。
- 適切な対応についてご教示いただきたい。
- 縁故者からの申出があれば立札は撤去するが、使用者登録されない限り、小さい調査札は付けたままにしている。
- 未解決
- 検討中
- 跡地利用については現在も決まっていない。撤去費用については市で撤去できるように市長決裁を取った。
- 検討中
- 主宰者が親族である場合と、親族以外である場合に分けて臨機応変に対応している。
- 解決に至っていない。

## 12-2⑬その他の説明

- 無縁になる前に承継の勧奨を行っている
- 墓地工事には承継手続きを必須としている
- 使用者調査の実施、不明区画に対し使用者調査立札の設置
- 現在、無縁墓地で困っていることはなく、工夫や対策はしていない
- 当該墓地には合葬式墓地があるため場合によるが承継者がいない。遠方の承継者となる等の場合には、合葬式墓地への改葬も案内している。

- 特になし
- 今のところ実施していることはありません
- 使用者死亡後、未承継のものに関して戸籍等の調査
- 継承の手続きの際、区画の返還も含め一通りの墓地使用に対する手続きの流れや制度について説明をする。
- 調査の回答結果がまとまりましたら、結果を公表していただけると幸いです。
- 市営墓地に係わる手続き時に電話番号（固定 or 携帯）を記入いただくようにしている
- 管理料の納付書が返戻された場合に所在調査を行う。所在調査の結果、墓地使用者が死亡していることが判明した場合は親族調査を行い、承継手続きを案内する。
- 本市では現在市営墓地台帳の情報更新作業を始めたところであり、この作業において無縁墓の存在を把握する可能性があり、その場合、事務処理の対応が懸念される。
- 国等でこのことについて実態、手続き、制度について広く周知して欲しい。
- 高齢の使用者が滞納した場合に早めに生前承継を案内している
- 管理料の納付書に同封するお知らせに転居や相続があった際の手続きについて記載。
- 市ホームページにて無縁墳墓等にしない、ならないための墓の管理の在り方について周知を行っている
- 特に行っていない
- ⑦の補足－墓所再貸付の促進、新たな需要に対応した合葬タイプの墓所設置、墓参者の憩いの空間創出の広場設置のための用地確保を目的としたことが、結果的に無縁防止につながった。
- 現在〇〇市では令和 2 年度から使用者の現状を把握することを目的として、市営墓地全体の墓地調査を実施している。現時点で、調査は継続中である。調査終了時に使用者が不明であった墳墓について、無縁墳墓として取り扱う予定である。
- 無縁墳墓化防止策として、園内にいわゆる「墓終い」専用の合葬施設を設置し、運用を開始する予定（令和 7 年 1 月より）。故に、運用開始した後は、承継者不在の使用者から相談を受けた場合は、上記合葬施設の使用を案内する予定。
- 墓地の手続き（相談届、改葬許可申請等）漏れがないか等の定期的な周知を町広報紙において実施。町民が死亡した際に使用している墓地はないか確認し、相続手続きを行ってもらっている。
- 管理不全墓地に札を置き返信を待つ（使用継続意見確認）
- 台帳に登録されている墓地利用者の住所に、利用者の情報（氏名・住所等）の変更がないかの通知を送付し、返信用はがきで回答をもらっている。返信がないもの及び宛所なしで戻ってくるものについては縁故者調査をして承継者となる方を探している。
- 承継人等の戸籍調査
- おくやみ担当窓口を設置して、ご遺族の手続きの 1 つに墓地の承継を案内している
- 〇〇市では死亡の手続きの際に当霊園の使用の有無を確認している。該当する場合、遺族の承継の手続きを促し、連絡先を申し出ってもらうことで無縁になるリスクを回避している。
- 年間管理料納付書送付の際に住所変更や名義変更の手続き等について案内している。使用者やその親族から問合せなどの連絡があった場合は連絡先を確認しているほか、名義変更等必要な手続きについて案内している。

- 利用者に対して調査票を送付し、使用状況の確認を得ている。
- 定期的に利用者調査を実施
- ・保証人に連絡を取り使用者の所在を確認するほか、戸籍による親族等の調査を行っている
- ・本市合葬墓への改葬に当たっては、本市市営墓地からのみを認めている。
- 管理についての通知を毎年送付
- 現使用者の本籍、住所、年月日を住民票で確認し、登録することで承継者をいつでも把握できるようにしている
- 令和元年度に供給開始した「樹林型合葬式墓地」（返還改葬枠 6000 体）があり、市営墓地を返還する場合、本来、公募であると一体 10 万円の使用料がかかるものが、返還枠だと一体 3 万円で埋葬することができる制度があるため、市報や納付書発送の際に積極的に周知していくことで将来の無縁化を抑制していく。
- ・令和 6 年度から墓園内に整備した共同墓（合葬墓）の募集を開始し、市営墓地の無縁墓化を図っている。
- ・管理料滞納時には墓地区画内へお知らせ看板を設置し、早期の状況把握に努めている。

## 墓地における無縁改葬の実施・行政手続実態調査・調査票

### [ 1] 墓地情報①

墓地の所在地

郵便番号

住 所

電話番号

本調査票の記入をされた方( 任 意 )

メールアドレス ( 任 意 )

### [ 2] 墓地情報②

墓地名称

区 画 数

開 設 年(西暦表記)

### [ 3] 墓地の使用規則の有無についてご記載ください

① 有

② 無 ⇒ どの様な管理がなされていますか  
具体的に

( )

#### [3-1] 管理状況-該当するものに「○」を付けて下さい。

① [ 現地管理事務所はない ]

② [ 現地管理事務所の窓口 ]

③ [ 墓地管理者以外の事業者に委託 ]

④ [(使用者などによる)墓地組合などの自治組織による管理]

⑤ [その他]⇒具体的に

( )

#### [3-2] 管理事務所の有無

① 有

② 無



- [ 6] **【無縁墳墓の整理を検討している、あるいは、行っている(行ったことがある)場合、無縁墳墓を放置しておけない、具体的な支障事例をお答え下さい(複数回答可)】**
- ① [放置された結果、草が繁茂し、周囲の迷惑となっている]
  - ② [放置された結果について、これを職員・作業員が対応しなくてはならず負担になっている]
  - ③ [管理料の未納など、管理者「義務」が履行されていないことを放置することは出来ない]
  - ④ [新たな使用希望者に対応するための、墓地用地が確保できない]
  - ⑤ [その他] ⇒ 具体的に
- [ ]
- [ 7] **【無縁と思われる墳墓があるが、その整理に着手しようとしたことがない、することが躊躇われるという場合、その具体的理由について(複数回答可)】**
- ① [無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応が経済的・人的に負担が大きい]
  - ② [無縁改葬・整理した後の「跡地」について、再利用などの見通しが立たない]
  - ③ [放置された墳墓について、職員・作業員が管理対応することは、それほど負担ではなく、敢えて整理する必要性を感じない]
  - ④ [無縁改葬・整理をする際の手続、原状復旧する対応について法的な疑問が残る]  
⇒ 「疑問」について具体的に
- [ ]
- ⑤ [その他]⇒具体的に
- [ ]
- [ 8] **【使用者との連絡がとれなくなった場合に備えて、縁故者にかかわる情報を事前に把握していますか】**
- ① [している]
  - ② [していない]
- [8-1] **【縁故者に関わる情報を事前に「把握している」場合についてお尋ねします】**
- [8-1-1] **【どのような形で把握していますか(複数回答可)】**
- ① [使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている]
  - ② [使用時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載した書面を添付させている]
  - ③ [その他] ⇒ 具体的に
- [ ]
- (※:使用時の申請書や添付書面に記載させている場合、差し支えなければ、本調査票と共にその見本、雛型を同封して下さい)

[8-1-2] **縁故者にかかわる情報を事前に把握するようになった理由は何ですか**(複数回答可)

- ① [いわゆる「管理料」が滞納された際、使用者に督促をしようとしても連絡不能ということがあったため]
- ② [地震、台風等の災害により墓地が被災した際に連絡をとれない使用者がいたため]
- ③ [特に何かがあったわけではないが、把握しておくのが有益と考えたため]
- ④ [その他] ⇒ 具体的に

[ ]

[8-1-3] **縁故者にかかわる情報を把握する際、どの範囲の者を縁故者として扱うか限定を設けていますか。その範囲をお答えください**(複数回答可)

- ① [直系血族 親等内]      ② [直系姻族 親等内]
- ③ [傍系血族 親等内]      ④ [傍系姻族 親等内]
- ⑤ [限定は設けていない]
- ⑥ [その他] ⇒ 具体的に

[ ]

[8-1-4] **縁故者にかかわる情報として事前に把握しているのは何名分ですか。**

- ① [                      ]名  
⇒その人数とした理由を具体的に

[ ]

- ② [その他] ⇒ 具体的に

[ ]

[8-1-5] **把握の対象としている「縁故者」にかかわる具体的情報**(複数回答可)

(※ お差し支えなければ、本調査票と共に、具体的な個人情報が記載されていない「縁故者」票の見本、雛型を同封して下さい。)

- ① [ 氏 名 ]      ② [ 居 住 所 ]      ③ [ 本 籍 地 ]      ④ [ 電話連絡先 ]
- ⑤ [ メールアドレス ]      ⑥ [ 勤 務 先 ]      ⑦ [ 勤務先連絡先 ]
- ⑧ [ 使用者との続柄・関係 ]
- ⑨ [ その他 ] ⇒ 具体的に

[ ]

[8-1-6] **【把握した縁故者にかかわる情報について、変更の有無の確認や更新についてはどのようにしていますか(複数回答可)】**

- ① [定期的に変更の有無を確認している]  
⇒ 頻度と確認の方法を具体的に

( )

- ② [使用者変更の手続がされる際に、併せて確認・更新している]  
③ [使用者からの申し出等がない限り、特に変更の有無を確認したりはしない]  
④ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-7] **【縁故者にかかわる情報を把握するにあたり、留意している点(複数回答可)】**

- ① [縁故者にかかわる情報は、縁故者本人に記載してもらうようにしている]  
② [(使用者らが記載する場合)縁故者本人に説明し、了解を得たのか確認している]  
③ [縁故者にかかわる情報が記載されている書類を受取する場合、縁故者の同意書の添付を必要としている]  
④ [記載項目として挙げていても、縁故者からの同意が得られない箇所については空欄を認めている]  
⑤ [記載内容を補足、証明、裏付けるような別書類(の写し)の添付を必要としている]  
⑥ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[8-1-8] **【縁故者を把握したことによって、得られた具体的効果・効用】**

- ① [いわゆる「管理料」が滞納され、使用者が連絡不能であった際に、縁故者にスムーズに照会出来て解決した]  
② [地震、台風等の災害により墓地が被災した際の連絡をスムーズに行うことができた]  
③ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[ 9] **【無縁改葬・整理についてお尋ねします】**

**無縁改葬・整理を行ったことがありますか**

- ① [ 有 ]            ② [ 無 ]            ③ [ 検討はしている ]



[9-3] 無縁改葬をした後、墓所区画内から撤去した構築物についてお尋ねします

① [保管している(する)]

② [一部保管している(する)]

⇒ 「一部」とは、墓所区画内構築物のどの部分ですか(具体的に)

( )

③ [保管することなく処分している(する)]

④ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[9-3-1] [保管している(する)][一部保管している(する)]とお答えした方にお尋ねします。

[9-3-1-1] [保管／一部保管している(する)]とした理由(複数回答可)

① [構築物に関する権利保護のため]

② [構築物に関する宗教的感情への配慮から]

③ [その他] ⇒ 具体的に

( )

[9-3-1-2] [保管／一部保管している(する)]期間

① [永年]

② [ 年程度]

⇒ 当該年数とした理由・根拠を具体的に

( )

③ [特に定めてはいない]

[9-3-1-3] [保管／一部保管している(する)]場所(複数回答可)

① [墓地内に設けた無縁遺骨専用の施設]

② [墓地内に設けた無縁遺骨以外も収納する、いわゆる「合祀」墓]

③ [墓地内ではないが、用意してある所定の場所]

④ [委託・提携している事業者が管理する所定の場所]

⑤ [その他]⇒具体的に

( )







- ⑧ (固定電話以外に)携帯電話番号の登録促進。
- ⑨ メールアドレスの登録促進。
- ⑩ 老人施設や療養施設に移った場合には連絡先を申し出てもらう(元の住居に戻らず、住居が売却され手がかりが無くなることを防止する)。
- ⑪ 荒廃し始めた墓地区画は音信不通になる可能性を含んでいるため、墓地美化に協力を依頼する連絡を取りつつ所在を確認する。また墓地の維持が継続できるかを察知し可能な対応を図る。
- ⑫ 無縁墳墓に対する当墓園・霊園における対応等について周知、理解していただく。
- ⑬ その他(下記に記入して下さい)。



以上、どうもご協力ありがとうございました。

## 民営墓地「その他」回答集－記述回答一覧

### 3-②どのような管理か？

- 基本的には使用者に任せている

### 3-1⑤その他の説明

- 現地管理事務所および東京事務所
- 寺内墓地につき、寺で管理している
- 寺で管理している
- 松音寺寺務所にて管理
- 貸付業務・・当連合・・選定・清掃業務・・委託
- 国指定史跡のため、公益財団法人（国所管）が管理団体として管理し、整備基本計画書（10 カ年）を文化庁に提出し、第 3 者専門家委員会の指導の下、管理している。

### 3-3⑨その他の説明

- 家紋、契約日、宗派、管理料履歴、㎡数
- 戸籍謄本、印鑑証明の提出
- 使用料、受領年月日、㎡。承諾証 No。死亡者名。埋蔵年月日。埋・改区別
- ※⑥については希望者のみ記入
- ・PC は⑥以外ファイルしている ・台帳は①②⑦のみ ・名簿は①②③⑤⑦のみ ・過去帖は①②⑥（聞ける範囲で）⑧
- 当霊園設立時頃は、戸籍・縁故者について墓地購入時の申し込み書に記載していたが、ずい分以前からそれを記載することをやめている（理由は不明）
- 使用料、受領年月日、面積、使用承諾番号、埋蔵遺骨については、死亡者名、埋蔵種類「埋蔵・改葬・分骨」、埋蔵年月日
- ⑥については申込書原本に記載されている
- 俗名、死亡年月日、埋葬年月日、法名
- 宗派
- 管理料の支払状況
- 承継者を 4 世代まで指名記載して貰う
- 代理人住所、氏名、連絡先（使用者が長野市以外に居住している場合）
- 受付年月日、永代使用料の金額、管理料の金額及び、入金状況
- 台帳がない

- 納骨法要実施履歴、管理費引落口座、請求入金履歴、埋蔵者記録
- 埋蔵日、霊苑管理料の入金状況
- ・承継履歴・使用料金額・使用者生年月日・工事履歴・管理料請求方法・使用者宗旨・埋葬者名/性別/埋葬年月日/埋葬内容・宗派/生没年月日
- 祭祀権者は1名なので、すべての登録は明らかである。
- 納骨者氏名及び納骨日

#### 4-1④その他の説明

- 3年目以降は文書、及び立札
- 待つ
- 墓石に札を掛ける
- 墓前立て看板
- 3年間滞納でイエロー（3年目の通知時にイエローラインで目立つように通知する）。5年間滞納でレッド（3年目の通知時にレッドラインで目立つように通知する）。レッドの墓地に看板を立てて事務所に来る様促す。
- 弁護士からの通知、裁判
- 令和6年度より徴収、対応策は検討中
- 墓地内に立看板
- 使用契約により使用取り消し
- ・毎年請求書郵送・墓所へ「連絡カード」設置（事務所へ連絡してください）
- 支払期限後の未払いについて、上記①②で対応。連絡のつかない使用者については、墓地に札を設置し、親族の方々より使用者へ連絡をお取りいただく体制を取っています。
- 墓地に告示を掲示
- 2年以上滞納より、墓所区画内に立札を設置
- 墓石に立札
- 督促していない
- 管理料郵便が住所不明で返答の無い場合は、移転先確認を申告書住所の市役所に確認の上、管理料請求書を郵送して管理料支払いを御願している
- 墓所に案内石板（親族含めてお伝えしたいことがありますので事務局にお寄りいただくかご連絡ください）を設置する
- 長期滞納されている方は弁護士に相談
- 墓所内にカードをつける（墓参時に事務所に来てもらうため）
- 区画への表示を計画中
- 請求月に引落不可、入金無しの場合、翌月に電話督促、連絡取れない方は墓所におたずねカード設置、3年間滞納の場合は弁護士に相談、文書で督促

- 苑内該当墓所に立札を建てる
- 滞納年数を問わず、電話、郵送、連絡不能ならば役所へ除票瀬一休、職権消除等の事由で除票が取得できなければ、弁護士による住所調査及び墓所内に連絡希望の立札設置、住所判明後は訪問を行っています。
- 毎年4月6日に口座振替を実施。2回目の口座振替を5月6日に実施。3回目の口座振替を6月6日に実施。初回口座振替の結果が判明後に消込を行い、未入金者を確定し、電話での督促及び必要に応じて文書（郵送）での督促を行う。原則6ヶ月以上の滞納者に対しては状況により訪問での督促、または調査を行っている。
- 墓所にプレートを立てる。内容は「ご連絡したいことがございます。ご面倒ですが、管理事務所×××（電話番号）」
- 墓地内に立札

### 5③使用者死亡確認方法等

- 弁護士依頼
- 弁護士
- 親族からの連絡及び住民票等取得
- 市町村による戸籍等調査
- 困っている。財産相続人と墓地等の相続人とは違うという弁護士の見解。無縁墳墓の整理の仕方を教えてください。
- 住民票等取得及び親族からの申出
- 2022年より2000件の看板設置
- 検討しようかどうかを議題に挙げたことはあるが、時期尚早なのか答えは出なかった
- 使用者、緊急連絡先に連絡して近況報告を受けて、申し出住所の市役所にて近況の確認を実施
- 顧問弁護士による住民票や戸籍謄本の取得により
- 新聞のおくやみを元にして確認の連絡を取っています。
- 行政に連絡して住民票取寄せ
- 新聞のお悔やみ欄や知人からの報告により確認した
- 墓誌への記銘、建立者文字の色（赤→白）
- 弁護士に追跡調査を依頼
- ①親族からの情報②弁護士調査
- 使用者本人が墓地に納骨され、埋葬許可証が提出されている
- 除票請求、弁護士による調査（無縁墳墓の整理歴はありません）
- 承継途中で相続管財人より死亡との連絡あり
- 相続財産管理人より債券債務の照合があった
- 弁護士調査
- 新聞など

- 名義人死亡の連絡後、承継者が決定せず、連絡がなくなった場合等

## 6⑤その他の説明

- ③について将来的に思案中（「管理料の未納など、管理者義務が履行されていないことを放置することはできない」というもの）
- 困っている。財産相続人と墓地等の相続人とは違うという弁護士の見解。無縁墳墓の整理の仕方を教えてください。
- 無縁墓の整理について、官報への掲載等の方法で使用者の血縁者を探しても、墓石撤去費用の負担が請求不可能で、官報による方法について意味がないと判断している
- 管理料滞納に伴う長期未収金の増加

## 7④の疑問内容

- 骨の対応。墓の使用権。親族の権利。
- 無縁改葬後に縁故者等が知らなかった場合
- 無縁改葬後に縁故者等が知らなかった場合
- 墓地埋葬法律施行規則 24 号第 3 条に整理する手続きはあるが、曖昧だと思われる。改葬後の「お骨をどうするか」「墓石をどうするか」リスクがある。
- 費用がかかる
- 旧来の使用者で、規則制定前から使用し、規則を示すことが出来ていない（連絡先不明）。その為、規則通りに撤去することができない。
- 過去に訴えられ敗訴した事例があると聞いたから
- 墓地使用権はともかく、墓石については施主の所有物にあたるため、勝手に処分できかねる
- 無縁墓跡地を利用して再利用を実施しても、無縁墓となった前利用者の遺骨の取扱について後日問題が発生する恐れより、霊園側の都合で簡単に再利用が出来ない
- お骨を残したまま無縁になってしまった墓所で、整理し合葬してしまった後に縁故者からの問合せがきてしまった場合などの法的リスクが心配です。
- 法に則った手続きをするには多額の費用と人的負担が大きいですが、それを補うものが昨今の風潮では期待することができない。無縁墳墓と理解しつつ、そのままになっているのが管理者の苦しい立場です。
- ・撤去した墓銘等の保存をしなければならないこと（保管場所がない）・焼骨の保管場所がないこと。
- 墓石を撤去及び遺骨を合祀した後にトラブルにならないか
- お墓の縁故者については弁護士の戸籍調査（職務上請求）では限界があり、やや不安が残る。
- 墓石、遺骨の保管

- 墓石、遺骨の保管
- 墓石、遺骨の取り扱い
- 墓石、遺骨の取り扱い

## 7⑤その他の説明

- リスクが高すぎる
- 已に無縁供養塔は準備してある
- 無縁墳墓についての取り決めは今のところまだない
- 清算業務のため、実行できない
- 10年ぶりに墓参に来た人がいた。本人は墓はないと思い事務所に立ち寄った。墓がまだあり、感謝され滞納分も払ってくれた。なので10年位は様子を見ている。
- 弁護士に相談したがよく解らない。無縁となるときに絶家の申し出がある。
- 無縁仏を納める場所がない
- 遺骨や構築物の所有権などが法的にどうなるか分からない為
- 先祖を慈しむ心を育む教育の重要性を強く感じます。
- 墓地撤去にお金がかかる
- ・官報公告の手間、費用・撤去費用・埋蔵遺骨改葬先、撤去石碑の保管場所
- 「3年間管理料の納入を怠ったとき」などの内規はあるが、それ以上のガイドラインがないため、現場の判断に委ねられており、現場としても法的に妥当なのか不安がある。また官報掲載費用、撤去費用が高額になるため、積極的にはできない。

## 8-1-1③の具体例

- 承継時に同意書及び連絡先を記載していただいている
- 連絡先名簿
- 連絡先名簿
- 法要等の依頼があった際に直接聞いている
- 連帯保証人
- 承継（名義変更）申請書に次の承継予定者を記載させている（申込書、承継届添付）
- 承継時における申請書に縁故者にかかわる情報を記載させている
- ①については変更の場合、変更届の提出を依頼している
- 使用時に提出させている住民票は世帯全員分を添付させ、戸籍については謄本を提出させ、それらの書類で把握できる範囲の縁故者情報を取得している。（住民票は新規申込時、戸籍謄本は承継時）
- 来苑時や、納骨などの時に確認する。炊事、HPでも受付している（※使用時の申請書等についてはHPにあります）。

- 当霊園は使用者と承継予定者を設定していますので把握をしているが、2人共連絡が取れなくなる事もある
- 名義人本人が亡くなった後の名義変更手続きにおいて、近親者の同意書をいただき、そこに住所と氏名を書いております。
- ・連絡者の必要がある方についてヒアリング ・年2回会報誌を送る際に連絡者有無の確認
- 使用者の転居、高齢のとき親族に聞いて記載している
- 緊急連絡先として名義人以外の人を記入して貰っている。真司購入者に本籍地の記載のある住民票の提出をお願いしている。
- ・使用申請時及び承継時に祭祀承継者指定書及び第2連絡先を提出していただく ・使用者の所属寺院情報を登録
- ・承継手続の届出書類に名義人以外のその他連絡先の欄を設け、記入をお願いしている。 ・縁故者より電話等で問い合わせがあったとき、了解を得て電話番号や住所等を記録させていただく。
- 承継時の申請書も同様に記入いただいています。
- 使用時、承継時に連絡先として情報を記載（添付書類はないため、絶対情報としては不確か）

#### 8-1-2④の説明

- 墓所使用者の死去後の承継関係把握のため
- 使用者が高齢になり使用者の理解が不十分の場合
- 必ず使用者の関係者と連絡が取れるようにするため
- 墓所状況を伝えることが必要な場合もあるため
- 使用権承継事務の軽減のため祭祀承継者指定書を事前に提出をお願いしている
- 契約者が転居したときに届出がされず、連絡がつかなくなったことがある
- 郵便物（会報、請求書等）の返送で住所不明の際の連絡
- 整備計画の実行のための調査

#### 8-1-3⑥その他の説明

- 承継関係者として法定相続人の他、墓参に関わる関係者も随時記載している
- ①～④直系血族以外は理由確認している
- あえていうならば、こちらの霊園に墓地を持っていることを知る、同居ではない連絡先
- 関係の分かる戸籍謄本等が出される者
- 基本は①だが、利用者の了解のもと、臨機に対応している
- ①がない場合は⑤
- ケースバイケースで提供してもらえる範囲
- 連絡先として提出していただき、知人でも友人でも受け付ける。無理に血族を伺っても無理が生じる。

- 祭祀権者確定済み

#### 8-1-4①の理由

- スムーズな申し込みのため
- 権利者とは別住所の方。及び、兄弟、子供には同意書記入して住所、TEL 確認
- 親族がいない
- 親族がいない
- 申請書の記入欄が一つのため
- 分かる範囲
- 承継人（相続人）を確定のため
- 1人だと不安なため
- 複数の場合混乱が生じる
- 1件では厳しいことが出てきた為
- 個人情報の取扱い業務負担の低減のため。祭祀承継者のみとした。
- 墓所申込み時と名義変更の時に連絡先を申請してもらっている。名義変更の時は、申請者が承継することを相談人全員が合意しているという証明のため、申請者以外の親族代表者に署名と連絡先の記入をいただいている。（よって1名）
- 名義人様よりの情報提供依頼の結果として
- 1名で充分だから
- 縁故者が後継者として指名した者
- 現実的に記入する人数を1名にした方が記入もれがない
- 次の継承予定者として1名おくようになっている
- 以前は親族も多いのが普通だったので2名にしぼる意味が強かったが、現在は2名も難しい場合が多くなっており、親しい友人でも申請してもらっている。
- 他にいない事が多いため
- 名義人に出来るだけ近い人になっている
- 承継同意者と連絡先
- 加入者→長男→兄弟→長男の息子
- 1名ではその方が先に亡くなった場合、意味をなさないため
- 使用者が次の使用者を指定（祭祀承継者指定）するため
- 特になし
- 複数名いなくても1名把握していれば問題ないと思われるため
- 万が一の想定につき多人数は不要
- 以前からの慣例によるもの
- 申込時その後の承継時も記載いただく欄は1名となっている。

- 利用者の負担を減らすため

#### 8-1-4②の理由

- 特に人数制限していない
- 人数は決めていない
- 特に人数は決めていない
- 特に人数は限定せず、できるだけ墓所に関係する親族の連絡先を把握するように努めている。
- お付き合いの中で他の情報は入れている

#### 8-1-5⑨を具体的に

- 生年月日
- 住民票や戸籍謄本で把握できる内容
- 戸籍謄本・住民票のコピーをいただいている
- 生年月日

#### 8-1-6①頻度、方法

- 彼岸、盆の案内を毎年行っている
- 来苑されたときに確認している
- 年1回郵便物送付、転居の時は墓所内にカードで知らせる
- 法要、納骨を行う際、受付時に確認、または墓地名義変更（承継手続）時に。
- 家族より報告があれば申込者の変更を行います。
- 契約時に舞時請求書を出している
- 分かり次第、書面にて状況を説明、連絡を願う。お話ができるようであれば通常の流れに手続を進める

#### 8-1-6④その他の説明

- 墓地継承の手続きをしている、サインと印鑑
- 墓地等承継時
- 名義変更時に改製原戸籍のコピーをいただいている
- 承継や住所変更、法事申込受付時などのタイミング

### 8-1-7⑥の具体例

- 使用者から縁故者に連絡依頼している。第三者は不可としている
- 直系に関しては不問。3親等以上には了解確認を聞くこともあるが、基本留意はしていない。(使用者にまかせている)
- 同意書には実印にて押印いただいています。
- 縁故者がいないとの申し出の方は空欄を認めざるを得ない
- 別添「小墓所使用申込書」のように同居人以外の連絡先を使用者に記入していただく。現状は特に縁故者の了承などは必要としていない
- 提出される書類による、承継等の提出物であれば同意書には印鑑証明等の添付。同じ書類でも連絡先など了解確認、添付書類無しで使用者が記載されることの方が多い。

### 8-1-8③の具体的説明

- 使用者の理解が不十分な場合
- よほどのことがない限り、墓地使用者を飛ばして連絡することはない(申し出がない限り)
- 使用者が亡くなられた際の、名義変更時に直系の方だとこちら側が把握しやすい。
- 特に今まで得られた効果はない
- 良い返事をいただけない場合も多いです。
- 名義人本人の状況を知り得た
- 令和6年度より祭祀承継者指定書の提出を始めたため、具体鉄鋼かはまだない
- 転居の届出がされなかった使用者へ連絡ができた
- 引越後、未連絡等単純な理由の方の移転が判明した
- 使用者転居先不明になった場合に伺える

### 9-2-3③の具体的説明

- 名義人の親族からあった。管理料の支払い等はなし(※個人情報に関わると思われるので添付しません)。
- 縁故者より連絡があったので弁護士に対応してもらった
- 同意の上集合墓に移転
- 使用者から、滞納分を全て支払い継続使用。縁故者から、無縁後の遺骨引き取り。
- 当家の希望に合わせた
- 墓地継承の相談、無縁化の確認
- 住所変更、名義変更の案内

- 未納分の管理料を分割払いにて対応
- 使用者との関係を確認。実際には承継の対象外であることが判明。
- 承継手続の上、名義変更あるいは放棄の意思確認
- 縁故者や知人、友人から情報を得られることがある。その情報で連絡訪問を行う。
- 一部。参拝の際連絡があり、改葬を完了している

### 9-3②どの部分？

- ○○家、もしくは戒名の彫ってある石碑
- 棹石等
- 竿石
- 竿石のみ、集合墓に安置
- 拌み石
- 墓地内の指定場所に墓石のみ保管
- 墓石の本体部分 → 竿石＋（上台、下台、芝台）
- 墓石（過去）、今後はすべて処分する予定

### 9-3④の説明

- 遺骨は保管して永代供養墓へ改葬。墓石、外柵等は処分。
- 現状撤去せずに墓石をそのままにしている
- 合祀する
- 9-1 への回答のように現状は「3 無縁改葬（墓埋法施行規則第 3 条による手続）まで完了しており、官報、立札より 1 年以上経過後、今現在墓参の形跡もないことからいつでも使用契約の解消及び無縁改葬、構築物の撤去まで可能と考えているが、撤去費用などの問題があり保留としている。
- 改葬せず保留
- 石材業者が改葬先に移動

### 9-3-1-1③の具体的説明

- 歴史的に重要なものもあるため保管している

### 9-3-1-2②理由

- 保管スペースの都合

#### 9-3-1-4④相応しい説明

- みじめな場所ではなく、明るくお参りできる場所

#### 9-3-2-1④その他の説明

- 持主である使用者が亡くなっていることが前提なので、所有者死亡で民法上の消滅時効期間を重視しているため
- ①を御協会から知り得たため

#### 9-3-2-3④の説明

- 檀家の石材店に委託した。指定石材店ではない。
- 当園にて処分

#### 9-3-2-5①の具体例

- 土葬の墓地もあったので、可能な範囲で集骨して合祀した。
- 処分は当園にて行うので費用はかからないです
- 遺骨の扱い、読経は必ず執り行う
- ①使用者に属する墓石を霊園側からの都合で処分した場合の後日問題が発生した場合。②埋葬者の遺骨の取扱について後日遺族側からクレームがつく恐れが有る。
- 取り残し遺骨に留意

#### 10④の具体的説明

- 数が少ないので具体的にはないができれば①にしたい
- バックヤード

#### 11④「無」の遺骨取扱は？

- 霊園内の永代供養塔に納骨予定であるが、永代供養塔に納骨する場合、粉碎処理する為に、後日親族より遺骨返還の申し出に対応できない

## 11-2③のその他の具体的説明

- 7年
- 10年以上は骨壺で保管するが、その後は骨壺を安置するスペースがなくなれば合祀にする

## 12 無縁改葬・整理を行う過程で生じた疑問点・課題は

- 墓理法や法的な観点から、また、第三者としての目線に立って物事を判断できる者を探すことが一番の課題でした。
- 法的に弱い
- 調査の結果、使用者または縁故者が海外に長期間滞在していることが判明したが、具体的な住所や連絡先が分からず、連絡が取れないままとなっている
- 官報の公告については、効果に疑問があり行わなかった。立て札は2年以上立てておいたが、10年ぐらいしてから訪ねてきた知り合いもいた。
- 使用者の死去後、縁故者の存在は確認しているが、連絡が取れない・連絡を取る意思がない場合の対応
- 不調が暫く続いた（体調不良）
- 費用負担
- 連絡は取れないが、参拝の形跡がある墓所を、規則通りに淡々と処分していくのは宗教施設としてどうなのかとやるせない思いがある。宗教的感情と規則の両立は困難である。
- 手続きを簡略化できないか
- 現在無縁改葬にあたる墓所は3件ほどあるが、管理料滞納3件とも使用者が健在ではあるが裁判しても蒸しを貫く方々でまったく連絡がとれない。お墓参りにきている形跡もなく、非常に悪質である判決で使用権消滅しているが、顧問弁護士との相談で、使用者が亡くなるまでは改葬しない方向である。
- 自由墓地の場合は墓石処分費用が高額となり、財団の負担が大きくなった。また管理料の滞納があるが、損金処理をして、処理をせざるを得なくなり、財団の負担が大きくなった。
- 無縁改葬・整理該当者の縁故者がなく、成年後見人や社会福祉協議会のような行政が介入している場合などは、近い将来、無縁改葬整理となることが分かっているにもかかわらずケースにより対応がこんなことが発生している。
- ・公示送達について外注する方向であるが、費用対効果の面で未実施 ・構築物の扱いについて行政の明確な判断をお願いしたい。
- 官報で公告し、立札を立て、1年間維持した後、埋蔵済みの遺骨は合祀区画へ改葬。墓所内の構築物撤去をもって無縁改葬完了としているが、相応の手間と年月、費用がかかり構築物や遺骨の所有権の

見解も不透明かつ損害賠償のリスクも拭えないため、積極的には行使できない反面、無縁墓は年々増え続けている。

## 12-1 上記疑問点・課題をどのように解決したか

- 霊園関係の弁護士を探すに当たり、知り合い等に聞いて回り顧問契約を結んだ。
- 弁護士に相談
- 墓所の使用規定に管理料を長期間滞納した海外在住の使用者と連絡が取れなくなった場合、墓所の使用権が消滅する旨の条文を追加した
- 訪ねてきた方には、無縁墓地に案内し、墓碑を確認してもらった。
- 当該墓所を承継する意思がないと判断する
- お経を読む
- 可能な限り連絡を取ってもらえる様、立札で案内等行ったが、反応がなかったので規則通り処分、手続きを行った。
- 解決できなかった
- 解決していない
- まだしていない。検討中
- 生前であれば財産管理をしている後見人等に事情を説明し、無縁改葬とならないように働きかけていて、裁判所へ墓所の解体撤去を永代管理施設への改葬費用を掛け合っていただき無事に改葬することができたケースがあった。
- 解決はしていない。「墓地埋葬等に関する法律」は昭和 23 年 5 月 31 日に制定され、76 年が経過しているが、実態は時代に即しておらず、全面的に見直す必要がある。とりわけ「増加の一途をたどる無縁墓」に対する無縁改葬手続の簡素化と構築物並びに遺骨の所有権に関する権利及び、消滅時効の明確化など、関係省庁による法整備が急務であると考えます。

## 12-2⑬その他の説明

- 顧問弁護士に依頼して探す努力はしている
- 永代過去帳記入のお勧め。永代管理墓への移行のお勧め（長期的な管理料の前納とその後の解体保障）
- ・霊園として事前に墓終の申し出の場合、遺骨埋葬を永代供養墓を希望されるお客様に対して永代供養墓への改葬費を無料実施している。 ・最後の墓地使用者が老人施設で死亡された場合、本人の遺骨を永代供養墓への埋葬費を無料で実施している。

- 設問[12]にある 3 件以外は、現在無縁になりそうなお墓はなく、相談や問合せがあった時点で費用や手続きなどをケースバイケースで判断して対応しています。無縁改葬は当方の費用負担、時間的コストも大きいため、当方の合祀墓への以降など、かなり譲歩して解決しています。
- 当霊園は無縁改葬を検討しているが、具体的な対応がまだ決まっていないのでアンケートには記載していません。
- 月命日の加入者で合同供養祭を行い加入者の現況を知る。
- 今のところは地縁、血縁が継続しているので、無縁となりそうな墓地については永代供養塔への改葬という形で檀家の協力をいただいている。
- 契約時の規定により、管理料の滞納、名義人の不明による墓所の整理ができる素地は作っておりますが、今現在、具体的な執行には至っていないのが現状。

## 《書誌》

【文献番号】	25349558
【文献種別】	決定/最高裁判所第三小法廷（上告審）
【裁判年月日】	昭和38年 7月30日
【事件番号】	昭和36年（あ）第842号
【事件名】	墳墓発掘事件
【判示事項】	〔裁判所ウェブサイト〕 無縁墓地の解釈
【要旨】	〔裁判所ウェブサイト〕 無縁墓地の解釈に関する原判決の判示は、相当である。（原判示の要旨）無縁墓地とは、これに葬られた死者を弔うべき縁故者等がいなくなつた墓のある土地の意と解すべく、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条の無縁墳墓改葬に関する規定の趣旨に鑑みてもかく解するのが相当である。単に墓地の管理寺院と墓地の使用者又はその縁故者とが無関係であるという事だけでは、これを無縁墓地と断ずることはできない。
【裁判結果】	棄却
【裁判官】	五鬼上堅磐 河村又介 石坂修一 横田正俊
【掲載文献】	最高裁判所裁判集刑事147号897頁 裁判所ウェブサイト
【参照法令】	刑法189条 墓地、埋葬等に関する法律2条 墓地、埋葬等に関する法律5条2項 墓地法施行規則2条 墓地法施行規則3条
【備考】	原審 昭和36年2月22日福岡高等裁判所

事務連絡  
平成20年12月19日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

法人等から契約に基づく債権の行使・債務の履行のために  
住民票の写し等の交付の申出があった場合の対応について

住民票の写し等の交付制度については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知）の一部が改正され、平成20年5月1日から、各市区町村においては、これらの法令及び通知等に基づき対応がなされているところと認識しています。

このような中、複数の地方公共団体から、全国的に事業展開を図る法人等から、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申出があった場合の対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等について照会が寄せられており、別添のとおり回答しております。

各市区町村で適切に対応していただく上での参考になると考えますので、貴課におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いいたします。

問 全国的に事業展開を図る法人等が、契約に基づく権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付を申し出た場合の対応について、他の市区町村との取扱いの差異をめぐり、法人等から苦情が寄せられることから、対応に当たっての手順、確認内容、留意事項等を教示されたい。

(答)

お尋ねの件については、適正な事務手続を円滑に行うことが求められるところであるが、次のような事務処理が適切と考えられる。

法人等から権利の行使・債務の履行のために、住民票の写しの交付の申し出があった場合には、

- (1) 申出書の内容の確認
- (2) 申出の任に当たっている者の本人確認
- (3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認
- (4) 利用目的についての疎明資料による確認（必要に応じて）
- (5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認を行うことになる。

#### (1) 申出書の内容の確認

申出書には、法人等の名称、法人等の代表者の氏名、法人等の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地、申出の任に当たっている者の氏名及び住所、申出対象者の氏名及び住所並びに利用目的が記載されているかどうか確認する必要がある。

また、法人等からの申出の意思を確認するため、法人等の代表者印（印鑑登録済みの社印、通常使用している社印（角印）、申出責任部署の責任者の私印等であって、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない）の押印等を求めることが適当である。

#### (2) 申出の任に当たっている者の本人確認

申出の任に当たっている者の住民基本台帳カード、旅券、運転免許証、その他官公署発行の写真付の公的書類（免許証、許可証又は資格証明書等）の提示を求める必要がある。

これらの書類が提示されない場合にあっては、申出の任に当たっている者の事情・意向を確認の上、健康保険の被保険者証など準ずる書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いるほか、(5)により確認した法人等の主たる事務所の所在地あてに住民票の写しを送付することになる。

健康保険証などの提示のみでは、十分な本人確認を行うことができない場合もあることから、当該法人等の社員証などさらに信頼するに足る書類の提示を求めたり、電話により、現に申出の任に当たっている者を通話口に呼び出し、口頭で質問を行うな

ど、補充的に本人確認のための行為を積み重ねることが適当である。

その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、本人である旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

なお、現に申出の任に当たっている者の名刺の提示だけでは、本人確認としては不十分であると考ええる。

### (3) 申出の任に当たっている者と法人等との関係の確認

申出の任に当たっている者が、

- ・法人等の代表者である場合には、代表者の資格証明書
- ・法人等の代表者以外の者である場合には、代表者作成の委任状、法人等の社員証又は法人等への在籍証明書

を提示させることにより、法人等と現に申出の任に当たっている者との関係を明らかにさせる必要がある。

郵送による申出の場合は、これらの写しの提出を求め、確認に用いることになる。

これらの書類の提示のみでは、法人等との関係について十分な確認を行うことができない場合もあることから、電話により、法人等の責任者を通話口に呼び出し、口頭で任務遂行の事実を確認するなど、補充的に任に当たる権限等の確認のための行為を積み重ねることが適当である。その際、過度に形式的な対応に固執することなく、實際上、法人等との関係について任に当たる権限等を有する旨の心証形成がされたかどうかを適切に判断する必要がある。

### (4) 利用目的についての疎明資料による確認（必要に応じて）

疎明資料としては、申し出た法人等の側に申出の対象者である者に対する債権（請求権）や債務があり、権利的確な行使や債務の確実な履行のため（正当な理由があるため）住民票の写しを必要とすることが合理的に推測できるものが適当である。

具体的には、当事者間の契約書の写し、一方当事者の側で作成した誓約書（債務者の氏名や債務金額が明示された書類）、債権残高証明書、伝票等が考えられる。

なお、契約の申込みの段階など具体的な債権債務関係が発生していない段階で、法人等から住民票の写しの交付の申出が行われる場合もあるが、そうした場合には、契約申込書の写しなど、当事者間の関係を十分認識できる資料の提示を求めることにより、住民基本台帳法第12条の3第1項第3号の「正当な理由」に該当するかどうか判断することになる。

### (5) 郵送等による申出の場合における法人等の主たる事務所の所在地の確認

法人等の主たる事務所（本店、支店、営業所、事業所等）の所在地の確認については、事務所の所在地の記載のある社員証、登記簿謄本、登記事項証明書、官公署が発行した許可証の写し等の提示が考えられる。

なるべく公証力の高いものが適当だが、これらの書類の提示を受けることが難しい場合には、防火責任者選任届出書の写しなど信頼するに足る書類の提示を受けることにより確認に努めるべきである。

## 無縁改葬に対する損害賠償等請求事件の裁判例の検討

原 審 徳島地方裁判所平成25年7月17日判決

控訴審 高松高等裁判所平成26年2月27日判決

## I 事案の概要

- 1 A夫（昭和55年6月5日死亡）及びB子（昭和46年4月26日死亡）には、長女C子、長男D夫及び次男E夫がいる。
- 2 E夫は平成23年1月16日に死亡した。E夫には、長女X及び二女F子がいる。
- 3 A夫は、昭和46年Y寺から墓地の1区画（西区32番、以下「本件墳墓」という。）に永代使用権を取得し同年8月頃、墓石（以下「本件墓石」という。）を建立した。
- 4 平成20年9月当時、本件墳墓にはA夫及びB子の遺骨の入った骨壺2柱（以下「本件骨壺」という。）が埋葬されていた。
- 5 Y寺は墓地整備のために無縁墳墓を改葬することとし、墓埋法（以下「法」という。）5条1項、同法施行規則（以下「規則」という。）3条2項所定の事項につき、平成19年3月22日の官報に公告し、併せてY寺の墓地の入り口に改葬公告の立札を設置した。
- 6 徳島市は、平成20年6月5日、上記改葬の許可をした。
- 7 Y寺は、上記公告から許可までの間、5の立て札とは別に、「墓地整備に伴い、墓地使用者の調査を行うことになりました。当墓所使用者、又は縁故者の方はY寺事務所の下記へご連絡ください。」との文面とY寺の電話番号が記載された書面（その全体がラミネート加工されたもの）を本件墓石に麻紐で結びつけていた。
- 8 また、Y寺は上記許可後の平成20年6月11日ころから本件墓石の撤去までの間（平成20年9月ころ）、再公告をし、再度墳墓の使用者の確認をしたいとして墓地管理者は、下記の連絡いただきたいとしてY寺の電話番号等を記載し、「承継者のお知らせがない場合は、平成20年8月31日を以て無縁墳墓として改葬する」旨が記載された紙面（その全体がラミネート加工されたもの）を本件墓石に麻紐で結びつけていた（以下、この紙面と前記7の紙面を合わせて「本件プレート」という。）。
- 9 Y寺は、平成20年9月ころ、本件墳墓の改葬を行い、安置されていた骨壺2柱を取り出し、本件墓石を撤去した。
- 10 本件墳墓の祭祀主宰者の地位は、A夫の死亡によりE夫に承継されているところ、E夫はY寺に対して本件墳墓の無縁改葬手続きを違法であるとし、平成21年、徳島地方裁判所に対し、Y寺をY寺として後記請求の趣旨記載の請求をして提訴した。その後E夫が死亡したため、後遺産分割協議によりXが祭祀主宰者の地位を承継しXの地位を承継した。

## II 徳島地方裁判所平成25年7月17日判決

## 第1 Xの請求内容（請求の趣旨）

- 1 不法行為に基づく損賠賠償請求

Y寺はXに対し、不法行為に基づき544万円及び内金494万円に対する平成21年5月1日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく損賠賠償請求）。

内訳：ア 精神的損害による慰謝料 200万円

イ 墓石の原状回復費用 294万円

ウ 弁護士費用 50万円

## 2 遺骨、骨壺の所有権侵害に基づく請求

(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱及び骨壺2口（いずれもB子とA夫のもの、以下同じ。）を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。

(2) (1) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。

(3) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(1)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。

## 3 第2の請求の予備的請求

(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱について、徳島市に対し、墓埋法5条1項に規定する改葬許可申請手続きをせよ（不法行為に基づく原状回復請求）。

(2) Y寺はXに対し、(1)の許可あり次第、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱と骨壺2口を引き渡せ（所有権に基づく返還請求）。

(3) (2) が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え（不法行為に基づく代償請求）。

(4) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(2)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え（不法行為に基づく慰謝料請求）。

## 4 永代使用権に基づく妨害排除請求

Y寺は、Xが本件墳墓の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

## 第2 争点

### ① 訴えの適法性（本案前の答弁）

遺骨及び骨壺を特定しないままの、上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主位的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）の請求は適法か。

### ② 本件改葬行為が不法行為となるか。

### ③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数額

### ④ 本件骨壺の引き渡し請求の可否

### ⑤ 本件墓地の使用の妨害排除の可否

### ⑥ 過失相殺

X側がY寺に何ら連絡せず放置していたことから、損害賠償請求に対して過失

相殺されるべきか。

### 第3 判決主文

- 1 Xの遺骨等の引き渡し及びそれに関する金銭請求についての訴えを却下する。
- 2 Xのその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はXの負担とする。

### 第4 理由（争点に対する判断）

#### 1 争点① 訴えの適法性（本案前の答弁）について

(1) 上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主目的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）について  
ア Xの上記請求の前提として、引渡の対象となるべき本件骨壺等について執行が可能な程度に特定をする必要がある。

イ この点、Y寺は別紙の写真に写っている2口の骨壺等であると特定する。これに対し、Xはこれらの骨壺と遺骨はいずれもA夫及びB子のものではないと主張し、それ以上にどれが引渡の対象となるものであるかにつき具体的に特定しない。

とすると、Xの骨壺等の引渡請求については結局特定がなされていない不適法な訴えというべきであり、改葬手続、代償請求及び引渡しまでの慰謝料請求も、その前提となる引渡の対象となるものを特定していないことになるから、これらの訴えも不適法となる。

よって、上記の請求はいずれも不適法な訴えとして却下を免れない。

(2) 上記第1の4（妨害排除請求）について

Xのこの請求については、訴えの要件を欠く不適法とする理由が見当たらない。

#### 2 争点② 本件改葬行為が不法行為となるかについて

(1) 前提として、

ア 昭和46年にA夫がY寺との間で本件墓地の利用権を取得していたこと、それ以降X側が本件墓地を使用していたことやY寺（先代の住職）が法要を執り行っていたことも明らかといえる。そして、Y寺墓地管理のための台帳があったのであるから、法15条、規則7条の趣旨から、その利用者について記載しておくべきであったことも明らかであるから、利用者であるX側の情報が記載されていなかったことはY寺側の落ち度である。

イ もっとも、それ以降、利用者特定のために十分な調査を行ったにもかかわらず利用者が判明しなかった場合にまで、Y寺が墓地の利用に関して永久に何らの対応ができないとすることが不都合であることは明らかである。

(2) そこで本件について検討する。

ア 本件では、平成13年にY寺代表者が住職に就任して以降、本件改葬行為に至るまでの約7年間、X側からY寺側に対して前住職が行っていた棚経に来ないことにつき問い合わせがあるはずなのにそのような問い合わせがなかったのであるから、Y寺代表者において何年もの間連絡なく音信不通となっているものの、未だ檀信徒である者がいると想定することは無理を強いるものである。

イ 加えて、Y寺は法5条1項、規則3条2号所定の官報公告、Y寺墓地の唯一の入り口に設置した立て札、個々の墓石にプレートの貼付といった、利用者からの連絡を求める手続きを1年半もの間行っていた。

ウ Y寺としては、尽くすべき調査を十分に尽くした上で、法及び規則に則って本件改葬行為を行ったのであるから、もはやY寺に過失はないというべきである。

(3) この点、Xは、B子が毎月のように墓参しており、そのお参りの跡を見れば利用者がいることは容易に分かったはずであると主張する。

ア しかし、友人知人が物故者を参ることもあり、余ったしきみを別の墓地に捧げることも珍しくないことに照らし、墓参の跡があるかといって直ちに利用者がそれを行っていることにはつながらない。

イ そもそも主張のような頻度で利用者が墓参しているのであれば、1年半も貼付されていた本件プレートを放置するのは不自然。プレートの貼付は利用者からすれば気分を害する行為であり、利用者としては苦情を申し立てるはずで、そのまま長期間墓参を続けることはあり得ない、

ウ 墓参の仕方は人それぞれであろうが、毎回ではないにせよ、墓石の掃除をして墓地を清める行為を行うことが想定されるところ、本件プレートはそれを妨げるものであり、それを放置したまま1年半も間その状態を放置しておくなどあり得ない。

よって、Xの上記主張は採用できない。

(4) 以上の次第で、Y寺には不法行為が成立しないので、争点③及び⑥については検討の必要がない。

## 2 争点⑤ 本件墓地使用の妨害排除の可否について

証拠によれば、本件改葬行為後X側から苦情の申立があり、Y寺は本件墓地を引き続き利用することで話をしていたことが認められる。すなわち、Y寺は、本件墓地をX側が利用すること自体は否定していないので、妨害排除の前提を欠く。

## 3 争点④ 本件骨壺の引渡し請求の可否について

上記1で検討したとおり、不適法な訴えであるが、なお念のため検討する。

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、①Y寺側は、改葬対象となった墳墓から骨壺を取り出す場合、蓋が開かぬようにガムテープで封じ、そのガムテープに墳墓の番号を記載し、骨壺が割れている場合にはそのまま透明のビニール袋に入れ、ガムテープで封じて番号を記載する、骨壺が残っていない場合（土葬であった場合など）にはお骨を取り出して工事請負業者N社が用意しておいた骨壺に入れ、それに番号を付している、②その後、これらの骨壺複数を段ボールないしはプラスチックのケースにまとめ、③それらをY寺の本堂に運び、そのままの状態で一時的に保管し、④永代供養堂の完成後、それらの骨壺をそのまま永代供養堂に安置した、という事実が認められる。

そして、別紙の写真に写っているのは茶色の骨壺と白色の骨壺、ビニール袋に入れられた骨壺の破片様のもの3点で、茶色の骨壺は本件墳墓内に安置されていたものであり、その蓋の内側にはA夫の名前と没した昭和55年の記載等がなされている。白色の骨壺はN社が用意した新しい骨壺で、元々安置されていた骨壺

は割れていたため、破片しか現存していない。その破片には「西32」と記載されたガムテープ袋に入れられて保管されている。

これらの事実を総合すると、A夫及びB子の遺骨、その骨壺は、Y寺が特定する別紙の写真に写っているものと認められる。

- (2) この点、Xは、骨壺が記憶と異なると主張するが、平成24年7月18日に実施した現地での進行協議期日では骨壺に疑問を全く呈しておらず、むしろ裁判所としてはX側がこれらの骨壺を見て認めるような雰囲気を出しており（ただし、最後に認めることで良いかと尋ねたところ、改めて書面で回答することにしたため期日朝食はその記載はしていない）、その直後の同年8月27日の進行協議期日では、遺骨は違いと主張したが、茶色の骨壺は本件骨壺であることを認めており、その後否認するに至っている。

これらの事実を照らすと、Xの骨壺が違うとの主張は、感覚的なものに過ぎず、明確な記憶等に基づいて確信的に主張しているものとは到底考えられない。加えて、遺骨に関しての主張はまさに感覚的意見そのものでしかなく、Xの主張は何らの根拠もなく感覚的に論難しているにすぎない。

- (3) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、Xが祭祀承継者と認められるから、抽象的にはXが本件骨壺等につき引き渡しを求める法的権利を有しているといえるが、法及び規則によって改葬手続といった法的手続きをとらない限り、行政法規上の制約によって無条件にY寺に引き渡しを求めることはできないため、上記第1の2の請求には結局理由がない。
- (4) 上記第1の3(1)の改葬手続請求については、調査囑託の結果によってもXにおいて手続を行えば良いものであり、Y寺に請求する法的根拠を欠き、同(2)から(4)の請求については、上記説示の通りである。

## 第5 結論

以上の次第で、Xの本訴請求のうち、

遺骨等の引渡し及びそれに関する金銭請求（上記第1の2の請求）及び予備的請求（上記第1の3の請求）の訴えについては、いずれも不適法であるからこれらを却下し、その余の請求には理由がないからこれを棄却する。

\* Xは判決を不服として、高松高等裁判所に控訴した。

## III 高松高等裁判所平成26年2月27日判決

### 第1 判決主文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 Xの遺骨及び骨壺の引渡請求、その代償請求、遺骨引渡しまでの金員の支払請求並びに改葬許可申請手続に係る訴えをいずれも却下する。
- 3 Y寺は、Xに対し、374万6500円及びうち339万6500円に対する平成21年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 Y寺は、Xが原判決別紙物件目録記載の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖

先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

- 5 訴訟費用は、第1、2番を通じて、これを2分し、その1をX、その余をYの負担とする。
- 6 この判決は、3項に限り、仮に執行することができる。

## 第2 当裁判所の判断（原判決の補正）

### 1 争点② 本件改葬行為が不法行為となるか

- (1) A夫は、昭和48年頃Y寺から本件墓地の永代使用権を取得し、その上に墓を建立してB子の遺骨の入った骨壺を埋葬し、A夫死亡後はE夫が祭祀主宰者の地位を承継し、本件墓地にA夫の遺骨の入った骨壺を埋葬しており、B子及びA夫の葬儀、一周忌法要、三周忌法要等はY寺の先代住職により執り行われ、同住職は平成11年春の彼岸までE夫宅に赴いて棚経を行っていたのであるから、X家はY寺の檀家であったもので、Y寺の前住職は本件墓地の使用人であるE夫の住所氏名及び連絡先を把握していたと認められる。しかし、Y寺はXの墓地について、法15条1項、規則7条が定める墓地使用者等の住所氏名を記載した帳簿を備えておらず、他に本件墓地の使用人を記載した過去帳等の帳簿を有していたかったため、その後、前住職が病気になり、死亡したこともあって、後任の住職であるY寺の現代表者は、前住職から本件墓地について適切な引き継ぎを受けることができず、本件改葬行為当時、本件墓地の使用人等を把握しておらず、Y寺が本件墓地使用者に連絡できない状況にあったことについてはY寺に責任があるというべきである。
- (2) そして、①本件墓地はそれほど古い時期とはいえない昭和46年8月に建立されたものであり、②現代表者も平成13年か14年に本件墓地の墓参者を見たことがあり、その際に前住職の妻からその墓参者が誰であるかを知らされていたもので、さらに、本件墓地には本件改葬行為直前にも複数回にわたって墓参の形跡があったものであるから、本件改葬行為当時、本件墓地には依然として使用者又は縁故者が存在することが強く疑われたというべきであり、このような墓地を無縁墓地として改葬を行い、墓石を撤去処分し、骨壺や遺骨を搬出するにはさらに相当期間をかけて使用者の有無について調査を尽くす義務があると解される。したがって、Y寺が本件墓地を無縁墓地であると判断して調査義務を尽くさないで本件改葬工事を行ったことには過失があるというほかなく、本件改葬工事は本件墓地の使用人であったE夫に対する不法行為を構成する。
- (3) これに対し、Y寺は法や規則の手続きに従ったなどと主張するが、改葬を行おうとするときにはこれらの手続きを履践しなければならないというだけで、永代使用権を消滅させることができるものではない。

また、Y寺は本件プレートを本件墓石に取り付けるなどして改葬を予告したこと、N社の担当者が年6回1日常駐して改葬対象の墳墓について聞き取り調査を行ったことや、数年間にわたりE夫から墓地管理料の支払いがなされなかったことを指摘するが、墓地使用者が1年半程度の期間墓参せず、本件プレート等に気づかなかつたりY時から請求を受けないまま数年間管理料の支払いをしなかった

りしたことをもって、本件墓石の破壊、撤去という重大な結果を受忍すべきであるとはいえないし、これを過失相殺の事由とすることも相当ではない。

Y寺の主張は、いずれも理由がない。

## 2 争点③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数额について

(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件墓地上の墳墓は破壊・撤去され、現在は竿石（芯石）が残されているに過ぎず、それ以外の墓石等はY寺によって廃棄処分されており、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められた骨壺の所在は不明となったことが認められ、これに本件改葬行為の経過等一切の事情を斟酌すると、上記不法行為によりE夫が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は200万円をくだらないと認めるのが相当である。

これに対し、Y寺は本件骨壺は添付別紙の写真③及び⑤に写っている2口の骨壺であり、B子及びA夫の遺骨は同写真に写っている2柱であると主張するが、証拠によれば、上記改葬作業は300余の墳墓を対象として3か月にわたり行われた大規模なもので、1日あたり8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われており、本件改葬行為当日も約8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われ、同じ日に取り出された骨壺や遺骨は1個のプラスチックケース等の中に他の墳墓のものと一緒に保管されたこと、実際の改葬作業はN社ではなくその下請け業者であるV庭園が担当しており、Y寺代表者やN社の担当者が本件改葬行為の際に実際に立ち会ったかどうか不明であるから、V庭園が本件骨壺やB子及びA夫の遺骨が上記のものであると述べ、Y寺がそのように主張しているとしても、そのように断定はできず、結局、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められていた骨壺の所在は不明といわざるを得ない。

(2) 本件墓石の原状回復費用としては、証拠により認められる139万6500円の限度でこれを認める。これに対し、Xは損害額を252万円の墓石建立工事の見積書を提出するが、上記見積書は実際の墓石が庵治石の白石であったにもかかわらず墓石を黒石とするものであるから採用できない。

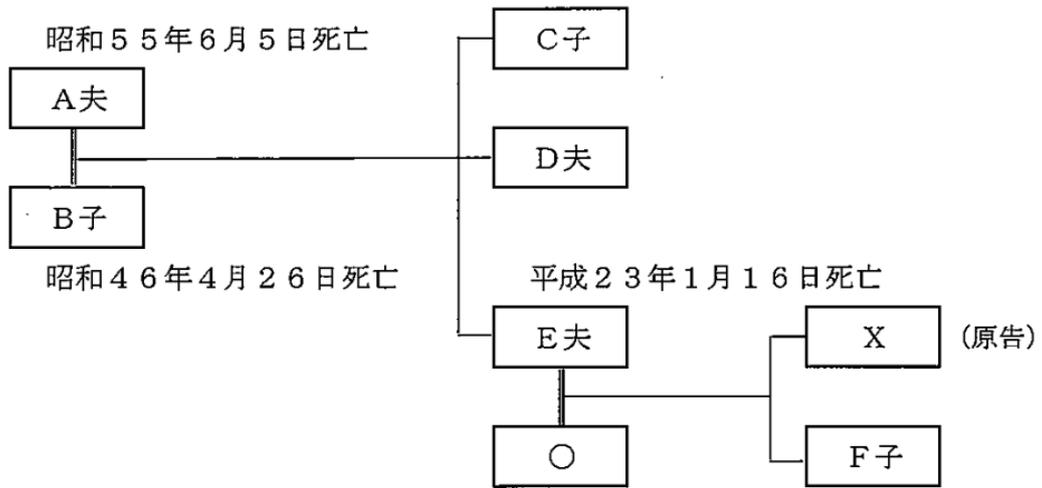
## 3 争点⑤ 本件墓地の使用に対する妨害排除について

XはY寺の墓地につき永代使用权を有しているところ、YはE夫の永代使用权は消滅していると主張するほか、Xが壇信徒としての義務と責任を果たさず、Y寺との信頼関係は破壊された状態にあるので、Xが本件墓地を使用することは認められない旨主張しており、Xが墓地を使用することに意義を述べているので、Xの請求4は理由がある。

## 第3 結論

以上の次第で、原判決は一部相当ではなく、本件控訴は一部理由があるから、現編活を変更することとして、主文の通り判決する。

# 原告側相続関係図



## 第1 Xの請求内容(請求の趣旨)

- 1 不法行為に基づく損害賠償請求  
Y寺はXに対し、544万円及び内金494万円に対する平成21年5月1日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え(不法行為に基づく損害賠償請求)。  
内訳：ア 精神的損害による慰謝料 200万円  
イ 墓石の原状回復費用 294万円  
ウ 弁護士費用 50万円
- 2 遺骨、骨壺の所有権侵害に基づく請求  
(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱及び骨壺2口(いずれもB子とA夫のもの、以下同じ。)を引き渡せ(所有権に基づく返還請求)。  
(2) (1)が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え(不法行為に基づく代償請求)。  
(3) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(1)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え(不法行為に基づく慰謝料請求)。
- 3 2の請求の予備的請求  
(1) Y寺はXに対し、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱について、徳島市に対し、墓埋法5条1項に規定する改葬許可申請手続きをせよ(不法行為に基づく原状回復請求)。  
(2) Y寺はXに対し、(1)の許可あり次第、本件墳墓に埋葬していた遺骨2柱と骨壺2口を引き渡せ(所有権に基づく返還請求)。  
(3) (2)が不能なときは、Y寺はXに対し遺骨1柱につき500万円及びこれに対する平成21年10月17日から支払い済みで年5分の割合による遅延損害金を支払え(不法行為に基づく代償請求)。  
(4) Y寺はXに対し、平成21年10月17日から上記(2)の遺骨2柱の引き渡し済みで、月10万円の割合による金員を支払え(不法行為に基づく慰謝料請求)。
- 4 永代使用権に基づく妨害排除請求  
Y寺は、Xが本件墳墓の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。

## 第2 争点

- ① 訴えの適法性（本案前の答弁）  
 遺骨及び骨壺を特定しないままの、上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主位的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）の請求は適法か。
- ② 本件改葬行為が不法行為となるか。
- ③ 本件改葬行為による損害の発生及びその数额
- ④ 本件骨壺の引き渡し請求の可否
- ⑤ 本件墓地の使用の妨害排除の可否
- ⑥ 過失相殺  
 X側がY寺に何ら連絡せず放置していたことから、損害賠償請求に対して過失相殺されるべきか。

## 第3 両判決の比較

	徳島地裁判決（平成25年7月17日）	高松高裁判決（平成26年2月27日）
本文の 要旨	1 Xの遺骨等の引き渡し及びそれに関する金銭請求についての訴えを却下する。 2 Xのその余の請求を棄却する。	1 原判決を次のおり変更する。 2 Xの遺骨及び骨壺の引渡請求、その代償請求、遺骨引渡しまでの金員の支払請求並びに改葬許可申請手続に係る訴えをいずれも却下する。 3 Y寺はXに対し、374万6500円及びびうち339万6500円に対する平成21年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。 4 Y寺は、Xが別紙物件目録記載の土地に墓石を建立し、遺骨を安置し、祖先の霊を祭祀することを妨害してはならない。
争点① 訴えの 適法性	(1) 上記第1の2（本件骨壺等の引渡請求、その代償請求、引渡しまでの慰謝料請求（主位的請求））及び第1の3（改葬手続及び第1の2と同様の請求）について ア Xの上記請求の前提として、引渡の対象となるべき本件骨壺等について執行が可能な程度に特定をする必要がある。 イ この点、Y寺は別紙の写真に写っている2口の骨壺等であると特定	変更なし

	<p>する。これに対し、Xはこれらの骨壺と遺骨はいずれもA夫及びB子のものでないこと主張し、それ以上にどれが引渡の対象となるものであるかにつき具体的に特定しない。</p> <p>とすると、Xの骨壺等の引渡請求については結局特定がなされていない不適法な訴えというべきであり、改葬手続、代償請求及び引渡までの慰謝料請求も、その前提となる引渡の対象となるものを特定していないことになるから、これらの訴えも不適法となる。</p> <p>よって、上記の請求はいずれも不適法な訴えとして却下を免れない。</p>	
<p>争点② 本件改葬行為が不法行為となるか</p>	<p>(1) 前提として、 ア 昭和46年にA夫がY寺との間で本件墓地の利用権を取得していたこと、それ以降X側が本件墓地を使用していたことやY寺(先代の住職)が法要を執り行っていたことも明らかといえる。そして、Y寺墓地管理のための台帳があったのであるから、法15条、規則7条の趣旨から、その利用者について記載しておくべきであったことも明らかであるから、利用者であるX側の情報が記載されていなかったことはY寺側の落ち度である。</p> <p>イ もつとも、それ以降、利用者特定のために十分な調査を行ったにもかかわらず利用者が判明しなかった場合にまで、Y寺が墓地の利用に関して永久に何らの対応ができずとすることが不都合であることは明らかである。</p> <p>(2) そこで本件について検討する。 ア 本件では、平成13年にY寺代表者が住職に就任して以降、本件改葬行為に至るまでの約7年間、X側からY寺側に対して前住職が行っていた柵経に由来しないことにつき問い合わせがあるはずなのにそのような問い合わせがなかったのだから、Y寺代表者において何年もの間連絡なく音信不通となつていているものの、未だ檀信徒である者がいると想定することは無理を強いるものである。</p> <p>イ 加えて、Y寺は法5条1項、規則3条2号所定の官報公告、Y寺墓</p>	<p>(1) A夫は、昭和48年頃Y寺から本件墓地の永代使用権を取得し、その上に墓を建立してB子の遺骨の入った骨壺を埋葬し、A夫死亡後はE夫が祭祀主宰者の地位を承継し、本件墓地にA夫の遺骨の入った骨壺を埋葬しており、B子及びA夫の葬儀、一周忌法要、三周年法要等はY寺の先代住職により執り行われ、同住職は平成11年春の彼岸までE夫宅に赴いて柵経を行っていたのであるから、X家はY寺の檀家であったもので、Y寺の前住職は本件墓地の利用者であるE夫の住所氏名及び連絡先を把握していたと認められる。しかし、Y寺はXの墓地について、法15条1項、規則7条が定める墓地使用者等の住所氏名を記載した帳簿を備えておらず、他に本件墓地の利用者を記載した過去帳等の帳簿を有していたかため、その後、前住職が病気になる、死亡したことあつて、後任の住職であるY寺の現代表者は、前住職から本件墓地について適切な引き継ぎを受けることができず、本件改葬行為当時、本件墓地の利用者等を把握しておらず、Y寺が本件墓地使用者に連絡できない状況に陥つたことについてはY寺に責任があるというべきである。</p> <p>(2) として、①本件墓地はそれほど古い時期とはいえない昭和46年8月に建立されたものであり、②現代表者も平成13年から14年に本件墓地の墓参者を見たことがあり、その際に前住職の妻からその墓参者が誰であるかを知らされていたもので、さらに、本件墓地には本件</p>

<p>争点③ 本件改葬行為による損害の</p>	<p>地の唯一の入り口に設置した立て札、個々の墓石にプレートへの貼付と いった、利用者からの連絡を求めるとして1年半の間行っていた。 ウ Y寺としては、尽くすべき調査を十分に尽くした上で、法及び規則 に則って本件改葬行為を行ったのであるから、もはやY寺に過失はな いといふべきである。 (3) この点、Xは、B子が毎月のように墓参しており、そのお参りの跡 を見れば利用者がいることは容易に分かったはずであると主張する。 ア しかし、友人知人が物故者を参ることもあり、余ったしきみを別の 墓地に捧げることも珍しくないことに照らし、墓参の跡があるかとい って直ちに利用者がそれを行っていたことにはつながらない。 イ そもそも主張のような頻度で利用者が墓参しているのであれば、1 年半も貼付されていた本件プレートを放置するのは不自然。プレート の貼付は利用者からすれば気分を害する行為であり、利用者としては 苦情を申し立てるはずで、そのまま長期間墓参を続けることはあり得 ない。 ウ 墓参の仕方は人それぞれであるが、毎回ではないにせよ、墓石の 掃除をして墓地を清める行為を行うことが想定される。本件プレ ートはそれを妨げるものであり、それを放置したまま1年半も間そ の状態を放置しておくなどあり得ない。 よって、Xの上記主張は採用できない。 (4) 以上の次第で、Y寺には不法行為が成立しないので、争点③及び⑥ については検討の必要がない。</p>	<p>改葬行為直前にも複数回にわたって墓参の形跡があったものである から、本件改葬行為当時、本件墓地には依然として使用者又は縁故者 が存在することが強く疑われたというべきであり、このような墓地を 無縁墓地として改葬を行い、墓石を撤去処分し、骨壺や遺骨を搬出す るにはさらに相当期間をかけて使用者の有無について調査を尽くす 義務があると解される。したがって、Y寺が本件墓地を無縁墓地であ ると判断して調査義務を尽くさないで本件改葬工事を行ったことに は過失があるといふほかに、本件改葬工事は本件墓地の利用者であ ったE夫に対する不法行為を構成する。 (3) これに対し、Y寺は法や規則の手続きに従ったなどと主張するが、 改葬を行おうとするとときにはこれらの手続きを履践しなければなら ないというだけで、永代使用権を消滅させることができるものではな い。 また、Y寺は本件プレートを本件墓石に取り付けるなどして改葬を 予告したこと、N社の担当者が年6回1日常駐して改葬対象の墳墓に ついて聞き取り調査を行ったことや、数年間にわたりE夫から墓地管 理料の支払いがなされなかつたことを指摘するが、墓地使用者が1年 半程度の期間墓参せず、本件プレート等に気づかなかつたりY寺から 請求を受けないまま数年間管理料の支払いをしなかつたりしたこと をもって、本件墓石の破壊、撤去という重大な結果を受忍すべきであ るとはいえないし、これを過失相殺の事由とすることも相当ではな い。 Y寺の主張は、いずれも理由がない。</p>
<p>争点③ 本件改葬行為による損害の</p>	<p>(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件墓地上の墳墓は破壊・撤去 され、現在は卒石（芯石）が残されているに過ぎず、それ以外の墓 石等はY寺によって廃棄処分されており、B子及びA夫の遺骨並び にこれらが収められた骨壺の所在は不明となったことが認められ、 これに本件改葬行為の経過等一切の事情を斟酌すると、上記不法行 為によりE夫が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は200万円</p>	<p>(1) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、本件墓地上の墳墓は破壊・撤去 され、現在は卒石（芯石）が残されているに過ぎず、それ以外の墓 石等はY寺によって廃棄処分されており、B子及びA夫の遺骨並び にこれらが収められた骨壺の所在は不明となったことが認められ、 これに本件改葬行為の経過等一切の事情を斟酌すると、上記不法行 為によりE夫が被った精神的苦痛に対する慰謝料の額は200万円</p>

<p>発生及びその数額</p>		<p>をくだらないと認めるのが相当である。</p> <p>これに対し、Y寺は本件骨壺は添付別紙の写真③及び⑤に写っている2口の骨壺であり、B子及びA夫の遺骨は同写真に写っている2柱であると主張するが、証拠によれば、上記改葬作業は300余の墳墓を対象として3か月にわたり行われた大規模なもので、1日あたり8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われており、本件改葬行為当日も約8基もの墳墓の取り壊し及び遺骨の搬出が行われ、同じ日に取り出された骨壺や遺骨は1個のプラスチックケース等の中に他の墳墓のものと一緒に保管されたこと、実際の改葬作業はN社ではなくその下請け業者であるV庭園が担当しており、Y寺代表者やN社の担当者が本件改葬行為の際に実際に立ち会ったかどうか不明であるから、V庭園が本件骨壺やB子及びA夫の遺骨が上記のものであると述べ、Y寺がそのように主張しているとしても、そのように断定はできず、結局、B子及びA夫の遺骨並びにこれらが収められていた骨壺の所在は不明といわざるを得ない。</p> <p>(2) 本件墓石の原状回復費用としては、証拠により認められる139万6500円の限度でこれを認める。これに対し、Xは損害額を252万円の墓石建立工事の見積書を提出するが、上記見積書は実際の墓石が庵治石の白石であったにもかかわらず墓石を黒石とするものであるから採用できない。</p>
<p>争点⑤ 本件墓地使用の妨害の排除の可否</p>	<p>証拠によれば、本件改葬行為後X側から苦情の申立があり、Y寺は本件墓地を引き続き利用することと話をしていたことが認められる。すなわち、Y寺は、本件墓地をX側が利用すること自体は否定していいので、妨害排除の前提を欠く。</p>	<p>XはY寺の墓地につき永代使用権を有しているところ、YはE夫の永代使用権は消滅していると主張するほか、Xが壇信徒としての義務と責任を果たさず、Y寺との信頼関係は破壊された状態にあるので、Xが本件墓地を使用することは認められない旨主張しており、Xが墓地を使用することに意義を述べているので、Xの請求4は理由がある。</p>

H19.2.13 京都地方裁判所平成 17 年(ワ)第 2092 号 損害賠償請求事件

事件番号：平成 17 年(ワ)第 2092 号 (甲事件), 平成 18 年(ワ)第 871 号 (乙事件)

裁判年月日 : H19.2.13

部 : 第 4 民事部

結果 : 一部認容

判示事項の要旨 :

- 1 原告らが被告(寺院)の信徒でなくなったことを理由に、被告の管理する納骨堂に原告らが納骨した遺骨をほかの遺骨と分別できない状態にした被告の行為が、債務不履行及び不法行為に該当するとされた事例
- 2 納骨時の「納骨された遺骨は一切返還しない」との約定に基づき遺骨の返還義務を負わないとする被告の主張が排斥された事例
- 3 上記被告の行為は「合祀」として社会通念上相当な行為であるから不法行為に該当しないとする被告の主張が排斥された事例

#### 主 文

- 1 被告は、原告 A に対し、80 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 B に対し、60 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 C に対し、60 万円及びこれに対する平成 18 年 4 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、原告 A と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し、その 4 を被告の負担とし、その余は原告 A の負担とし、原告 B と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し、その 3 を被告の負担とし、その余は原告 B の負担とし、原告 C と被告との間で生じた費用はこれを 5 分し、その 3 を被告の負担とし、その余は原告 C の負担とする。
- 6 この判決は、第 1 項ないし第 3 項に限り、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第 1 請求

###### 1 原告 A (甲事件)

被告は、原告 A に対し、100 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

###### 2 原告 B (甲事件)

被告は、原告 B に対し、100 万円及びこれに対する平成 17 年 9 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

###### 3 原告 C (乙事件)

被告は、原告 C に対し、100 万円及びこれに対する平成 18 年 4 月 9 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

##### 第 2 事案の概要

- 1 本件は、被告の信徒であった原告らが、被告との間で納骨所の使用契約を締結し、

被告が管理する納骨所に遺骨を納骨した後、他の寺院に転寺したことを理由に、被告に対し遺骨の返還を求めたところ、被告が原告らの遺骨をほかの遺骨と混合してしまったために、遺骨の返還が不可能になったと主張して、被告に対し、債務不履行及び不法行為に基づき、損害の賠償及びこれに対する遅延損害金（原告A及びBについては甲事件訴状送達の日翌日である平成17年9月9日から、原告Cについては乙事件訴状送達の日翌日である平成18年4月9日から、各支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金）の支払を求めた事案である。

## 2 争いのない事実等

### (1) 当事者等

ア 被告は、佛立開導日扇の開講の本旨に基づき、宗祖日蓮の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とし、この目的を達成するための業務及び事業を行う宗教法人（寺院）である。

イ Eは、被告代表者の子であり被告の副住職の地位にある。

F、G及びHは、いずれも被告の信徒かつ役員である。

ウ 原告らは、いずれも被告の信徒であったが、原告Aは平成15年6月ころ、原告Bは平成15年10月ころ、原告Cは平成5年3月ころ、被告に対しそれぞれ転寺の申出を行い、いずれもそのころ別の寺院の信徒となった。

### (2) 被告が設置・管理する納骨堂の概要（甲8、9、乙6ないし8、16、証人E、弁論の全趣旨）

ア 被告は、肩書地の境内に納骨堂（以下「本件納骨堂」という。）を設置し、その地下室に、被告の信徒（被告所属信者及び門末信者）が遺骨を納めるための専用納骨所（以下、単に「専用納骨所」という。）、一般納骨所（以下、単に「一般納骨所」という。）を設けている。

専用納骨所は全588区画からなるロッカーであり、遺骨を納める場合には、遺骨を所定の容器（高さ8.3センチメートル、差渡し6センチメートルの八角形の骨壺）に納め、各使用者ごとの家名が記された白大理石の小型墓標が置かれた1区画（間口19センチメートル、高さ11センチメートル、奥行き31センチメートル）に同容器を納めるようになっている。

一般納骨所は専用納骨所（ロッカー）の下部に作られた引き出しであり、遺骨を納める場合には、遺骨は上記容器に納め、上記引き出し内に同容器を納めるようになっている。

イ 本件納骨堂には、専用納骨所、一般納骨所及び歴代住職の遺骨を納めるための特別納骨所のほか、床をコンクリートで固めた総骨室（以下単に「総骨室」という。）が設けられている。専用納骨所又は一般納骨所に遺骨を納めるにあたり、所定の容器に収まりきらない遺骨（残骨）は総骨室に納めることとされており、松影寺納骨堂管理規則（以下「本件規則」という。）7条は、これを「合祀する」と表現している。遺骨が総骨室に納められると、既に総骨室に納められているほかの遺骨と分別が不可能な状態となる。

ウ 被告の信徒が専用納骨所に遺骨を納めることを希望する場合には、被告は、信徒に対し、専用納骨所使用願と題する書面（以下「本件使用願」という。）に署

名・押印させて、信徒との間で、専用納骨所に遺骨を納骨する契約（以下、単に「納骨契約」という。）を締結し、所定の使用冥加料と所定の年度管理費を納付させるという取扱をしている。

本件使用願には、「私は裏面記載の納骨堂管理規則を承知いたしましたので、左記使用冥加料を相添え専用納骨所の使用をお願い致します」と不動文字で印刷されており、裏面には、本件規則の内容が同様に不動文字で印刷されている（記載内容は別紙のとおりである。）。

(3) 納骨契約の締結と終了（甲5、乙6ないし8、原告C、弁論の全趣旨）

ア 原告Aは、昭和53年7月24日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（A）」という。）を締結し、そのころI（原告Aの夫）の遺骨（以下「本件遺骨（A）」という。）を専用納骨所に納めた。

イ 原告Bは、平成9年3月9日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（B）」という。）を締結し、同年5月12日ころ、J（原告Bの父）の遺骨（以下「本件遺骨（B）」という。）を専用納骨所に納めた。

ウ 原告Cは、亡K（以下「K」という。）の代理人として、昭和47年3月12日、専用納骨所使用願に署名・押印して被告との間で納骨契約（以下「本件納骨契約（C）」という。）を締結した（以下、本件納骨契約（A）、本件納骨契約（B）、本件納骨契約（C）を合わせて「本件各納骨契約」という。）。Kは昭和56年3月13日に、Kの妻（原告Cの母）であるLは同年5月26日に、それぞれ死亡した。S家の祭祀承継者（祭祀承継者が原告Cであるか否かは当事者間に争いがある。）は、昭和56年7月26日ころ、Lの遺骨（以下「本件遺骨（C）」という。）を専用納骨所に納めた（以下、本件遺骨（A）、本件遺骨（B）及び本件遺骨（C）を合わせて「本件各遺骨」という。）。

エ 本件各納骨契約は、上記のとおり原告らがそれぞれ被告に対し転寺の申出を行っていたとしてもそのころ別の寺院の信徒となったことにより、それぞれ終了した。

(4) 総骨室への納骨

被告は、本件遺骨（A）については平成15年9月ころ、本件遺骨（B）については平成15年12月ころ、本件遺骨（C）については平成5年8月ころ、いずれも所定の容器から遺骨を取り出して総骨室に納めた（以下「本件各行為」という。）。現在、本件各遺骨はいずれも、総骨室へ納められたほかの遺骨と分別ができない状態にある。

3 争点

- (1) 遺骨は所有権の客体となるか
- (2) 原告Cは、本件納骨契約（C）の当事者か及び本件遺骨（C）の所有権を有していたか
- (3) 本件各行為が債務不履行を構成するか
- (4) 本件各行為が不法行為を構成するか
- (5) 損害

(6) 原告Cの損害賠償請求権の消滅時効の起算点はいつか

#### 4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告らの主張)

遺骨も有体物である以上、当然に所有権の客体となる。

(被告の主張)

遺骨は所有権の客体とはならない。

(2) 争点(2)について

(原告Cの主張)

Kが昭和56年3月13日に、Lが同年5月26日に、それぞれ死亡し、原告Cは、専用納骨所の使用权を祭祀承継者として又は遺産分割協議により単独で承継し、昭和56年7月26日ころ、本件遺骨(C)を専用納骨所に納めた。本件遺骨(C)は、S家の祭祀財産というべきものであるから、S家の祭祀承継者である原告Cが所有していたものである。

(被告の主張)

否認ないし争う。

(3) 争点(3)について

(原告らの主張)

ア 本件各納骨契約は、遺骨を目的物とする寄託契約であるから、本件各納骨契約の終了により、被告は原告らに対し本件各遺骨を返還する義務を負う。

イ 被告は、本件規則6条の存在を理由に、遺骨返還義務の存在を争うが、原告らは、本件各納骨契約締結時、本件規則の内容を示されておらず、本件規則の内容に同意したこともなく、被告から本件規則の内容を説明されていなかった。したがって、本件規約の内容は、本件各納骨契約の内容とはなっていない。仮に、本件規則が、本件各納骨契約の内容になっていたとしても、本件規則6条は、納骨者の転寺を不当に妨げ信教の自由を侵害するものであるから、公序良俗に反し無効である。

ウ よって、被告は、原告らに対し、本件各納骨契約の終了により、本件各遺骨を返還する義務を負うとともに、本件各遺骨を返還するまでの間、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管すべき義務(以下「善管注意義務」ともいう。)を負っていたにもかかわらず、同義務に違反し本件各行為を行い、本件各遺骨の返還を不可能にしたから、債務不履行責任を負う。

(被告の主張)

ア 本件各納骨契約は、専用納骨所を目的物とする賃貸借契約であるから、本件各納骨契約が終了しても、被告は、原告らに対し、本件各遺骨の返還義務を負わない。

イ また、本件規則6条には、「納骨された舎利(お骨)は如何なる場合も一切返還しない。」との記載があり、本件規則の内容は、本件各納骨契約締結の際に、原告A、原告B及び原告C(Kの代理人)に示され、原告らは、この内容に同意して本件各納骨契約を締結した。

ウ 本件規則6条は、被告が遺骨の返還をめぐる紛争に巻き込まれあるいは遺骨の引取人が現れないことによる不都合などを避けるための規定であり、遺骨をめぐる紛争・不都合を避ける適切な規定である。加えて、遺骨は納骨堂という教義上及び社会通念上適切な場所に合祀されるのであるから、本件規則6条は、公序良俗に反するものではない。

エ よって、被告は原告らに対し本件各遺骨の返還義務を負っていない。

オ さらに、本件各納骨契約は賃貸借契約であるから、被告は本件各遺骨につき善管注意義務を負うものではないが、仮に善管注意義務を負うとしても、本件各行為は、「合祀」という、遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、同義務に違反するものではない。

#### (4) 争点(4)について

##### (原告らの主張)

ア 本件各行為が行われるまで、本件各遺骨の所有権は、それぞれ原告らに帰属していたのであり、また、人の遺骨は一般社会通念上、遺族等の故人に対する敬愛・追慕の情に基づく宗教的感情と密接に結びついたものである。したがって、本件各行為は、本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害する行為であり、不法行為を構成する。

イ 仮に、本件規則が本件各納骨契約の内容となっており、本件規則6条が公序良俗に反せず有効であったとしても、本件規則6条は、被告に本件各行為を行う権限を与えたものではないから、本件各行為が本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害するものであることに変わりはない。

ウ よって、被告は、原告らに対し、不法行為に基づき、本件各行為によって生じた損害を賠償する責任を負う。

エ 仮に本件各行為が不法行為を構成しないとしても、被告は、本件各行為により、本件各遺骨と既に総骨室に納められている遺骨とを混和させ、本件各遺骨の所有権を消滅させたのであるから、被告は原告らに対し償金支払義務を負う。

##### (被告の主張)

ア 遺骨は所有権の客体とはならないから、被告が行った本件各行為は、所有権を侵害するものではない。

イ 仮に、遺骨に所有権が観念できるとしても、原告らは、本件規則6条、11条により、本件各遺骨についての返還請求権を放棄している上、本件各行為は、「合祀」という、遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、本件各遺骨の所有権及び原告らの人格的利益を侵害するものではない。

ウ 被告は、本件各行為により利得を受けていないから、被告は、原告らに対する償金支払義務を負わない。

#### (5) 争点(5)について

##### (原告らの主張)

慰謝料 各100万円

##### (被告の主張)

否認する。原告らは、遺骨に対する愛惜の気持ちを持っていないから、本件各行

為により精神的苦痛を受けていない。

(6) 争点(6)について

(被告の主張)

ア 原告Cは、遅くとも平成5年5月末日には、本件遺骨(C)の返還を受けられないことを知ったのであるから、原告Cが被告に対して有する損害賠償請求権は、債務不履行を理由とするものについては遅くとも平成15年5月末日の経過により、不法行為を理由とするものについては遅くとも平成8年5月末日の経過により消滅時効が完成している。

イ 被告は、上記時効を援用する。

(原告Cの主張)

原告Cが、本件遺骨(C)が総骨室に納められたことを知ったのは、平成17年3月16日である。したがって、債務不履行に基づく損害賠償請求権についても、不法行為に基づく損害賠償請求権についても消滅時効は完成していない。

第3 争点に対する判断

1 前記争いのない事実等、証拠(後掲のもの)及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

(1) 本件納骨堂の管理形態(証人E, 弁論の全趣旨)

本件納骨堂は、普段、施錠されており、本件納骨堂に遺骨を納骨した被告の信徒は、本件納骨堂に自由に入出入りすることができず、1年に3回(彼岸の中日及び盆施餓鬼の日)だけ、本件納骨堂に立ち入り礼拝を行うことができるものとされている。

(2) 原告らの転寺の経緯(甲9, 10, 19ないし21, 23, 乙9, 10, 証人M, 証人F, 証人E, 原告B, 原告C)

ア 原告Aは、平成15年6月ころ、被告に対し、転寺の申出を行ったところ、被告の信徒かつ役員であるF及びGは原告Aの自宅に赴き、原告Aに対し、転寺を思いとどまるよう説得し、その際、原告A又はM(原告Aの子)に対し、転寺した場合には本件遺骨(A)は返還できない旨説明した。

イ 原告Bは、平成15年10月ころ、被告に対し、転寺の申出を行ったところ、被告の信徒かつ役員であるF及びHは原告Bの自宅に赴き、原告Bに対し、転寺を思いとどまるよう説得し、その際、原告Bに対し、転寺した場合には本件遺骨(B)は返還できない旨説明した。

ウ 原告Cは、平成5年3月ころ、被告に対して、転寺の申出を行うとともに本件遺骨(C)の返還を請求したが、被告代表者又はEは、転寺した場合には本件規則により遺骨は返還できない旨説明した。

エ なお、原告A及び原告Bが被告の信徒かつ役員であるFとG又はHから転寺を思い止まるようにとの説得を受けた際、転寺した場合には遺骨の返還を受けられないことを承諾した旨の証拠(乙9, 10 [FとG又はHとの連名の陳述書], 証人F)がある(原告Aは「わかりました」と頷いて了解し、原告Bは「それは承知しております」とのことです了解をいただいたとする。)が、これに反する証拠(甲20 [原告Bの陳述書], 証人M, 原告B)があることに加え、的確な裏

付けを欠くから、上記証拠をにわか採用することはできない。なお、仮に、原告A及び原告Bが、被告の信徒かつ役員であるFとG又はHから転寺した場合には遺骨を返還しないとの説明を受けた際に、直ちにこれに対して抗議することなくこれを受け入れるかのような受け答えをしたとしても、事柄の重要性に鑑みると、被告が遺骨の返還をしないという立場に立つことを理解しただけで遺骨の返還を受けられないことを承諾したのではないものと評価するのが相当である。

(3) Nの養子縁組及び離縁等（甲4ないし6，21，23，24，原告C，弁論の全趣旨）

ア K・L夫妻は、その間に、長女O，二女P，三女C及び四女Qをもうけた。長女O，二女P及び四女Qは、いずれも婚姻し夫の氏（長女Oは甲，二女Pは乙，四女Qは丙）を称する旨の届け出をした。

イ Nは、昭和39年3月27日、K・L夫妻の養子となる縁組の届出を行い「S」姓になるとともに三女Cと婚姻し夫の氏（S）を称する旨の届出をした。Nは、昭和42年6月8日、K・L夫妻と協議離縁の届出を行い、「T」姓に復した。上記養子縁組は、NがS家の継承者となるべくして行われたものであったが、昭和42年ころ、Nの実兄が死亡しT家を継承する者がいなくなったため、NがT家を承継するために上記協議離縁をしたものである。

ウ K・L夫妻は、昭和54年8月4日、Rを養子とする縁組の届出を行っている。

エ K・L夫妻の死後、S家の祭祀に関わる事項については、主に原告Cが取り仕切っており、K・L夫妻の共同相続人である長女O，二女P，四女QのほかR（養子）は、いずれも、原告CがS家の祭祀を承継し本件納骨契約（C）を引き継いだことを承認している。

(4) 本件に先立つ調停事件（甲13，14，17，原告C，弁論の全趣旨）

ア 原告A，原告B，Nほか1名は、平成16年12月6日、被告を相手方として、本件各遺骨等の返還を求める調停の申立てを行い（伏見簡易裁判所平成16年（ノ）第92号納骨返還請求調停申立事件，以下「本件調停事件」という。），本件調停事件は、平成17年4月20日、調停不成立により終了した。

イ 原告Cは、本件調停事件の期日（平成17年3月16日）に出席し、その席上で、初めて、本件遺骨（C）が既に総骨室に納められていることを知った。

(5) 本件各遺骨（甲20，21，証人M，原告B，原告C，弁論の全趣旨）

ア 本件遺骨（A）は、Iの遺骨の一部であり、残部は、原告Aが本件遺骨（A）を専用納骨所に納めた際に総骨室に納められた。

イ 本件遺骨（B）は、Jの遺骨のうちの一部であり、残部は、滋賀県彦根市内の墓地に納められている。

ウ 本件遺骨（C）は、Lの遺骨のうちの一部であり、残部は、京都市内の墓地に納められている。

2 争点(1)について

遺骨は、有体物であるから所有権の対象となるものの、故人に対する敬愛・思慕の思いと密接に結びついていることから、遺骨に対する所有権の行使は、法令（民法206条，墓地，埋葬等に関する法律〔たとえば4条1項による焼骨の埋蔵場所の制限〕

等)のみならず、慣習ないし条理により認められた範囲内においてのみ許されるものと解するのが相当である。これと異なる被告の主張は、独自の見解に立つものであり採用することができない。

### 3 争点(2)について

前判示の事実関係によれば、K・L夫妻は、いったんは、兩名の養子となり三女Cと婚姻したNを「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」と指定したものの、その後の事情の変更でNと協議離縁したことにともない上記指定を取り消しているものと推認することができることに加え、K・L夫妻は、Rを養子とする縁組の届出を行ってはいないものの、Kを代理して被告との間で本件納骨契約(C)を締結したのは原告Cであり、K・L夫妻の死後、S家の祭祀に関わる事項を主として取り仕切っているのも原告Cであって、K・L夫妻がRを「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」に指定したことをうかがわせる事情は認められないこと、K・L夫妻の共同相続人が一致して原告CがS家の祭祀を承継し本件納骨契約(C)を引き継いだことを承認していることによれば、原告Cが「(S家の)祖先の祭祀を主宰すべき者」であり、原告Cは、民法897条1項本文に基づき、慣習にしたがって、本件納骨契約(C)の権利を承継し本件遺骨(C)の所有権を承継したものと認められる。

なお、前判示のとおり、本件調停事件を申し立てたのは原告CではなくNであり、また、本件訴訟において当初被告に対し損害賠償を請求していたのもNであるが(当裁判所に顕著である。)、過誤によるものであり、上記認定判断を左右しない。

### 4 争点(3)、(4)について

#### (1) 本件各納骨契約の性質

証拠(甲8、乙6ないし8)によれば、原告A、原告B及び原告C(ただしKの代理人として)が、本件各納骨契約を締結するにあたって作成し被告に提出した本件使用願の裏面に印刷されていた本件規則には遺骨の所有権の帰属につき定めた規定は設けられておらず、本件各納骨契約は、遺骨の所有権の帰属に影響を及ぼすものではないものと(納骨により遺骨の所有権が被告に移転することはない。)認められる。そして、前判示のとおり、本件使用願の標題には、本件各納骨契約があたかも専用納骨所の1区画を目的物とする賃貸借契約であるかのような「専用納骨所使用願」という名称が使用されている。

しかしながら、前判示のとおり、専用納骨所に遺骨を納めた信徒であっても普段は本件納骨堂に立ち入ることさえ許されておらず、1年に3回だけ被告の定める方法により、本件納骨堂に立ち入って礼拝することが認められているに過ぎないのであるから、専用納骨所(全588区画からなるロッカー)の1区画はもとより、専用納骨所に納められた遺骨自体を管理しているのは、遺骨を納め所有権を有する信徒ではなく被告であるものというほかなく、本件各納骨契約をもって賃貸借契約と捉えることは実体にそぐわず、むしろ遺骨を目的物とする寄託契約に類似した無名契約とみるのが相当である。

#### (2) 本件規則の効力・内容

証拠(甲8、乙6ないし8)によれば、原告A、原告B及び原告C(ただしKの代理人として)が、本件各納骨契約を締結するにあたって作成し被告に提出した本

件使用願の裏面に印刷されていた本件規則は11条で構成されておりその文言も簡明であるから、原告らは、本件規則の内容を認識した上で、本件各納骨契約を締結したものと推認することができる。

そこで、本件規則の内容について検討するに、本件規則は、6条で「納骨された舍利（お骨）は如何なる場合も一切返還しない。」と規定する一方、8条で「年度管理費が5ヶ年以上滞納された場合は、無縁佛として合祀し、専用納骨所の使用権は消失する。」と規定している。本件規則は、7条で「総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で遺骨を納めること」を「合祀する」と表現しているから、専用納骨所に遺骨を納めた信徒が年度管理費を5年以上滞納した場合には所定の容器を一般納骨所（専用納骨所〔ロッカー〕の下部に作られた引き出し）に移すのではなく、遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納め、また、一般納骨所に遺骨を納めた信徒が年度管理費を5年以上滞納した場合にも、遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めることが規定されていることになる。これに対し、本件規則は、信徒が転寺して被告が設置する納骨堂を使用する資格を喪失した場合における遺骨の取り扱いに関する規定を設けていないから、被告は、6条の規定だけを根拠にして、専用納骨所内の所定の容器から遺骨を取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めることは許されない。そして、証拠（乙19）及び弁論の全趣旨によれば、本件規則の6条は、被告が「遺骨の引取をめぐる故人の親族間の争いに当寺（被告）が巻きこまれることを、心配して定めたもの」であることが認められるから、本件規則6条は、信徒から専用納骨所又は一般納骨所に納められた遺骨の返還を求められた場合であっても、合理的な理由がある場合には、被告は、信徒に遺骨を返還しないことができる旨を定めたものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、当裁判所に提出された全証拠を子細に検討しても、遺族間で遺骨の帰属について争いがあるなど被告が本件各遺骨の返還を拒む合理的理由となり得る事情は一切認めることができないから、原告らから本件各遺骨の返還を求められた被告は、速やかに、原告らに対し、本件各遺骨を返還しなければならず、本件各遺骨を返還するまでの間は、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管していなければならなかったものというべきである。

なお、本件規則6条は、その意味するところが上記のとおりであるから、「納骨者の転寺を不当に妨げ信教の自由を侵害するもの」ではなく、民法90条に違反するものではない。

### (3) 債務不履行責任の存否

前判示のとおり、被告は、原告らに対し本件各遺骨を返還する義務を負うとともに、本件各遺骨を返還するまでの間は、本件各遺骨を善良なる管理者の注意をもって保管する義務を負っていたものと認められるところ、被告が、本件各遺骨を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めたことにより、上記返還義務の履行が不能の状態にあるから、被告は、原告らに対し、上記返還義務の履行不能による損害を賠償する責任を負うものというべきである。

なお、被告は、本件各行為が「合祀」という遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、被告が本件各行為を行ったことは善管注意義務に違反しないと主張するけれども、遺骨を丁寧に取り扱い、宗教上相当な方法により適切な場所に納めたとしても、遺骨の所有者の同意がなければ、遺骨の上記返還義務を免れることがないことは明らかであり、本件全証拠によっても、本件各行為を行うことにつき原告らが同意した事実は認められないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### (4) 不法行為責任の存否

前判示の事実関係によれば、本件各行為は、本件各遺骨の所有権を侵害するものであることが明らかであるから、不法行為を構成する。なお、原告らは、本件各行為は、同時に原告らの人格的利益を侵害するものであると主張するが、侵害された所有権の対象（遺骨）の性質から所有権の侵害に伴い原告らの人格的利益が損なわれるという関係にあるから、原告ら主張の要素は所有権の侵害に含まれるものと解するのが相当である。

これに対し、被告は、本件各行為が「合祀」という遺骨の取扱方法として宗教上及び社会通念上相当なものであるから、本件各行為は不法行為を構成しないと主張するけれども、前判示のとおり、本件全証拠によっても、本件各行為を行うことにつき原告らが同意した事実は認められないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### 5 争点(5)について

(1) 前判示のとおり、本件各行為は、原告ら所有の本件各遺骨を対象とする債務不履行又は不法行為を構成するものであり、遺骨の性質上遺骨自体の金銭的評価を行うことは社会通念上相当でないから、本件各行為による損害は、本件各行為により原告らの受けた精神的苦痛に対する慰謝料として評価するのが相当である。そして、前判示の事実関係によれば、原告らは、本件各行為によってそれぞれ相当な精神的苦痛を被ったものと認められ、原告らの被った精神的苦痛を慰謝するための慰謝料としては、諸般の事情を考慮し、原告Aにつき80万円、原告Bにつき60万円、原告Cにつき60万円と認めるのが相当である。

(2) 被告は、原告らが本件各行為により精神的苦痛を受けていないと主張し、これを基礎づける事情であるとして原告らが本件各遺骨の返還を受けられないことを承知しながら些細な理由で転寺したなどと縷々主張するが、前判示のとおり、原告らが本件各遺骨の返還を受けられないことを承知していたとの前提事実を認めることができない上、原告らが転寺をした理由により原告らの本件各遺骨に対する思いを推し量ることはできないから、被告の上記主張を採用することはできない。

#### 6 争点(6)について

##### (1) 債務不履行責任の消滅時効

債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、本来の債務の履行を請求し得る時点からその進行を開始するものと解するのが相当である。これを本件についてみるに、前判示の事実関係によれば、原告Cは、平成5年3月ころには、被告に対し転寺の申出を行い別の寺院の信徒となり、そのころには本件納骨契約（C）は終了

しているのであるから、遅くとも平成5年5月末日の時点（被告が消滅時効の起算点として主張する時点）では、原告Cは、被告に対し、本件遺骨（C）の返還を請求することが可能であったものというべきである。したがって、遅くとも平成15年5月末日経過の時点では、原告Cの被告に対する債務不履行に基づく損害賠償請求権につき10年の消滅時効期間が経過していることとなる。

(2) 不法行為責任の消滅時効

民法724条にいう「損害及び加害者を知ったとき」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知ったときを意味し（最高裁判所第二小法廷昭和48年11月16日判決・民集27巻10号1374頁参照）、同条にいう被害者が損害を知ったときとは、被害者が損害の発生を現実に認識したときをいうものと解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成14年1月29日判決・民集56巻1号218頁参照）。これを本件についてみるに、前判示の事実関係によれば、被告が本件遺骨（C）を所定の容器から取り出して総骨室にほかの遺骨と分別することができない状態で納めたことを原告Cが初めて知ったのは、平成17年3月16日（本件調停事件の期日）であり、原告Cは、少なくとも同日の時点までは、被告に対する損害賠償の請求が可能である程度に、損害及び加害者を現実に認識したとはいえないから、少なくとも同日の時点までは、原告Cの被告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効は進行を開始していないものと解される。したがって、この点に関する被告の主張は採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、原告Aの請求は、80万円及びこれに対する不法行為の日の後であり甲事件訴状の送達により催告した日の翌日である平成17年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告Bの請求は、60万円及びこれに対する不法行為の日の後であり甲事件訴状の送達により催告した日である平成17年9月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、原告Cの請求は、60万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成18年4月9日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ理由があるから、これらを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

池 田 光 宏

裁判官

関 根 規 夫

裁判官

中 嶋 謙 英

(別紙)

## 松影寺納骨堂管理規則

### 第 一 条

当山納骨堂は、当山所属信者及び門末信者に限り使用することが出来る。

### 第 二 条

納骨堂内に左の三種の納骨所を設ける。

- 1 特別納骨所
- 2 専用納骨所
- 3 一般納骨所

### 第 三 条

専用納骨所使用希望者は、所定の使用冥加料を納めなければならない。

### 第 四 条

納骨に際しては、規定の納骨料及び回向料を志納しなければならない。

但し専用納骨所使用者は納骨料の志納を必要としない。

### 第 五 条

- 1 納骨所使用者は、所定の年度管理費を納付しなければならない。
- 2 既納の専用納骨所使用冥加料、一般納骨料及び管理費は、一切返還しない。
- 3 納骨所使用冥加料及び年度管理費の金額は、松影寺事務局役員会で定める。

### 第 六 条

納骨された舍利（お骨）は如何なる場合も一切返還しない。

### 第 七 条

納骨に際しては、松影寺所定の容器を使用し、残骨は総骨室に合祀する但し全骨の場合は別に規定の納骨料を志納しなければならない。

### 第 八 条

年度管理費が五ヶ年以上滞納された場合は、無縁佛として合祀し、専用納骨所の使用権は消失する。

### 第 九 条

松影寺の都合により、納骨堂の移転、改築又は祭祀の方法が変る場合は松影寺の方針に従うものとする。

### 第 十 条

専用納骨所使用権は、相続に依る場合の外、譲渡することが出来ない。

但しやむを得ない特別の事由ある場合に於ては、親族が住職の許可を得て使用権を承継することが出来る。

### 第 十 一 条

専用納骨所使用者及びその承継者が、松影寺及びその門末を離れた場合は使用権を消失する。